

3 連合会設立関係法の国会審議録

(1) 地方行政委員会等付託法律案審査経過

法案番号	閣法第47号	
法案名	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案	
提出年月日	昭和58年3月22日	
衆議院	付託	5月10日(本)
	審査月日	5月13日
	委員会議決	5月13日
	本会議議決	5月17日
参議院	付託	5月12日(予) 5月17日(本)
	審査月日	5月19日
	委員会議決	5月19日
	本会議議決	5月20日
備考	本会議で説明聴取 衆 5月10日	
公布月日・番号	昭和58年5月27日 法律第59号	

① 衆議院地方行政委員会

(第1類 第2号)

第98回国会
衆議院 地方行政委員会議録第11号

昭和58年5月13日(金曜日)

午前11時4分開議

出席委員

委員長 田村 良平君

理事 工藤 巖君

理事 宮下 創平君

理事 石田幸四郎君

青木 正久君

白井日出男君

片岡 清一君

塩谷 一夫君

竹中 修一君

中村 弘海君

小川 省吾君

上坂 昇君

細谷 治嘉君

湯山 勇君

部谷 孝之君

三谷 秀治君

理事 中山 利生君

理事 佐藤 敬治君

理事 青山 丘君

池田 淳君

小澤 潔君

北川 石松君

染谷 誠君

谷 洋一君

堀内 光雄君

加藤 万吉君

福岡 義登君

山口 鶴男君

草野 威君

岩佐 恵美君

田島 衛君

出席国務大臣

自治大臣

山本 幸雄君

出席政府委員

警察庁長官官房長

太田 壽郎君

自治省行政局公務員部長

坂 弘二君

自治省財政局長

石原 信雄君

委員外の出席者

大蔵省主計局共済課長

野尻 栄典君

文部省管理局福利課長	宮園 三善君
厚生省保険局保険課長	伊藤 卓雄君
厚生省年金局年金課長	山口 剛彦君
自治省行政局公務員部福利課長	秋本 敏文君
地方行政委員会調査室長	島村 幸雄君

委員の異動

5月13日

辞任	補欠選任
地崎宇三郎君	堀内 光雄君
中村 弘海君	青木 正久君
五十嵐広三君	湯山 勇君
小川 省吾君	福岡 義登君
加藤 万吉君	上坂 昇君

同日

辞任	補欠選任
青木 正久君	中村 弘海君
堀内 光雄君	地崎宇三郎君
上坂 昇君	加藤 万吉君
福岡 義登君	小川 省吾君
湯山 勇君	五十嵐広三君

5月10日

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）

4月28日

留置施設法案の廃案に関する請願（高沢寅男君紹介）（第2962号）

同（長谷川正三君紹介）（第2963号）

道路交通法に基づく指導、取り締まり等に関する請願（小川省吾君紹介）（第3111号）

同（山口鶴男君紹介）（第3112号）

5月12日

道路交通法に基づく指導、取り締まり等に関する請願（上原康助君紹介）（第3139号）

同（村山喜一君紹介）（第3140号）

同（伊賀定盛君紹介）（第 3167 号）

重度障害者に対する地方行政改善に関する請願（吉田之久君紹介）（第 3163 号）

同（米沢隆君紹介）（第 3164 号）

同（石井一君紹介）（第 3249 号）

同（奥田敬和君紹介）（第 3250 号）

同（矢山有作君紹介）（第 3251 号）

同（山下元利君紹介）（第 3252 号）

同（綿貫民輔君紹介）（第 3253 号）

同（渡辺省一君紹介）（第 3254 号）

同（渡辺美智雄君紹介）（第 3255 号）

身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願（吉田之久君紹介）（第 3165 号）

同（米沢隆君紹介）（第 3166 号）

同（石井一君紹介）（第 3256 号）

同（奥田敬和君紹介）（第 3257 号）

同（矢山有作君紹介）（第 3258 号）

同（山下元利君紹介）（第 3259 号）

同（綿貫民輔君紹介）（第 3260 号）

同（渡辺省一君紹介）（第 3261 号）

同（渡辺美智雄君紹介）（第 3262 号）

は本委員会に付託された。

4 月 28 日

留置施設法案等反対に関する陳情書（宇都宮市小幡 1 の 1 の 38 栃木県弁護士会会長羽石大）（第 186 号）

社会保険関係の事務移譲及び職員身分の地方移管に関する陳情書外 1 件（水戸市議会議長小林一彦外 1 名）（第 187 号）

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第 47 号）

○**田村委員長** これより会議を開きます。

内閣提出、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。山本自治大臣。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

[本号末尾に掲載]

○**山本国务大臣** ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この法律案は、地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、新たに地方公務員共済組合連合会を設けることとするとともに、市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を廃止して、新たに全国市町村職員共済組合連合会を設けることとするほか、地方公務員の定年制度の実施に伴い、定年等による退職をした者のうち、何らの年金を受ける権利を有しない者で一定の要件に該当するものに対して長期給付に係る特例等の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、地方公務員共済組合連合会の設立等に関する事項についてであります。

その一は、地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、新たにすべての地方公務員共済組合をもって組織する地方公務員共済組合連合会を設けることとしております。

地方公務員共済組合連合会は、その組織する地方公務員共済組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合を決定するほか、地方公務員共済組合から払い込まれる一定の金額を長期給付積立金として管理し、長期給付に要する資金が不足する地方公務員共済組合に対して長期給付積立金から必要な資金を交付する等の事業を行うこととしております。

なお、地方公務員共済組合連合会は、当分の間、公立学校共済組合及び警察共済組合を除く 89 の地方公務員共済組合で組織することとしております。

その二は、地方公務員共済組合連合会の設立に伴い、市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を廃止し、新たに全国市町村職員共済組合連合会を設けることとしております。

全国市町村職員共済組合連合会は、市町村職員共済組合または都市職員共済組合の給付事務等の指導、災害給付積立金の管理等の事業を行うこととしております。

第二は、定年等による退職をした者に係る長期給付の特例等に関する事項についてであ

ります。

その一は、地方公務員の定年制度の実施に伴い、定年等による退職をした者のうち、退職年金または通算退職年金を受ける権利を有しない者で定年等による退職前の組合員期間が10年以上であること等一定の要件に該当するものについては、その者の申し出により、退職後も引き続き地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける特例継続組合員となることとすることができることとする措置を講ずることとしております。

その二は、定年等による退職をした者のうち、退職年金または通算退職年金を受ける権利を有しない者で定年等による退職前の組合員期間のうち40歳以上の組合員期間が15年以上であること等一定の要件に該当するものまたはその遺族に対して、特例退職年金を支給する等の措置を講ずることとしております。

以上が、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○田村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○田村委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小川省吾君。

○小川（省）委員 厚生省においでをいただいておりますので、まず厚生省にお伺いをいたしたいと思っております。

高齢者層が増加をしまっているわけではありますが、21世紀に向かって、年金のあり方等について厚生省はそれなりに研究、検討を進めておられるだろうと思っておりますけれども、どんなふうに現在の段階では研究、検討の段階は進んでいるのか、まずお伺いをいたしたいと思っております。

○山口説明員 わが国の公的年金制度、ただいまいろいろの問題点が指摘をされております。私どもが所管をしております厚生年金、国民年金につきましても、わが国のこれから高齢化社会を控えまして、老後の所得保障の中核として大変重要な意味を持っているという認識のもとに、私どもも21世紀の高齢化社会になりましても安定した年金制度の運営ができるようにという基本姿勢のもとに、いまからそのための改革をしておく必要があるという基本方針のもとに、現在、厚生年金、国民年金についての改革に取り組んでおります。

私どもの心づもりといたしましては、この次の通常国会にはぜひ国民年金、厚生年金の改革案を提出をしたいということで、現在関係審議会等におきましても御審議をいただい

ておるところでございます。

○小川（省）委員 よくわかりました。そこで、恐らく 8 公的年金の一元化等の検討もその中に出てくるんだらうと思いますが、厚生省が所管になっている厚生年金と国民年金のお話もいまございましたけれども、まず自分の省の所管の二つをどうするかということをお先にすべきだというふうに思っておるわけでありましたが、いまお答えをいただきましたように、厚生年金と国民年金の二つをどうするかという点をぜひまず最初に導き出していくべきであらうというふうに思っておりますので、その点を念を押しておきたいと思えます。

さて、今回、国家公務員共済と公共企業体共済の統合がスケジュールにのってきたようでございます。これは厚生省の指導、指示によるものなのかどうか、まずお伺いをおきたいと思えます。

○山口説明員 私どもが所管をしております厚生年金、国民年金あるいは船員保険のほかに、公的年金全体にわたりまして先ほど申し上げましたような趣旨で改革を図っていく必要があるということで、政府といたしましては、昨年 9 月のいわゆる行革大綱におきまして、今後の公的年金の改革についての基本的な方針というものを決めております。

簡単に申し上げますと、将来の公的年金制度の長期的な安定を図るために、一元化を展望しながら、給付と負担の関係等制度全般のあり方について見直しを行って、58 年度末までに改革の具体的内容、手順等について成案を得るものとするということでございます。それを、厚生大臣が任命されておりますけれども、年金問題担当大臣のもとで計画的にやっ
ていこうということでございます。

その方針に従いまして、公的年金制度調整連絡会議あるいは公的年金制度に関する関係閣僚懇談会という場で、将来の公的年金制度の改革を計画的にやっ
ていこうということで、すでに関係各省とも協議をさせていただいている段階でございます。今回御審議をいただいております地方公務員共済組合の関係の法案につきましても、その全体の改革の中で位置づけられているというふうに私どもは理解をいたしております。

○小川（省）委員 さて次に、年金の給付水準の問題についてお伺いをいたします。

年金とは最低生活費を保障すべきものであるとかの説がございます。また、年金とは現役者の生活水準の 7 割程度を保障するものが妥当であるというような説もございます。一体、年金の給付水準というものはどのくらいが妥当であると考えておられるのかという点についてお伺いをいたしたいわけでありましたが、年金の給付水準の問題についてどのような論議がなされておりますか。

○山口説明員 年金の給付水準をどの程度のものにしていくかということにつきましては、大変むずかしい問題でございますけれども、従来の考え方を申し上げますと、厚生年金を

例にとって申し上げますと、厚生年金の場合、通常典型的にはサラリーマンの方の老後を保障していくという制度でございます。サラリーマンの老後保障の水準としてどの程度のところが望ましいだろうかということにつきましては、審議会等でもたびたび御議論をいただいているところでございますけれども、従来厚生年金の関係では、従前の標準報酬、具体的に申し上げますと、サラリーの中に諸手当等も含めたものでボーナス等は除いておりますけれども、その標準報酬の大体6割程度が望ましい水準ではないかということを一応念頭に置きまして、制度改革が図られてきているということでございます。

それじゃ将来、そういう年金の水準というものを望ましい水準ということで念頭に置いてやっていったいいいのかどうかということにつきましては、いろいろ御議論のあるところでございますけれども、先ほども申し上げましたような今後の年金制度の改革に向けて、私どももどの辺のところが目指すべき水準かということについてはいまいろいろ検討もし、審議会等でも御審議をいただいているわけでございます。

参考までに申し上げますと、次の制度改革のためにできるだけ幅広い方々から御意見をお伺いしたいということで、私ども有識者調査というものをこのほどやらせていただいたんですが、その中でも、サラリーマンの年金の水準についてどれくらいのところを目指すべきだろうかという御質問をいたしましたところ、先ほど申し上げましたような平均標準報酬との関係で言えば、60%程度が適当ではないだろうかという方が4割、65%程度という方が2割、70%と言われる方が2割弱ということでございますので、6、7割というところが大方の人が望ましい水準と考えているんじゃないかというふうに一応受けとめておりますけれども、今後御議論をいただかなければならないところだと思います。

また、いま申し上げましたのはサラリーマンを典型的に申し上げましたけれども、それじゃ農民、自営業の方の水準はいかにあるべきかということについては、また別途の観点から望ましい水準というものを御議論いただかなければならないというふうにご考えております。

○小川（省）委員 今後の議論にまつということでございますけれども、欧米と違って、日本はいわゆる一時金というかボーナスを含めた給与の総量が私どもの具体的な給与総額になっておるわけでありますから、そういう点を十分に意にとめて今後検討をしていただきたいと思います、このようにお願いをいたしておきたいと思っております。厚生省、結構でございます。

次に、大蔵省にお尋ねをいたします。

まず、今回の国公共済と公共企業体共済の統合を出されておるようでございますけれども、その発意者はだれかということでございます。厚生省の指導なり指示があったのか、

あるいは臨調の指示によるものなのか、あるいは大蔵省独自の判断によってこのような統合法案を出してきたのかどうか、その発意はどこにあるのか、まずお伺いをいたしておきたいと思います。

○野尻説明員 お答え申し上げます。

今回私どもが御提案申し上げております国家公務員と公共企業体職員の共済組合制度の統合法案、これの発意はどこかというお尋ねのようでございますが、実は私ども、昭和 55 年 6 月から大蔵大臣の私的諮問機関として共済年金制度基本問題研究会というものを発足させまして、その御意見の取りまとめを昨年 7 月にいただいたわけでありまして。

この御意見の中で述べられている大きな柱は二つございまして、一つは、わが国の年金制度全体が給付と負担のバランスが崩れるというおそれがある、つまり、年金の支払いの非常に困難な時期がやがて来るという問題の指摘、そのためには抜本的に給付と負担の両面から制度全体を見直さなければならぬだろうという御指摘、これが一つの柱でございます。

もう一つの柱は、とりあえず昭和 60 年度以降 1,000 億円を超える単年度赤字に陥る国鉄共済組合の財政対策を早急に図っていく必要がある。この対策としてはいろいろな検討がなされたわけでございますが、その意見で述べられておりますのは、今日に至る沿革が非常に類似している、いわば一種の昔同根であった国家公務員と三公社の共済制度を統合する、合併するという言葉で述べられておりますが、そういう方法で当面の急場をとにかくしのいでいくより仕方があるまい、こういう御意見を昨年 7 月にいただいております。

それとまた非常に似通った御意見が臨調の第三次答申からも出てまいりまして、国鉄共済組合については類似共済制度との統合を図るといふようなことで答申にも述べられております。

こういった御意見や答申を踏まえまして、それらの御意見に基づいたかっこうで、以後、大蔵省が国家公務員共済制度を主管しているということでこの法案の取りまとめに当たった、こういう経緯でございます。

○小川（省）委員 大蔵省独自の判断で取りまとめたということでございますが、大蔵の部内でこの共済統合の話が上ったときに、国鉄共済の危機的状況を迎えているのは政府の責任であるという見地から、政府の責任でやるべきだという意見は皆無であったのかどうかという点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○野尻説明員 ただいま申し上げました共済研の検討の過程といたしましては、こうした年金の支払い不能に陥るような状況にまで来た責任論というのが、議論は確かにされまし

た。されましたけれども、この御意見の中では、その政府の責任というものについて、いわば財政的な後始末を政府が責任を持ってやるということについては否定的な御意見が出ております。つまり、国の負担でこの後始末をするのは適当でないと、はっきりそこでは述べられております。

この国鉄共済が今日のような事態を迎えました原因といたしまして考えられますのは、輸送構造そのものの変化に伴って国鉄の職員数が減少してきているというようなこととか、あるいは国鉄自身が持っている職員の年齢構成が非常にゆがんでいるというようなことから、その独特の問題もあることはもちろん否定できませんけれども、より基本的な問題は、やはり給付と負担とのバランスが崩れてしまっているというようなこと、あるいは一企業あるいは一産業という小さな単位で年金の財政を仕組んできたことが産業構造の変化等に適切に対応し得なくなってきた、こういうところにむしろ真の原因があるわけですので、そういったことを解消していくためにも、制度の再編、統合という方向に沿った形で今後の検討を進めなければならないというふうに考えているところでございます。

○小川（省）委員　そこで、今回統合をされようとしておるわけですが、統合をやって国家公務員等共済組合は今後何年ぐらいいつのか、いわゆる健全な状態を維持できるのかどうか、伺います。

○野尻説明員　今回の私どもの統合法案の考え方でございますが、三公社の共済組合もすべて国家公務員共済組合連合会に加入して、国家公務員と三公社約200万人になりますが、全体でプールするというのが財政的には一番望ましい形でございますけれども、そういたしますと、国鉄以外の共済組合の組合員の負担が急激にふえるというような激変があるわけでございます。また、年金積立金を一挙にある一カ所に集中して運用するというようなことになると、それまで持っていた各共済組合の自主性の喪失というのも急激に起こってくる。そういった激変を当面緩和するという意味で、三公社だけは連合会に入らない。入らないで独立運営を当分の間していく。そのために国鉄共済の支払い不能という状況はまた残ってしまうわけです。そこで、国鉄以外の共済組合から国鉄共済組合に対して何がしかの拠出金の交付を行うことによって、いわば財政調整事業と呼んでおりますが、そういうことによって国鉄共済の年金支払い財源を確保していこう、こういうのが今回の私どもの案になっております。

この案によってどのくらいいつのか、こういうお話でございませけれども、基本的にいま考えておりますのは五カ年計画でございますので、昭和64年までのとりあえずの財政対策を考える。先ほど厚生省の方から御説明がございましたように、年金制度全体を通じて給付と負担の関係を見直していくという作業が別途並行して行われることとなりますの

で、そういう形で、その次の段階はさらに全年金制度を通ずる抜本的な見直しというふうなスケジュールにのっていき、その中でさらに新たな展開を図っていく、こういうことを考えているわけでございます。

○小川（省）委員 いろいろ意見はありますけれども、国家公務員等共済組合法を審議しているわけではないのですから、いいでしょう。

それで現在、国家公務員共済は退職前1年間の平均給与ということになっておるわけですが、公共企業体共済は退職時給与になっておって差があると思うのですが、これをどう調整しようとしておるわけですか。

○野尻説明員 おっしゃるとおり、三公社の方は最終給料で年金が算定されます。公務員系統は1年間の平均給与で算定される。今回の法案では、その国家公務員あるいは地方公務員の年金制度の水準に三公社の方を合わせる、つまり三公社の方方の年金も1年平均の給与に直す、こういうことを考えております。

○小川（省）委員 衆参両院の附帯決議でしばしば上っているわけでありまして、「懲戒処分者に対する年金の給付制限については、他の公的年金との均衡を考慮して、今後とも引き続き検討すること。」と、附帯決議でずっと何回も上がってきておるわけですが、この附帯決議が初めて上がってからの検討努力の状況と今後の検討の考え方について若干お伺いをしたいと思います。

○野尻説明員 懲戒処分者に対する給付制限につきましては、当地方行政委員会でもあるいは私ども国家公務員共済組合法を御審議いただいている大蔵委員会でも、その点について「他の公的年金との均衡も考慮して再検討する」という附帯決議をいただいていたわけでございますが、この点につきましては、昭和56年の4月に実は政令改正をいたしまして、給付制限は従来、処分を受けた後お亡くなりになるまでいわば無期的な制限だったわけでありまして、制限を受け始めてから5年間の有期制限に改めるということで、緩和措置をすでに56年4月に図っているところでございます。

これにつきまして、なお完全な撤廃をすべきではないかという御議論も検討の過程ではあったわけでございますけれども、まだ現在の共済年金は職域年金として公務員制度の一環という位置づけもあるわけでございますから、全く完全に撤廃するというのは不適當、しかしながら五カ年たったならそれは全部戻すというくらいの有期制限にすればいいのではないかと、こういう審議会の御意見に基づいてそのように改めております。

○小川（省）委員 他の公的年金との関連もあるわけでありまして、ぜひまた引き続き研究、検討の対象にしていただきたいことをお願いをいたしておきたいと思っております。

それから、行革関連法案のときに、国庫負担分を実は4分の1地方公務員共済等もカッ

トをされてきているわけでありましたが、共済組合の財政運営とも関連があるわけでありませんが、これはいつごろ返還をしていただけるのか、伺っておきたいと思えます。

○野尻説明員 厚生年金、それから国家公務員、地方公務員の共済年金の公的負担については、4分の1カットしたかっこうで払い込みを受けておりますが、これは昭和59年までの三カ年間の臨時措置でございまして、その時期が経過した後、年金財政に支障を生じないようその後始末をするということになっております。いつからその返還が始まるのか、どういう形で返還が行われるのかは、厚生年金に対するその扱い等とのバランスを見ながら検討してまいりたいというように考えております。

○小川（省）委員 なるべく早く返還をしてもらわないと、組合の財政運営にも関係があるわけでありますから、お約束でカットしたわけでありますから、ぜひひとつ検討をしていただくようお願いをしておきたいと思えます。野尻さん、ありがとうございました。

さて、本題の地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案について自治省にお伺いをいたしたいと思えます。

私は共済の専門家のように言われておりますが、実は素人なんであります。ただ毎年質問をさせられておりますので、共済組合法にかかわる機会が少し多いというだけでございます。素人にもわかるように、明確に要領よく簡潔にお答えをいただきたいと思えます。

まず、今回の法改正に至った動機といいますか、改正に踏み切った理由についてお尋ねをいたしておきたいと思えます。

○坂政府委員 今回の改正に踏み切りました一番大きな理由は、現在地方公務員の共済年金は91の組合によって行われておりますが、これは財政的な単位で言いますと16の単位に分かれておるわけでございます。その中には非常に弱小と申しますか小規模の財政単位もあり、そのために、成熟度の相違等から、同じ給付内容でありながら負担が違ふとかいろいろ問題点がございまして、地方公務員の共済年金の財政の安定化を図るためにこの財政単位を大きくしようというのが最大の理由でございます。

○小川（省）委員 また、附則14条の6によれば、地方公務員共済組合連合会に公立学校共済組合と警察共済組合を除くことにしている理由について伺いたいわけでありませんが、都道府県には、警察の定年が若干一般の公務員より早いものでありますから、警察をやめた職員が交通関係や消防、防災関係の職場に大分入ってきております。また、市町村等では教員の退職者が教育長になっている例等が間々あるわけでありまして。今回の改正ではなぜ二つの共済組合を除外をされたのか、お伺いをしたいと思うのです。また、今後加入させるための方策や加入させようとする時期はいつなのか、そのお考え方についてお伺いをしたいというふうに思っています。

また、いま私が申し上げたような場合、年金は都道府県や市町村の方で支出をしているケースが多いわけでありますが、これらの積立金の移換を図っていかなければ、成熟の度合いとは別に地方公務員共済組合が苦しくなっていくわけであると思いますが、この積立金の移換についてはどうなのか、お伺いをしたいと思います。

○坂政府委員 お答え申し上げます。

まず第一番目に、今回の改正におきまして、本則におきましては地方公務員共済組合全部の連合会をつくることにいたしておりますが、附則におきまして学校と警察関係を除いたのはどういうことかというわけでありますが、いろいろ理由ございますが、大きな理由といたしましては、公立学校共済組合、警察共済組合というものは、ほかの地方公務員に比べますと特定の職域の職員のみでもって組織されておるものでございますし、また公立学校は特に大きゅうございます。警察共済組合もかなりの程度の規模の組合員を持っておるものでございます。それに比べまして、他の一般の地方公務員の共済組合の場合には、先ほども申し上げましたように非常に小規模なものもございまして、これが非常に問題であるわけでございますので、さしあたり当面緊急の課題といたしましては、これらの警察、公立学校を除いたその他の 89 の組合の財政単位の統合を図るということが、まず第一番目必要であるということでしたわけでございます。これはもちろん、先ほど申し上げましたように、警察も公立学校も皆一緒のグループにすることが望ましいことでございますので、これらの二つの組合につきましては、できるだけ早期に加入することができるよう、今後さらに関係者等と十分協議を進めてまいりたいと思っております。

また、先ほどの組合を移った結果の問題でございますが、これは責任準備金の移換の問題になると思いますが、この点につきましては非常に技術的にむずかしい問題がございますので、さらに何か簡便な方法とかいろいろ現在検討を進めておるところでございます。

○小川（省）委員 組合の成熟の問題とは別に財政的な問題もあるわけでありまして、移換の問題についてはぜひ検討をしていただきたいと思います。

それから、地方公務員共済組合連合会に対する払込金についてであります。法第 38 条の 8 によれば政令で定めることになっておるようでございます。しかし、聞くところによれば来年度から 30%、既往の積立金から 15%とされておるようでございます。私は、どのようなことで 30%と決めたのかわかりませんが、これでは福祉事業に支障が生ずるおそれがないにしもあらずと考えられますが、30%と決めた理由は何なのか、及び福祉事業や地方債を単位共済組合が引き受けをしておるわけでありまして、そういう引き受け等の面から支障を生ずるおそれはないのかどうか、お尋ねいたしたいわけでありまして。また、拠出金をふやす場合には当然国庫負担金を引き上げていくべきだと思っておりますが、ど

うでしょうか。また、この 30%も軽々に引き上げるのはどうかと思いますが、当面、当分この線で続けていくつもりであるのかどうか、お尋ねをいたしておきたいと思います。

○坂政府委員 お答え申し上げます。

まず第一番目に、連合会に拠出する額でございますが、政令で定めることにはいたしております。その考えておりますのは、毎年度の責任準備金の増加見込み額の 30%相当額、もう一つは 58 年度末におきます責任準備金の現実の積立額の 30%相当額でございますが、これにつきましては、とりあえず 59 年度においては積立金の 15%相当額ということで考えております。

第二番目に、なぜそのような額にしたのか、それからそれが福祉事業等に影響を及ぼすのではなかろうかというお話でございますが、これは二つ関係があるわけございまして、御案内のように、現在のところ積立金の 30%に相当するものは公営企業公庫債とか地方債を引き受けるということになっておるわけでございます。したがって、その分を連合会に拠出するかわりに、その公営企業公庫債なり地方債の引き受け義務も、それに見合うものは連合会が負うということにいたしますれば、拠出いたします共済組合の方は、その他の福祉事業等に運用いたしております事業に影響を及ぼさないだろうということでございます。それから、地方債の引き受けに当たりましては縁故資金として充当されるわけでございますが、これももちろん従来どおり、こういうことによって不利な扱いになるとかいうことのないように配慮してまいりたいと思うわけでございます。

また、その 30%を今後軽々に引き上げるべきでないという御質問でございますが、この点につきましては、もちろん今後の連合会の運営あるいは各共済年金の財政状況等によって将来また変わることはあり得ると思いますが、いずれにいたしましても、関係者とそのような場合は十分協議いたしまして対処いたしたいと思っております。

○小川（省）委員 連合会で地方債を引き受けて、単位共済では福祉事業にやってもらいたいということなんですが、いずれにしても、そういう支障のないようにぜひ配慮をいただきたいと思っています。

それから、地方公務員共済組合連合会の運営は、運営審議会方式をとることが第 38 条の 4 で定められているようではありますが、関係団体の意見を十分に聞いて民主的に運営してもらいたいと思っております。政令指定の 10 市などでも、運営審議会委員をどうしても出したいなどという意見もあるようでございますけれども、政令都市等の意見を十分に反映させるために、運審の中に部会的な要素を持たせる運営を配慮していくことが民主的な意見の反映や運営につながると思うわけではありますが、そのような方法をとっていただけるかどうか、伺いたいと思っております。

○**坂政府委員** 指定都市の問題でございますが、指定都市につきましても、新しくできます連合会の運営審議会を通じて連合会の運営に参加することができるようにいたしたいと考えておりますが、指定都市の場合は、お話のございましたようにほかの場合とはちょっと異なりまして、ほかの市町村でございますと別に連合組織、あるいは県の職員でございますと全国一本の組織を持っておるわけでございますが、指定都市につきましてはそのような組織がございませんので、そのような点も勘案いたしまして、地方公務員共済組合連合会の具体的な組織や運営方法に関する今後の検討の際に、御指摘のあった点につきましても十分配慮してまいりたいと考えております。

○**小川（省）委員** また、これら運営審議会の役員を選出についてでございますが、大臣任命になっているようであります。従来の既存共済組織やあるいは地公労関係組合等の役員を入れるなどをして、従来のように十分にその意見を酌んで運営に当たっていただきたいと思っておるわけでありましたが、そのようにやっていただけますでしょうか。

○**坂政府委員** 新しく設けます連合会の役員任命につきましては、役員として最も適任者を得るように、広く共済組合関係者等の御意見も聞きながら十分対処してまいりたいと思っております。

○**小川（省）委員** また、連合会の運営についてもお尋ねをしておきたいと思いますが、従来もそうだったわけでありましたが、地公労関係の職員団体との話し合いがあつてこそ十分にスムーズに運営をされてまいったと思うわけでありましたが、スムーズな運営を確保していくためにはどうしても地公労関係団体の参加を保障していくことが必要だろうと思っておるわけでありませんが、そのようにお考えになっていただけるかどうか、お伺いをしたいと思います。

○**坂政府委員** 連合会の運営に当たりましては、従来からの地方職員共済組合などの例なども勘案いたしまして、十分関係者の意見を聞きながら配慮してまいりたいと思います。

○**小川（省）委員** それから、現行の国庫負担が地方交付税に組み込まれて、自治体負担とされておるわけでありまして。このため、東京都などの不交付団体やあるいは公営企業については財源保障が行われていないのではないかとと思っておりますが、地方公務員共済年金の公的負担分については実額保障を行っていくべきであると思っておりますが、いかがですか。

○**坂政府委員** 共済年金も公的年金の一つでございますが、公的年金制度におきましては、国、地方公共団体、公共企業体等が一定割合の公的負担をしているわけでございます。地方公共団体の負担につきましては、地方財政計画上必要な財政需要として計上されておりますので、全体としては地方公共団体に必要な財源は確保されている仕組みになっている

わけでございます。なお、個々の地方公共団体につきましては、御案内のとおり、地方交付税の算定を通じまして、財源の不足しているものに対しては交付税の交付、あるいは超過しているものにつきましては不交付ということになっておるわけでございます。

それから、地方公営企業におきましても、地方公共団体あるいは公共企業体と同じく公経済の主体といたしまして同様に公的負担を行っているわけでございますが、地方公営企業は経費の種類、いわゆる負担区分によりまして一般財源の繰り出しもございしますが、原則として独立採算制をとっておりますので、その中において処理されていると理解しております。

○小川（省）委員 また、連合会の行っていく事業についてでございますけれども、法第38条の2に定められておりますが、財政単位の一元化が重要な目的のようになっておるわけであります。そういう意味では、各単位組合を連合会が束縛したり統制したりするようなことはないと思っておりますが、いかがでございますか。単位組合の自主性を保障していただけるのかどうか。むしろ単位組合を援助をしていただくような方法をとるべきではないかと思っておりますが、どうなのか。連合会の事業についてどのように考え、また単位組合との関係をどのように考えておられるのか、伺いたいと思っております。

○坂政府委員 連合会の主要な任務は、掛金の率を共通して計算をするということ、それから財政調整を行うということでございますが、今回のこの連合会の設立に伴いまして単位共済組合の運営が、もちろん連合会の行う事業となった分についてはその分仕事なくなるわけでございますが、今回の改正によりまして単位共済組合の運営に特段の変化を受けるといったことはございません。

なお、連合会の仕事といたしまして、「長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供すること。」ということも法律で規定させていただいておりますから、むしろ単位共済組合についてのこのような面における援助ということも行われると思っております。

○小川（省）委員 共済組合の特性は、短期、長期、福祉事業の3本の柱になっておると思っております。短期給付を健康保険で行っている組合もあるわけでありましたが、これについては今後どのような指導方針で臨んでいくつもりなのか、伺いたいと思っております。

また、短期で老人保健法の施行以降いろいろ影響が出ておるわけでありましたが、将来展望としてはだんだん苦しくなっていくと思われまます。窮迫組合について十分な配慮が必要だと思っておりますが、配慮をしていただけるのかどうか、お尋ねいたしたいと思っております。

○坂政府委員 共済組合の中には、短期給付を行いませんで、健保によってやっておるところがございしますが、われわれといたしましては、本来共済組合による短期給付で医療給

付を行うべきであろうと原則的には考えております。いずれも過去の経緯その他によりまして来ている問題でございますので、早急にこれを改革するということは实际的に非常にむずかしいと思っておりますが、基本的には共済組合の短期給付制度でいくべきであろうと考えております。

それから、老人保健法の施行等に伴う問題でございますが、短期給付の場合、特に組合規模が小さく、組合員の負担の格差が大きいのは、市町村職員共済組合に多いわけでございます。そのような点を考慮いたしまして、昨年 8 月から、市町村職員共済組合連合会におきまして組合間の財政調整事業を実施いたしまして、短期給付に係る組合間の負担の均衡と財政の安定化を図っておるところでございます。

なお、この市町村職員共済組合連合会は、今回の法律をお認めいただきますと別の新しい組織に衣がえいたすわけでございますが、この事業は、新しい組織におきましてなお引き続いていたすつもりでございます。

○小川（省）委員 地方職員共済組合連合会の事務局組織の問題でございますけれども、どのような構想を考えているのかという点をまずお尋ねをいたしたいと思うのですが、改正法では附則 4 条で、解散する現在の市町村や都市の両連合会の職員については、新しい市町村連合会の職員として採用、就職のあつせんをするようになっているわけでございます。共済関係団体のプロパーの職員の就職の保障は、連合会の発足によって完全に保障されると考えてよいのかどうか、伺いたしたいと思います。

○坂政府委員 連合会の事務組織につきましては、これから関係者の、ことに共済組合関係者の間におきまして十分検討を進めていくべきだと思っておりますが、基本方針といたしましては、なるべく簡素な組織にすべきであろうということは考えております。

また、この連合会設立に伴いまして、市町村職員共済組合連合会と都市職員共済組合連合会の二つの連合会が廃止になりまして、新たに一つの全国市町村職員共済組合連合会が設立されることになるわけでございますが、御指摘のございましたように、改正法におきまして、その場合「職員としての採用、就職のあつせんその他の適切な措置を講じなければならない。」旨の規定を設けさせていただいておりまして、自治省といたしましても、この点につきましては特に配慮をいたしまして、遺漏のないようにしてまいりたいと思っております。

○小川（省）委員 ぜひひとつ過去の共済組合職員が路頭に迷うことのないように完全に就職を保障してもらいたい、このことを強く要請しておきたいと思っております。

また、公費負担の問題なのでありますが、現在の公費負担は 15.85%になっております。私どもは前々から、厚生年金と同様に、公費負担は 20%にすべきであると主張してまいり

ました。国家公務員等共済組合法の改正案によりますと給付時負担となっておりますが、地方公務員等共済組合法改正案では何ら触れておりません。地方公務員等共済組合法では将来どのように考えておるのですか。給付時負担とするとするならば、厚生年金と同様に、公費負担は 20%にすべきではないかと思いますが、いかがですか。

○坂政府委員 公費負担の問題でございますが、この点につきましては、委員会の附帯決議等においても再々いただいておりますのでございます。社会保険におきます公費負担のあり方といたしましていろいろ議論はございますが、考え方といたしましては、保険料のみでは適当な給付水準を確保することができない場合とか、あるいは被保険者の範囲が低所得者層に及ぶ場合、あるいはその保険事故の性質上被保険者及び事業主だけに費用を負担させることが必ずしも適当でないというような場合に、これらの公的負担の必要性の緊急度等に応じまして、また、社会保障制度全体の均衡を考慮しながら検討すべきものであるというふうに考えておるわけでございます。

したがって、地方公務員共済年金の公的負担の割合を厚生年金と同様の 20%にすることにつきましては、各公的年金制度間のバランスとか、あるいは高齢化社会を迎えての将来の年金財政の健全化等の問題を含めまして、国家公務員等の取り扱いも見ながら、今後総合的に検討していくものと考えております。

また、給付時負担、拠出時負担の問題でございますが、これは長い目で見れば、給付時負担であっても拠出時負担であっても公費負担の割合は変わらぬと思いますが、さしあたってのところを考えますと、一概にどちらがいいのか悪いのか、得か損か、いろいろ問題のあるところだと思います。いずれにいたしましても、国家公務員共済組合の方で拠出時負担の方を切りかえられるのでありますれば、地方公務員共済組合につきましても、その是非について十分検討しなければならぬと思っております。

○小川(省)委員 ぜひひとつ公費負担を厚生年金並みの 20%にするように、特段の御努力をいただきたいと思っております。

それから、無年金者救済のゆえをもって 15 年特例年金や任意継続組合員というような条項を定めておるわけでございます。これらに該当してくるのはまさにレアケースだと思いますが、場合によっては 2、3 年定年延長しなければ救えないというようなケースが出てこないとも限らないと思われませんが、これらの場合、救済するためのあらゆる手だてをとると確約をしてくれるかどうか、念のためお尋ねをいたしたいと思っております。

○坂政府委員 昭和 60 年 3 月 31 日から実施されます定年制の施行に伴いまして、通算退職年金も含めて年金の受給資格の生じない者があるのではないかとということでございまして、そのために、特例継続組合員制度と特例退職年金制度の二つの制度を今回の法律でお

願っているところでございます。したがいまして、これらの二つの制度を活用いたしますれば、まず救済されるものというふうにわれわれは考えております。

○小川(省)委員 ひとつぜひ救済できるように特段の手だてを講じていただきたいと思っております。

また、厚生年金では特例年金を廃止するのではないかというような動きがあると仄聞しておるわけであります。このような状況の中で、地方公務員共済だけの15年特例年金の発足が保障されるのかどうかという問題なのでありますが、大丈夫なんでしょうね。

○坂政府委員 ただいま御質問のございましたようなこともあるのかということは、われわれも承知いたしておりますが、いずれにいたしましても、今回御提出申し上げました法律は、関係各省の合意を得て提出したものでございますので、もし成立いたしますれば、当然それは実施されるものと思えます。

○小川(省)委員 安心をしました。ぜひそういう形で無年金者を救済できるような措置をお願いいたしておきたいと思えます。

それから、現行のままでいきますと、59年に財源率の再計算の年を迎えるようでございます。この新法運営その他もろもろについて大事なことは、関係団体との十分な協議であると思っております。そういう点では、地公労関係の職員団体と十分な協議を継続していただけるとは思いますが、お約束をしていただけますか。

○坂政府委員 次回の財源率の再計算は昭和59年12月までとなっております、現時点におきましてはどの程度の財源率となるか明確ではございませんが、いずれにしてもある程度の引き上げは必要になるものと考えております。

そこで、財源率の決定につきましては、将来にわたる年金制度の安定的な運営にも十分配慮する必要がございますが、御指摘の点も念頭に置き、また国家公務員共済組合における再計算の状況等も見ながら、今後検討してまいりたいと思っております。

○小川(省)委員 最後に、大臣に二、三ただしておきたいと思えます。

ただいままでの私と公務員部長とのやりとりを聞いておっていただいたと思うわけですが、お約束をしていただきたいことが二、三点ございます。

まず第一点は、地方公務員等共済組合制度を完全に堅持して、この管理運営を維持していただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでございますか。

○山本国务大臣 先ほど来、非常に具体的な問題について御論議をいただきましたが、御案内のように、わが国は高齢化社会を迎えておる、それから公務員につきましては定年制を実施することになっておりまして、年金の問題は非常に重要なものでございます。そこで、政府としては、年金問題を重要な課題としてとらえ、特に行政改革の中の重要な課題、

そういう把握の仕方をしておるわけでございます。

そのきっかけになったのが国鉄の共済年金の問題であったかと思いますが、これによりまして、将来国民に公平に基礎的年金を保障するという大きな目標に向かってスタートを切ったものだと私は思います。それが何年ごろになるか、スケジュールを一つ一つ踏んでいかなければならぬ。その一環として今回地方公務員共済の問題をお願いすることになった。先ほどのお尋ねのように、国鉄と公共企業体共済組合との統合という問題とあわせて地方公務員共済のこういう財政単位の統合を図ることになったわけございまして、将来を展望しながらそのステップとして今回こういうことをする。

しかし、地方公務員は何せ 320 万というたくさんの方がおられます。今回警察と公立学校共済は一応除いてございますけれども、これもいろいろな政府の審議会からもそういうお答えをいただいております、なるべく早くそういう体制に持っていきたい。地方公務員共済全体としまして、この 320 万の組合員の皆様方のお気持ちに沿えるような制度をつくり上げていくという大きな将来の目的に向かって今後とも努力をしていきたい、こう思っておるところであります。

○小川（省）委員 政府全体の大きな動きがあって仮に統合などというようなことが出てくれば別であります、その以前には、いま大臣も言われたように 300 何十万の地方公務員がいるわけありますから、ぜひこの制度の管理運営を維持していただきたい、このことを第一点として強く要請しておきたいと思っております。

第二点として、共済組合は現在まで比較的民主的、自主的に運営されてまいったと思うわけございまして、この地方公務員共済組合の民主的、自主的な運営をぜひ維持していただきたいと思っております、いかがでございますか。

○山本内閣大臣 地方公務員の共済組合は、組合数からしますと 91 もあるということであり、財政単位としてもいま 16 を数えるということございまして、これの各組合につきましても、先ほど来のお話のように組合員の福祉事業もおやりになっておるわけございまして、それぞれ特色のある運営も確かにあります。そういう点は、先ほど公務員部長も御答弁申し上げたように、決して統制がましいことを考えておるわけでもありません。それぞれの自主性に基づいた運営もしていただきながら、全体としての一体化を図っていく、その一体化の限度内では公務員共済組合それぞれの御意見も伺いながらそういう運びをしていきたい、こう思っております。したがって、原則的には、おっしゃるように、組合はそれぞれの特色を持ちながら一体化を図っていく、こういう考え方でやっていきたいと思っております。

○小川（省）委員 第三点、これが重要なのでありますが、私が再三強調してまいりまし

たように、この共済組合制度の維持運営といいますか管理運営は、関係団体、特に地公労関係職員団体の協力があつたればこそスムーズな維持、管理、運営ができてまいったと思うわけでございます。この地公労関係職員団体の協力がなければスムーズな維持はできないだろうと思うわけでございます。この関係を今後とも十分協議対象として、共済制度を維持し、さらに発展させていくことをお約束していただけるかどうか、重ねてお伺いしたいと思ひます。

○山本**国務大臣** 確かに皆さん方の意見をお伺いしながらこれを運営していかなければならぬ、皆さんの組合でございますから、当然にそういうことだと思ひます。先ほど来御答弁申し上げたように、それぞれの共済組合については運営審議会その他の御意見をりっぱに反映できる組織にしていき、その運営もきわめて民主的に運営していくという態度でやっていきたいと思ひております。

○小川**(省) 委員** わかります。ぜひそういう態度で各共済組合連合会や運営審議会の意見あるいは地公労関係団体等の意見を十分にくみ上げていただいて、従来のように民主的、自主的に本当にしっかりした運営ができるように御配慮を要望して、私の質問を終わります。

○田村**委員長** 午後 1 時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後 0 時 10 分休憩

午後 1 時 2 分開議

○田村**委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。草野威君。

○草野**委員** まず、質問の第一番目といたしまして、地方公務員共済の財政単位の一元化につきまして何点かお尋ねをしたいと思ひます。

今回の改正で、公立学校共済と警察共済が当分の間除外、こういうふうになっているわけですが、全地方公務員の共済の財政単位を一元化して財政調整をするというその趣旨からすれば、この二つの組合が全体の約 42%を占めるわけでございますけれども、この両組合を除外するというのではその効果が半減するのではないかと思ひますけれども、除外されたその理由はどういうことでございますか。文部省、警察庁並びに自治省にお答えを願ひたいと思ひます。

○宮園**説明員** お答え申し上げます。

今回の地方公務員共済組合連合会の設置につきましては、将来における公的年金一元化の方向という中で、地方公務員共済の年金財政基盤の安定化を図るという認識から、基本

的にはその設立について賛成を申し上げた次第でございます。

ただ、先生のおっしゃいますように当分の間公立共済組合は除くとされておりますが、その一つの理由は、公立共済組合は110万人を超える組合員を擁しまして、現在も安定した規模で、一般行政職員とは異なる職域によって、すでに全国を一本化した長期給付の事業を行っているというのがございます。もう一つは、今回の連合会設立のねらいの一つは、一部の小規模共済組合の年金財政の救済にございますが、当面においては、この救済は一般地方行政職員の共済グループ、89共済組合でございますが、これで財政調整が十分可能であるということでございます。三つ目は、仮に59年度から公立共済が連合会に加入すると考えました場合に、1兆円を超える相当巨額の拠出金を拠出するということになるわけでございますが、それが組合の事業にどのような影響を及ぼすかということにつきまして、組合員の方に若干の懸念を持たれる方があるということでございます。

この三つが、当分の間除かれた理由でございますが、公立共済といたしましては、先ほど申し上げましたように110万人の組合員を抱えているという大世帯でもございますので、今後において連合会の運営の状況を考えながらコンセンサスの形成に努めていくということでございますが、さらにできるだけ早期にこの連合会に加入するように努めてまいらるべきものというふうに考えております。

○太田政府委員 ただいまの問題につきまして、警察共済組合の特性及び従来からの経緯等にかんがみまして、当面は自治省傘下の組合を加入させることにされたものと理解いたしております。

なお、警察共済組合もできるだけ早期にこれに加入できるよう、連合会及び警察共済組合の状況を十分に勘案いたしまして今後協議をしてまいりたいと考えております。

○坂政府委員 連合会を設立するに当たりまして、当面公立学校、警察共済を除外いたしました理由といたしましては、先ほどから御説明ございましたが、特定の職域の職員をもって組織されたものである、両方の組合はそういう性格のものであるということ、それから、規模そのものもかなりの規模の職員、組合員を持っているということ、それから、さしあたって緊急に必要なものは小規模の財政単位でございますので、それらはその他の一般の地方行政関係職員の共済組合の方に多いので、まず出発点に当たりましてはこの一般の職員の財政単位の安定化を図ってまいりたいということでございます。

ただいま42%が抜けてしまったのでは効果が半減するのではないかという御質問でございましたが、もちろんそういう見方もございますけれども、この本来のねらいが、非常に小規模のグループであれば保険が成り立たないというところにあるわけでございますので、むしろそのグループの数あるいは共済組合の数という方から見ますと、91の地方公務

員共済組合のうち 89 の組合が今回最初から参加するということでございますので、効果はそれなりにあると思いますが、いずれにしても全部が一つになることが理想でございますし、目的でございますので、なお今後とも両共済組合についてはできるだけ早期に加入するように関係者との間で十分協議を詰めてまいりたいと思っております。

○**草野委員** 大臣にお尋ねしたいと思いますが、いまのお話によりますといろいろと理由があるようでございますけれども、いずれにしても早期に加入をしたい、こういうようなお話でございました。

なお、この問題につきましては、社会保障制度審議会は、遺憾である、こういうような態度をとっているようでございますけれども、いつごろまでに新連合会に加入をさせるかという問題と、もう一つは、加入がおくれることによって現在以上に年金財政が悪化して、各組合の有利また不利というような問題が増大してくるのではないか、このようにも思われるわけでございますが、この点、大臣はどのようにお考えになっていきますか。

○**山本国务大臣** 今回、警察、公立学校を統合から除いたということについて、大変決定的な理由も余りないようにも私は思うのです。一つは、やはり組合員の数の問題もあります。それから、仕事の内容が府県、市町村とは警察とか学校とかと少し違うというぐらいの認識で、先ほど警察庁の方からは自治省傘下のものだけ統一したのかという話もあったわけでございますが、早晚やはりこれは一本化していただくというつもりではやっておるわけです。

ただいまお話しのように、社会保障制度審議会、それからもう一つは地方公務員共済組合審議会というのがございますが、社会保障制度審議会の方は、2 組合が加入していないのは遺憾である、こういうことであり、それから地方公務員共済組合審議会の方は「両組合の特性や従来経緯にかんがみ、当面やむを得ない」、こういうようなことでございますが、いずれも今後加入に当たっては、いまの両組合等組合の特性もございましょうから、よく話し合いをして合意の上でひとつ一本化に努力したい。

これは簡単のようでなかなかそう簡単ではありませんので、いつまでにやるか、こうお尋ねいただいても、すぐにいつまでとここでお答えするだけの用意を持たぬわけでございますが、しかし、大体いま具体的にこれからの公的年金の一本化のスケジュール、あるいは国民全体の年金を将来一本化するのには一体いつごろまでにやるか、こういうことなどいろいろタイムスケジュールがあると思いますが、ここでいまお話し二つの組合について、ではいつごろまでにということまで申し上げる用意はまだ持たぬ、こういうところでございますが、いずれにしろなるべく早い機会にひとつ、いま文部省なり警察からもやるということについては全く同意だというふうに伺いますので、なるべく早くやりたいとい

うことでございます。

○**草野委員** いま大臣から年金の再編成にわたるお話まで触れられたわけでございますけれども、今回この二つの組合が加入していないという問題について非常にむずかしい問題もある。しかし、早期に加入について努力したい、こういうようなお話でございますけれども、そういう問題を抱えて今回このような法改正に踏み切る必要はなかったのではないか、全組合がすべて合意に至ってから一元化、こういうふうにしてもよかったのじゃないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○**坂政府委員** 財源率の再計算を法律上5年ごとにいたさなければならないわけございまして、今回は59年の12月でいたさなければならないわけでございます。そこで、先ほど来申し上げておりますように、91組合のうち89組合までは出発できるようになった。それで、残りの二つの組合が入るまで待ちますと、59年12月の財源率の再計算の時期に間に合わなくなってまいりますし、そうしますと、今度の再計算におきまして、現在の16の単位に分かれて、しかもその中に小さいものがたくさんあるという矛盾がますます拡大されまして、そして不公平が生ずるわけでございます。

したがいまして、先ほど来申し上げましたように、少なくとも現在の89の方で出発すればそれなりと言うとなんでございまして、効果はもちろんあるわけでございますし、またそういうことで連合会をつくるのが、さらにあとの二つの組合が加入するのにも道を開くということにもプラスになるというふうに判断いたしまして、こうしたわけでございます。

○**草野委員** 先ほど文部省のお答えの中に、一部の組合の救済につながる云々というお話がございましたけれども、現在すでに単年度収支が赤字の組合があるようございましてけれども、その原因は一体どういうところにあるのでしょうか。また、その組合の運用に問題があるのではないかと申しますし、また現職の公務員の給与の運営にも問題があるのではないかと、こういうふうに思うわけでございますが、この点はいかがでしょう。

○**坂政府委員** 単年度収支で赤字を生じている組合があるわけでございますが、その主なものは何かというまず第一の御質問でございます。

年金財政を左右します非常に大きな原因は、やはり成熟度と申しますか、何人の現職者が何人のOBを養うと申しますか年金を負担するかという、その比率が最大の影響を与える要因であると思っております。具体的に名前を申し上げますとなんでございまして、呉市の職員共済組合は非常に赤字が多いわけございまして、この場合を見ますと、たとえば昭和40年には組合員数が3,279人であった。そして、それに対して退職年金の受給者数が139人ございまして、これが昭和56年で見ますと、組合員数は2,945人、それに対し

て年金の受給者が1,175人、この間、昭和40年から56年にかけて組合員数、年金を負担している方の職員は0.898でございますから89%、90%に10%減っているわけでございます。しかるに、それに支えられております年金の受給者は、139人から1,175人と申しますと、8.45倍、8.5倍。すると、負担する方が10%減で、負担される方が8倍強という、これは極端でございますが、そこで、こういうようなことによって年金財政が悪化するというのが大きな原因であろうと思います。

なお、給与の問題につきましては、給与が高ければそれなりの年金財政に影響を及ぼすのは事実でございますけれども、この点につきましては、年金云々の問題よりも先に、給与自体の是正の適正化の問題がございますので、これは別途給与是正の問題として従来からも取り組んでおりますし、今後とも真剣に取り組んでまいりたいと思います。

○**草野委員** 今回の改正によって各組合が積立金を長期給付積立金として30%払い込む、こういうことになるわけでございますが、財政単位を一元化しながら、積立金を完全に統合しないで一部の集中にとどめているのはどういうわけかという問題、それから、いずれは全額を集中することになると思うのですが、この点はどうなっておりますか。

○**坂政府委員** 年金財政を一元化すると申しますか、統一します場合にいろいろ考え方があると思います。そして一つの考え方は、ただいまお話のございましたように、100%全部積立金も一緒にしてしまうというのも一つであろうと思いますし、また、その積立金はそれぞれ各共済組合が過去から使用者、職員両方が積み立ててきて、またそれをいろいろな事業にも運用しているわけでございますので、そういう点を配慮して、なるべくそういうものには影響を及ぼさない、しかし、経済的には統一化、一元化したのと同じ効果を生む、そのためには一部の拠出金を求めて、それによって財政を調整するという方法もあるわけございまして、われわれといたしましては、地方公務員共済組合の過去のいろいろな経緯、それから現在の状況等を考えまして、後者の方が適当であると判断いたしまして、そうしたわけでございます。

○**草野委員** スタート時においては58年度末の積立金の15%の払い込み、残りの15%については60年度以降、このように聞いておりますけれども、この15%で足りるというのなら、初めから15%でもいいのではないかと、このように思いますが、いかがですか。

○**坂政府委員** 原則といたしましては30%を考えているわけでございます。30%を考えております理由と申しましては、先ほど申し上げましたように、過去各組合が労使双方と申しますか、職員と使用者の間で資金をためてきたわけでございますが、それをいろいろな福利事業などに使っておる。ただ、そのうちの30%につきましては、公営企業金融公庫の債券であるとかあるいは地方債を引き受けるということになっておりますので、その分だ

けは連合会に拠出をいただきましても、連合会がその債券の引受義務を一緒に引き受けるならば、各組合における福祉事業等に影響を及ぼさないだろうということで、まずその30%は決めたわけでございます。

しかし、その30%で財政調整をいたすわけでございますから、その元本を食ってしまえば困りますので、やはりある程度の余裕を持った資金を積んで、そしてその運用益によってもしも財政調整が必要であるときには財政調整をするというようなことが必要である。ただ、その30%につきましても、今後の積立金の30%はよろしゅうございますが、過去の積立金の30%につきましても、特にやはりいろいろな事業に運用しているとか問題がございますので、さしあたり15%だけの拠出をいただくというふう考えたわけでございます。

○**草野委員** 従来、各組合においては、積立金増加見込み額の30%を、いまお話がございましたように、地方債やまた地方公営企業金融公庫債の取得に充てる、こういうふうになったわけでございますけれども、今後は、その30%を新連合会に払い込むことによって各組合は今度は余裕金が出てくるわけですが、その余裕金を地方債等の取得に充てる必要はなくなってくるわけでございますので、当然これは自主運用ができることになる、そのようになるのではないかと思いますけれども、この点はいかがですか。

○**坂政府委員** われわれの申しております義務的引き受けと申しますか、その分は拠出することによりまして連合会の方が引き受けるわけでございますので、その余裕金の運用は組合において考えるということになります。

○**草野委員** 引き続きこの問題でございましてけれども、各組合は年金給付の資金に不足が生じたとき、この場合は連合会の方から長期給付積立金の交付を求めることができる、このようになっているわけでございますが、各組合での余裕金の運用の仕方がうまいか、または下手と言うとおかしいですけれども、まずいところもあるかもしれませんけれども、そういうことによりまして資金不足が出てきたり、またその反対の現象が出てくると思うのですが、結果的に運用のまずい組合ほど得をする、こういうような結果になりかねないと思うのですけれども、やはりそういうような事態にならないように何らかの仕組みを講ずるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○**坂政府委員** 確かに資金の運用の巧拙によりましてそれぞれの年金財政が影響を受けますので、御質問のようなこともあるわけでございますが、ただ年金のための積立金でございまして、これを必ずしも最高有利にだけ回すのかと申しますと、やはりそれを積み立てた職員の福利厚生事業にも、利殖の意味からはたとえ不利であっても回すということもございまして、思います。

そこで、今回の財政調整を仕組みました最大の目的は、この小グループに分かれておるために成熟度等に差がある。また、たとえば職員の整理をすると途端に成熟度が高くなるとか、いろいろな問題がございます。そういう大きな年金財政の影響を均等化して、そして公平にしたいという趣旨でございますし、それが主体になろうと思います。

○**草野委員** いまのお話は理解できないことはないのですが、国家公務員の共済組合、それから地方公務員の組合と比較しますと、やはり資金の運用状況につきましてはどうも地方の方がなまぬるいというか、そういうような感じがするわけですね。これは資料によりますと、昭和 55 年度末の表でございますけれども、「公的年金各制度の積立金の運用状況比較表」を見ますと、有利運用というところで国家公務員の場合には 31.1%、それから地方公務員の場合は 23.2%、これは主として貸付信託等に運用されているわけでございますけれども、31%と 23%というこの数字の開きが 8%ほどあるわけでございますが、こういうところ一つ見てもなまぬるいのではないか。この点はいかがでしょうか。

○**坂政府委員** 仰せのとおり有利運用、福祉運用に分けてみますと、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合では御指摘のような差があるわけでございます。ですから、年金の支払いのための積立金の運用という点から見ますとそのとおりでございますが、先ほどから申し上げましたように、しかしこれはやはり職員のあるいは事業主の拠出によってたまってきたのでございます。その運用に当たってはやはり職員の福祉事業にも運用すべきであるという面もございまして、この点は政策判断と申しますか、一種の方針と申しますか、そういう結果こういうことになったのだらうと思います。

○**草野委員** 今後もそういうような方針でよろしいのでしょうか。

○**坂政府委員** 多少詳細にわたりますので、福利課長の方から御説明いたします。

○**秋本説明員** 共済組合の長期経理の資産の運用の問題についてお答えをいたします。

長期経理の資産はもともとが年金給付のための資金でございますから、それに合わせて有利な運用をしていくということも当然必要であろう。また反面、その資金は組合員の負担にもよって造成されておるものでございますから、組合員の福祉にも役に立つように運用をされなければならないという面も片やある。そこで、その資金の運用につきましては、一定の比率というものを設けながら、福祉事業等への運用については何%といったようなことで原則を定め、またそれぞれの共済組合の特殊な事情に応じて、その比率については特例的な運用の承認を認めるといったような形でやっております。

それで、長期経理の資産の運用の利回りでございますけれども、そのようないろいろな運用の仕方をした結果、トータルとして運用利回りがどういうことになっているかと申しますと、56 年度の決算におきましては、全体としては 6.67%という運用の利回りが出て

おります。これはそれぞれの共済組合の事情が違いますので、組合によって相当大きな差がございまして、高いところは7%を超えるといったところもあるわけでございます。そういうそれぞれの事情によって、結果としてはいろいろな差が出るということはございます。ちなみに、国家公務員の場合につきましては、56年度決算を見ますと、6.81%といったような数字になっているわけでございます。

今後の問題につきましては、年金の資金を確保するという意味で、できるだけ有利な運用を心がけると同時に、また反面、職員に対する福祉事業のための運用ということについても、適切なものの範囲内で配慮をしていくということで対処したいというふうに考えております。

○**草野委員** 個々の組合の例を取り上げればいろいろな差が出てくるとは思いますけれども、この両共済組合を比較すると、結果的に先ほど申し上げたような数字になるわけですね。現在の地方公務員共済の現状から考えて、将来果たして一体どういうふうになってくるか、非常に心配な点がたくさんあるわけです。

そこで、もう一点お尋ねしますが、自治省では、現在の給付状態を前提にしていった場合、近い将来地共済の姿というものがどんなふうになっていくか、簡単に数字を出してお答えいただきたいと思っております。

○**坂政府委員** 年金財政が将来どうなるかと申しますのは、これは財源率をどのぐらいにするかとかあるいは給付水準がどうなるか、いろいろの事情によって異なりますので、現状のままで推移したらどうかということでごく大ざっぱに推計いたしますと、全体といたしましては、昭和69年ごろに単年度では赤字になってくる、そして昭和78年度ごろには積立金も、現在のままで移行すればなくなるだろうという見通しでございます。

○**草野委員** ただいまお話のございましたように、財源率を現在の1,000分の125、こういうまではいま部長がおっしゃったような姿になるわけでございますね。そういうことをあわせて私も申し上げておるつもりでございますけれども、今回の財政単位の一元化、これは危険分散とかまた各組合の人員構成等からくる年金財政の時期的変動、こういうものを調整するという点ではいろいろと大きな意味があると思うのですが、それはそれで、将来の年金財政の悪化と赤字、こういうものの発生がなくなるわけでは決してないと思うんです。マイナス・プラス・マイナス・イコール・プラスには決してならないわけでございます。したがって、自治省は今後こういう問題につきまして具体的にどのような措置を講ずる考えですか、お考えをひとつ聞かしていただきたいと思っております。

○**坂政府委員** 御質問のありましたように、たとえ財政単位を一つにいたしましても、それによって年金財政が今後いい方に向くというわけではございません。そこで、年金財政

そのものとしたしましては、財源率をどうするかあるいは給付水準をどうするかという非常に基本的な問題があると思います。ただ、この問題につきましては、政府におきまして、ひとり共済年金のみならず、厚生年金等その他公的年金制度全体として今後検討してまいり、またそれは将来の一元化というものを展望しつつ、その制度の内容も検討してまいることになりますので、われわれとしても、地方公務員の共済年金の内容につきましては、これらの公的年金制度全体の問題の一環として、その中で検討すべきものであると考えております。

○**草野委員** では次に、第二番目の問題としまして、公的年金制度の一元化について何点かお尋ねをいたします。

初めに厚生省にお伺いいたしますが、58年4月1日の公的年金制度に関する関係閣僚懇談会の決定におきましては、「昭和70年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる」、このようにあるわけですが、その一元化とはどのような形態のものを想定しているのでしょうか。

○**山口説明員** ただいま御指摘がございましたように、現在の公的年金制度、8つに分立しておりますので、制度間の格差あるいは財政基盤が非常に不安定になってくるというようにいろいろな問題が指摘されております。政府といたしましては、究極的には一元化をいたしまして公的年金制度全体の長期的な安定を図ることがどうしても必要だというふうに考えておまして、今後の検討をするための一つの素材として、4月1日に進め方というものを決めさせていただいたわけでございます。

そこで、年金制度を将来一元化するという方向で検討していこうということについては一致をいたしておりますけれども、制度の一元化という言葉の意味につきましては非常に広い概念で考えております。具体的に申し上げますと、現在8つに分立している公的年金制度を完全に一本にしてしまうという考え方もございますし、また、分立については一応そのままの形にして、財政調整をしていくという考え方もございます。それから、各制度に共通する何らかの基礎的な年金あるいは基本年金というものを導入して一元化していこうという考え方もございます。現在のところ、一元化という意味をそういう広い意味でとらえまして、今後具体的にどうするかという方向を58年度末までに政府として決めていこうという状況でございます。

○**草野委員** ただいま一元化の形態について三つ、四つのお話ございましたけれども、われわれとしてはこの制度についてそれぞれ利害得失があることは考えておりますけれども、公明党は公明党としての考え方もすでに発表しておるわけでございます。この問題に関連いたしまして、自治省は今回地方公務員共済の改正をされたわけですが、こ

れを公的年金制度の一元化の第一歩である、そのように考えていらっしゃるわけですか。

○坂政府委員 先ほど厚生省の方で御説明のありました4月1日の政府のおおよその目安の中に、まず第一番目に、国家公務員共済組合と公企体の組合の問題と、地方公務員共済のただいま御審議いただいております問題、この二つが挙がっているわけですからそういう位置づけになっておりますが、われわれの理解しておりますところは、現在お願いしております地方公務員の16の財政単位を一元化していくということは、公的年金制度の内容を将来の安定化等を展望して改める、そういういろいろなものに着手する前に、地方公務員共済組合の過去の経緯、いきさつとか現状から見まして、地方公務員共済組合独特の問題点でありますとか、まず最初に、仮に一元化とかあるいは公的年金制度の改正等があってもなくても、いずれにしても地方公務員共済組合としては財政基盤を大きくしなければ、しょせん社会保険方式にはなじまないであろう、そういうような感覚でとらえてお願いしているものであります。

○草野委員 いまの御答弁を伺っております、私もはっきりああそうですかと言えないのですけれども、大臣にもう一回この問題についてはっきりお答えいただきたいのですが、今回の法改正は将来の公的年金制度の一元化の第一歩、このように考えていらっしゃるのですか、それともそうじゃないのですか、この点をはっきりお答えいただきたいと思えます。

○山本国务大臣 わが国の年金制度全体の問題、将来いつか基礎的な国民的な年金を考えなければならぬ日が来る、いまいろいろの年金があるわけですが、それは将来はいま申し上げるようなそういう理想に向かっていくべきものであろう。そこで、先ほど厚生省の方からお答えありましたが、公的年金は70年度をめどに一元化を図る、こういうことになっております。それは私は一つの目標であろうと思うのです。

そこで、地方公務員共済は何せ320万人というたくさんの地方公務員のための制度でございますから、そういう特性もございます。その特性もあるいは自主性も確保しながら全体の公務員共済の中に参加をしていく、そういうことのいろいろな段階が出てくると思うのですが、将来をにらみながら考えていく問題であるという認識でおります。

○草野委員 私は頭が悪いせいか、どうもちょっとはつきりしませんけれども、要するに一元化の第一歩と考えてよろしいですか。

○山本国务大臣 将来は一元化ということでございますから、それは確かに一つのステップを踏むことには間違いはないということだと思います。

○草野委員 大臣は関係閣僚懇談会のメンバーでございますね。その決定の第三項ですか、「以上の措置を踏まえ」、「昭和70年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる」、

このようになっているわけですね。この「以上の措置」という中に今回の法改正が含まれているのだという認識にわれわれは立っているわけなんですけれども、これは違いますか。そのとおりでよろしいですか。

○**山本国务大臣** いまお話しのことしの4月1日の閣僚懇談会の決定、58年度でこの二つのことをやる、これはいま今国会に御審議を願うという段階になっておるわけです。続いて今度は59年から61年にかけてのスケジュールがそこに書いてあります。それから今度は、仰せのような「以上の措置を踏まえ、」「昭和70年を目途に」云々ということになっておりますから、先ほど来申し上げておるように、段階を踏んでいく過程の一つであることには間違いはないと思っております。

○**草野委員** 地方公務員共済組合審議会というのがございますね。これはどういう審議会ですか。

○**坂政府委員** 自治大臣の諮問機関でございまして、地方公務員の共済組合制度の主要な事項について審議いたすところでございます。

○**草野委員** 自治省は当然この審議会の意見を尊重されると思いますが、よろしいですね。

○**坂政府委員** 審議会の御意見は、審議会の御意見として当然尊重いたします。

○**草野委員** この審議会は、今回の公的年金制度の統合という問題に対して反対をしているのではないかと思います。いかがですか。

○**坂政府委員** この審議会の答申のうち先生のおっしゃいますような懸念を抱かれたとしますと、それは「国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合の統合が検討されているほか、公的年金制度全体の将来の統合問題が検討されているが、地方公務員共済組合の特色、沿革等の諸事情に充分配慮し、これを維持することを基本とすべきである。」この点であろうと思います。これは、今後地方共済の年金あるいは公的年金制度についていろいろ検討が加えられていくであろうが、その際には、地方公務員共済組合の特色、沿革等諸事情を充分配慮しろという御趣旨であろうと思います。

○**草野委員** 次は厚生省にお尋ねしますが、厚生省は厚生年金、国民年金の一元化のために、昭和58年度末までにどんな成案をまとめるつもりでいらっしゃるのか。また、将来の高負担を避けるために、現在の給付水準を20%程度引き下げるということも一部伝えられておりますけれども、これは事実でしょうか。

○**山口説明員** 厚生年金と国民年金につきましては、昭和59年度に制度改正をしたい、次の通常国会には提出をしたいということでいま準備を進めております。関係審議会にも御審議をお願いしているところでございます。また、できるだけ広い層から御意見をいただきたいということで、有識者調査等も実施をさせていただいております。私どもといた

しましては、この審議会の御意見あるいは有識者調査等の御意見を踏まえまして、できますればこの秋までには、厚生年金、国民年金を将来どうするのだという厚生省案をお示しをして、御議論をいただきたいと考えております。

その際には、ただいま御指摘がありましたように、給付と負担との関係は年金制度のポイントとも言うべき重要な問題でございますし、将来年金制度を安定的に維持していくためには、私どもといたしましては、年金の水準とこれを支えていただいている若い人たちの生活水準、所得水準とバランスのとれたものでなければ長期的な安定は図れないという認識を持っておりますので、現行制度のまま高齢化のピークとなる 21 世紀を迎えることについては問題があるという認識を持っております。したがって、将来に向けて年金の給付水準を負担していただく方とのバランスをとりながら軌道修正していくということは、この次の改正の非常に大きなテーマであるという認識のもとに、いま作業を進めているところでございます。

○**草野委員** 公的年金の一元化という問題は、非常に大きな問題をはらんでいると思うのですが、私ども公明党としましては、昭和 51 年に国民基本年金構想を発表させていただきまして、この一元化に早急に取り組むようにかねてから強く主張してきたわけですが、自治省は今後この公的年金の一元化という問題についてどのような方針とスケジュールで取り組まれようとしておられるのか、その方針についてお伺いをしたいと思います。

○**坂政府委員** 地方公務員共済年金につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、その沿革から財政単位が 16 の多数に分かれておりますので、高齢化社会への移行に伴い、遠からず悪化することが見込まれる。そこで今回の改正をお願いしたわけですが、できるだけ年金制度の安定的な運営を図りたいと思っているわけでございます。

そこで、今後の問題でございますが、公的年金制度の改革につきましては、昨年 9 月の閣議決定におきまして、「将来の一元化を展望しつつ、給付と負担の関係等制度全般の在り方について見直しを行い、」ということで、現在検討中でございます。地方公務員の共済年金も将来の一元化を展望しつつ検討をされるわけでございますので、この検討の中において、国家公務員共済年金あるいはほかの公的年金制度との整合性も考えつつ検討してまいりたいと思っております。

○**草野委員** この問題につきまして最後に大臣にお尋ねしますが、この年金制度の再編成に当たって官民格差の問題が大きく議論されております。公務員制度の一環として行われる点につきまして一定の配慮は必要と思われませんが、非合理的な面はどうしても是正されなければならないと思います。この官民格差の問題につきまして大臣はどのようにお考え

になっておりますか。

○**山本 国務大臣** 年金問題は、21世紀に向けて高齢化社会を迎えるわが国の大変な課題だと私は思うのです。それだけに、国民全体が基礎的なそういう年金を受けるという仕組みは、どうしても最後の目標になると私は思います。そこで、そうなってきますと、ただいま公的年金という問題がございますけれども、将来ずっと先を見通せば、やはり国民的な年金になってくる、こう思われます。したがって、官民格差という問題もその場合にあるいは解決されなければならない問題ではないかと思えます。ただ、公務員には公務員の特性がございますし、また今日までの共済組合、それぞれ制度の内容あるいは沿革というものもあるわけがございますから、そういうものも尊重していただきながら、そういう最後の目的、目標に向かって、ある程度年数をかけなければできないと思えますが、進んでいかなければならぬことであろう。これは先ほどもお話が出たように、高齢化社会になってきたときに、年金を受けの方とそれを負担する人、こういうものとの関係づけは一体どうするのかということは大変な問題であろうと私は思いますので、そういうことも考えていけば、うんと長い目で見ればそういう官民格差の問題はどうしても重要な課題になるだろう、こう思います。

○**草野 委員** では次に、第三番目の問題といたしまして国鉄の問題でございますが、国鉄共済の救済と地方公務員共済との関係について二、三お尋ねをしたいと思えます。

御承知のように、国鉄の年金財政は非常に危機的な状況に陥っておりまして、すでに相当以前からこの問題については問題とされてきたわけがございます。国鉄共済の救済のために、国鉄共済を含む三公社共済と国家公務員共済の統合法案が現在提出されているわけがございますが、これによって遅きに失したと言われている国鉄共済の救済が完全になされるのかどうか、こういう点につきまして、これは大蔵省の方からお答えをいただきたいと思えます。

○**野尻 説明員** ただいま先生からお話のございましたような国家公務員と三公社の公企体職員の共済組合制度の統合を図るための法案をこの国会に御提出させていただいているわけがございます。国鉄共済組合は、昭和60年度になりますと1,000億を超える単年度収支の赤字が出る、61年になると積立金がなくなって支払いができなくなるということは、ほぼ歴然とした事実だと思います。したがって、この対策は早急に図られなければならないわけがございます。当面、この対策といたしまして、私どもが御提案しております法案の中身では、単独でその財政が維持できなくなった国鉄共済組合に対しまして、制度を同じくする電電、専売及び国家公務員の三つの保険者から応分の拠出金を拠出することによって、国鉄共済の年金支払い不能という事態だけは避けたいということで御提案してい

るわけでございます。

これで完全に救済されるのかということでございますけれども、いま申し上げましたように、当面の応急措置というふうに考えておるわけでございまして、基本的には、先ほど厚生省からもあるいは自治省からも御説明がございましたように、給付と負担の関係を抜本的に見直していくということに手をつけない限り、なかなか安定した制度にならないという認識は私どもも同じでございます。したがって、今回の統合法案を契機といたしまして、すぐ第二段階の改革に入っていく、先ほど厚生省の方から御説明がありました昭和 59 年から 61 年にかけての第二段階の改革に入っていく、そして給付と負担の面における制度間の各種のアンバラを是正しつつ、さらにその先には負担面における制度間調整にも進み、やがて昭和 70 年度をめどに一元化を完了させる、そのスケジュールの中でこの国鉄問題も全体として解消させていくということを考えているわけでございます。

○**草野委員** もう一点、大蔵省にお尋ねいたしますが、今回のこの三公社、国家公務員共済の統合によっても、国鉄共済の救済というものは不十分じゃないか、その救済のために早晚公的年金の一元化の名目のもとに地方公務員共済との統合が図られることになる、こういうふうにも伝えられているわけでございますけれども、これは事実でしょうか。

○**野尻説明員** 国鉄共済救済のために、三公社を統合した国家公務員等の共済と地方公務員の共済が統合されるということは事実かというお尋ねと思いますが、私どもの方は、いま御説明申し上げましたように、昭和 59 年から 61 年にかけての国民年金、厚生年金等の大きな改革を踏まえて、それにならった形で共済年金制度自体も改革していかなければならないというふうに考えているわけでございますが、そういう改革を経た上で、これは一制度でなく、全公的年金制度の中での負担の調整というふうに進んでいかなければならないのではないかと考えております。そういう意味で、地方公務員の共済だけは将来に向かって全くらち外ということではないと思っておりますけれども、国と地方だけでこれをまた解決していこうという考え方も、いまのところ持っておりません。

○**草野委員** では、自治省にお尋ねしますけれども、先ほどの地方公務員共済組合審議会は、こういう問題については反対というふうなお話でございますけれども、自治省は、実質的に国鉄共済を救済するために、地方公務員共済を含めた全共済の一元化、こういうものが行われることになった場合、どのように対処なされますか。

○**坂政府委員** 仮定の上に乗っての御質問でございますので、ちょっと直接お答え申し上げますのはなんでございますが、われわれの考えといたしましては、やはり共済組合というものはそれぞれ固有の沿革を有するものでありますので、いろいろな共済問題のそういう基本的な問題に当たる場合には、地方公務員共済組合というものは制度発足以来約 20 年

間地方団体及び地方公務員の負担により運営されてきた、そういういきさつもよく踏まえまして、また国と地方との関係のあり方、そういうことも念頭に置きまして、考え方といたしましては、公的年金制度全体の問題の中で解決をしていくようにすべきであろうと考えております。

○**草野委員** この問題は、いろいろな意味で私は非常に重大な問題だと思うのです。大臣にもう一度この問題についてできればお答えをいただきたいと思うのですが、いま仮定の問題だというふうにしてお答えをいただいたわけです。これは決まった問題じゃないから、仮定と言えば仮定かもしれませんが、これは将来十分に起こり得る重大な問題だと思うのです。そのときのことに備えて、いまからこうやってお尋ねしているわけですが、大臣はこの問題についてどのようにお考えになりますか、率直にひとつお考えを承りたいと思います。

○**山本内閣大臣** 先ほど来、地方公務員共済組合審議会の答申についてのお話がございます。第3項で「地方公務員共済組合の特色、沿革等の諸事情に充分配慮し、これを維持することを基本とすべきである。」ということが書いてあり、それから次に、「単に国鉄共済組合の救済を目的とする共済組合の統合に地方公務員共済組合を参加させる構想があるとすれば、それには反対である。」ということなんです。

それは、ここに書いてある答申の中身はそれなりに意味がある。しかし、いまお尋ねのように、ずっと将来の問題として地方公務員共済がより大きな公的年金制度の組織の中に入っていくということについては、地方公務員共済組合審議会の御意見を伺わなければなりませんけれども、私どもは、この3項に書いてある内容と将来の大きな公的年金制度の中に入っていくということとは矛盾はしていない、考え方として決して相反するものではない、この第3項は当面の問題をいま掲げている、特に後段はそういう問題に限られておる、こういう理解をしております。

○**草野委員** 時間が参りましたのでこれで終わらなければならないわけですが、本日は、今回の法改正と公的年金一元化の今後のスケジュール、方針、また将来の姿、こういうものにつつましてもう少し明確な御答弁を期待していたわけですが、そういう御答弁がなくて非常に残念な気がいたします。また、いまの大臣の答弁にもございましたけれども、これは将来の問題というよりも、もうすぐ目の前に差しかかった問題なんです。こういう具体的な問題に対しまして、もう少し本気になって取り組んでもらわないと大変な状態になりかねないわけですが、この問題につつましては、これからまた機会を見て質問させていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○**田村委員長** 部谷孝之君。

○**部谷委員** 私は、去る第 96 国会の地方行政委員会におきまして、公的年金制度の諸問題についていろいろと見解を申し上げるとともに、地方公務員等共済組合の将来と公的年金制度全般とのかかわりについて早急に結論とその具体化を図っていただくように、そういうことを求めてきたところでもあります。今回の地方公務員共済組合法の一部を改正する法律案の審議に当たりまして、この改正案が単なる給付水準の改定等の内容でなくて、公的年金制度全般との絡みと申しますか、そのかかわり合いの中での改正案である、こういうふうに認識をしておるわけでもあります。したがって、そういう視点に立ちまして、政府の御見解と今後の御方針、これを伺ってまいりたいと思うのであります。

まず、96 国会における私の質問に対しまして、「共済年金の場合、共済年金制度研究会の諸先生方が非常に慎重に検討していただいておりますので、その研究結果を見ましてわれわれとしては対処しなければならない、こう考えております。」こういうお答えを去年いただいたのでありますが、その後、昭和 57 年 7 月には共済年金制度基本問題研究会の意見や社会保障長期展望懇談会の提言、そうしたものが出されました。また、臨調の基本答申も出されたわけでもあります。

民社党といたしましては、従来から基礎年金構想を提示いたしまして、各種年金の一元化を強く主張してまいったところでありまして、今回、公的年金制度に関する関係閣僚懇談会決定で、ようやく昭和 70 年を目途として公的年金制度全般の一元化を完了させるという旨のスケジュールが決定されたということになっております。96 国会では、公的年金制度の一元化について明確なお答えができないと、先ほど申しましたように言われたわけですが、このような各種の意見が出そろいました現在、地方公務員共済年金の将来のあり方につきまして自治大臣としての御所見をひとつまず聞かしていただきたい、こういうふうに思うわけでもあります。

○**山本国务大臣** 先ほど来申し上げてきたところでございますが、地方公務員共済もやはり公的年金の中の一部門としましてだんだんにいまお話しのように一元化の方向に行くものであろう、また行かなければならない、こう思っております。したがって、今回のこの改正は本当にまだ入り口でありまして、これからたちまちに警察と教職員に統合の中に入れてもらうということが引き続きやらなければならぬ仕事であり、またさらに、政府全体として一つのタイムスケジュールに従って公的年金の統一に向かって進んでいくわけでございますから、それに積極的に参加をしていく、そういう姿勢でありたい、こう思っております。

○**部谷委員** 昭和 57 年の 7 月 23 日付で、厚生大臣の諮問機関であります社会保障長期展

望懇談会が提言をいたしております「社会保障の将来展望について」、これには今後のわが国の社会保障政策のあり方にとっては重要な指摘があり、示唆に富んだ内容だと思うわけですが、この中で「共済年金の場合、公的年金部分と企業年金部分とを分離し、公的年金としての給付水準は厚生年金とそろえるべきである。」というふうに述べておるわけがあります。この点についてはどのようにお考えでありましょうか。

○**坂政府委員** 御指摘のございました社会保障長期展望懇談会の御提言の中にそのようにあるわけですが、地方公務員の共済年金には、事実上厚生年金を代行いたしております公的年金制度部分とか、それからその目的、沿革等から恩給等の期間に対応する部分とか、あるいは職域年金に相当するというのがいろいろ含まれているわけですが、したがって、その中の、考え方といたしましては公的年金と申しますか厚生年金を事実上代行しているというような部分につきましては、当然これは厚生年金との対比の問題と思いますが、共済年金そのものはそれらが渾然一体となって一つになっておるわけですので、その他の部分などは公務員制度との関係等もございまして、これは国家公務員共済年金制度その他関係のものとして十分調整のとれるよう協議しながら検討してまいりたいと思っております。

○**部谷委員** 研究会の意見の中には、企業年金的なものが「長い伝統に由来するものではあっても、いつまでも過去の考え方にこだわっている必要はあるまいし、特にその財政に問題がある今日一層そうであるから、共済年金をより公的年金らしく切り替えていくのは必然的な方向というべきであろう。」と指摘をされております。この指摘は、年金の将来を考えますときに私も同感でありますけれども、この点について自治省のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○**坂政府委員** ただいま御紹介のございました御意見は、確かにそのような御意見もあるということで評価いたしておるわけですが、しかし、やはり地方公務員の共済年金制度は地方公務員法にその基礎があるわけですが、地方公務員制度の一環としておるものから、その他の部分についてもいろいろと配慮をしなければならぬとは存じております。

○**部谷委員** 私は、いろいろ年金制度の将来についてお伺いをしてきたわけですが、共済制度の沿革に大きな差異があり、中でも地方公務員共済組合におきましては、いろいろと歴史的な差異が大きいことも十分理解をしております。また、年金制度が基本的には期待権の尊重、既得権の保障、そういうものがなければ成り立たないものでありまして、また現職組合員と年金受給者の連帯的な理解がなければならぬものだと思っておりますが、わが国の平均余命の延びがきわめて大きい昨今では、このままでは財政が

逼迫いたしまして、現行給付条件あるいは水準、こういうものを維持していく場合に、近い将来現職組合員としては財政的に負担が不可能な時代が来ることは、これは何人も否定できないところでありますから、従来の考え方では対応できなくなると思われるわけであります。

こうした事実からいたしまして、共済制度についての改善方策というものを早急に実施に移す必要があると思うわけであります。しかし、この場合、一部に全面的な期待権侵害に対する反対論があるわけでありますが、こうした問題に対してどのような対策をとられるのか、自治省としての御方針を伺わせていただきたいと思います。

○**坂政府委員** 年金制度を改革いたしますと、常にその既得権の問題あるいは期待権の問題というのが起こるわけでありまして、これはある意味におきましては、事柄の性質上尊重しなければならない点もあると思いますが、過度にこれが尊重されますと、また御指摘のありましたように非常な財政負担を伴うという問題もございます。ただ、この問題につきましては、具体的な問題が起こりませんとその判断もいたしかねますし、全般的に申し上げますと、さらに公的年金一元化ということを展開して今後の改正が行われますので、単にひとり地方公務員の共済年金だけをこの際その内容を改めるとかどうこうというのも、これもいかがかと思えます。やはり全体の検討の中で調整を図りつつ考えていかなければならない。ただ、基本的には過度の尊重は問題があると考えております。

○**部谷委員** 研究会意見では、給付の算定方式につきまして、現行共済年金が給与比例方式と通年方式とのいずれか有利な算定方式を選定し得る、こういうふうになっておるのを改めまして、新たに定額プラス給与比例という一方式に統一する、こういうふうに提言しておるわけでありますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○**坂政府委員** 現在ある二つの算定方式のうち、定額プラス給与比例方式の方に統一すべきであるということは、そのほかにもいろいろな方面からも意見が述べられておるところでございます。非常に貴重な御意見と思えますが、これも何度も繰り返すようではありますが、ほかの共済年金との関係もございまして、それらとの関係の中で今後検討していかなければならない問題だと思えます。

○**部谷委員** 厚生省にお尋ねをいたしますが、公的年金制度のおのおのの将来展望を見ますと、どれ一つとりましても、遅いか早いかの違いはあるけれども、近い将来に財政困難となってしまうことは確実な状況になっておるわけであります。また、種々の提言を検討いたしますと、そのいずれもが一元化を急ぐべきである、こういうふうにしておるところであります。国鉄の例を見ましても明らかなように、財政破綻寸前では、これは手おくれとなって、どうしようもなくなるわけであります。

そこで、早急に一元化に向けて取り組んだ場合には、長い経過措置の期間がとられ、条件整備あるいは整合に不可欠な激変緩和、これを行うことができるということになるわけであり、したがって、57年9月の閣議決定もあり、また臨調も58年末までに成案を得てというふうにされておるわけであり、速やかに作業日程を明示して、そして具体的な提案がなされるべきだ、こういうふうな思われはありますが、その点、いかがですか。

○山口説明員 御指摘をいただきましたように、年金制度を長期的に安定したものにしていくためにはできるだけ早く手をつけなければいけないということは、私どもも同様の認識を持っております。特にわが国が高齢化のピークを迎えます21世紀、これを乗り切っていくためには、現行制度についてできるだけ早くそういう事態を見通した対策を立てておく必要があるという点では、御指摘のとおりだと思います。

ただいま御指摘をいただきましたように、政府といたしましても、将来の一元化を目指しまして、58年度末までに改革の具体的な内容、手順等を明らかにするという事でいま取り組んでおりますし、また、その中間段階で、4月1日に改革の進め方というものを決めさせていただきましたけれども、その中で、59年から61年にかけて厚生年金、国民年金等につきましても整理をするようにという方針を決めておりますが、私どもといたしましては、その方針に従いまして、少なくとも厚生年金、国民年金関係につきましましては59年にはぜひ制度改革をしたい、次の通常国会には法律案を提出したいということで準備を進めております。

公的年金は8つの制度に分かれておりますけれども、厚生年金と国民年金で被保険者も9割、受給者も9割を占めておりますので、厚生年金、国民年金を将来どういう方向に持っていくのかということを決めませんと、なかなか全体像も明らかにならないという面もあるかと思っておりますので、私どもといたしましてもできるだけ作業を急ぎまして、できますればことしの秋には、厚生省としては厚生年金、国民年金というものを将来こういう方向へ持っていきたいという案を示しまして御議論をいただければというふうに考えまして、いま作業を進めておるところでございます。

○部谷委員 それでは、自治省の方にお尋ねするのですが、57年9月の「今後における行政改革の具体化方策について」という閣議決定と、それから58年4月1日付の「公的年金制度改革の進め方について」という公的年金制度に関する関係閣僚懇談会の決定、これを見ますと、地方公務員関係では、制度内の財政単位の一元化のみが明文化されておるわけであり、しかし同時に、いまお話がありましたように、59年から61年にかけて国民年金、厚生年金、船員保険の関係整理とともに、共済年金もそれらの改革の趣旨に沿っ

て関係整理を図ることとされておりまして、昭和 70 年を目途として公的年金制度の一元化を完了させる、こういうことになっておるようであります。

このことからいたしまして、地方共済が今次の改正でももちろん済むものではないと考えるわけではありますが、これらに関しまして次の改革、これはまたどのような手順で進めようとするのか、御答弁を願いたいと思います。

○**坂政府委員** 4月1日の「公的年金制度改革の進め方について」の中で地方公務員共済年金制度と特に銘打って出ておりますものは、御指摘になりました財政単位の一元化だけでございます。これは、財政単位の一元化が必要であるという地方公務員共済年金の現状の特殊性と申しますか、それからして、この点は地方公務員共済組合として制度として改めなければならないということで特に出ているわけでございますが、それ以外でも、ここにございます、要するに「共済年金」と書いてある中にはみんな地方公務員共済年金も入っておるわけありますから、最終的には公的年金の一元化を展望して長期的に安定した年金制度、公的年金制度をつくるというその諸作業の中に、地方公務員共済年金も当然加わってくるものでございます。

○**部谷委員** それで、その手順はどういうふうにお考えなのですか。

○**坂政府委員** 手順と申しますと、スケジュールというか、日程の意味かと存じますが、それは、先ほどの関係閣僚懇談会の決定がおおよそその政府全体としての手順の目安を示したものでございますので、これより先走ることもできませんし、おくれることもできませんので、この中においてしかるべき位置づけは行われて進められていくということだと思います。

○**部谷委員** そうすると、国家公務員共済との一元化の問題、そういうものはどういうふうな時期にされるのでしょうか。

○**坂政府委員** ただいま国家公務員共済組合との一元化のタイミングと申しますか、そういう趣旨のお尋ねであったと思いますが、先ほどから御指摘のありました昨年閣議決定いたしました行革大綱、それから今回の関係閣僚懇談会の方針、それに従ってやるわけございまして、われわれといたしましては、国、地方の共済年金制度につきましては、この両者の関係をどうするかとかいうことではなくて、このような公的年金制度全体のあり方の中においてこれらがどういうふうになってくるかという方向で検討していくというふうに考えております。

○**部谷委員** では、厚生省の方に重ねてお尋ねしたいのですが、厚年と国民年金とのかかわりについては、先ほど 59 年から手をつけたいというふうな御答弁であったと思うのですが、さらに共済相互の一元化、そうしたものはどういうふうにお考えですか。

○山口説明員 先ほど御答弁いたしましたように、私ども、59年にそういう国民年金、厚生年金について改革をしたいと考えておりますが、政府全体としては、4月1日にも決めさせていただいた文書によって厚生年金と国民年金がどういう改革をするかということを見て、共済組合についてもそれと同様の趣旨に立った改革を61年までにするというのを、一応政府部内では現時点で意思決定をいたしておるわけでございます。したがって、私どもの期待といたしましては、厚生年金、国民年金を将来どうするのだという方向が出れば、その基本方針は尊重していただいて、共済組合制度についても同様の趣旨に基づいた関係整理をしていただけるものと私どもは考えております。

○部谷委員 すべての年金について言えることでありますが、現状から見まして、年金財政の健全化には段階的な保険料の引き上げを進めなければならないこととなります。それも、当代世代と後代世代との負担の均衡を維持するようにならなければなりません。このことなくして年金財政の健全化は望み得ないと思われるわけですが、その均衡を維持する方策の一つに、支給開始年齢の引き上げということが考えられるわけですが。しかし、それは退職後の無年金期間を生じないように就労年限の延長を図る、いわゆる定年の延長とセットで考えなければ、そうした問題はいろいろな問題を起す、こういうふうに思うわけでありまして。そのことによって、平均寿命の延びによって生じておる年金受給期間の延び、すなわち年金財政悪化の一因を解消することにもなるわけでありまして。

ところで、厚生省の「21世紀の年金」アンケート、これを見ますと、老後の生活設計について、60歳から64歳の人々で就労による収入を求めている、そういう人が80.3%ときわめて高い数字を示しておるわけですが、こうした要求にも合致することになると思うわけでありまして。そしてまた、年金給付水準の引き下げも避けられるということに相なりまして、一石二鳥あるいは三鳥、こういうことになろうかと思うわけでありまして。長期的に段階的に定年延長を図ることは考えられないのかどうか、この点はどのようにお考えでしょうか。

○坂政府委員 定年の定め方いかんによりまして、その結果が年金財政に影響を及ぼすということは事実であろうと思います。また、御指摘のとおり、年金支給開始年齢と定年年齢との間にギャップがあってはいろいろ支障が生ずるということも、そのとおりとは思いますが。しかし、定年制度は、もともと本質的には職員の新陳代謝の促進とかあるいは計画的な人事管理の遂行等公務員制度のあり方としての面から生じてきたものでございまして、定年制度を年金財政のために動かすということは、いろいろと慎重でなければならぬと思っております。

○部谷委員 この問題はいつも繰り返される問題でありますから、また将来の問題として

さらに残してまいりたいと思います。

年金の一本化を行う場合に、近い将来に財政困難が予測される、そういうところでは、いずれ一本化がされるのであれば、どちらかと言えば自助努力がおろそかにされて他人任せになる、そういうことも容易に予想されるところであります。このことは、相当前から指摘されていながらなかなか的確な対策がとられないで今日の破綻を招いておる国鉄共済にも見られるところであります。

そこで、今次の地方共済の改善案では、公立学校と警察の二つの組合が除外されておるわけであります。しかし、学校と警察共済に積立不足が生じてから救済のために合併する、こういうことに相なりますと、これは他の組合の納得がなかなか得られないのではないかと、そういうふうにするわけであります。そこで、この二つの組合の加入は急いだ方がよい、このように思うわけであります。すべての地方公務員が同一の財源率で保険し合うというのが現時点では一番望ましいのではないかとと思うのですが、この点に対する御見解を伺いたいと思います。

○坂政府委員 御質問のとおり、あるべき姿といたしましては、公立学校共済組合、警察共済組合ともに、すべて 320 万余りの地方公務員が一つの財務単位で年金を維持するというのが望ましいと思いますので、御提案申し上げております法律におきましても、本則におきましてはそのように定めておりますが、いろいろな事情から、出発点に当たっては公立学校と警察共済は除いたあとの 89 組合をもって出発するというにいたしておるわけでございます。したがって、今後、この二つの共済組合の加入につきましては、できるだけ早い時期に加入することができるように、関係者との間の協議を十分詰めてまいりたいと思っております。

○部谷委員 地方自治体におきまして、一部で、退職前における特別昇給が退職手当の増大を招くということで批判されております。事実については私もよくわかりませんが、かつて六号俸も一挙に昇給させているのがあるということを何か新聞で見たことがあります。退職前一年以内にこのような特別昇給を行えば、当然地方共済年金の算定の基礎となるわけでありまして、俸給にストレートに結びつきまして、年金支出を増加させておることは否定することができないと思います。そして、それは年金財政の積立不足分となって財政悪化の一つにもなるわけでありまして、このことにつきまして自治省としてはどのようにお考えか、あるいはどのような対策をお考えか、その点、御答弁を願いたいと思います。

○坂政府委員 給与を退職間際に引き上げて特別昇給させて、退職手当もふえるけれども、年金財政にも影響があるというお話でございます。全くそのとおりでございます。年金

財政に対しても影響を及ぼすことをございます。しかし、この問題は、年金財政に対する影響ももちろん重要でございますが、それ以前に、そういう不適正な退職手当を支給するための給与の運営というようなものが大問題であるわけでございますので、これらの点につきましては、そのような不適正なことがなくなるよう、是正するよう従来からも強く指導いたしておるところでございます。

○部谷委員 今回の改正案は、年金の財政単位の一元化が主たる内容であります。ところで、新たに設置される市町村連合会には、構成組合の短期給付と短期給付に要する財源の計算及び資産の管理、これが適切に行われるように事務の指導を行うこと、そして当分の間、市町村職員共済組合が現在実施しておる短期給付に係る財政調整事業を継続すること、こういうふうにしております。

この当分の間とは過渡的なものだというふうな理解をするわけではありますが、臨調基本答申でも指摘されておりますところの乱診乱療と医療費の増大による保険料の増大問題、こういうことがあるわけであります。一部の自治体や単位組合では、健康管理を強化することによって医療費の縮減を図っておるところであります。また一方では、野放しというか、おざりな健康管理と医療対策、こういうもので赤字を発生させておる自治体や単位組合があるというふうに言われておるわけではありますが、このような異なった対応の結果、平たく言えば財政調整に損得を生ずる、そういうことであるとこれはやはり問題だと思うわけでありまして、総もたれ合いをいたしまして、そして赤字増大の問題になる、そういうおそれがあると思うわけではありますが、こうした点についての対策は何か考えておられるのでしょうか。

○坂政府委員 ただいま御指摘のありました市町村共済の短期給付の財政調整の問題は、昭和 57 年 8 月から始めたわけでございますが、確かに見方を悪くいたしますと、ルーズな運営をしておるものをお互いが助けてしまうということで、全体的に悪くなるのではないかと御心配もありますけれども、しかし、そうではなくて、本当に医療費の増高等の自主的な努力を払ってもなおかつ所与の条件のために経営が悪くなるというものは、やはり相互扶助の精神を発揮して財政調整をすべきではないかということでございます。

もちろん、われわれはこの財政調整だけでよろしいと言っておるのではございませんで、組合に対しましては、たとえば附加給付の足切りの額をどのようにするかとか、医療費通知をしたらいいのではないか、あるいはレセプトの内容審査をもっと徹底すべきであろう、そういうような適正な医療費、医療給付の管理を前提にいたしまして、そういうことは別途やるように適切に指導してまいっておるわけでございます。

○部谷委員 同じように、長期給付におきましても財政調整が行われることになったわけ

でありますから、給与水準の高い自治体の退職者は高い給付の年金を支給され、その組合は財源が不足すると財政調整の利益を受ける。先ほどの短期給付と同じような結果が生じ、考え方によってはこれが不公正につながる、そういうことにもなろうかと思うのですが、その点についてはいかがですか。

○坂政府委員 これも制度の悪用の面から、極端に見ますとそういうことも申し上げられるわけでございますけれども、しかし、やはり相互扶助の精神にのっとり制度上のお互いの欠陥を補おうというものでございますので、これも先ほどの退職手当の問題と同様でございますが、給与そのものにつきまして、年金財政云々の前に給与水準あるいは給与運営の適正化ということが問題でございますので、従来ともそのような点を指導してまいりまして、今後ともさらに適正化が進むようにいたしておるわけでございます。

○部谷委員 連合会に対する長期給付の積立金については30%というふうに定められ、当初の58年度末の積立金については15%ということになっておりますけれども、その根拠はどういうものか、お伺いをします。また、その運用についてもひとつ御説明をいただきたいと思っております。

○坂政府委員 長期給付積立金の30%の根拠でございますが、財政単位を一元化すると申しますか、統合するためには、全額拠出するという方法もあると思っておりますし、それから、財政調整に必要な最小限のものを拠出するという考えもあると思っております。今回の法案でお願いいたしておりましたのは、原則30%、ただしすでに過去に積み立てたものにつきましては、経過措置といたしまして最初は15%、残りの15%は後ほどということにしたわけでございます。

その主な理由は、年金の将来の支払いのための積立金でございますので、これをいろいろと、もちろん安全、有利なふうに運用もいたしますが、それと同時に、その積み立てを拠出してあります職員の福利厚生についてもやはり活用いたしたいというのもございます。そういうものに対する貸し付けがかなりあるわけでございます。現在30%は、その地方公務員の積み立てでございますので、地方公務員行政関係のものに役立たせたいということで、地方債とかあるいは公営企業債の引き受けに充てるようにしているわけでございます。したがって、今回連合会をつくりましてその30%相当分の拠出をしていただき、そのかわり地方債なり公営企業債の引受義務を連合会が肩がわりするということにすれば、積立金の一部を拠出いたしましても、職員に対する住宅の貸し付けとかいろいろございますが、そういうものについての事業の圧迫は受けないということであり、また、その程度の拠出金を集めれば、これを地方債等に運用いたしまして、その運用利益から将来財政調整が必要になったところに充てることもできるというような点で、大体そういうような関係

者の合意も得ましたので、そうさせていただきたいと思っておるわけでございます。

○部谷委員 この30%の拠出では、いずれ不足する時期が来ると思います。たとえば呉とか大牟田とかあるいは鹿児島、こういうところの共済では単年度の赤字が出ておるわけがあります。したがって、遠からず長期給付積立金の交付が始まり、そして30%の引き上げが必要な時期が来る、こう思うのですが、その時期はいつごろというふうにお考えですか。

○坂政府委員 個々の組合の年金財政の将来につきましては、いろいろな所与の条件がございますので、たとえば財源率の再計算によって財源率がどうなるかとか、いろいろの問題がございます。それから、職員の増加の問題、減少の問題、さまざまな問題がございますので、的確な予測をすることは困難でございますが、最近の状況によって見ますと、連合会を設立した後も、約1兆円と見込まれております積立金はその後も当分の間は増加するものと考えられますので、楽観的に見るわけではございませんが、そう差し迫って急に連合会が財政調整のために多額の金を支出しなければならぬという状況は参らないと思っておりますが、これはあくまでも現在の状況で判断するわけでございます。今後、職員の異動状況あるいは掛金の割合、あるいは公的年金全体の改革の問題として検討されます年金の内容の改革、そういうものによっていろいろ変わると思いますので、現在、ちょっと的確にはわかりかねますが、そう早急に大問題が起こるとは考えられません。

○部谷委員 今後連合会で各自治体の起債に対する融資を行うことになるということですが、個々の自治体の財政事情というものが、そういった間接的な融資に相なりますと、財政需要というものを的確に把握をして、そして十分そういう配慮ができるのかどうか、そういう意味の懸念が実は生まれてくるわけなんです、その点、そういう懸念はないものですか。

○坂政府委員 従来その地方債を受け入れておりました部分を今度連合会の方に拠出するわけでございますが、もともと、起債の必要性があるかないか、あるいはどのような資金をそれに充当するかということにつきましては、自治大臣あるいは都道府県知事が起債の許可の審査をいたしているわけでございますので、御心配になるようなことは万々生じないようにはいたしていると思っております。

○部谷委員 大蔵省にお尋ねします。

私は先日、地方交付税の一部改正に係る本委員会におきまして、大蔵大臣に対しまして、財政再建期間の延長に伴う行革関連特例法の延長の有無についてお尋ねをいたしました。年金財政の公的負担部分の一部を、いま4分の1カットしておるわけですが、そうすれば当然、組合員の掛金率の引き上げ、こういうことを実質的には意味しておるわけでありまして、年金財政に対して悪影響を及ぼしておるわけでありまして、その対象

期間を 59 年度までとされておるわけでありましたが、財政再建の目標年次もどうも延期されるようになるわけでありましたが、それとの関連につきまして、この負担カット分は今後どのように扱われることになるのか、ひとつ見通しを明らかにしていただきたいと思いません。

○野尻説明員 行革関連特例法は、いま先生おっしゃいましたように、57 年度から 59 年度までの三カ年間に於ける補助金や負担金の国の歳出の縮減措置を図るための特例ということで定められているわけでございます。その一環といたしまして、厚生年金や各種共済年金の国庫負担相当分についても 4 分の 1 のカットを現在行っているわけでございますが、この特例期間は、いま申し上げましたように 59 年度までということになっておりますので、この経過期間が終了いたしました後は、その減額分につきましても、繰り入れその他適切な措置を講じてまいるといふことになると考えております。

○部谷委員 繰り入れを図ると言い切られますか。

○野尻説明員 将来にわたる年金財政の安定が損なわれないように、かつまた特例期間経過後の国の財政状況等も勘案しながら減額分の繰り入れを適切に講じていくということ、この法案を提案したときにもお答え申し上げておりますので、その事情は変わっていないというふうに考えております。

○部谷委員 いわゆる大連合の事業範囲につきましては、これを拡大すべきではないかというふうに考えます。その場合に市町村連合会の事業範囲が当然相関してくるわけでありましたが、両者の業務のあり方につきまして、今後の考え方なりあるいは取り組み方についてお尋ねをしておきたいと思いません。

○坂政府委員 今回、御提案しております地方公務員共済組合連合会でございますが、そこにおいてどのような事業を実施するかということにつきましては、いろいろな御意見がございまして、いままで 2 年余りこの問題で関係者の間で検討してまいったわけでございますが、その関係者の多くのコンセンサスといたしまして、当面、連合会において実施する必要のあるものは、長期給付に係る財源率の決定、長期給付積立金の管理ということでございますので、そのように法案を御提案したわけでございます。

したがいまして、これからの連合会と市町村の連合会との機能は、基本的に申しますと、長期給付に係るものは大連合会と申しますか、その方と、それから、短期給付に関する方は市町村の連合会というような、多少の入れ繰りはございますが、大まかにそのような感じで、当分その事業を着実に実施してまいりたい。今後、それでは連合会の事業はどうなるかということ、その連合会の成り行きを見まして、関係者の御意見も十分聞いて、そして今後の課題であろうと思いません。

○部谷委員 どうも小連合をつくる積極的な理由が乏しいような気がしてなりません。行政改革の観点からまいりますと、二重構造になって、こうした行政改革に逆行してくるような気がしてならないわけですが、そうした議論はなかったのですか。

○坂政府委員 行政改革の時代でございますので、なるべく組織の重複なり複雑なものは避けるべきであるということは当然でございます、それをまた念頭に置きまして、地方公務員の共済年金財政の安定化を図る最初のなすべきこととして大連合会をとにかくつくるということでございますので、現在ございます市町村職員共済組合連合会と都市職員共済組合連合会の二つを廃止いたしまして、そして新たに、そのかわりに全国市町村職員連合会を置く、そこで組織は減らしているわけでございます、行革にのっとっているつもりでございます。

なお、この市町村職員共済組合につきまして連合会を設けましたのは、たとえば県の職員であれば、これは全国一本の地方職員共済組合でございます。それから警察も一本でございますし、公立学校も一本でございます。しかるに、市町村の方の共済組合は非常に分かれておりまして、もちろん、この組合自体を統合する、しないという別の観点から申せば別でございますが、地方公務員のいろいろな過去のいきさつ、現状からしまして、これらの組合があるわけでございますので、これらをやはり全国的に統一した何らかの組織が必要であるということで、この市町村連合会を新たに設けるのでございまして、二つを一つにするということをお願いしているわけでございます。

○部谷委員 では最後に、大蔵省にお尋ねしたいと思います。

去年の給与改定が見送られたことによりまして、既裁定年金者の年金額と新規年金裁定者のバランスが崩れたと思われまます。また、この給与改定の見送りに関する与野党の協議におきまして、年金関係の是正について合意がなされておるわけでありまますが、今次改正案にはこの是正策が入っておりません。今後、こうした問題について、その合意の具体化についてどのように取り組まれるか、御答弁願いたいと思いまます。

○野尻説明員 57年度の人事院勧告が見送られたことによりまして、57年度に退職した年金受給者と、それ以外の者との間にアンバランスが生じているのではないかというお尋ねでございますけれども、実は、これは特にアンバランスは生じているとは考えておりません。つまり、57年度に退職された方々の基礎となっている給与ベースは、56年度のベースのままでございまして、56年度以前に退職されている方々のいま受給している年金の基礎ベースも、56年度給与ベースまできているわけございまして、その限りにおいては全く同じベースの年金を受給していることになるわけございまして。

ただ、58年度以降、現職の公務員が仮にベースアップが行われるといたしますと、その

58年度以降の退職者の年金受給の基礎ベースと、57年度以前に退職した人たちの基礎ベースとの違いが出てまいりますので、そういう点につきましては、58年度の公務員のベースがどうなるかを見きわめた上で、59年度以降、他の年度の退職者とのバランスが失しないように、57年度退職者についても何らかの措置を講じていかなければならない、そういうことは考えておるわけでございます。具体的には、そういった諸事情を考慮しながら今後検討されるものと考えております。

○部谷委員 終わります。

○田村委員長 岩佐恵美君。

○岩佐委員 自治省は、今回の地方公務員等共済組合法の改正が必要であるという理由の一つに、地方公務員共済年金財政が悪化をしている、このことを挙げています。そして、地方公務員共済組合全体では昭和 69 年に単年度収支が赤字になる、そういう試算をしていますが、今回連合会を構成することになる 14 の財政単位ごとの年金財政の将来見通し、つまり試算はあるのでしょうか。そして、それぞれどのような試算になっているのか、お示しをいただきたいと思えます。

○坂政府委員 14 の財政単位ごとの年金財政の将来見通し、試算のお話でございますが、これは非常にむずかしゅうございまして、保険数理的に妥当と認められる将来推計を長期的に行うために必要な基礎資料が得られる保険集団といたしましては、全国的規模の共済組合がございまして、その将来の見通しを申し上げますと、これもいろいろな条件がございまして、一応条件といたしましては、前回の昭和 54 年 12 月の財源率再計算時の基礎資料により、それから組合員数は昭和 53 年度末で一定とし、給与改定率及び年金改定率は年 5%、運用利回りは年 6%、いろいろそういうような一定の前提条件を設けましていたしまして、地方職員共済組合につきましては、財源率を据え置いた場合には昭和 66 年度に単年度収支がマイナスになり、昭和 75 年度に積立金がマイナスになるであろうと見込まれます。それから公立学校共済組合は、やはり同じく昭和 66 年度には単年度収支がマイナスになって、積立金がマイナスになるのは昭和 76 年度ではなかろうか。それから警察につきましては、単年度収支は昭和 76 年度ごろにマイナスになりますが、積立金はその後当分続いて底をつくことはない。それから市町村職員共済組合につきましては、全体といたしまして昭和 71 年度には単年度収支がマイナスになりますが、積立金はその後も当分は続くというような感じでございます。

○岩佐委員 そうすると、他の地方公務員共済組合の将来見通し、これは自治省として把握をしておられないということなののでしょうか。

○坂政府委員 これは、試算いたしますにつきましても、非常に信憑性のある資料とかがい

ろいろデータが必要なわけでございまして、われわれといたしましては事務的には試算したものはあるようでございますが、公の席で申し上げるにたえるような基礎数値のしっかりしたものはなかなかできないということでもあります。

○岩佐委員 公の席でたえられないような資料しかないということになると、なぜ地方公務員共済年金全体の試算が行われたのか、それが可能なのか、しかもそれが一体信頼性があるものなのかどうか、そういう議論になってくるわけでありましてけれども、一体、69年度に単年度収支が赤字になるという試算、これは本当に信憑性があるものということが言えるのでしょうか。

○坂政府委員 もともと、年金財政の将来推計につきましては、その前提条件の置き方とか膨大な基礎資料の整理等非常にむずかしい問題があるわけでございまして、特に地方公務員共済組合の中には保険集団として規模のきわめて小さいものをございまして、そういうところにおきます職員の退職状況などが年金財政の動向に大きな変動をもたらすことにもなりますので、確実な見通しを持つことは特に困難でございまして、いままでわれわれが申し上げておりますのも、その一定の条件を置きましておよその見通しということでございまして、常に申し上げているわけでございます。

○岩佐委員 そういうやり方は非常にずさんである、無責任であるというふうに言わなければならないと思います。

では、財源率を据え置けば単年度収支が69年度から全体に赤字になるということですが、これは全体であって、14の組合になった場合にどういうことになるのか、そういう計算はあるのですか。

○坂政府委員 先ほど一番最初に御答弁申し上げましたように、これらの中の全国的な組織を持っておりまして基礎資料が個別にはっきりわかる、比較的つかまえやすい地方職員共済組合、公立学校、警察、市町村の連合会というものにつきましての個別の事情は、最初申し上げたわけでございます。

○岩佐委員 いまの答弁はどういうことなんですか、よくわからないのですが。

○坂政府委員 地方公務員の全体のおよその推計が一つございまして、それからただいま御質問がございました、それでは14の財政単位ごとにどうなるかわかるかという御質問でございますので、その財政単位ごとの積み上げ計算をいたすことができますのは、ただいま申し上げました4つの組合が比較的そういう基礎資料が整っておりますので、それはいたしましたということでございます。

○岩佐委員 要するに、14の組合を数えた場合に、それを計算した場合には正確な計算ができないということであるわけですね。つまり、アバウトの、わかっているところだけで

類推をしているということであるわけですね。

○**坂政府委員** 再々繰り返して申しわけございませんが、いわゆる積み上げ計算ではこれは大変な、なかなか計算できないわけでございますから、そこで全体の、一定の前提条件を置きました推計をいたしますのが一つと、それから財政単位と申しますか、グループで比較的資料が整って計算しやすいものは、その個別の計算ができる、そういう事情でございます。

○**岩佐委員** そうすると、今回連合会をつくることによっていわゆる単年度の収支が赤字になることを回避をする、そういう確たる見通しを、現在 14 の組合、積み上げもきちっとやっていない、アバウトな数字でもってやることが一体できるというふうに考えておられるのかどうかですね。

○**坂政府委員** 今回の連合会をつくります趣旨は、再々御説明申し上げましたように、計算単位を個別に、グループが小さいと、同じ給付内容でありながら成熟度の相違などによって掛金率に相違を来す、そういう不公平がある、そういうものを是正するという、保険グループを大きくして、そういう小さいものが不安定なのをなくすというのが主眼でございますから、全体をまとめたものは連合会をつくっても全く同じでございますから、その財政見通し、もしもわれわれの申し上げます粗い見通しが仮にそれであるとするなら、連合会をつくってもそういう意味の見通しは同じでございます。

○**岩佐委員** そうすると、大臣に伺いたいのですが、結局、連合会をつくっても、国の負担率をふやすなどの抜本的な対策をとらなければ、この財政問題についてはいずれは同じ問題が繰り返し出されてくるわけですから、解決がされないということになるのではないのでしょうか。

○**山本内閣大臣** 14 の組合はそれぞれ成熟度も違うし、やはりそれぞれ事情が違う沿革があるということだと思っております。そこで、先ほど来大変ずさんな計算ではないかというお尋ねがあります。これは計算自体、私も詳しいことはわかりませんが、しかし、そういう計算をするのは一つの数理計算で、やはり見込みであることは間違いないのですが、しかし、それにしましても、自治省だけが大変ずさんな計算でやっているのじゃなくて、こういうのはやはり一つのやり方があるので、そのやり方にのっとって計算をしたものだと思います。そこで、じゃぴしゃり間違いないかとおっしゃられると、どこまで自信があるのか、こういうことでございますけれども、しかし、一応そういう計算をしまして、これは自治省としては当面自信のある数字になっておる、こういうことでございます。

そこで、申し上げたように、将来、69 年度ごろには単年度収支でマイナスになる、こういうことでございますから、そういう見通しの上に立って、そういうことにならないよう

にするにはどうしたらいいかといういろいろな方策を考えなければならないと思うのです。それはまだ時間的ゆとりがあることをごさいますから、そういう事態にならないような方策をひとつ考えていかなければならない、こう思っておるわけでありませう。

○**岩佐委員** 大臣、いま私が伺ったのは、結局連合会にしても、その財政問題、単年度収支の赤字が先延ばしになるとかそういうことではないという答弁が自治省からあったので、それでは連合会にしたとしても、結局国の負担率をふやすなどの抜本的な対策をとらなければ同じようなことが繰り返されていくのではないのでしょうか、その問題について伺っているわけですか。

○**山本内閣大臣** 連合会で調整をする限度はやはりあるだろう、しかし、連合会にそういう財源調整をしながら、そして赤字になる、マイナスになる組合にはそれだけの援助をしていくという形で全体が保険をされていくものであろう、私はこう思うので、それは連合会は連合会なりの役割りはちゃんとあり、その任務を果たしていけるもの、こういうふうにするのであります。

○**岩佐委員** 私、最初に申し上げたように、今度の法案の提案理由の主な柱として単年度収支が赤字になるということがうたわれているわけですから、それじゃ連合会になったらこの問題が解決されるのかということについて伺っているわけで、結局個々の組合の実情も公の席に出せないような数字でしかつかんでいない。そこで、連合させたとしてもこの財政問題が解決されるということではないということになると、一体何のための法案なのかという問題になるわけですね。そここのところを大臣に伺っているわけですか。

○**坂政府委員** 将来推計をいたしますのが非常に技術的にむずかしい問題でございまして、現に赤字を出しておる経理、そういうものはみんなはっきりしておるわけでございます。そこで、現に赤字を出している共済組合もあるわけでございますが、なぜ赤字を出しているかということについて、その非常に大きな原因がその計算の単位が小さいということであれば、これは問題でございませうし、そういう意味で、細かいグループに分かれた保険ではなくて、一つの大きなグループの保険の方が保険制度としてより安定的であるということは事実でございませうので、そういうふうにいたしたいというのが今回の法律の改正の趣旨でございませう。

ただ、それだけでそれじゃ未来永劫に健全化するか、そういうことではございませう。これは公的年金制度すべてに通ずる問題でございませうから、先ほど来御討議のありましたように、公的年金制度全般の問題を今後検討されるわけでございますので、その一環として地方公務員共済年金についても当然検討していかなければならないということでございます。

○岩佐委員 ですから大臣、言っているのは、国の負担率をふやすなどの抜本的な対策をとらなければ、これはもう片手落ちである。つまり、連合会にすればそれで財政問題は解決されるのだということは非常に見通しがむずかしいわけですね。いまの話でも自信がないわけですね。だから、そのところを伺っているわけですね。

○山本国务大臣 保険単位が何せ 14 ある、まだしかし、警察も教職員も一緒になっていないという段階で、保険単位といいますか、財政単位を大きくしていくということは、やはりそれだけの意味がある。ですから、連合会は連合会として、14 あるいは 16 の組合が一つの単位になったときには、やはり連合会はそれだけの機能は十分発揮するもの、こう思うのであります。

○岩佐委員 幾ら伺っても、どうも大きければいいんだ、しかし大きければどういうふうがいいんだというのがさっぱりわからない。そこにこの法案の筋を通していない欠陥があるのじゃないかというふうに私は思うわけですが、余り時間もたってしまいますので次に伺いたいと思います。

先ほどから議論になっておりますが、ことしの 4 月 1 日に公的年金制度に関する関係閣僚懇談会決定というのがされているわけでありまして。当然、この懇談会には大臣も御参加をされておられることだというふうに思いますけれども、その点、まず最初に確認をさせていただきたいと思います。

○坂政府委員 公的年金制度に関する関係閣僚懇談会の構成員に自治大臣は入っております。

○岩佐委員 この中で、地方公務員の共済制度の長期的な展望について、まず「地方公務員共済年金制度内の財政単位の一元化を図る。」このことを 58 年度に実施をする。それが提案をされている。これは、先ほど来再度議論をされてきている中で明らかになっているところでありまして。そして、最終的に「昭和 70 年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる」、こうなっているわけですがけれども、将来は地方公務員共済制度と他の年金制度を統合する、そうした方向を自治大臣が了承された、そういうふうに理解をしていいことなのでしょうか、大臣に伺いたいと思います。

○山本国务大臣 これは関係閣僚懇談会で決定したものでありまして、その一員として私もこの決定には参加をしたものであります。したがって、いまここに書いてあることについて、58 年度までにやる措置、59 年から 61 年までにやる措置、それから 70 年の最終目標、こう 3 段階に書いてあるこの内容について、その決定に私も参加した、こういうことでございます。

○岩佐委員 そうすると、将来は統合するけれども、当面は地方共済だけでやっていくと

ということなのか、あるいは地方公務員共済は将来とも一本でいくということなのか。これも先ほどからいろいろ議論があったところでありまして、3月10日に地方公務員共済組合審議会が答申を出しているわけでありまして。この答申の中で「地方公務員共済組合の特色、沿革等の諸事情に充分配慮し、これを維持することを基本とすべきである。」という指摘があるわけでありまして、この答申と「公的年金制度改革の進め方について」という関係閣僚懇談会の決定、これは矛盾をするものであるというふうに思うわけでありまして、自治大臣は答申を尊重されるのか、それとも、この1、2、3に分かれていて、70年をめどに公的年金制度全体の一元化を完了させる、そういう決定の立場に立たれるのか、そのことを伺いたいと思います。

○山本**国務大臣** まず、地方公務員共済組合審議会の御答申は、諮問内容が、地方公務員共済の今回の法律案の内容について審議会にお尋ねをした、それに対する御答申であります。ここに1、2、3項と3つございまして、先ほども申し上げましたように、3項は確かに「地方公務員共済組合の特色、沿革等の諸事情に充分配慮し、」云々と書いてあります。ですから、私どもも、第3項のこの内容は将来にわたっても考慮していかなければならない問題であると思うのです。

そこで、関係閣僚懇談会の決定でございますが、これは昭和70年までに公的年金を全体一元化する。そこで、地方公務員共済は将来は地方公務員共済として一つになる、それが今度は、いま共済あるいは年金はたしか8つぐらいあったと思いますが、それが公的年金として70年に一本化をしていこう、そういう最後の目標に向かってこれから進んでいくものだと思うのです。その中に地方公務員共済は参加をしていくという形になるものだ、私はこう思っております。

○岩佐**委員** そうすると、全体将来一元化を完了させるという立場に自治大臣は立っておられるということの理解でいいわけですね。

○山本**国務大臣** 私は、21世紀に向けての国民的な年金というものにしていくという考え方で、やはりそういう一本化は望ましいものだ、こう考えております。

○岩佐**委員** しかし、そうしますと、3月10日の答申の3のところの「地方公務員共済組合の特色、沿革等の諸事情に充分配慮し、これを維持することを基本とすべきである。」つまり、地方公務員の統合の問題はいいけれども、ほかの年金との統合については問題がある、反対だ、どうもそういうふうにしか読めないわけでありまして、矛盾するのではないかというふうに思うわけですが、この点はどうももう一つわからない。答申は、地方公務員共済についての独自性、自主性というものを将来とも堅持すべきであるというふうに強調していると思いますが、その点、いかがでしょうか。

○山本**国務大臣** これは将来にわたって地方公務員共済組合の特色、沿革等の諸事情を十分配慮しということをございますが、各共済組合にはそれぞれ沿革もあり、それぞれの制度の中身があるわけです。ですから、統合一本化のときもそれは尊重しながら、そして皆さんの各単位組合の合意を得ながらやらなければ一本化はできない問題だ、その際にこういう趣旨のこと、地方公務員共済としてはこういう沿革、事情がございますよということを主張することは、一本化の段階で言うて当然のことである。しかし、それが一本化に全く反対であって、全くこれが矛盾しておるといふことにはならない、私はこう思うのです。

○岩佐**委員** 今回、公立学校共済と警察共済を除いた理由について、職種が違うということで除いたということが先ほど来強調されてきているわけですが、結局、そういうことで除くということは、統合という場合に非常に無理があるということを示している一面である、そういうふうな気がするわけでありましてけれども、この公立学校共済と警察共済の二つについて、先ほど大臣は、この問題については早晩統合するんだということを言っておられるわけですが、その時期は、早晩と言われても、一体1年なのか2年なのか5年なのか、これはよくわからないわけで、それはどういう時期を考えておられるのか、もう少し具体的にお答えを伺いたいと思います。

○山本**国務大臣** これは先ほど来もお話が出ましたが、私は、公立学校も警察もなるべく早く一本化してほしい、今回は14の共済組合で統合いたしますが、なるべく早い時期に公立学校も警察も一本化をしてほしい、またそうするのが将来への段取りとしては適当である、こう考えております。

ただ、いまお話しのように、あと1年でやるのか5年でやるのか、もちろん5年というようなゆっくりしたことではありませんが、では1年内にやるかと言われれば、そこまでは私も確たる自信は申し上げられない。しかし、なるべく早い時期に一本にしてほしい、一本にすべきだ、こう思っております、これは所管の文部省あるいは警察庁あるいはそれぞれの組合の御理解を得て、合意を得て実施すべきもの、こう考えております。

○岩佐**委員** 次に、今回の改正では、連合会の業務は長期給付に限定をしているわけですが、将来の問題として短期給付の事業あるいは福祉事業についても連合会でやることを考えておられるのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○坂政府**委員** 今回設けます連合会における事業をいかなるものにするかということにつきましては、関係共済組合、共済組合関係者その他関係者の間で鋭意検討を続けてきたわけですが、結論といたしまして、長期給付に係る財源率の決定と長期給付積立金の管理を主体とすることが一番望ましいというコンセンサスを得ましたので、そのようにいたしましたわけですが、

今後における連合会の事業につきましては、連合会の運営状況、各共済組合の事業の実施状況等いろいろ見ながら、関係者の御意見を十分に聞いて検討してまいりたいと思っております。

○岩佐委員 将来的に短期給付の事業あるいは福祉事業についても連合会でやる方向であるということなんですね。そこら辺はどうなんですか。

○坂政府委員 いえ、そういうことではございませんで、そういうものが必要である、ないといろいろな御意見もあると思います。そういう御意見があれば、そういう御意見を関係者の間で十分煮詰めて、いろいろ検討してまいることが必要であろうと考えております。

○岩佐委員 そうすると、これについては結論として、いまのところ別に将来の問題としてこういう方向があるということではない、今後関係者の間のいろいろな話し合いによって決まっていく、つまり、それは連合会に入れなくてもいい、そういう方向もあり得るということであるわけですね。

○坂政府委員 現在ははっきりしておりますのは、御提案申し上げておりますように長期給付に関するものでございまして、その他の事業について必要か必要でないかということは白紙状態でございますが、この連合会の性格上、関係者の間でいろいろな議論があれば、その議論をそのときにおいて検討すべきであると考えております。

○岩佐委員 長期給付にかかわる財源率のことについて伺いますが、現行財源率はどのように決められているのでしょうか。

○坂政府委員 現行財源率の決め方でございますが、少なくとも5年ごとに自治大臣の定める方法により財源率の再計算を行いまして、その結果、保険数理に基づいてやられました財源率は、各組合あるいは連合会の運営審議会または組合会総会等における手続を経まして定款によって定められる、そしてその定款の内容につきましては主務大臣の認可を受ける、そして効力を生ずるといふ、手続はそういうことでございます。

○岩佐委員 そうすると、少なくとも現状は、各組合が年金財政の状況に応じて、あるいは職員の構成状況に応じて自主的に決めているということになっているわけですね。

各組合の現在の財源率はどうなっているか。地方職員、公立学校、警察、東京都、それから指定都市の内訳、市町村、都市、これについてちょっとお答えいただけますでしょうか。

○坂政府委員 この場合、数字でございますので、福利課長の方から御説明します。

○秋本説明員 お答えいたします。

長期給付の財源率は、現在 16 の財政単位ごとに定められているわけでございますが、1,000 分の 121 から 1,000 分の 126 までの枠の中にございます。地方職員共済組合、これ

は道府県の職員の共済組合でございますが、この場合 1,000 分の 124.5、公立学校も同じく 1,000 分の 124.5、警察につきましては、一般の組合員とそれから年金の給付に関して特例措置のございます警察の組合員については区別されておりますが、一般につきましては 1,000 分の 125.5、特定警察組合員につきましては 139.5、東京都の共済組合は 1,000 分の 121.0、札幌市 1,000 分の 122.5、川崎市 1,000 分の 123.5、横浜市 1,000 分の 123.5、名古屋市 1,000 分の 125.5、京都市 1,000 分の 126、大阪市 1,000 分の 125.5、神戸市 1,000 分の 125.0、広島市 1,000 分の 124.0、北九州市 1,000 分の 126.0、福岡市 1,000 分の 125.0、市町村職員共済組合につきましては、全国 47 の組合でもって一つの連合組織をつくっておりますが、この場合 1,000 分の 123.0、都市職員共済組合につきましては、30 の組合でもって一つの連合組織を持っておりますが、この場合 1,000 分の 124.0、以上でございます。

○岩佐委員 現状では一番低い東京都が 121 である。それから一番高いところが京都 126、それから北九州が 126 と、そういう差になっているわけでありましてけれども、今度の 5 年に 1 回の財源率の再計算、これが来年の 59 年の 12 月に行われるということでありましてけれども、この再計算によって、121 と 126 の現在の差、これが一体どのくらいの差になるのか、そういう試算はしておられるのでしょうか。

○坂政府委員 59 年 12 月現在において現在の財政単位を前提として再計算をするとどうなるかということでございますが、現時点ではその計算結果の明確な予測は困難でございますけれども、各財政単位における組合員の現況とか退職の状況、年金受給者の発生、失権等の状況が財源率に大きく影響を与えますことと、それから年金財政を判断する目安としての退職年金受給者の成熟度、それから収入支出の割合である収支比率、それから支出と積立金の割合である積立比率等を各財政単位別に見ると、かなりのばらつきが生じておりますので、この財源率の差は相当程度の格差がさらに生ずるものと予測されます。

○岩佐委員 かなりの差というのは、その試算が一体あるのでしょうか。あるのだったら、そのかなりというのはどのくらいの差になるのかということをお示しをいただきたいと思っております。

○坂政府委員 この試算は非常に膨大な資料と膨大なあれがかかるわけございまして、先ほど申し上げましたように、ですから明確な予測は困難でございますが、財源率を左右するいろいろな要素があるわけございまして、そういう要素を判断いたしますと差が大きくなっていく、成熟度をとっても大きくなっていく、そういうことございまして。

○岩佐委員 そうすると、連合会をつくることになれば、財源率は一体どのくらいになるというふうに試算をしておられるのでしょうか。

○坂政府委員 連合会を設立いたしますと、連合会加入の組合の財政単位は一元化されまして、その財源率は昭和 59 年 12 月の再計算の結果に基づき定められることとなりますので、その再計算におきましては、最近数年間における組合員の現況、退職の状況、年金受給者の発生、失権の状況、年金額の状況等の実績を基礎にしてこれは計算することになるわけでございます。そこで、これから計算するわけでございますので、現在どういうふうになるだろうかという予測はきわめて困難でございますが、年金受給者の成熟度は年々高まっていることが事実でございますのと、それから平均余命も次第に延びてきております。それから、毎年行われました年金改定に伴う積立金の不足額が相当多額に発生しているということから見まして、これもアバウトな話でまことに申しわけございませんが、財源率の引き上げは必要になるというふうに考えております。

○岩佐委員 現行制度で再計算をするより、連合会をつくった方が組合員にとって利益になるのかどうか、つまり、引き上げ幅は連合会をつくった方が少なくして済むのだという数字が一体あるのかどうかという問題、これは膨大な資料になるということを先ほどからいろんなケースで言われるわけですが、一元化、統合される方にしてみれば、つまり組合員の一人一人の皆さんにとってみれば、一体自分の負担がどうなるのかということは非常に重要な問題であるわけですね。ですから、そのところはやはりはっきりとさせるのが筋であるというふうに思います。たとえば一番高い北九州市あるいは京都、これは先ほど申し上げたように 1,000 分の 126 ですが、この組合の場合には連合会をつくることによって下がる状態になるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○坂政府委員 具体的に下がるか下がるかということになりますと、これは正確な計算が必要だと思えますが、考え方といたしましては、全体をプール計算するわけでございますから、そのプール計算した平均値というものが、もしも所与の条件に変化がなければ、プール計算したから下がるとか、そういうことにはならないと思えます。つまり、再々申し上げておりますように、1 万人足らずの小さな保険グループというものは保険制度としても非常に不安定なものでございますし、そういうようなものをなくして、そして社会保険方式として安定化を得るということ、それから給付の方は法律で画一的になっているわけでございますが、たまたま所属している保険グループが小さいために成熟度が高くて保険料が高くなるとかあるいは逆に安いということ、相互扶助の精神に基づいてお互いに均等して公平化しようというのが趣旨でございますので、それによって下がるかという、そういう性格のものではないと思えます。

○岩佐委員 結局、将来のことは数字的に何もわからないということになるわけですね。これはこの場合にもやはりずいぶん無責任な話だというふうに私は思います。いままでは

自分たちの組合の実情に合わせて財源率を決めてきたわけですね。これが、今度連合会ができることによって自主的にできなくなる。自主性が損われるわけですね。しかも、運営審議会の委員の半分は組合員から出すとしても、当然個々の組合員に対するきめ細かな配慮、これは大変少なくなるというふうに予想されるわけです。また、積立金のプールにしても、その運用利益はいままで各組合で自主的に利用されてきたわけですね。つまり、自主的に利用できてきたわけですが、今後自主的に利用できなくなるというふうなことになるわけですから、これも組合員の利益を守る上で大変大きなマイナスになるわけです。

たとえば東京都の場合には、最高 1,000 万円、共働きの場合には 2,000 万円を限度として住宅貸し付けを行っている。こうした従来からの福祉厚生に充てていた資金運用に、今後連合会をつくることによって大きな制約がもたらされることになるわけですね。これも地方の皆さんからすれば、大分東京は住宅貸し付けがいいのではないか、そういう話があるかもしれませんが、大都市圏に住んでいる住民にとっては、住宅の問題というのは非常に大きな問題であるわけですね。これはまさにその組合が持つ特殊性であるわけです。

こういう問題も結局将来的に連合会になることによって無視をされていってしまうというふうなことになるわけで、将来的に、連合会が設置をされることによって自分たちの財源率が一体どうなるのかもわからない、そして既得権が結局侵害をされるというような状況になるわけですから、これは大変大きな問題であると思います。この点について一体どう考えておられるのか、伺いたいと思います。

○坂政府委員 私の誤解でなければなんでもございますが、いままで財源率を組合で自分たちに一番適当なふうにした、そういうことはございませんで、これは財源率の計算の仕方、決め方、また社会保険方式に従いまして計算してやるわけでございます。

それから、資金を連合会に出すのでその運用が狭められるというふうなお話でございますが、そこでいろいろコンセンサスをいただきましたのは、資金の拠出に当たりましては、積立金のうち、地方債とか公営企業債に充当する分を拠出していただいて、そのかわりその引受義務も連合会が引き受けるということによって、事実上、いま御心配いただきましたような事業に対する圧迫はないようにいたしたいということをやっているわけでございます。

○岩佐委員 しかし、財源率については、各組合それぞれ規模だとかそれから考え方について、その組合の実情に合わせて決められてきたということは否定することができない事実であるというふうに思いますし、それからいまのお答えの中で、じゃ東京都の住宅のこういう問題は一体どうなるのかというような問題も解決をされているというふうにはどうも思えないわけで、組合員はここのところに非常に不安を持っているわけですね。です

から、組合員の合意が得られるような形というのは当然とられていかなければいけないというふうに思うわけです。

地公審でも、反対であるとの非常に強い意見が今回の連合会方式についてあったというふうにあるわけで、年金財政の問題について、現行制度のもとで 16 の財政単位がありますけれども、もし一本化することで財政基盤が強化をされるということであるならば、これはそうなのかなという一つのメリットがあるかもしれないけれども、しかし、そういうことも先ほどからのお話を伺っているとどうもはっきりしないということがあるわけで、そうすると、結局、16 の財政単位の皆さんはそれなりの歴史的経過があり、そしてそういう自分たちのいわゆる事情というものがあるわけですから、それを主張していくということは当然であって、この点について、なぜこの法案をそういうことを無視して急いでいかなければならないのかということがわからないわけです。いままで 16 の財政単位として存在してきた、運営されてきた背景には、それなりの歴史的経過と理由があったからだというふうに思いますけれども、その理由について伺いたいというふうに思うわけです。

○山本**国務大臣** 先ほど来のお話でいろいろ承りましたが、やはり小さな単位ではなくて、それは大きいことはいいことだと単純には言えませんが、やはりお互いに同じような職場で働いておられるという意味で、全体が大きく一つに一体化する、そしてお互いが助け合っていくという、そういう姿勢、そういうやり方は、私はきわめて合理的だと思う。先ほど来申し上げているように、これはやがてだんだんと国民的なレベルで一本化をしていく、そういう段階を踏んでいくわけですから、小さな単位でおればいいということではない。やはり将来のそういう大きな目標に向かって進んでいく一つの過程である。そして、そういう小さなところでおれば、それは小さいなりのメリットはあるかもしれないけれども、しかし、やはり全体としてお互いが危険度の分散といいますか、そういうことのスケールメリットというのは非常にある。これは要するに、全体を統合していこうというのもひとえにそういうところにあるわけですから、そういう過程にのっておるいまの連合会というものをひとまずつくっていかう、こういう考え方でございますから、ぜひそういう考え方を理解をしていただきたい、私はこう思っております。

この問題は、ただ小さいところであれば財源率は自分のところで決められるじゃないかとか、そういうことではなくて、やはり全体がそういう大きな組織にだんだんくなっていく、その中でお互いがひとつ助け合いながら福祉を守っていこうということだと思うのです。先ほど来御答弁も申し上げたように、福祉事業についてはそういうものに影響のないようにこの運営を連合会としてはやっていく、そういうことも十分に考えておるのでありまして、いま住宅問題を取り上げられましたが、そういう問題については心配のないような運

営はできる、私はこう思っておるわけでありませう。

○岩佐委員 私は、個々の組合の歴史的経過があるというふうに思うわけで、それを統一をするという場合には、それ相応の手續、理解を得るための時間、こういうものが本来必要なのではないか。連合会を構成するすべての組合が合意をしているのかどうかですね。それから労働組合の中でも、反対をしているそういう労働組合もあるのではないかとこのように思うわけですが、この点について具体的にお伺いをしたいというふうに思います。そういう反対がある中で、なぜそういうふうに急いでいく必要があるのか。この点について、もっと合意を得るための努力をする必要があるのではないか、それをやるべきではないかということ再度伺いたいと思います。

○坂政府委員 この問題につきましては、昨今始まったわけではございませんで、2年ぐらい前から関係者の間でいろいろ問題点の指摘があり、研究、検討を重ねてまいったわけでございます。その間におきまして関係共済組合、もちろんこういう制度でございますから、みんな均一化して公平にしようというのでございますから、表現は悪うございますが、損得という問題はあると思います。したがって、すべての人が賛成、反対ということはなかなかむずかしいと思いますが、そこは関係共済組合のものとか、あるいは労働組合、職員団体のグループとか、そういうものでいろいろ検討していただきまして、そして、いろいろの議論はあるけれどもこういう形で出発したらよかろうじゃないかということで皆さんの合意を得て、そして地方公務員共済組合審議会の審議を経まして、あの審議会におきましても一元化することが必要であるというふうに認めていただいているわけでございます。今回御提案申し上げたわけでございます。

○岩佐委員 連合会を構成するすべての組合は合意しているのでしょうか。

○坂政府委員 いままでいろいろな機関と協議してきたと思いますが、その具体的なものにつきましては、福利課長の方から御説明します。

○秋本説明員 この連合会の設立に至るまでの、これまた設立についての法案を御提出申し上げるに至るまでの関係者の方々との相談ですけれども、いまのままの財政単位のあり方では問題があるという問題意識はずっと以前からあったと思いますが、じゃ具体的にどうするかといったことの問題点の指摘、さらにはそのための具体的なやり方についての案の提示、そういったものは2年近く前から行われているわけでございます。それ以来、共済組合関係の方々あるいは職員側の関係の方々ともいろいろな機会に何回も御相談をしまして、その結果、連合会をつくるとすれば、その運営についてはどうするか、連合会の事業としてはどういうものをしていくか、連合会に対する拠出はどうするか、そういったような具体的な問題も含めまして御相談をしましてまいっております。先ほど公務員

部長からお答えを申し上げましたように、こういった問題につきましては、関係者も非常に多うございますのでなかなかすべての方々が 100%賛成、合意ということにはなりにくいものでございますけれども、大方の方々の御理解は得られたものというふうに考えております。

○岩佐委員 大方と言っても、やはり反対の意見がある場合にはその意見というのは尊重していかなければいけない、これはそれこそ民主主義の原点だというふうに思います。

次に、連合会の運営の方法についてちょっと伺いたいと思います。

連合会の運営方法として運営審議会方式をとって、委員の数は 22 人、当面 14 名としていますが、運営方法としては組合会方式という要望もあったというふうに思いますが、なぜ運営審議会方式をとったのか、委員は 22 名以内としたのはなぜなのか、その点、伺いたいと思います。

○坂政府委員 地方公務員共済組合連合会に運営審議会方式を設けることといたした理由は、現在、運営審議会方式は、全国的な組織でございます地方職員共済組合あるいは警察職員とか、そういう共済組合等におきましてとられている方法でございます、その運営審議会方式によりまして組合の運営につきまして十分その機能は発揮しておりまして、制度としても定着しているということがございます。そして、組合会を仮に置くといたしますと、その議員の選出のために 320 万人の組合員による何らかの選挙を行わなければならないというような技術上、事実上きわめて困難な問題があるというような点から、いろいろの御議論はございましたが、結論といたしまして、連合会の運営については、各組合等の意向を反映させるための機関としては運営審議会方式が適当であると考えられたわけでございます。

それから、運営審議会の委員の数でございますが、連合会を組織する組合や組合員の意向が連合会の運営に適切に反映されることを基本といたしまして、任命側委員と職員側委員の別に、地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、すべての指定都市職員共済組合、すべての市町村職員共済組合、すべての都市職員共済組合、このグループごとに、それぞれのグループの組合員数の規模も勘案しながら相応数の委員を任命できるように配慮したわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、出発に当たりましては警察、公立学校の二つが加入いたしませんので、運営審議会の定数は 22 名でございますが、さしあたっては 14 名以内というふうにいたしましたわけでございます。

○岩佐委員 そうすると、少なくとも現在の財政単位ごとの組合からは、代表が必ず委員として任命されるということになっているわけですか。

○坂政府委員 いや、財政単位の中で非常に問題であるという小さな財政単位でございま

すね、つまり指定都市でございますが、指定都市は一つずつだと大変でございますから、これは全体で一つでございます。

○岩佐委員 それから、最後に伺いますが、一昨年に行革特例法によって、地方公務員共済法に基づき国が負担すべき金額について 57 年度から 59 年の 3 年間その 4 分の 1 をカットすることになり、現在もそのままですが、4 分の 1 のカット分については、60 年以降国は約束どおり負担するのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○坂政府委員 御質問のごさいました行革特例法によります 4 分の 1 のカットでございますが、これにつきましては、同法におきまして、国及び地方公共団体は、将来にわたる地方公務員共済組合の長期給付に関する事業の財政の安定が損なわれることのないよう、特例適用期間経過後において、国家公務員共済組合に対して国が講ずる措置に準じて減額分の払い込みその他の適切な措置を講ずるということになっておるわけでございます。また、これを審議いたしました国会におきましても、大蔵大臣の御答弁に、特例適用期間中は年金財政の安定が損なわれないようにする、また、国の財政状況を勘案しながら減額分の繰り入れその他適切な措置を講ずる、この場合、利子相当分はその他の適切な措置の中に含まれると考えておるといような御答弁があったわけでございます。

したがいまして、地方公務員共済組合に対します削減分の取り扱いにつきましては、このような経緯を踏まえるとともに、国家公務員共済組合に対する国の措置状況等を見ながら適切に対処してまいりたいと考えております。

○岩佐委員 支払い方法ですけれども、60 年に一括して払うのか、それとも分括をされるのか、あるいはこの間の利子についても当然組合が運用したであろう利率でもって支払うべきだというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○坂政府委員 私の方から御答弁申し上げるのはなんでございますが、われわれといたしましては、ただいま申し上げましたような経緯がございますから、国家公務員共済組合に対して国が措置をするはずでございますので、その措置と同じように、それに準じて措置いたしたいと考えております。

○岩佐委員 自治省としては独自に、たとえば利子について当然支払われるべきであるというように立場に立つのかどうかということもあるわけですね、その辺はいかがなんでしょうか。

○坂政府委員 そういう点につきましては、われわれといたしましては国家公務員共済組合に対する措置と同じように、やはり準じて地方公務員共済組合の方も考えられるべきであろうと考えております。

○岩佐委員 そうすると、その点は独自性は持たれないということになるわけですね。

時間が来ましたのでこれで終わるわけでありませぬけれども、先ほど大臣も、今後の問題について十分いろいろな意見を聞いて配慮をされていくということであるわけですけれども、私どもは、この問題については基本的にかなり無理をしてやっていっているということを感じているわけで、臨調路線に基づいたこういう法案というのは、本当に大急ぎで審議をし、そして決定をしていくべきではないというふうに思うわけですけれども、最後に大臣の御意見を伺いたいと思います。

○山本**国務大臣** なかなかこういう問題はそう簡単に進まないものなので、各方面の御意見を伺いながらやらなければならぬ。今回のこの問題にいたしましても、少なくとも1年半以上かかっている。ですから、さっき1年以内に警察、公立学校をやるのかというお話がありましたが、そう短兵急にはなかなかやれない問題でございまして、これは私どももそれだけのメリットのあることをやるのでございまして、慎重に考え、各方面の御理解を得ながらやっていきたい、こう思っております。

○岩佐**委員** 終わります。

○田村**委員長** 細谷治嘉君。

○細谷**委員** けさ11時から、この委員会でいま扱っている法案についての委員と自治省当局とのやりとりをお聞きして、一体この法案は何をねらっているのか、全くわからない。何のために連合会をつくるのか、これもわからない。言ってみますと、財政単位を縮小して大きくする、これだけがどうもねらいだ、こういうふうに思うのですけれども、それだけなんですか。一向わからぬですね、頭が悪いから。聞いていれば聞いているほどわからなくなる。いかがですか。

○坂**政府委員** 今回御提案申し上げておりますのは、地方公務員の共済年金に關しまして、共済年金は社会保険方式をとっておるわけですが、その基礎になります財政規模と申しますものが16に分かれ、しかもその中に非常に小さなものもある。小さいがために成熟度に相違が出たりいたしまして、一方、給付の方は法律をもって地方公務員である限り同一でございまして、同じ給付を受けながら年金財政の単位が小さい、大きい、あるいは所属しているところによって負担が違ふというようなことは非常に不公平でございまして。そういう不公平さをなくすということ、それから、保険方式をとるのにそのような小さな保険グループでは非常に不安定である、これを安定化するということが現在の地方公務員の共済年金の現況から見て必要であるということから、この連合会方式をとらせていただきました。そのほか定年制に伴う特例とかございまして、主眼はそういうこととございまして。

○細谷**委員** 余り時間ありませんから、私がポイントと申しているところを申し上げる

わけです。

どうも大臣、本当のところの腹を言えないんじゃないですか。連合会というのができる、その連合会というのは長期の財政調整作業をやる、それから短期についての財政調整作業をやるということでしょう。それだけですね。そして、その連合会には公立学校の先生方のもの、警察職員というのはいっていない。これは1年ではできぬだろうけれども、5年以内にはできるだろう、これは大臣が言っているわけです。それだけの仕事なのに、20何人かの審議会の委員を置いた連合会というのを、全国が頭につきますね、そういうものをつくる必要があるのかと私は思うのですよ。当初問題になっておりましたように、それならば、財政調整するだけですから、あえて連合会などつくらぬで、基金構想みたいなものをつくってお互いに融通し合えば、これはできるでしょう。どうですか。連合会なんというのは無用の長物ですよ。あえて連合会をつくるのには何かねらいがあるのではないか、そう思わざるを得ないのですが、いかがですか。

○坂政府委員 長期給付の年金財政の調整を行うというのが連合会の大きな仕事でございますが、それと同時に、もう一つ大きなのは、給料との掛金の割合でございますが、これを決定する。それから短期の方は、先ほど御説明いたしましたように、いたしません。それでございますから、単なる金が集まって、それが基金で、何かその利息で調整するというだけの仕事ではございませんで、やはり非常に基本的になる掛金率を決めるというようなものでございます。

それから、連合会そのものは、名称の問題でございますが、いまでも国家公務員も連合会あるいは市町村職員の方も連合会と、共済制度にはこの連合会という組織はなじんでいるわけでございますので、連合会を設けさせていただきたいということになっております。

○細谷委員 この問題について、それぞれ生い立ちが違う、だからなかなか一遍にできないのだ、こう言っているのですよ。生い立ちが違うものを、これはねらいとしては国家公務員と公共企業体、しかもそれはねらいは国鉄の年金の赤字というのを、パンクするのを何とか防ごうという形で、一方的に犠牲を強要しつつあの法律が出ているでしょう。同時にこれが出てきたのですよ。ですから、一見違うようでありますけれども、関係があるのではないですか。どうなんですか。はっきり、ないならないと言ってくださいよ。そういう意味において、将来連合会というものを学校の先生方や警察官も入ってもらう、そういう形で地方公務員の大きな財政単位をつくって対応していくのだということであればわかるわけですが、一遍に出てきた。関係ないようで、あるようだ。はっきり、ないと言えますか、今回のものは。どうなんですか。それでは今後どういうふうなタイムスケジュールでやるかということについては、一向明らかにしていないでしょう。多くの時間

がありませんから、簡単明瞭に言ってくださいよ。

○**山本 国務大臣** スケジュールは一通り、先ほど 58 年度段階でやるという少し粗っぽいといいますが、おおよその見当かもしれませんけれども、58 年度ではこういうことをやる、二つのことをやる、二つについては今回法案を出して御審議を願っている、59 年度から 61 年度にかけてはこういうことをやります、70 年度は公的年金を最終目標として一本化したい、こういう一通りの目標は決めておるわけです。そこで、地方公務員についてはどうする、どういうタイムスケジュールでやるのだ、こういうことはあると思うのです。

そこで、私どもはまず第一段階でこういう連合会組織、大変小さい、特に指定都市なんか小さいのが 10 ばかりあるのですから、やはりそれらは少し大きな単位に、連合会組織のもとに参加をしてもらうということが必要であろう、そしてなるべく早い機会に警察もあるいは公立学校も参加して、そして地方公務員一体となって、そして今度は国公との関係が私は当然出てくると思うのですね、同じ公務員として。それからまた、そのほかのいろいろな共済組合あるいは年金との関係が出てきて、そして全体として 70 年度の公的年金一本化の目標に向かって進んでいく、そういう一つの、余り細かい何年にどうする何年にどうするまでは言っていないけれども、おおむねのスケジュールは私はそれでおるのではないかと、こう思っております、地方公務員共済もそれに将来はのっていきべきものであろう、こう思っております。

○**細谷 委員** 地方公務員共済もそれにのっていくということになると、先ほど来議論がありました、地方公務員共済組合審議会の答申の中に「国鉄共済組合の救済を目的とする共済組合の統合に地方公務員共済組合を参加させる構想があるとすれば、それには反対である。」こう言っています。そういう「構想があるとすれば、」と審議会は心配しておるわけですが、「それには反対」だと言っておるわけでありまして。そうすると、そういう構想があるわけですか、大臣。いまは具体的に明らかになっていませんけれども、地方公務員共済組合を参加させる構想が一元化の中の重要な柱としてある、こういうことを大臣はおっしゃっているのですか、考えておるのですか。

○**山本 国務大臣** その文章のところは一体どういうお考えか、私もわかりませんが、今回の国公と公共企業体との共済組合の一体化という問題に地方公務員が同じように今回参加するということについてはちゅうちょをする、そういうお考えでその文句が出てきた、私はこう理解しております。

○**細谷 委員** 本会議のときもいろいろありましたが、それぞれの歴史がある。その歴史に対しては国の責任もある。個々の組合の責任もあるかもしれぬ。そういう問題の解決を前提とせぬで、一つのあれが赤字だった、だからひとつ財政規模を大きくしてやり抜こう、

それでできなくなったらひとつこれとこれを合わせてやろう、そういう構想の一環として連合会方式というのが出てきているわけですから、これはやはり問題だ。いまのところはそういう関係はありません、そういうことをはっきり言ってもらわぬと、この法律案の処理はできませんよ。大臣、いかがですか。

○**山本国务大臣** それはただいまの第3項にも、組合の従来沿革なり特色あるいは内容というものがあるわけですから、それを尊重しながらやっていくという方針はうたわれておる。そういうことを考えながら地方公務員の全体の一本化というものを考えていく、その間には矛盾はない、私はそう思っております。

○**細谷委員** 時間がありませんから、赤字が出た、その赤字についての究明なしに黒字のところをくっつけて急場をしのご、そういうやり方については絶対反対だということを申し上げておきたいと思います。

そこで、いままで質問がありましたうち幾つかの問題点について、ちょっと補足的に質問をしておきたいと思います。

去年も問題になったわけでありましたが、共済の基金というのを今度問題の連合会が管理するわけですけれども、この連合会の管理する資金の運用というのを見てみますと、たとえば45年、50年、56年、この辺を見てみますと、明らかに組合員の福祉関係、こういうものにウェートを置くべき資金の運用が、運用の利益というものを追求する余り、あるいは来年あたりはかなり資金不足というのが予想されておりますから、そういうことを考えますと、45年には51%組合員の福祉関係に資金が流れておったのが、今度は46%に下がっておりますね。だんだん福祉関係の資金のシェアが少なくなっている、追い詰められておる。そうしますと、59年あたりは大変な資金不足が生ずるわけでありますから、財政局長来ておりますけれども、交付税の借入金ももう借り入れできないようになってしまうのじゃないかということを心配する人もおるぐらいでありますから、いよいよ心配になりますね。現にだんだんシェアが圧迫されてきている。そこへ持ってきて今度は来年度の厳しさ、そして連合会というのでできてきまして、そしてある意味で基金の民主的な管理、地共済の意見、組合員の意見というものからちょっと遠くなっていく、こういうことになりますと心配になりますが、心配がありませんと言い切れますか。大臣、どうですか。

○**坂政府委員** 各組合の地共済全体におきます資金の運用状況は先ほど先生の御指摘のとおり傾向を示しておりますが、今回連合会をつくったために不都合なことが起こるかという御質問でありますれば、先ほど来申し上げておりますように、抛出いたしますものはこの1号資産のうちの地方債、公営企業債取得分に相当するものでございますから、そのような連合会設置が原因となって不都合が生ずるということはないと思います。

○細谷委員 シェアを福祉ということに追い詰めるのじゃなくて、やはり拡大する方向に資金運用をする、こういうふうを受け取ってよろしいですね。

○坂政府委員 御質問の趣旨がちょっとあれでございますが、連合会に拠出させますと、その拠出された拠出金を連合会が地方債等に運用いたすわけでございます。その地方債等に運用させるために拠出する分は、各組合におきましてもともとそのために充てる部分の中でございますから、それと別に各組合において福祉関係の事業にどの程度の資金を今後充てるかという問題につきましては、一応 1 号資産、2 号資産、3 号資産と分けましてその運用の基準を定めておるわけでございますが、さらに住宅の貸し付け等ございますので、特例の承認制度なども設けてやっておるわけでございます。

○細谷委員 やはり福祉というところにウエートを置いた運用をしていただきたい。一般的ないままでの傾向を見ますとそれは漸減する傾向にあるからということで、警告を申し上げているわけです。

そこで、もう時間が迫っておりますから、大臣、今度は市町村共済と都市共済とを一つにして、そして市町村共済連合会というのできるわけですね。そういう連合会をつくろうとしておるやさきに、その短期の事務費についての市町村共済と都市共済に対する財政措置が違うのですよ。違うということはおわかりですか。公務員部長、知っていますか。ちょっと申し上げますと、市町村共済の方は交付税で裏づけしているわけですよ。58 年度は 1 人当たり 7,440 円。ところが、都市共済の方は健康保険組合ですからその半分になっているのですよ。今度は同じ市町村連合会に入るのに区別するというのもおかしな話でしょう。これは差別ですよ。金額が多い、少ないじゃない。いかがですか。

○坂政府委員 都市の中には健康保険事業で医療給付を行っておるところがございますが、その健康保険事業で行われております場合には、その事務費につきましては健康保険制度において措置されているわけでございます。そして、健康保険法第 70 条によりまして、事務費につきましては国庫が毎年度予算の範囲内で負担するものと規定しているわけでございます。そこで、健康保険組合を組織しております地方公共団体の職員に係る共済組合につきましては、短期給付に係る事務費は財源措置をする必要がないわけでございますので、そこで交付税の算定上これが一律に措置されることとなりますのでその分を調整しているということで、短期給付については短期給付のルール、健康保険組合については健康保険組合のルールにおいてそれぞれ事務費の公費負担と申しますか、負担をするという考えでございます。

○細谷委員 厚生省、おいでいただいておりますか。——健康保険、いわゆる健保の方ですね、健保組合を持っておるところにはどのくらい補助金を出しているのですか。

○伊藤説明員 お答え申し上げます。

健保組合につきましては、単一組合というものがございますけれども、これにつきましては 58 年度予算で 1 人当たり年額 281 円の事務費を出しております。

○細谷委員 58 年は 312 円ではないですか、予定は。違いますか。負担金は 312 円じゃないですか。

○伊藤説明員 お答え申し上げます。

健保組合の事務費の単価といたしましては、先ほど申し上げましたように 281 円出しております。

○細谷委員 そうしますと、そのくらいの金額ですと、短期だということになると 1 年間に事務費が 3,700 円程度なくちゃいかぬわけですが、それはないわけですよ。片や交付税で完全に長期も短期も事務費は裏づけられておる、ところが、健保組合をつくっておりますと、長期の方の事務費をもらえるけれども、短期はもらえない。したがって、半分に削減されておる。しかもそれは 8 月の算定段階ではきちんと区別しないでやって、12 月の特別交付税段階で減額ルールで減額しているわけですね。これはちょっとおかしいと思うのですよ。大体補助金、その補助裏について需要額を見てやる、こういうことになりますと、金額は小さいようですけれども、やはり等しからざるところに問題があるわけですから、あえて私は指摘しているわけですから、財政局長、どうですか。

○石原政府委員 共済組合の事務費につきましては、通常の市町村を標準団体として想定しておりますから、通常の市町村の単価は、先ほど公務員部長から答弁しました 58 年の場合ですと 7,440 円、これを一律に計算しております。おおむねその半分程度が短期給付に係る事務費であろうと考えておるわけです。

ところで、健康保険組合を組織している団体の場合には、短期給付の事務費は健康保険法の規定によって国庫が負担する、たてまえとしてそのようになっておる。したがって、普通交付税上一律に措置した分が健康保険組合を組織している団体についてはたてまえとして要らないはずである、過大算定になっている、こういう考え方で特別交付税の際に減額しているところでもあります。このような扱いは、昭和 38 年、現在の共済組合制度がスタートしたときからそういう扱いをしております、考え方として、交付税法 16 条の規定で、一律的な基準財政需要額の算定が個々の団体について基準財政需要額の算定過大になっている場合にはこれを減額要素として扱うという規定がありまして、その規定を適用して減額をしているわけでもあります。その場合に、当時は、法律のたてまえとして、必要な事務費は国庫が負担するというたてまえになっておりますから、要らないはずだということで減額措置を講じてきているわけです。

ただ、いま厚生省の方からも御答弁がございましたように、現実にはその間にかなりギャップがあるようであります。したがって、そのギャップを交付税の方の手当てで埋めるべきなのか、もとの健康保険法の方で改善すべきなのか、この辺の議論が残ると思えますけれども、現在の私どもの扱いは、法のたてまえに沿って本来これらの事務費は国庫の負担に属するものであるということで算定上減額している、こういうことでございます。

○細谷委員 必要な額については厚生省が見なければならぬ、こういうことになっておりますね。なっておりますけれども、厚生省も医療費の問題についてはかなり厳しい査定を受けて、国民健康保険の事務費を初めとしてこういうところの事務費まで圧迫を受けておる。言ってみますと、自治省が交付税で需要額として見ている分の10分の1程度の補助しかないわけですね。ですから、自治省の方としては、それは厚生省の責任だから厚生省に持ってもらえと。そうは言っても、厚生省としてはなかなかそれに対応できない。ところが、片や交付税措置の方では、補助金で見ているはずだから見る必要はないということで交付税はカットした。そのために1人当たり4,000円ぐらいの需要額は短期の分は完全にゼロに落とされているということは、やはり問題があると思うのです。

これはまあここですぐ決着はつけないにしても、財政局長もその後の乖離というのが非常に大きくなったということは認めているわけですから、これはやはり何らか対応していただかなければ、法律は連合会はつくったわ、そして都市共済と市町村共済は一緒にしたわ、しかし取り扱いが別だよ、そうするとねらいはまさしくどこかにある、こういうふうな頭を回転せざるを得ないことになると思うのですよ。どうですか大臣、これは厚生大臣とも打ち合わせてこの辺はやはりきちんとしてやらぬと、連合会ができて一つにまとまるわけですから、足並みをそろえさせなければいかぬでしょう。いかがですか。

○伊藤説明員 先ほどのお尋ねは単価のお話でございましたので数字だけ申し上げましたけれども、これはもう先生御案内のとおり、経緯的に申し上げまして、昭和37年に地方公務員等の共済組合法ができました際に新たな制度が発足したわけでございますが、この時点ですでに健保組合になっておったところもたくさんあるわけでございますけれども、これをどうするかということで、経過措置といたしまして、当時の健保組合の組合会というものがございまして、そこで存続するかしないかという御判断をされて、健保組合としてもやめたというふうにお申し出がない限りは存続するという形で、いままで39の組合が残ってきておるわけです。

いわば39の組合が組合の意思という形で健保組合としてきておるわけでございますが、健保組合全体の問題といたしまして、私ども市町村健保組合だけを特別に扱うということとはなかなかむずかしゅうございます。先ほど申し上げました単価は1,700の全組合に適用

しているものでございまして、この単価のアップについては漸次改善を図ってきたのですが、ここ数年財政事情も非常に厳しいし、特に臨調答申では自助努力をせいというようにございまして、補助金のアップというのはなかなかむずかしいという状況でございまして、その辺、御理解を賜りたいと思います。

○細谷委員 むずかしいことはわかるのですよ。これはわずかだけれども、国民健康保険の事務費を完全に見るといったら、あるいはほかのものがありますから、これは莫大な金になりますから。そうしますと、大きさから言えば不平等なものを直すというのは、少なくとも理論上は、補助金は300円ばかり出ているわけですから4,000円との差額を見てやればいいけれども、一つの連合会ができたのに、片や交付税と補助金、片や交付税というのもちょっとおかしいと思うのですね。これはやはり何とかきちんと整理していただかなければならぬと思うのですが、いかがですか、大臣。

○坂政府委員 地方の職員につきまして健保組合をつくっておりますが、先ほど厚生省から御説明のありましたように、経過的な、全体としては例外的な措置でございまして、われわれといたしましては、地方公務員の医療給付につきましては一応共済組合の短期給付の制度で行うのが本筋であると考えておりますが、各関係組合におきましては、過去のいきさつか、いろいろなことでいまだに健保組合をやっておるような状態でございまして、これはむしろ制度の経過的なものであるというふうに考えております。

○細谷委員 大臣、議論がありますけれども、一つの連合会というのが今度法律でできるわけで、そのための法律でしょう。その中に入っているメンバーに交付税の措置が違ふというもおかしな話ですから、きちんとしていただきたい。いかがです。

○石原政府委員 ただいまの点は私どもも大変扱いに苦慮している点でございまして。というのは、先ほど御答弁申し上げましたように、法律上のたてまえとしては、健保組合については健康保険法70条の規定によって事務費は国庫が負担すると書いてある。そういうたてまえになっている。ところが、現実には実態との間にかかなり大きな乖離がある。私どもは、一般的に、国庫の助補金、負担金等についていわゆる超過負担がある場合には、その超過負担の超過分を是認して交付税措置をするのではなくて、もとの方を直してほしいということを繰り返し各省庁にお願いする、そしてもとが直ったことに伴う理論負担は私の方は幾らでもつき合います、こういうふうな姿勢できているものですから、この健保組合の事務費の実態とのギャップの問題について現実の姿をそのまま追認するということが、私どもが日ごろとっている姿勢との間に矛盾がないのかどうか、こういうような悩みも実はあるわけでございます。

また一方、今度新たな制度の改正が行われまして連合会ができる、こういうような事態

にもなっておるようでございますから、いずれにしても、私どもの基本的な姿勢とそれから法改正に伴う新しい事態との間でどのように対応をしたらよいのか、関係省庁あるいは部内でも行政局などともよく意見を交換してみたい、検討してみたいと思います。

○細谷委員 まあ、両省の間のけんかの問題じゃなくて、論争の問題じゃなくて、受ける自治体はやはり等しいことを受けるというのが制度のたてまえですから、その辺はひとつ大臣、頭に置いて解決してください。

それから、短期の問題にもいろいろありますけれども、もう時間が来ておりますから質問はこれで終わりますが、短期の問題についてもかなり心配する点があるということだけを申し上げまして、私の質問を終わります。

○田村委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○田村委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。石田幸四郎君。

○石田（幸）委員 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、賛成であります。念のため、わが党の考えを申し述べておきます。

わが党は、かねてから年金制度の充実を図り、老後の生活の安定の確保に努めてまいりました。そして、年金の官民・官々格差等の是正を図るとともに、現在ばらばらになっている年金制度を一元化するため、国民基本年金構想を提唱するなど年金に対する主張を申し述べてまいりました。

今回の地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案は、こうしたわが党の主張しておる年金の一元化の方向にあると思われるものであります。しかし、このように年金の統合、充実が叫ばれている今日、政府はいまだに年金制度の将来像も明らかにしていない点は、なお論議のあるところと考えます。

本改正案は、地方公務員共済年金制度の特殊性に基づくものであるとされておりますが、公立学校共済組合と警察共済組合の二共済が除かれており、不十分なものとなっております。

なお、わが党は、政府が公的年金制度の将来像を早急に明らかにするとともに、年金統合の具体的スケジュールを示し、年金制度充実に努めることを強く要求いたします。

本法案に賛成はいたしますが、さきに述べた点について留意されることを要望しておきます。

（拍手）

○田村委員長 岩佐恵美君。

○岩佐委員 私は、日本共産党を代表して、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案について反対の討論を行います。

今回の法案は、現在審議されております国鉄の経営悪化に伴う国鉄共済年金財政の危機を国家公務員ほか二公社職員の掛金の引き上げ、国鉄労使の負担増で穴埋めする共済年金統合法案と同様、臨調答申に基づいて地方公務員に負担を転嫁しようとするものであります。

これは、臨調答申が強調するいわゆる自立・自助の精神に基づき、国民と労働者の社会保障費を大幅に削減するための手段であり、各種年金制度間の財政調整によって年金財政の危機の度合いを平準化しようという財界の要求に沿ったものであります。

そして政府は、この臨調基本答申を受けて、公的年金制度を昭和 70 年までに一元化するという大方針を決定し、その第一段階として、国鉄共済年金の統合と地方公務員共済制度の財政の一元化を実施することになったものであります。

第二臨調が発足以来、行政改革の名のもとに、軍事費の拡大、大企業奉仕の税財政制度を容認する一方、福祉、教育など国民生活に密着した分野では徹底した削減を主張してきたことは多くの国民の知るところであります。まさに今回の改正案は、こうした臨調答申を忠実に実行するものにほかなりません。

次に、内容の問題であります。今回連合会を構成する 14 の財政単位の組合は、長期給付にかかわる掛金率あるいは財源率の決定については、組合の構成条件あるいは年金財政の状況などに応じて、それぞれの財政単位ごとに自主的な決定を行い、民主的に運営されてきたものであります。こうした運営方針は、職員の構成も違い、成熟度にも相違があり、また組合成立の歴史的経緯も違う地方公務員共済組合制度においてはきわめて当然のことであり、かつまた地方自治の本旨から見ても望ましいことであります。

今回の改正案は、こうした自主性を疎外しようとするもので、組合員の福祉にも二重の影響を与えるものであります。たとえば大都市圏に住む組合員にとっては住宅取得が大きな課題であり、強い要求でもありますが、そうした組合員の要求にこたえて、組合では長期積立金あるいはその運用利益を住宅貸し付け等の福祉厚生事業に充ててきたところがあります。積立金の 30%を連合会へ払い込むことは、その運用利益を各組合が失う結果になることは明らかであり、資金運用の見直しが迫られることも必至であります。

既存の組織や運営に重大な変更を加える場合、その構成員の合意と納得が必要であることは言うまでもありません。とりわけ歴史的経過の中で 16 の財政単位に分かれて運営されてきた地方公務員共済制度の一元化に当たっては、地方公務員共済制度の将来的展望あ

るいは連合会設置によって組合員の利益はどう変化するかといったことについて十分な時間をかけて説明し、各組合の合意と納得を得る必要がありますが、今回それがなされているとは言えません。大都市職員共済組合を初め大半の労働組合が反対の意思を表明しているところから見ても明らかであります。

最後に、定年制導入によって生じる年金受給資格のない人に対する特別措置については必要なことであり、賛成できるものであることを表明して、反対討論を終わります。(拍手)

○田村委員長 これにて討論は終局いたしました。

○田村委員長 これより採決に入ります。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○田村委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

② 参議院地方行政委員会

(第 2 部)

第 98 回 参議院地方行政委員会会議録第 9 号
国 会

昭和 58 年 5 月 19 日 (木曜日)

午前 10 時 1 分開会

委員の異動

5 月 13 日

辞任

佐々木 満君
名尾 良孝君
林 道君
野田 哲君

補欠選任

原 文兵衛君
松尾 官平君
亀長 友義君
山田 譲君

5 月 14 日

辞任

松尾 官平君

補欠選任

玉置 和郎君

5 月 16 日

辞任

中野 鉄造君
神谷信之助君
田渕 哲也君

補欠選任

和泉 照雄君
佐藤 昭夫君
井上 計君

5 月 17 日

辞任

佐藤 昭夫君
井上 計君

補欠選任

神谷信之助君
田渕 哲也君

5 月 18 日

辞任

山田 譲君
和泉 照雄君

補欠選任

勝又 武一君
太田 淳夫君

5 月 19 日

辞任

加藤 武徳君
玉置 和郎君
上野 雄文君
勝又 武一君
佐藤 三吾君

補欠選任

関口 恵造君
山崎 竜男君
小谷 守君
小山 一平君
瀬谷 英行君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

宮田 輝君

松浦 功君
志 苦 裕君
田 渕 哲也君

委員

岩上 二郎君
金井 元彦君
上 條 勝久君
亀 長 友義君
小 林 国司君
後 藤 正夫君
関 口 恵造君
原 文 兵衛君
山 崎 竜男君
勝 又 武一君
小 谷 守君
小 山 一平君
瀬 谷 英行君
大 川 清幸君
太 田 淳夫君
神 谷 信之助君
美 濃 部 亮吉君

国務大臣

自治大臣	山本 幸雄君
政府委員	
自治省行政局公務員部長	坂 弘二君
事務局側	
常任委員会専門員	高池 忠和君
説明員	
厚生省年金局企画課長	渡辺 修君
自治省行政局公務員部福利課長	秋本 敏文君

本日の会議に付した案件

- 理事補欠選任の件
- 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（宮田輝君） ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る 13 日、佐々木満君、名尾良孝君、林道君及び野田哲君が委員を辞任され、その補欠として原文兵衛君、松尾官平君、亀長友義君及び山田譲君が選任されました。

また、去る 14 日、松尾官平君が委員を辞任され、その補欠として玉置和郎君が選任されました。

また、去る 16 日、中野鉄造君が委員を辞任され、その補欠として和泉照雄君が選任されました。

また、昨 18 日、山田譲君及び和泉照雄君が委員を辞任され、その補欠として勝又武一君及び太田淳夫君が選任されました。

○委員長（宮田輝君） 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、欠員となっている理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮田輝君） 御異議ないと認めます。

それでは、理事に田淵哲也君を指名いたします。

○委員長（宮田輝君） 次に、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。山本自治大臣。

○国務大臣（山本幸雄君） ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この法律案は、地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、新たに地方公務員共済組合連合会を設けることとともに、市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を廃止して、新たに全国市町村職員共済組合連合会を設けることとするほか、地方公務員の定年制度の実施に伴い、定年等による退職をした者のうち、何らの年金を受ける権利を有しない者で一定の要件に該当するものに対して長期給付に係る特例等の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、地方公務員共済組合連合会の設立等に関する事項についてであります。

その一は、地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、新たにすべての地方公務員共済組合をもって組織する地方公務員共済組合連合会を設けることとしております。

地方公務員共済組合連合会は、その組織する地方公務員共済組合の長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合を決定するほか、地方公務員共済組合から払い込まれる一定の金額を長期給付積立金として管理し、長期給付に要する資金が不足する地方公務員共済組合に対して長期給付積立金から必要な資金を交付する等の事業を行うこととしております。

なお、地方公務員共済組合連合会は、当分の間、公立学校共済組合及び警察共済組合を除く 89 の地方公務員共済組合で組織することとしております。

その二は、地方公務員共済組合連合会の設立に伴い、市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を廃止し、新たに全国市町村職員共済組合連合会を設けることとしております。

全国市町村職員共済組合連合会は、市町村職員共済組合または都市職員共済組合の給付事務等の指導、災害給付積立金の管理等の事業を行うこととしております。

第二は、定年等による退職をした者に係る長期給付の特例等に関する事項についてであります。

その一は、地方公務員の定年制度の実施に伴い、定年等による退職をした者のうち、退職年金または通算退職年金を受ける権利を有しない者で定年等による退職前の組合員期間

が 10 年以上であること等一定の要件に該当するものについては、その者の申出により、退職後も引き続き地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける特例継続組合員となることとすることができることとする措置を講ずることとしております。

その二は、定年等による退職をした者のうち、退職年金または通算退職年金を受ける権利を有しない者で定年等による退職前の組合員期間のうち 40 歳以上の組合員期間が 15 年以上であること等一定の要件に該当する者、またはその遺族に対して、特例退職年金を支給する等の措置を講ずることとしております。

以上が地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長（宮田輝君） これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○志苦裕君 ちょっと、法案の個々の内容に入る前にあらまし二、三伺っておきますが、人口年齢がどんどん高齢化をしまいいりまして、当然のことながら、現行のさまざまな年金制度が、まずは財政の面からも大変厳しくなって破綻してくるというようなことで、さまざまな議論を呼んでおるわけでありましたが、いま問題にしようとしておる地方公務員共済といってもたくさんあるわけですが、これらを大まかに見て、地方公務員共済のこれからの見通しとでもいうのですか、収支比率なり成熟度なり、そういうものは大体どんな状況になっていくのか、その見通しをまず明らかにしてほしいと思います。

○政府委員（坂弘二君） 地方公務員共済組合の成熟度、収支等の現状及び将来の見通しについてでございますが、地方公務員共済組合は現在 16 の財政単位に分かれて年金財政を支えておるわけでございますが、まず成熟度について申し上げますと、各財政単位の規模などに相違がございますので、低いものは 11%程度から高いものは 40.40%と非常に大きなばらつきが生じております。平均いたしますと 24.5%ということになっております。ただ、収入支出の関係を概略申し上げますと、収入が 56 年度で 2 兆 2,800 億程度、それに対して年金のための支出が 1 兆 2,400 億程度、したがって収支残が 1 兆余りということでございます。これは全体でございます。それから、年度末の積立金につきましては、現在 8 兆 5,000 億程度の積立金を持っております。

それから今後の財政の見通しでございますが、これは今後組合員数がどうなるか、あるいは財源率そのものがどのようになるか、あるいは給与の動向がどうなるか、いろいろ不確定要素がございますので、なかなか推計がむずかしゅうございますが、一定の条件をはめまして、たとえば組合員数は一定とする、あるいは財源率も現在で一定とする、それから給与のベースアップ、年金改定率は仮に毎年 5%ずつとするというようなことで、おお

むね 20 年間程度のごく粗い推計をいたしますと、昭和 69 年度ごろには、地方公務員の共済組合全体でございますが、単年度収支がマイナスとなりまして、昭和 78 年度ごろには積立金もなくなってくるということが予想されております。

○志苦裕君 それで、いまの収支比率、額で言ったのだが、平均でどれぐらいになっているのですか。一番低いもの、一番高いもの、平均という数字、ちょっとわかっていたら言ってください。

○政府委員（坂弘二君） 細かい計数的なことでございますので、福利課長の方からお答え申し上げます。

○説明員（秋本敏文君） 年金財政の各財政単位ごとに見た場合の収支の状況がどうなっておるか、それを収支比率といった点から申し上げますと、全体としましては、先ほど公務員部長申し上げましたように、収入約 2 兆円余り、支出約 1 兆円、差し引き約 1 兆円の残ということで、全体の収支比率は 54.6%ということになっておりますが、そのうち、財政単位ごとに見てまいりますと、低いところは、たとえば札幌市の共済組合におきましては 30.4%ということになっておりますし、また、高いところとしましては京都市の共済組合の場合は 71.1%というような開きがあるのが現状でございます。

○志苦裕君 そうすると、いまのお話大ざっぱに聞いて、このままでいくと幾つかの設定があるわけですが、昭和の年代で言うと昭和 69 年ごろに単年度収支がマイナスに転じて、昭和 78 年、まあ昭和で言うからわかりにくいのだが、これは昭和なんて 78 年もいきはせぬけれども、そして積立金がなくなるという状況なんです、そのころの、何というのか、あれ、何比率と言いましたか、何人で何人の年金者を抱えるかという数字というのか、年金受給者 1 人に対して加入者は何人ぐらいの割合になっていきますか。

○政府委員（坂弘二君） そのころの成熟度でございますが、ただ、これも一定の要件、たとえば組合員数は現在のままで固定する、そういうような前提に立っておりますと、昭和 65 年には 46.9%程度、75 年には 67.9%程度になろうと思われれます。

○志苦裕君 67.9%というのは、これで言ってみますと、これは頭数で何人と何人の割合になりますか。そんなあらわし方ないのですか、もっとわかりやすいあらわし方、何人に 1 人、何・何人に 1 人ということ。

○説明員（秋本敏文君） 公務員部長がただいま申し上げましたように、組合員数につきましては一定であるという仮定のもとに計算をしておるわけですが、53 年度の組合員数 313 万人、これで推移をとした場合に、今後の年金受給者の数の推移の方は、55 年度は退職年金だけとりますと 56 万人でございますけれども、これが 10 年後で約倍、そして 20 年後におきましては 55 年度の約 3 倍、つまり 145 万人程度ということで見込まれるわ

けでございまして、この仮定によりますと、313万人の組合員に対して145万人程度の退職年金の受給者が見込まれる、したがって、その比率としましては46.5%というふうに見込まれる、これをその他の年金も含めました年金全体ということで見ますと、年金の受給者は75年度におきまして212万人、比率にしますと67.9%というふうに見込まれるわけでございます。

○志苦裕君 そうすると、大まかに言って、いまから大体30年後ぐらいになると、2.何人に1人、これでいくと2.1、まあ2人に1人ということか、あなた、67.9と言ったらもっと高くなっちゃうが、大体2人に1人、いまいう313万人の145万人といたら何か2.2人ぐらいかなという状況になる。

これを保険料率の値上げで賄っていくとした場合に、料率はどれぐらいまで上がりますか。これを、財政が途中で赤字になって、それから、このままいった場合に資金取り崩してそれもなくなるという時期が来るわけだね。そうさせないためにはどこからお金を持ってくるか、年金もらう者をやめてもらうとか、いろいろな方法があるのですが、これをこのまま素直に認めていって、料率で、これをもう全く料率だけでカバーをしていくと仮に仮定をした場合には、どこまで上がっていくことになりますか。そんな計算したことないですか。

○政府委員（坂弘二君） 具体的な料率と申しますか、財源率の問題になりますと、これは御案内のとおり5年ごとに再計算いたすわけでございますが、ただいま申し上げましたように、この成熟度も組合員数は絶対今後ふえないとか、53年度で固定するとか、いろいろなそういう前提でやりましたごく粗いものでございますので、これをもとにしてさらに財源率がどのぐらいになるかという計算は、非常に高くなるだろうということは常識的にわかりますけれども、非常に困難であろうと思われま。

○志苦裕君 私は後でほかの年金のことでも聞くのですが、容易ならない事態であるということから、さまざまな改革の手だてや、財政基盤の強化確立や、組織の様子がえやというようなものが出てくるわけなんで、その容易ならない事態というふうなものはどういものなのか浮き彫りにさせようと思って二つ三つ聞いたのですが、現行保険料率が124.5でしょう、まあ12.45と言うのか。これ先ほど言った成熟度が67.9%になるころというのは、逆に言うと積立金も取り崩してなくなっちゃうころだという先ほどのお話でしたね。それから先一応財政基盤を、これに換算をすると、保険料率だけで賄うとすると、現行の124.5がたとえばどれぐらいになっているのか、200になっているのか、250になるのか、そんな試算してみたことないのですか。ありますか。

○政府委員（坂弘二君） そのような試算はいたしておりませんのは、一つはやはり5年

ごとの計算のときに不足分がありますと、次の財源率の計算のときにその不足分またオンしてやるとかいろいろなことが変わりますのと、それから実際問題といたしましては、組合員数もかなり変わってまいります。それから退職の状況とかいうこと、そのようなものもかなり変動いたしますので、財源率の具体的なそういう見通しの計算はいたしておりません。

○志苦裕君　それで、いま地方公務員共済について少し2、30年先のところまでお伺いをしたのですが、ほかの年金、たとえば厚生年金であるとかというようなものと比べると、地方公務員共済というのは、比べてみるとどんなことが言えるのですか。

○政府委員（坂弘二君）　大まかに申し上げますと、地方公務員共済組合と国家公務員共済組合はほぼ似たような状況を示しておりますが、なお詳細な点でございますと、課長の方から御説明申し上げます。

○説明員（秋本敏文君）　ほかの公的年金制度との比較の問題でございますが、御承知のことと思いますが、全体のことをまず申し上げますと、公的年金制度、8つと言われております制度の組合員の数、あるいは被保険者の数、全体で約6,000万人ございますが、そのうちの9割は厚生年金と国民年金、その残り1割のうちの約半分程度が地方公務員共済組合の組合員の数といったようなことになっております。

そこで、他の制度の財政との比較でございますが、いわゆる成熟度という先ほどから御指摘のございますもので申し上げますと、地方公務員の場合、退職年金等だけでいきますと18.9%程度でございますが、これが国家公務員共済につきましては26.0%、そして公共企業体の共済組合につきましては39.4%、そのうち国鉄だけについて見ますと58.7%、このような状況でございますが、厚生年金の方を見ますと、厚生年金の場合は8.6%、国民年金、そのうちの拠出制のものだけについてでございますが、それにつきましては20.9%といったような状況になっているわけでございます。

○志苦裕君　そうすると、いまの話聞いていると、地共済と国公共済、国民年金は大体似たような数字になるのですか。それで、厚生年金の方は逆に、何というか、変な言葉で言うと、うんとこれよりは楽なんですね。いまは楽な数字、いまの、ちょっとそうなりますね。

それで、大体ほかの年金から見てどの程度のところにいるのかなというのを位置づけを見るために聞いておるのですが、変なこと聞いて悪いですが、この地方職員共済は都市共済から何から幾つかあるという話しましたが、この地共済は学校共済それから大都市その他いろいろありますが、この財源率を仮に据え置いた場合、一番最初にだめになるのはどの共済ですか。それで、一番最後まで何とかやっていける、大分何かこの間10年、20年

くらい開けているそうだが、一番最初に財政状況非常に厳しくなってくるのはどれですか。

○政府委員（坂弘二君） 現在 16 の財政単位で運営されておりますので、その財源率を据え置いた場合、どの単位のものか最初につぶれるかということだと思いますが、この中には組合員 1 万人未満というような小さいものがたくさんあるわけでございます。こういうところになりますと、たとえば仮に整理退職しようとか、人を整理しようということになりますと、途端に成熟度は割れますし、もう不確定要素が非常に多くて、それらによって年金財政が非常に大きく左右されますので、ちょっと見通しが実際問題としてつかないわけでございます。

○志苦裕君 逆に聞いてみましょう。私もそう思うのですよ。これは非常に小さい単位がまずやっていけませんね。大きくなればいいというのは相対的にわかるのですが、仮にこういう形態で行くとして、最低限どの程度の単位、たとえば 1 万人以下なのはとても経営として成り立たないとか、5 万人以上になれば、それで何とか息をつけるとか、そういう物の見方あるでしょう。それで見て、どの程度の単位以下のものならもういろいろやってみてもやっていけないというふうな、何かそういうめどみたいなものが皆さんのところにありますか。

○政府委員（坂弘二君） 社会保険方式をとります限り、ある程度の集団がなければ保険数理なり理論になじまないものと思いますが、それが具体的に、それではたとえば 10 万人であるか 20 万であるか 30 万か 100 万かということになりますと、ちょっと、まことに申しわけございませんが、われわれそのようなあれはございませんが、少なくとも地方公務員共済組合の関係で申し上げますと、指定都市は多くても 4 万幾らというもので、5 万人未満でございます。この 5 万人未満というものは、もちろん保険数理として成り立つ、社会保険方式として成り立つ人員的にも問題があります。それでは、たとえば 10 万人、20 万人はどうかということになりますと、ちょっと余りそういう方面のことを聞いておりませんのでわかりませんが、とにかく大きい方がよろしいということでございます。

○志苦裕君 後で出てくるのだけれども、今度の統合というのは、ずっと全部をまとめて、ある一定の分野の仕事をやっていくわけで、基礎的単位は残っていくわけですから、財源率を調整したり何かやっていくのですけれども、過不足調整をするのですが、ただその基礎的な単位というふうなものが、最低限どれぐらいのものなら何とか成り立って、どれぐらいの以下のものならてんで問題にならないというふうなものであれば、その次の展望は当然そういうものをちょっと考えなければならぬですね。一件単位どうするかとかというふうな話が次にまた進んでいくかもしれないので、ちょっとその辺のことをあらかじめ聞いておいたわけなんだが、あなたの返事は、大きいほどいいと言え、それはあたりまえ

のことですね。大きいほどいいに決まっているわけだけれども、しかし、それはそれだけでもいかない。それぞれの自治体単位に物が成り立っておるわけですから、大きい方がいいと言っても、小さい程度はどの辺が限界になるのかなということをやっと聞きたかったのだが、どうもいまの答弁じゃ、これはわからない。

そんなこと言っていると時間がないから次に行きますが、そこで、いま私は地方公務員共済がどういう状況にいるのか、これからの見通しがどうなるのかということをやっと聞いたのですが、そこで年金改革がいろいろな方面から提起をされておるわけだ。これはずいぶんさまざまな視点から、国鉄が赤字になってどうもこうもならぬがどうするかなどという話から、いろいろな 2,000 年時代の展望をかけた提起から、さまざまありますが、臨調の一次答申、基本答申を初めとしてさまざま出ておりますけれども、さて自治省、そのうちの一つである共済年金を所管しておる自治省として、年金改革についての将来構想というふうなものでもお持ちであるかどうか、ちょっとその辺を伺っておきたい。

わけても、将来の年金のありようとして、社会保障一本で行くべきだという議論から、社会保障は一部取り入れても社会保険方式というふうなものはあくまでも併用していくべきであるというふうなところから、さまざまあるようですが、それらの問題をも考えながら、自治省として何かこの際所見があれば伺っておきたい。

○政府委員（坂弘二君） 地方公務員共済年金制度につきまして将来どのように考えているのかという大筋の御質問でございますが、われわれといたしましては、将来高齢化社会が到来することは必然的でございますので、地方公務員共済年金財政も、その将来の高齢化社会を見越して考えなければならぬわけでございます。したがって、まず第一目にしなければなりませんことは、現行の財政単位が先ほど申し上げましたように 16 単位に分かれておりますが、まずこれを一元化して財源率を一本化すること、それから財政上の調整を行うということによりまして、速やかに年金財政の安定化を図る、それがまず第一の行わなければならない改革だろうと思っております。

そこで、昨年 7 月に共済年金制度基本問題研究会というもの、これは大蔵大臣の諮問機関でございますが、そこにおきまして共済年金制度の研究がなされて意見が出されておりますが、その意見の中にもございますように、仮に各年金財政が将来悪化していくと申しますか暗いものであるならば、それを幾ら集めてもやはり全体として財政が好転するわけではございません。したがって、将来年金財政の健全化を図るためにはやはり負担、給付等制度全般のあり方について検討しなければならぬということの御提言があったわけでございますので、われわれといたしましてもそのような御意見を参考にしながら、やはりそのような点について今後検討を加えていかなければならぬとは思いますが、ただ、この間

題につきましてはひとり地方公務員共済年金のみならず、国家公務員共済年金も同様でございますし、その他公的年金制度全体の問題でございますので、政府といたしましても昨年決定いたしました行革大綱におきましてこれら公的年金制度のこのような問題について今後検討していく、総合的に検討していくということになっておりますので、地方共済年金につきましてもその一環として検討を進めてまいるといように考えておるわけでございます。

それからなお、社会保険方式、社会保障の御質問ございましたが、われわれといたしましては社会保障制度としての年金制度の具体的なあり方につきましてはいろいろの考え方があり得ると思っておりますが、今後におきましても被保険者等の負担を基礎とする社会保険方式を基本としながら、そのあり方を先ほど申し上げました公的年金制度さまざまの検討の中で検討が加えられていくものと思っております。

○志苦裕君 大臣、ちょっとあなたの所見もこの機会に伺っておこうと思うのですが、いろいろ模索もされておるし議論もされております。いまの公務員部長の最後の答弁にもちょっとあったけれども、社会保障に一本化をしていくべきだというような議論もある反面で、しかしいまの答弁のように社会保険保障方式も併用をして、併用というか、それでいくべきだという意見があるわけで、いま現行の共済年金、地方職員の共済はこの社会保険方式なんです、自治省としてはこの方式、社会保険方式、被用者年金であるこの公務員共済制度はこれはもう存続、堅持をしていくという基本的な姿勢に立っておられるわけですか。

○国務大臣（山本幸雄君） これはいまいろいろ公務員部長からも御答弁申し上げましたように、将来にわたる非常な大事な問題であります、いまこの際に何らかの措置を将来に向かって考えておかなければならない、そのきっかけになったのは私は国鉄共済の問題であったと思うのです。

そういう問題を抱えて、その場合にいまお尋ねのような社会保険体制という問題もありますが、これはお説のとおりだと思っております。年金の問題は、これは地方公務員共済は今回は警察あるいは教職員というものを将来の問題に残しておりますけれども、地方公務員共済全体はやはり一本化するのが一つの筋道ではないか、さらにそれは一体国全体の公的年金とどういうふうに関連づけていくのであろうかという問題は、それぞれやっぱり共済組合には沿革があり歴史がありますから、そういうことも尊重しながら、やはりそういう将来への展望を考えていかなければならぬものであろう、こういうふうに思っております。

○志苦裕君 そこで、もう少し明確にさせますが、今度のこの法案改正というものの位置づけをもう少し明確にさせたいと思って聞いておるのですが、仮に年金一元化という基本

方向があるとして、そこへ行く一里塚としてとりあえず地方公務員を一まとめにする、しかし当分の間警察と教員の方はちょっと未整理の問題があるから横に置いておくということなのか、あるいは年金制度のありようとして基本的にこのような地方公務員の共済制度は公務員制度やあるいは地方自治のありようからしても原則的に堅持をされていくべきものなのか、ここのところの性格を少しはつきりさしておきたいと思って聞いているわけなんです。実は通りすがりの一過程なんだというふうに言うのか、これはこれでこの制度の有用性、価値、性格というようなものを認めて、これはこれで確立をさせていきたいものだというふうに考えておるのか、そこを聞いているわけです。

○**国務大臣（山本幸雄君）** 将来の公的年金制度を一体どういうふうに持っていくのかという全体の問題がございますが、これは一応公的年金制度に関する関係閣僚懇談会というのがありまして、そこで一応の手順は決まっております。

それは、当面 58 年度におきましては国家公務員と公共企業体との共済組合制度の統合を図る、それから二つ目は、今回お願いしておる地方公務員共済年金制度内の財政単位の一元化を図る、こういうことを決めております。それから、今度は 59 年から 61 年度にかけてはどうするかということ、これは国民年金、厚生年金あるいは船員保険との関係の整理を図る、これは厚生省、厚生大臣がいま年金担当大臣になっておりますから、この問題を研究する、それから共済年金についてもやはりそれらの制度との関係を考えながら整理を図る、こういうことになっております。最終的には昭和 70 年度を目途に公的年金制度全体の一元化をさせることにしよう、一応そういう目標を立てているわけなんです。

そこで、じゃ、地方公務員共済はどうなるかということでございますが、地方公務員共済は私はこれは国家公務員共済年金と同じように公務員制度のやはり一環であります。公務員制度との関連というものは考えなければならないという特殊の性格をやはり持っておる。だから今後の問題の処理については地方公務員の生活の安定あるいは福祉の向上ということをやはり念頭に置いて、そして全体として地方自治行政の全体の大きな一環の問題でありますから、そういう問題も念頭に置きながら、全体の中での対処の仕方をわれわれは考えてやっていきたい、こう思っているところであります。

○**志苦裕君** 大臣、あなた前段の方で、いま後段の方はそういう地方公務員制度、共済組合制度が持つ性格にかんがみてそういう趣旨を考えながら対処していくということなんだが、あなたのちょっと前段に御説明のあった 70 年度公的年金一元化目標達成というお話は、それ、どこの計画なんですか。

○**政府委員（坂弘二君）** 先ほど大臣から御説明申し上げましたように、ことしの 4 月 1 日に公的年金制度に関する関係閣僚懇談会におきまして、今後の公的年金制度の改革の具

体的な内容、手順等について成案を得るためのおおよその目安としてスケジュールが決められたわけですが、そのスケジュールの中で最終的には「70年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了」させたいということが書いてございます。書いてございますが、この一元化と申しますのは、いろいろ内容は、全部を文字どおり一つのものにしてしまうというものから、それから各いろいろな公的年金制度もあるけれども、その間の給付なり負担なりの調整を図るのだとか、いろいろその議論が現在あるわけですが。ただ、そういうものをすべて含めて大きく言って一元化を、これは昨年の閣議決定におきましても「展望しつつ、」改革を図るということでございますので、そういう趣旨でございます。

○志苦裕君　ですから、それは一口に公的年金の一元化と言うても、それを社会保障制度として内容を一元化していこうという意見もあれば、あるいはそれに社会保険方式を相当部分取り入れた2本立てでいこうというのあれば、その上にもう1階積み立てた企業年金の3階建てでいこうというのあれば、一元化という抽象的な目標にも中身はいろいろあるということはわれわれも承知をしておる。

そこで、先ほどちょっとそういうことについて自治省はどう考えるのかということ聞いたのですが、余りははっきりしなかったのもう一度聞きますが、そういう閣僚懇談会の政府なりのスケジュールはあるようだけれども、それについてわれわれが同意しているわけでも何でもありませんけれども、国民的合意が得られるというわけではないが、この公務員共済制度を所管しておる自治省としては、私がどうしてもこの際明らかにしておきたいのは、そういう方向に向かってまだまだ変化していくであろうが、とりあえずはこうするのだというものなのか、地方公務員共済制度はかくかくの理念なり性格を持ったものであるから、これはこれで拡充強化をしていきたいと考えておるのか、そここのところを自治省に伺っておきたい、こう言って聞いている。

○国務大臣（山本幸雄君）　全体の方向としましては、いま私申し上げた閣僚懇談会の方式、しかし具体的にどういようにやるかという手法、手順についてはまだ具体的には決まっていない、しかしわれわれは地方公務員共済という320万に上る組合員を持っておる共済組合があるのだ、そしてそれぞれのやはり沿革、特殊性があるのだ、だからそれを踏まえながら、この全体の方針の中でどうしていくかという対処する態度方針はこれからよく私どもは考えていきたい、こう思っておるわけなんです。

○志苦裕君　これまた、ちょっとこの性格の問題は後ほどやりますが、大体の考えだけはいまわかりました。

そこで、ちょっと話が横に飛びますけれども、俗に官民格差ということをよく言われますね。役人というのはいかにいいそうだ、それについては民間は惨めだという話なんでしょ

う。しかし、それは抽象的に実体がないことを言われておったのじゃ公務員には気の毒な話で、そういう意味で、ちょっとこの点聞きたいのですが、一体年金の官民格差と言われるものの中身はどういうことなんですか。どういうことだと皆さんは見ておられるのですか。

○政府委員（坂弘二君） 一般に年金について官民格差と言われますが、その主なものは普通には厚生年金との対比で言われているのだと思いますが、厚生年金と共済年金の間におきます年金額の算定方式が違うとか、あるいは支給開始年齢が違うとか、あるいは併給調整が違うというようなことであろうかと思えます。ただ、この点につきましては、共済年金と厚生年金とでは制度の目的、沿革等も異にしておりますので、確かにいろいろな相違があるわけがございますけれども、その相違が直ちにいわゆる格差というものであるかどうかということについては慎重に検討しなければならないと存じております。

○志苦裕君 それで、いまた例えば給付水準あるいは支給開始年齢など、たしか支給開始年齢は片方 55 で片方 60 ですからね。これは歴然と違っておる。早くから年金もらえるのが必ずしもいいか悪いか、長く働いていた方がいいという話もあるわけですから、これはまあ物のとりようですけれども、具体的に給付水準という点は、これは算定方式も違っておって、公務員の方でも、それ選択制にいまなっておるわけです。で、わりあい、いろいろとその人の置かれている状況で比較的月給の高い人が有利な方式と月給の安い人が有利な方式とありますね。これを全部ならして見て、ひとつモデル的に言うなら、何年で大体どれくらいの収入の人が、月給の人がというのをモデル的に表現をすると、大体どんな数字になりますか。

○政府委員（坂弘二君） モデルの計算いろいろございますが、大ざっぱに申し上げますと、期間が短かければ厚生年金の方が有利なようでございますが、だんだん勤務期間が長くなりますと共済年金の方が有利になっていくような傾向を示しております。

それから、なお先ほどちょっとお話しのございました支給開始年齢のことでございますが、これは御案内のように昭和 54 年度改正によりまして共済年金も支給開始年齢は 60 歳、ただし、その間長期にわたる調整期間が現在入っております。

○志苦裕君 一概に比べられないというお話しなんだけれども、確かによく普通下世話に聞く話は、年金をもらいながらまた第二の就職をしまして、そこでも月給をもらう、年金と月給と両手に収入が得られるのだから、いいあんばいじゃないか、民間の場合にはそれがない、こういうふうに言われているのですが、その問題については何かお考えですか。

○政府委員（坂弘二君） その問題につきましては、なぜそういうことが生ずるかと申しますと、共済年金の方は退職年金でございますので共済組合員でなくなったらもらえると

というのが原則でございますが、厚生年金の方は老齢年金でございますから、一定の老齢、年齢になったらもらえるという、その年金の制度の性格の相違から生ずる問題だろうと思いますが、ただ、それにいたしましてもいろいろ問題ございますので、これも同じく昭和54年度の改正におきまして共済年金につきましても高額所得者に対する年金の支給制限等の措置を講じておるところでございます。

○志苦裕君 年金と月給の両手に花という話は、ちょっと地方公務員のためにここで申し上げておきますと、たとえば国のお役人さんが役所をやめまして、国の外郭団体、特殊法人、公社、公団というようなところへ行きますと、まあちょっと人様が見てもびっくりするほどの収入がある。もう一方で年金ももらうという実例は、私はこれはやっぱり指摘されたいとおりのことです。

しかし、地方公務員の場合には、そういうのは余りない。役所をやめても余り大して行く場所がないのか、まあ地方公務員は公務員なりに天下りとかいう場所を持っておるわけですし、市長会であるとか村町議長会であるとか、このようなささやかなところを持って、あるいは民間もあるようですが、概してそういうところは、年金をおまえさん幾らもらうということで月給の方を割り引きをして、そして昔役所でもらっていた程度の収入になるようにというのが大体一般的ではないかと思えますね。

だから、両方からもらって何か倍もらうというようなあんばいではない。しかし、国のお役人のこともあり、公務員全体としてはばかに民間とは違うじゃないかという指摘の対象にもなるということを見ると、55や60ぐらいでやめたってまだ働きたいわけだし、働く能力も持っておるわけで、そのときの年金の水準が幾らであるかということも絡みますが、年金水準というものがほどほどであるということをお前提にして考えれば、年金か第二の雇用かは選択性にした方がいい。雇用する場合には年金がとまっておるということですね。それから年金ほどの収入がないから働くわけですから、年金でもやっつけていけるという水準であれば雇用の方を選ばなければいいという選択性にできるような状況がそろえば、この問題はわりあい解決が付きやすいのだと思うのですね。

いま公務員部長は高額所得者の方の年金はある程度の制限を加えるというお話がありましたが、いま私の言う選択性というものを仮に採用するとすれば、それにふさわしい年金水準なければだめですけども、そういうようなあたりも検討の対象になるのではないかとと思いますが、その点はどうか。

○政府委員（坂弘二君） 当然そのような点につきましても、今後の公的年金のいわゆる「一元化を展望しつつ、」制度を改革するという点の検討の中に入ってくるものと思います。

○志苦裕君 それでは残り時間もないので、本法改正の少し中身に触れますが、先ほど地

方公務員共済制度の将来のありようを少し論じて中途半端になりましたが、改めて地方公務員共済制度の意義というのですか、公務員制度上の位置づけ、地方自治行政とのかかわりについて所見を伺いたいと思います。

○**国務大臣（山本幸雄君）** 全体として国民の高齢化が進んでいくという中で、年金制度というのは非常に私は重要な問題だと思います。特に年金を受ける年代層と、それを支えていく年代層との均衡といいますか、負担といいますか、そういう問題、それを国民経済の中で一体どういうふうにとらまえていくのかという大きな私は課題であると思います。

地方公務員は国家公務員と同じく公務員という特殊性を持っておるのであります。ですから、公務員制度の中では、この年金問題というのは公務員の将来の生活設計あるいは福祉という観点から言ったら私は非常に重要な問題である、こういう認識に立つわけであり、また同時に地方自治というものを推進していく上においても、公務員のそうした面での配慮というものはやはり十分に考えられなければならない、そう思っておるのでありまして、先ほど来申しますように、全体の公的年金制度が進んでいく中で、やはりそういう沿革なり特殊性というものは尊重していかなければならない、こういう考え方でおるわけでございます。

○**志苦裕君** 私は、年金改革がさまざま論じられておりますけれども、社会保障制度と将来一本化をするという、そういう視点は率直に言いましてなかなかずいぶん先のものにならざるを得ない、その理念は理念としてわれわれは追及すべきと思いますが、当面のことを言えば職域年金としては存続をするし、また、それはそれなりに制度を拡充強化していくという必要性は当然だろう、このように思いますが、したがって、地方公務員共済組合の組織方向とでもいいますか、そういうものを考えてみても、いまのままでいいとはならない。やっぱり適正な年金集団というようなものの構成も必要であろうし、あるいはまた、地方自治としての行政組織というようなものにある程度見合うものでもなければならぬだろう、あるいはまた、その運営も民主的に保障されなければならぬだろう、こういうふうにご考えておるわけですか。

したがいまして、大臣からここで所見を伺っておきたいのは、今回さまざまな形での統合あるいは仕事の分野の整理というようなものが行われてまいります、とにかくこの種のをまとめると、一つのそこに支配権力というふうなものが生ずるといふ弊害が起きてはいけないというふうにご思うわけでありまして、したがって、今後の単位組合の運営、さらに形成されるであろう連合会の運営についても、民主的な運営といいますか、この基本を外してはならないと思うのでありますが、その点について大臣の所見をしかと伺っておきたい。

○**国務大臣（山本幸雄君）** 単位組合、単位共済組合の方はそれぞれの特異性もあり、それぞれの沿革を持っていることは先ほど来申し上げておるとおりでありますから、全体の統一といいますか、全体で足並みをそろえるという問題について私はやはり御協力を願わなければならぬと思うのです。しかし、全体はそういうことであっても、個々の単位組合、単位共済組合の特異性というものは尊重もしていかなければならぬ問題であろう、それらの問題については今回設ける連合会には運営審議会というものもございますから、そういう御意見も運営審議会に反映をしてくるであろう、それでひとつ連合会の運営をしていけば単位共済組合の御意向は私は十分くみ上げられるもの、こう思っております。

○**志苦裕君** そこで、いまも指摘しましたように、どうも年金改革についてわりあい理想が乏しくて、大蔵省はとりあえずは国鉄の救済のことばかり頭に考えて、その辺からかっぱらってくる銭でもあったら、そいつと仲間にして何とか当場をしのごうとか、厚生省の方でも国民年金の危機というようなものを目の前にして、財源調整を乗り切るために何とか公的年金まとめて全体で危険負担をしようとか、というふうなことだけ考える、自治省はいまの統合というようなものはどうもそうでないというお話がありましたからあれですが、下手するというと何か支配統制力の強化に役立つのじゃないかというような貧困な発想では困るという意味で、いま大臣の所見を伺いました。これはひとつ組合運営のようなのもあるので、従来の審議会方式で、単位組合は従来の運営を変えないということでございましたから、その点はしかと伺っておきます。

そこで、あと一つ二つですが、統合というものの一面は単なる過不足調整、お金のあるやつとないやつを一緒にして、ならしませて全体として長生きするという発想に陥りがちなんですが、お金のある人とない人を仲間にして、全体としてならしていくというやり方は、結果として給付水準の低い方へ平準化をしていくという弊害も生むわけだし、しょせんそうしてみたところで破綻の時期何時間か、何年か先へ延ばすだけという程度のものに終わるということを考えますと、基本的に財政基盤を強化するということを考えるのであれば、私は、いま特に地方職員共済などで問題になっておるのは、せめて厚生年金並みの国庫負担率を実現してくれという要求は至極もつともだと思う。この点については自治省の所見はどうですか。

○**政府委員（坂弘二君）** 地方公務員の共済年金についても公的負担を厚生年金並みにすべきではなかろうかという御意見でございますが、社会保険に対します公的負担のあり方につきましては、いろいろ御議論のあるところでございますけれども、通常われわれ考えておりますのは、まず第一番目に、保険料のみでは適当な給付水準を確保することができないような場合、あるいは第二番目に、被保険者の範囲が低所得者層に及ぶ場合、あるいは

は第三番目に、その保険事故と申しますか、事故の性質上被保険者及び事業主だけに費用を負担させることが必ずしも適当でない場合、このような場合につきまして、公的負担の必要の緊要度に応じまして、また他の社会保険制度全体との均衡を考慮しながら検討すべきもの、また公的負担は公経済の財政力に応じて、まず低所得者層に重点的に配慮するよう財源の効率的配分の見地からも慎重に検討しなければならないというふうを考えておるわけでございます。

そこで、具体的に地方公務員共済年金の公的負担の割合を厚生年金と同様 20%にするかどうかということにつきましては、各公的年金制度間のバランス、高齢化社会を迎えての将来の年金財政の健全化等の問題を含めまして、国家公務員等の取り扱いも見ながら今後総合的に検討してまいりたいと思っております。

○志苔裕君 いまあなたの方がいつでも総合的な検討で強く要求しますと言ったって、大蔵にはねつけられたりもするので、これ以上追及しませんが、私の言いたいのは、統合というものの財政的なメリットというのは、これはあくまでも総合調整なんであって、しょせん全体として減びていく勢いをとめることにはならない。何年か命をもつというだけの話なので、財政強化策というふうなものはやっぱり公的負担のことも考えて基本的に構えてもらいたいということなので、この要望は強く申し上げておきます。

ところで、この国庫負担は、いまのところは例の 4 分の 1、しばらく貸してくれといて立てかえておるわけですが、どうもいまの、この間の交付税の過去に借りた利子の分まで、おまえ今度半分持ちだと言われること、自治省はいはいと言うところから見ますと、3 年たったらまた続けて貸してくれとか、一遍戻してさらにもうちょっと上前定して貸してくれとか、そういうのを何遍か繰り返して、貸し借りなしという法律でもつくられたものじゃ、これはどうにもこうにもならないのですが、この点は大臣大丈夫なんでしょうね、これ。あなた、そのときになって、いいですわなんていうことを言っちゃ困るので、これはしかと言っておきなさいよ。

○国務大臣（山本幸雄君） この問題は、これを実施しましたときに、将来にわたって国及び地方公共団体は地方公務員共済組合の長期給付にかかわる事業の財政の安定が損なわれることのないように、特例適用期間経過後において国家公務員共済組合に対して国が講ずる措置に準じて減額分の払い込み、その他の適切な措置を講ずる、こういうふうになっておりますから、少なくとも国がそういうことをやるとするならば、もちろん地方公務員共済組合についても同じ措置をやるべきである、こう思っております。

○志苔裕君 わかりました。われわれこれは絶えず監視していきますし、この点は、また逆に言うと応援団もおるわけだから、はっきりしておいてほしい。

最後に、この国庫負担というのは、いまのところは地方交付税に組み込まれて、国庫からずとんと出てくるのじゃない。地方交付税に組み込まれて、それぞれの自治体の財源を保障しておるのですが、そうすると、東京都のような不交付団体であるとか、公営企業のようなところの財源保障というのは、しかとなっていないわけですが、こういうところの公的負担分の実額保障というものについてははっきりお約束できるのですね。

○政府委員（坂弘二君） 公的負担分につきましては、地方財政計画に必要の財政需要として計上されておりますから、地方公共団体全体といたしましては必要な財源は確保されているわけでございます。ただ、個々の地方公共団体につきましては地方交付税の算定を通じまして措置されることとなりますので、財源不足団体については地方交付税が交付されるが、財源不足団体でない団体には交付されない、そういう形になっておるわけでございます。

○志苦裕君 いや、それは、それではそうだから、不交付団体や公営企業のようなところの、不交付団体即いつでも金があると決まっているわけじゃないので、ほかの事情もあるわけですから、そういうところの公的負担分については、これはやっぱり財源保障ということがなければいかぬのじゃないか。それはおまえ工夫せいじゃ、これはだめですよ。

○政府委員（坂弘二君） 共済年金を含めます公的年金制度については、国とか地方公共団体あるいは公共企業体等のいわゆる公経済の主体が一定の負担割合で公的負担をするというまず大前提があるわけでございます。したがって、地方公共団体も公経済の主体でございますので、その公的負担をする。するに当たって、必要な需要があるわけでございますから、これは財政需要に計上いたしまして、そして全体として収支がつり合うように財源措置をいたしているわけでございますので、その需要は見込んだ上で収支のバランスがとられるということでございます。

○委員長（宮田輝君） この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、佐藤三吾君、上野雄文君及び勝又武一君が委員を辞任され、その補欠として瀬谷英行君、小谷守君及び小山一平君が選任されました。

○大川清幸君 なるべく重複を避けて質問をいたしたいと思いますが、基本的なことはやはり重なりますので、御了解をいただきたいと思っております。

まず第一にお伺いしたいのは、今回の地方公務員共済組合連合会設置案について、自治大臣に地方公務員共済組合審議会から答申が出されておまして、その中身は、御承知のように「人事を含む組織運営、事業等について加入組合による民主的運営が損なわれるお

それがあり、また、財政単位の一元化のためには、基金のようなものの設置によっても充分対処できるものであるので、反対であるとの強い意見があった。」、どうも様子を聞いてみると、審議会の中でも約2分の1近くこういう強い意見があったと言われておるわけですが、今回の法案、提出をされた以上は政府の方は通したいのでしょうが、時期的に言うと、もう少し、後ほど論議をする例の学校教職員組合、警察関係の共済組合が今回は含まれておらない等の問題は後で論議をいたしますが、それらのものの調整や将来展望まではっきりしていただいた上で、この連合会の設置に踏み切ってもよかったのではないかという感じもいたしますし、この答申の中の「基金のようなものの設置によっても充分対処できる」というのは、私は一つの見識だろうと思うし、筋論だろうとも思われるわけですが、この辺の答申についてはどのように受けとめて配慮をなさったのですか。まずお伺いいたします。

○政府委員（坂弘二君） 「基金のようなものの設置によっても充分対処できるものであるので、反対であるとの強い意見があった。」ということですが、あの答申はいわゆる財政単位の一元化には賛成だということの前提の上でございます。

そこで、この連合会の問題でございますが、この連合会は単に一定の資金をプールいたしまして、これで単位共済組合の財政調整をいたすというだけではございませんで、組合員の負担に直結いたします財源率の決定もこの新しい組織で行うということにしておるわけでございます。

したがって、このような機能を持つ組織につきましては、従来から、たとえば国家公務員でございますと国家公務員共済組合連合会というのがそういうような機能を果たしておりますし、また現状におきましても市町村職員共済組合連合会あるいは都市職員共済組合連合会というようなものがそのように財源率と申しますか掛金率の共通の計算をいたしておるわけでございますが、共済組合制度につきましてはこのような連合会組織というものが定着しておるといふふうに判断いたしましたので、今回お願いしております新しい組織につきましても同様の性格を持っておりますので、連合会とさしていただいたわけでございます。

○大川清幸君 審議会の役員指名権の問題ですけれども、この中身を見てみますと、自治大臣にちょっと集中し過ぎている感じもしないではないのですよ。したがって、いま御答弁があったのですが、掛金率とかあるいは積立金の運用について従来よりも民主的自主的運営が妨げられる心配はないのかなという感じがするのですが、その点はどうか。

○政府委員（坂弘二君） 新しく設けます連合会の運営につきましては運営審議会を設けるわけですが、その運営審議会の委員は「組合員のうちから任命する。」とともに

「委員の半数は、組合員を代表する者でなければならない。」というふうに定めております。われわれといたしましても、もちろんこの連合会が各組合及び組合員の意向を反映するように運営されるよう万全の配慮をいたしてまいります。

○大川清幸君 将来展望を先ほど志苦委員とさんざん論議なさっていたのだけれども、ここで論議して余り将来展望がはっきりしないのですね。一番心配なのは、いまおまじないみたいに統合すれば何とかなるのだみたいな印象じゃ困るわけです。

後で数字を挙げてちょっと将来展望のことも確認をいたしますが、もう一つ答申に関連してついでに聞いてしまいますけれども、この答申の第三番目に

国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合の統合が検討されているほか、公的年金制度全体の将来の統合問題が検討されているが、地方公務員共済組合の特色、沿革等の諸事情に充分配慮し、これを維持することを基本とすべきである。

したがって、単に国鉄共済組合の救済を目的とする共済組合の統合に地方公務員共済組合を参加させる構想があるとすれば、それには反対である。

と、きわめてこれは明確です。先ほどの大臣等の答弁を聞いていると、70年目途で組み込まれているのでしょうか。違うのですか、どうなんです。はっきりしましょう、ここは。

○国務大臣（山本幸雄君） 今回のこの共済組合連合会設置案については、先ほど来基金の問題も出ましたけれども、やはり将来の展望としては公的年金制度というものを全体として一本化していく、そのやり方は私はいろいろケース、考え方はあると思うのですが、そういう一つの方向は政府としては考えておる、その中で地方公務員共済は一体どういふふうにしていったらいいのか、やっぱり全体としての大きく単位をするというメリットを發揮する上においては連合会組織の方がいい、こういう判断だろうと私は思います。

そこで、ここで地方公務員共済組合審議会の御答申のお尋ねがいまあったわけですが、先ほど来私も御答弁申し上げたように、将来の統合が検討はされていても、地方公務員共済組合の特色、沿革というものは十分に公務員制度、特に地方公務員制度の中、あるいは地方自治のあり方ということとの関連において考えていってほしい、それから、以下「したがって、」のところは、これは先般来国鉄共済組合をどうするかというのが当面の問題であったわけなんで、だから先ほど申し上げた公的年金制度に関する関係閣僚懇談会の決定も、「国家公務員と公共企業体職員の共済組合制度の統合を行うとともに、国鉄共済組合に対する財政上の対策を図る。」、こう書いてあるわけなんで、その問題が当面の課題であった、問題点であった、「したがって、」以下はそれに対するそういう御意見であろう、いま国家公務員共済組合と公共企業体共済組合とが一体化される、そこへ地方公務員も一緒に今回直ちに統合されるということについては反対である、私はそういうふうはこの書き方

を読んでいるわけです。

○大川清幸君 大臣、いま御答弁がありました 58 年 4 月 1 日の公的年金制度に関する関係閣僚懇談会決定、この手順をずっと見ていただくと、いま御説明のあったように、大体 58 年度で国共済と三公企体共済の統合を国鉄対策としてやる、それから地共済の方はいまここで論議をして財政単位の一元化を基本にして連合会が設置されるわけですが、これで見ると、58 年から 59 年、61 年、何だか奇妙な表現だけれども、「関係整理」なんという言葉を使ってありまして、そして 70 年に制度の一元化完了、こうなっているのですが、この手順、大枠は閣議決定で正式に了解なさったのでしょうか。間違いはないですね。確認しますよ、どうですか。

○政府委員（坂弘二君） 閣議決定ではございませんで、関係閣僚懇談会において 4 月 1 日に決定いたしております。

○大川清幸君 しかし、大枠はこの線に沿って一元化を進めていきたいという意味決定なんでしょう。違うのですか。

○政府委員（坂弘二君） この関係閣僚懇談会決定の「公的年金制度改革の進め方について」というものの持つ性格でございますが、これは昨年 7 月 30 日の臨調第三次答申及びこれを受けて閣議決定されましたいわゆる行革大綱にもありますとおり、「公的年金制度の長期的安定を図るため、将来の一元化を展望しつつ、給付と負担の関係等制度全般の在り方について見直しを行い、昭和 58 年度末までに改革の具体的内容、手順等について成案を得る」こととされておりますので、この成案を固めるためにも、まずおおよその方向と段取りの目安を定め、これに沿った検討を行っていく必要があると考え、年金問題担当大臣のもとで関係各省が協議を重ねた結果、合意されたものがこの決定でございます。

○大川清幸君 経過はこっちも承知しているのですよ。そんな説明聞いたってしようがないのですね。

大枠はこれでやっぱりはまり込んでいるから、「したがって、」以下の答申の中身は、やっぱりちゃんと姿勢を正して、答申は何ったのですが無視いたしますよという態度でこれ進めることになるのですよ、結論は。違いますか。

○政府委員（坂弘二君） 地方公務員共済組合審議会の答申の「したがって、」以下は、そこに「したがって、単に国鉄共済組合の救済を目的とする」、その「単に」というところに私は非常に問題があると思います。ただ国鉄共済組合を救済するだけの目的をもって地方共済を国鉄共済なり国家公務員共済組合に統合するのは、それは反対であるということでございます。将来の公的年金の一元化、まあ一元化につきましてはいろいろな内容の御議論があると思いますが、いわゆる俗に申します一元化の問題とはこの「したがって、」は

ちょっと別の問題であろうかと思えます。

○大川清幸君 この論議していると、時間が私余りもらってないので、ないものだからしよがないのですが、将来展望のところでは先ほど御答弁があったように、なかなかこれ財政運営の将来の見通しは悲観的な材料が多いようです。これ今回組み込まれて、今度は将来のことを考えますと、やはり成熟をしていくに従って給付水準の切り下げ等と抱き合わせで、この手順でやらざるを得ないということは決定的でしょう。どうですか。

○政府委員（坂弘二君） 共済年金も含めまして公的年金全般につきまして、将来の老齢化社会を迎えて年金を安定させるためには、給付水準、給付内容と申しますか、それから負担、この双方につきまして根本的に検討を加えなければならないと思っております。

○大川清幸君 これから先のことだから、余りはっきりした答弁はなかなかこれ大臣初め担当局長もなさらないのだけれども、基本的なものをもう幾つか聞きたいのですが、ずっと大きい問題進めていると忘れちゃうといけませんから、ちょっと具体的な問題で一、二聞いておきます。

今回の改正法案で特例継続組合員制度の創設と、それから退職年金の特例、これらを受けられていることはこれは結構だと思うのですが、人勧凍結なんかで影響があって年金改定の見送りが先般行われていますね。この問題このまま将来も放置しますか。これが一つ。それからもう一つは、被用者の無職配偶者の無年金にならないようにするための措置等はどうしますか。将来の問題、この二つ聞いておきましょう。

○政府委員（坂弘二君） 給与改定の見送りに伴います年金の問題につきましては、将来アンバランスが生ずることのないよう、これは国家公務員共済組合の方もそういうふうにと考えると申しますし、われわれの方も検討してまいります。

それから、二番目の問題につきましてはちょっと課長の方からお答えします。

○説明員（秋本敏文君） 配偶者の年金の問題は、いわば女性に対する年金の問題ということでもございまして、この問題は公的年金制度全体を通じての非常に大きな問題でございまして。今後の年金制度の検討の際にそれらの問題も含めて検討させていただきたいと思っております。

○大川清幸君 次に、今回の、先ほどもちょっと論議になっていましたが、地共済の連合会から公立学校共済組合と警察共済組合がいずれも外されておるわけですが、この理由の説明をちょっと読んでみますと、給付内容と構成員等に特性があるようになっていますが、どんな特性ですか。具体的に御報告願います。

○政府委員（坂弘二君） 連合会は元来地方公務員全部で組織するのが理想的でございまして、そのようにするよう法律で本則でいたしておりますが、附則におきまして「当分

の間、」出発に当たりましては公立学校と警察共済を除いたその他の組合でいくということにしたわけですが、公立学校は教職員という特定の職種でございます。それから警察の方は、またこれもっと独特な職種でございますが、それだけで構成されているということ、それから警察につきましては、その職務の特殊性から申しまして、受給開始年齢等につきましてほかのものとは差がある、それからさらに公立学校、警察ともかなりの現在組合員数を持っておりますので、むしろ問題点はその他の細かい方に緊急を要する問題がございますので、それらの点を総合的に判断いたしまして、今回出発に当たってはこの二つはまず除いていくということにいたしました。

○大川清幸君 余り納得のいく説明じゃないのですけれども、小組合の財政窮乏を当面回避するというような考えもあって今回の改正に踏み切られたのだと思うのですが、地共済全体で 3,259,327 人ですか、そのうちの約 42%、137 万人余り、これ二組合であるわけでしょう。だからその基本的な考え方、小組合の財政窮乏を当面回避をし、まあ将来のことも考えなければいけません、そういうたてまえからいったら、いま言ったような幾つかの特殊条件はあったにしても、その特殊条件をならすまで待つなり、後で計算の問題で、これ矛盾が出てくるから私は確認しているのですが、すり合わせをするまで待ってもよかったのだし、将来展望もう少し明確にしておいてから統合してもよかったのだろうと私は思うのですよ。この二つを外したことについての明確な説明が、先ほどからどうも納得のいくような説明ありませんが、どうですか。

○政府委員（坂弘二君） 警察と公立学校二つを除きますと、組合員数につきましてはただいまお示しのように 40 数%が外れてしまうということになるわけですが、今回の財政単位を統合する一つの大きなものは、いわゆる小規模の財政単位では将来成り立ちませんから、これらを大きなものにするということでございますから、むしろ問題になるのは、組合員数の何%が新しい連合会に最初から参加するかというよりも、むしろ財政単位、あるいは年金をやっております共済組合、そういうもののうちのどのくらいが最初から参加するかという方がむしろ基本でなかろうかと思えます。

そうしますと、財政単位といたしましては、16 グループのうち 14 グループが一緒になるわけでございますし、また組合から申しますと 91 組合のうち 89 組合が最初から連合会に参加するというわけでございますので、われわれといたしましては、それ相応の効果は生ずるもの、持つものと思っております。

それで、なおそれにいたしましても二つの組合がまだ参加できないのになぜいまの時期を選んでするのかというお尋ねでございますが、これは財源率の再計算を御案内のとおり 5 年ごとにいたすわけでございますが、次期の新しい財源率を用いますのは 59 年 12 月で

ございます。したがって、この機会を逸しますと、さらに次の財源率の再計算の際には、現在のままでまいりますと 16 の財政単位の負担のアンバランスが非常に激しくなってくる。そこで、いまこの際、次期の財源率の再計算の際には、少なくとも 14 グループにつきましては、負担の公平と申しますかを図っていく必要がある、そういう点も考慮いたしまして今回この時期を選んだわけでございます。

○大川清幸君 大臣、58 年 3 月 15 日、社会保障制度審議会からの答申で「公立学校共済組合及び警察共済組合の 2 組合が加入していないことは遺憾であり、その早期加入を期待する。また、連合会の運営については、実情に即し、広く組合員の意向が反映されるように留意されたい。」という注文がついているのですが、この答申は、やはり将来のことを考えると 2 組合をいま抜いたことについては遺憾だと言っているのですが、これはどのように解釈なさっているのですか。

○国務大臣（山本幸雄君） おっしゃるように、社会保障制度審議会の答申にはさようなことがございます。私は、やはりこれ、社会保障制度審議会は地方公務員共済組合審議会と違って国全体の年金制度を考えようとしている、やっぱり方針としては全体を一本化をしたいというのが社会保障制度審議会の立場であろう、そういう基本的な立場からこの地方公務員共済組合をごらんになれば、こういう考え方が出てくるのは私は当然ではなかったか。こう思うのです。先ほど来のお話のように、確かにこの二つの大きな組合を、いろいろな特殊性はあるものの将来への課題として残したということについては、私はなるべく早い機会に統合をして、地方公務員は一体となってこの年金制度問題と取り組んでいくという立場をとりたい、こう思っております。

○大川清幸君 それでは次に、ちょっと財政的な問題で一、二伺っておきますが、各年金グループ、16 単位ありますが、これらは一定条件のもとで試算をいたしますと、単年度で収支が赤字になる年度はそれぞれいつごろになりますか。それで積立金ゼロになる年度はいつごろですか。これデータあったら報告してください。

○説明員（秋本敏文君） 各財政単位ごとにとということでのお尋ねでございますが、御承知のとおり、財政単位 16 の中には非常に小さいものもございまして、なかなか的確な資料を得にくいという点がございますので……

○大川清幸君 それじゃ、地共済と公立学校共済と警察共済と、それから市町村共済、それに分けてちょっと言ってみてください。

○説明員（秋本敏文君） いまお話のございました 4 つの共済につきまして申し上げます。

先ほどもお話がございましたように、一定の前提条件を置いての仮定でございますが、財源率をこのままに据え置いた場合に組合員数も一定、そして給与改定の率、年金改定の

率につきましては年 5%という仮定というような前提のもとでございますが、地方職員共済組合につきましては単年度収支がマイナスとなる年度としては 66 年度、積立金がマイナスとなる年度につきましては 75 年度、公立学校につきましては単年度収支のマイナスが 66 年度、積立金マイナスが 76 年度、警察共済につきましては単年度収支のマイナスが 76 年度、市町村共済につきましては 71 年度、あとの 2 共済につきましては 75 年度以降、それから以後の試算をやっておりませんので、それから以後のことはわかりません。そういうような状況でございます。

○大川清幸君　いま御報告願ったように、地方職員共済組合の方が 66 年度単年度赤字、それから 75 年度以降積立金ゼロで、これはやっぱり財政的に大変な問題を抱えていますね。統合したにしても将来大変です。それから、今回は市町村職員共済組合の方も連合会ができて措置をされるのですが、これは 71 年度に単年度赤字になりますが、積立金の試算の方は推計で当分心配ない形になるのですよ。警察官の方の警察共済組合の方も 76 年度単年度赤字ですが、先々の推計でも積立金ゼロにはならないのですよ。

ところが問題なのは、今回組み込まれなかった公立学校共済組合の方が 66 年度で単年度赤字になるし、それから 76 年度以降は地方職員共済組合と同じように積立金ゼロで、財政的にはこれ危険なんですね。だから、先ほど特殊事情があるから二つ入れなかったというのですが、こういう将来の積立金ゼロになる財政事情を考えた場合には、公立学校の共済組合なんかは今回組み込んでおいた方が妥当な措置なんですよ。どうなんですか、基本的な考え方からいったら。違いますか。

○政府委員（坂弘二君）　ただいま御質問のとおりでございまして、われわれといたしましても公立学校、警察も皆一緒になるべきであるということで、関係者の間で 2 年ほど前からいろいろと話を進めてまいったわけでございますが、その間の過程におきまして公立学校の方も、参加することはもちろん原則として賛成であるという結論になっておりますが、出発に当たってはまず公立学校を除いて出発いたしたいということもございましたので、こういうふうにしたわけでございます。

○大川清幸君　どうもはっきりしないのですね。

これ、後でちょっともう 1 回聞きますが、全国市町村職員共済組合連合会の方なんかは財政的には当分積立金ゼロにならない心配ないのを組み込んでおいて、心配な方の学校を抜いておくなんというのはどう考えても理屈合わないじゃないですか。大臣そう思いませんか。どうです。

○政府委員（坂弘二君）　この共済組合は元来国がつくったものでございまして、地方公務員の共済組合でございますから、各地方団体、地方職員の関係でできたものでござい

ますから、われわれといたしましても、このような年金財政を安定させるための改革につきましても関係者とよく協議して、そして関係者の皆様方の意見をなるべく尊重して、そしてこういう案をつくってまいったわけでございまして、市町村はやはり相互扶助と申しますか、そういう関係で一緒になろうということになったわけでございます。

○大川清幸君 それでは、長期給付積立金の拠出の問題でお伺いをいたしますが、各組合の責任で準備金からこれ行われていますね。それで拠出率が30%、過年度分積立金については15%、これ当分の間と、こういうことになっているのですが、こういう措置をとった理由は何ですか。

○政府委員（坂弘二君） 財政単位を一元化するためには、考え方といたしましては、たとえば拠出金は100%全部拠出するというようなことも考えられるわけでございますが、各地方公務員共済組合の経緯とか現状にかんがみまして、これらの積立金が現在福祉事業貸し付等に回されていることもございますので、今回の連合会への拠出に当たりましては、これらの共済組合が従来から行っております事業に圧迫を加えないように、影響を及ぼさないようにということで関係者の間ともよく協議してまいったわけでございます。

その結果、現在積立金のうち30%は、公営企業金融公庫債あるいは地方債を引き受けているわけでございますので、そこでこの分のものを連合会に拠出していただきまして、そしてそのかわり連合会の方で引き受け義務と申しますか、それを肩がわりするということになりますと、各共済組合は30%を拠出したしましても、いわゆる現在行っておりますいろいろな事業への資金の運用というものについては影響を受けないということでございます。

そこで、今後新たに積み立てられますものの30%、それからいままで積み立てたものも、その同じ理屈から申しますると30%を拠出すればよろしいわけでございますが、そこで原則は30%といたしますが、やはりいままでの過去の蓄積でございますので、経過的には15%をまず拠出していただいて、その後残りの15%を後の時期に出していただく、そういうふうにしております。

○大川清幸君 もう少しこれははっきりしてもらわないと。だから、残りの15%の扱いは適当なときにどうなんですか。いまの答弁ちょっとはっきりしないから、確認しますよ。

○政府委員（坂弘二君） 出発に当たりまして、すでに積み立てておるもの15%の拠出でございますが、残りの15%につきましては、今後連合会の運営状況等も勘案いたしまして、また関係組合とのいろいろな話し合いも進めまして、審議会等にかけていきたいと思っております。

○大川清幸君 ところで、市町村職員共済組合連合会の方は、長期給付の財源計算とか、

あるいは掛金と組合員の給料との割合の決定権とか、長期給付積立金の管理、こういうものは今度の改正で市町村の方はしなくてよいこととなりますね。これはいま言ったような権限と業務と言うのか、これが今度の法改正で地共済連合会の方に移っちゃう形になる。制度が変わるということになるのでしょうが、こんなことする必要がどうしてあったのか。というのは、これは市町村の方の関係職員あるいは都市職員、長期給付の事務をやらなくなれば仕事ないですね。この職員らの扱いもどうなるかというようなことも一緒に説明していただけますか。

○政府委員（坂弘二君） 連合会を設けますのは、先ほど申し上げましたように現在の16の単位を一元化することと、それから掛金率がばらばらでありますのでこれを統一すること、したがって、それらの業務は当然連合会が行うこととなりますが、そこで現在それらの業務を行っております市町村職員共済組合連合会であるとか、そういうところの職員の仕事は確かになくなるわけでございます。したがって、今回連合会を新たに設けること、それから現在ございます二つの連合会を一つに統合いたしますが、それらに伴いまして職員の身分の保障をするように、これは法律をもつても規定してございますし、われわれといたしましても、そのような今回の組織の改変によりまして関係職員が職を失うということのないように今後は指導し、また努力いたします。

○大川清幸君 身分等についても措置をするように指導するわけですね。

○政府委員（坂弘二君） 法律にもそのような趣旨が書いてございまして、われわれといたしましては遺漏のないようにいたしたいと思えます。

○大川清幸君 次に、この市町村共済組合は、試算でもさつきちょっと明らかにしたように、年金会計で他の積立金に頼らないでもやっていける推計は出ているわけですね。地共済連合会の方は、75年ゼロの事態が推計でもきわめて明確でしょう。まあ幾らかずれたり、あれはあるかもしれぬけれども、一定の条件下では確定的でしょう。したがって、財政調整の結果、市町村共済が有利な運用のできる資金、これが地共済の方に、長期給付の方や積立金のことで長期給付関係のものはみんな向こうへ持っていかれちゃう。そういうようなことを考えますと、わりあいしっかりしていたはずの市町村職員共済組合の方で財政の悪化が起こって、いままでやってきた、これからも充実していかなければならない福祉事業、こういうものへの悪影響は出ないかどうかという心配を私はするのですけれども、その点は本当に心配ないという確信ありますね。

○政府委員（坂弘二君） 先ほど申し上げましたように、まず拠出の基本的な枠組みにおきまして、仕組みとして悪影響の出ないようにしておりますのと、また現実問題といたしまして、そのようなために福祉事業等に悪い影響が出ないように配慮、配意してまいりま

す。

○大川清幸君 ちょっと小さいこととか、聞いておきます。

今回のこの措置をとるについて、実際連合会ついたり、地共済の連合会と全国市町村職員共済組合連合会との設置になるが、具体的な問題としては事務所の態様や何かは当然変わってきたりするのでしょうか。あるいは事務的な準備等でも、これ、げんこつじゃできないので、経費もかかると思うのですが、それは何にも見ないで組合側に全部やらせるのですか。国の方針でやらせるとしたら、その辺の準備資金ぐらいはめんどろ見ないとおかしいのじゃないかと思うけれども、いかがですか。

○説明員（秋本敏文君） いまお話ございましたように、設立準備のためにはいろいろ経費がかかるわけがございますから、いわばこれは会社の創立経費のようなものでもあるわけですが、でき上がりました連合会においてその経費は負担をする、その連合会が負担をする経費につきましては各組合の負担等によって措置をしなければなりませんし、それについては地方財政としての措置ということも必要になってくるというふうに思っております。そういうことで遺憾のないようにしたいと思います。

○大川清幸君 次に、先ほども触れたのですが、2 組合を外したことについては、将来について「当分の間、」ということですね。これ「当分の間、」ですが、目途はあるのでしょうか。どうです。「当分の間、」で、例のあの地方交付税率の改定みたいに、具体的な問題が起こっても「当分の間、」で横着して、全然対処しないのと同じようなことじゃ困るのじゃないでしょうか。どうなんですか。

○政府委員（坂弘二君） このことにつきましては今後関係者と十分協議する必要がございますので、現時点におきまして加入の具体的な時期をいつと申し上げることは困難でございますが、いずれにいたしましても、結論が得られるよう速やかに協議をいたします。

○大川清幸君 大臣、衆議院の地方行政委員会では、この「当分の間、」は 1 年じゃ早過ぎるけれども 5 年ぐらいの間にとというような御答弁なされたのですか。どうなんですか。

○国務大臣（山本幸雄君） 1 年といえれば大変早いし 5 年といえれば長いなという、その年限的な感覚だけ申し上げたので、5 年以内にやるとか、そこまでは私は申し上げたつもりはないのです。

しかし、いずれにしましても、これなかなか関係者の協議というのは手間かかりまして、今回の場合でも、これ相当やっぱりここまでの法律案をつくるのに手間がかかっている。各方面の審議会の御意見も伺わなければならぬ、いろいろ手順がありますので、できるだけ早くと、私はそう思っております。しかし、1 年内とか、具体的な年数のことはいまここで明瞭に申し上げるといだけの自信はない、こういうことでございます。

○大川清幸君 時間がないから次に進みますが、69年度に地共済の方、16グループ全体で単年度収支が赤字になる、さっき状況を私も申し上げたとおりで、そちらからも答弁があったのですが、しかし、この試算は公立学校共済と警察共済入れちゃって試算して赤字になる試算でしょう。外れていますか、どうですか。

○政府委員（坂弘二君） 地方公務員全体の試算でございます。

○大川清幸君 だから、将来展望を考えるのに、いつ入れるかといったって、第2期の長期安定の確立の関係閣僚懇談会が決定した59年から61年の間3年ですよ。いま58年度ですからね。こんな中で「関係整理」なんというわけのわからない言葉並べてあるけれども、これ2組合の関係の試算一緒にしてもいいのですが、いつごろから一緒にするか、そんなような計算もずっと立て分けてやってみるなり何なりの措置をしてみないと将来展望明確にならないのです。やっぱり将来どうなるかという、多少条件が一定条件じゃなく、付随的な条件に変化が起こってくるかもしれないけれども、この年金を一元化する手法で何とか運営を健全化していこうという基本的な理念があるとすれば、その辺の積み上げの試算なんか、もっときちんとしてもらって、もっと答弁をしっかりとしてもらわないと、これでいいのだろうかどうだろうかという心配が私たちに常に残るのですよ。何か将来展望聞くと抽象的な答弁で、数字で詰めていくと悲観的なことばかりじゃ困るじゃないですか。

この試算についても、私問題あると思うのですよ。69年度単年度赤字、それから積立金ゼロの試算についても、本当はこれ立て分けてやってもらわなければならないかと思いますが、どうなんですか。

○政府委員（坂弘二君） 将来見通しの問題でございますが、将来見通しとなりますと、職員の新規採用はどうなるか、あるいは退職したのはどうなるか、あるいは死亡による失権者はどうなる、あるいは本人が亡くなって遺族に移るとか、いろいろな不確定要素が非常にあるわけでございますが、したがって、それらの基礎的な要素がたとえば地方公務員全体とかいうこととなりますと、個別的には変動があっても、全体としては320万の母体ということであれば、それほど変わらないだろうというようなことで、比較的計算、まあそれでもかなり粗い計算とは思いますが、まだ可能であろうと思っておりますが、その単位が小さくなりますと、そういうような不確定要素、これは客観的に変わっていく要素が物すごく多くなっていくわけでございます。

したがって、この長期見通しを小さなグループといいますか個別に出すということが非常に困難でございますし、また仮にそれを無視して出しましても、そのような数字が果たしてどの程度議論の対象にし得るかというものでございますので、なかなか見通しが

むずかしいというふうに申したわけでございます。

○大川清幸君 時間がなくなりましたが、運営上の問題で確認しておきますが、先ほど高齢化社会現象の問題について論議がありました。制度が成熟化していきますと、赤字を生じた組合というのはなかなか財政的に立ち直りが困難だと思うのです。そういう中で相互の助け合いというか、財政調整をやったりしていくのですが、給与が高いところの関係組合では年金給付額は高い、給料の低いところは低いことになるのですが、あるいは運営上の自助努力をする組合があるというようなことで財政状態がわりあいいいというようなことがあった場合に、努力したり、つましくやっている方が財源調整で取り上げられて、いいかげんと言っちゃ悪いけれども、放漫経営でもないのだろうが割りのいい年金もらっている方が財政的には赤字になっているものだから、将来そっちへ一方的に資金が流れちゃうというような矛盾した形にはならないのでしょうか。その点はどうしますか。

○政府委員（坂弘二君） 財政調整を全体にわたって行います結果、年金財政の観点から言いますと、非常に放漫なことをしておるものがほかのものによって助かるということがあってはなりませんし、またそのようなことがないようにいたしたいと思います。

なお、その大きな問題として給与の問題があると思いますが、これはもちろん年金にはね返ることは当然でございますが、それ以前に給与の問題として大問題でございますから、これは今後とも指導を強めてまいります。

○大川清幸君 次に、厚生省で先般行いました 21 世紀の年金について意識調査、このねらいはどういうことだったのでしょう。

○説明員（渡辺修君） すでにしばしばお話に出ておりますように、わが国は 21 世紀の初頭になりますと高齢化の度合いがピークに達するわけでございますが、そういう時期になりましても公的年金制度が健全にかつ安定的に機能し得るように、いまから制度の見直しをしていかなければならない、私どもそう考えております。そして、その公的年金制度の加入者数、受給者数ともに 9 割を占めております厚生省が所管しておる厚生年金、国民年金、こういう大きな制度につきまして、来年昭和 59 年に改正をいたしたい、いまのような長期的な安定した制度になるようにという見地からの改正をいたしたい、こう考えているわけでございます。

お尋ねの年金に関する有識者調査は、厚生年金、国民年金の次期制度改正の重要性にかんがみまして、厚生省があらかじめ広く各界有識者の御意見を求めたいということで実施したものでございます。もちろん、この二つの制度改正のあり方につきましてはそれぞれ関係の審議会がございまして、その審議会でも専門のお立場から御審議をいただいておりますけれども、より幅広い範囲の有識者の方々の御意見も参考にして作業を進めたい、こ

ういう趣旨から行ったものでございます。

○大川清幸君 このアンケート調査の結果で、保険料率、それから本人負担率の問題では意見がまとまって出ていますね。これで言うと、一番やはり大きな数値で結果が出ているのは何%ぐらいのところでしょうか、ちょっと報告してください。

○説明員（渡辺修君） お尋ねのポイントは主として被用者年金である厚生年金についてかと思いますが、厚生年金について保険料負担の限度をお尋ねいたしましたところ、私どもの厚生年金保険で申します保険料率、現在労使折半負担でございますけれども、これを合わせて20%程度まで、本人負担は10%程度というのが40.1%で一番多くなっております。

○大川清幸君 最後にお伺いしますが、租税負担と社会保障の負担の関係で一問伺っておきますが、臨調第五次答申で出ているのは、国民の負担率が約35%よりは上昇せざるを得ないが、制度改革の推進によりヨーロッパ水準の約50%よりはかなり低い水準にとどめる必要がある、こうなっているわけです。これ、この点に関連していま厚生省で行った意識調査の中でも、これは厚生年金のことですが、保険料率20%で本人負担分10%程度が望ましいというのは40%ですから半分近くいるわけなんで、国民負担ではいろいろ問題がこれは予算なんかでもちょっと論議になったところですが、この辺に関連して考えると、自治省としてはどういうふうに関判断なさいますか。給付と負担の関係というのは、実情として厚生年金と地共済年金との状況は余り隔たりないでしょう。よく似ているのじゃないですか。そういう点から考えたら、これ将来負担のことについてはどのようにお考えになりますか。

○政府委員（坂弘二君） 社会保障関係、保障、負担の限界、給付との兼ね合いの問題でございますが、こういう問題につきましては自治省といたしまして現在具体的に検討しているわけではございませんが、考え方といたしましては、臨調の基本答申も参考にしながら、給付と負担の水準について国民あるいは地方公務員の合意を得ながら安定した保障制度の確立に努めるべきであるというふうと考えております。

○大川清幸君 最後に大臣、ずっと論議をしてきて、これ一元化の方向は前提条件として進めるべき方向だろうというふうに私たちも認識をしておりますが、いま具体的に進める、70年目途でやっていただくにしてもかなり問題がありますので、ぜひ慎重にお願いをしたい。何からなにまで、政府の方針は基本的にあるのでしようが、大蔵省ベースですとか、一辺倒にならないように対処していただきたい、意見を申し上げておきます。

以上です。

○国務大臣（山本幸雄君） これは先ほど来申し上げますように、政府の方針としては、

将来公的年金を、高齢化時代を迎えて年金を受ける者と負担をする者との関係もよく考えなければ、いま租税負担率初め社会保障の負担のこともお話出ましたが、それらのことも勘案しながらやらなければなりませんから、非常に私は重要な問題なんだ、だからその中でやはり地方公務員、これは公務員という立場と地方自治という立場がありますから、そういう立場はやはり守りながら対処をしていきたいということには変わらない、こう思っております。

○委員長（宮田輝君） 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後 1 時 10 分まで休憩いたします。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時 12 分開会

○委員長（宮田輝君） ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、加藤武徳君及び玉置和郎君が委員を辞任され、その補欠として関口恵造君及び山崎竜男君が選任されました。

○委員長（宮田輝君） 休憩前に引き続き、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○神谷信之助君 まず最初に、この時期に地公共済年金の統合一本化を図るという必要性といいますか理由、これをまず聞きたいと思います。

○政府委員（坂弘二君） 年金の掛金などのもとになります財源率でございますが、その財源率は 5 年ごとに、5 年以内で再計算することになっております。したがって、次の財源率の再計算は 59 年 12 月ということになるわけでございますので、ただいまのように 16 の財政単位に分かれておまして新たな財源率を決めますと、いままで以上にばらつきがといいますか格差が大きくなる。そういう点から、時期的にいまなぜかと申されますと、その次の財源率の再計算に間に合うように、そうすれば次回からは公平化が図れる、そういうことでございます。

○神谷信之助君 その財源率のばらつきが出るというのは、単位年金の財政が問題になるわけですね。単年度赤字が出るか、あるいは積立金を崩されなければならぬかという状況が生まれる、そういう危険があるので、早く財源率の格差の広がらないうちに一本化しよう、こういうことになるわけでしょう。

○政府委員（坂弘二君） 地方公務員の年金の給付面、年金の額から申しますと、これは法律によって規定されておりますから皆同一でございます。しかるに、その所属しております財政単位の主として成熟度が大きな原因になると思っておりますが、成熟度等が異なっているために、同じ給付を受けながら負担しなければならない負担に格差が出てくる、これは非常に不公平であるわけでございますので、これを公平に一律にしたいというのが一つの大きなねらいでございます。

○神谷信之助君 朝の同僚議員の質問でもありましたけれども、財政単位ごとで見ると、早く単年度赤字が出、それから積立金がゼロになるという、そういう単位組合がある、だから、そういうことを解消するというので、それを解消しようとするれば財源率にばらつきが大きいと一本化しにくい、それでちょうど来年の再計算の時期に間に合うようにしよう、こういうことじゃないですか。ばらつきが出ないうちにとというのはわかりますよ。その意味はわかるけれども、じゃ、ばらつきが出るということは何が原因かと言えば、財政単位の差でしょう。それが問題になるのじゃないですか。

○政府委員（坂弘二君） 財源率と申しますのは、ある一定の集団の職員を想定いたしまして、その者が毎年どのように退職し、どのように障害となり、またはどのように死亡していくか、あるいはその一団の職員の給与がどのように変わっていくか、そういうものを予定いたしまして、そしてその集団が支払う給与の総額と、その集団が最後の1人までになる、それまでに受ける年金の額、そういうものを推計いたしまして、そして財源率を算定するわけでございます。したがって、成熟度などが異なると、この財源率が非常に変わってくる。そういう意味におきまして、同じ年金の給付を受けながらたまたま所属している年金グループによって負担が変わるということはおかしいという趣旨でございます。

○神谷信之助君 いわゆる同一給付同一負担が一番好ましいので、それに近づけていきたいというのが一つの趣旨ですね。

それで、今度は積立金に拠出をするということになりますね。それで積立金の30%、当面まず15%出して、後は運営審議会で決める、それから単年度ごとにこれから以降は30%出してもらうということになりましたね。この30%という基準は何から出たのですか。

○政府委員（坂弘二君） ただいま御質問の30%の根拠でございますが、これは組合員の責任準備金のどれだけを新しい連合会に拠出するかということでございまして、将来の年金の支払いに備えまして責任準備金をおのおの持ち、また積み立てているわけでございますが、その一定部分は組合員への貸付事業等に現在活用されているわけでございます。

したがって、仮にこのたびこの連合会を設けて、そこに拠出を求める結果、そ

の現在組合員への貸付事業等に活用されている部分にまで影響が及ぶようになりますと問題でございますので、そこで、その責任準備金の運用の基準が現在決まっておりますが、そのうちその一つに、30%は公営企業公庫債とかあるいは地方債を取得する、そういうことになっておりますので、そこでその30%公営企業公庫債なり地方債取得に充てる分を連合会に拠出していただくと同時に、その債券の引き受けの義務も連合会がかわって肩がわりするということにいたしますと、その他の組合員への貸付事業等に充当されております、また今後充当します責任準備金については影響を及ぼさない、そういうような観点からその30%相当分を拠出していただくということにしているわけでございます。

今後積み立てられます責任準備金の30%はそれでございますが、いままですでに積み立てたものがございます。これについても、30%相当分はそういう債券を引き受けているわけでございますから、それを拠出していただいてもよろしいのでございますが、やはりこれらの現在の各組合が持っております責任準備金は過去20年間にわたりまして各組合が積み立ててきたものでございますので、とりあえず59年度におきましてはその58年度末までに積み立てたもののうちの15%にとどめ、残りの15%は今後連合会の運営状況等を勘案しながら支払っていただく、そういうことにいたしております。

○神谷信之助君 それで、59年度では一体何ぼ集められるわけですか。

○政府委員（坂弘二君） ほぼ1兆円程度でございます。

○神谷信之助君 それで、その後ずっと毎年その分の利息が出てきますし、積立金も単年度分が30%ずつ毎年入ってきますね。それでいって大体どうなりますか。たとえば64年度ぐらい、これではどのぐらいになりますか。

○説明員（秋本敏文君） 連合会におきます長期給付積立金がどういう数字のものになっていくかということは、これからの年金財政の動向等によって変わってくるものでございますので、なかなか的確な数字ということはむずかしゅうございますが、最近の状況によって推計をいたしますと、いま先生のお話ございました連合会設立後約5年後の64年度ころにおきましてはおおよそ2兆2,900億程度ではないだろうかというふうに見ております。

○神谷信之助君 それで、これにあと残りの15%、たとえば5年ぐらいに出してもらおうということにしたら合計約3兆円超えますわね。それだけの基金をつくって、これ何に使いますか。

○政府委員（坂弘二君） まず第一番目に、各地方共済組合が現在引き受けております、また今後引き受けることが予定されております公営企業金融公庫債とか地方債に、まずそれを引き受けて肩がわりしていくといえますか、それに充てられておりますが、その運用益などが出てくるわけでございます。そして、その主たる目的は、今回の改正の主目的

でございます各 16、当初 14 でございますが、財政単位と申しますか、共済組合の年金財政に赤字が出た場合、まあ赤字と申しますか、積立金もあれして年金財政が成り立たなくなった場合、そのときに交付するという財政調整に充てます。

○**神谷信之助君** そんな時期はいつ来ますか。財政単位で積立金もゼロになるというものが発生するというのは、いつごろになるのか。

○**説明員（秋本敏文君）** 連合会から共済組合に対して必要な資金を交付するという時期がどういう時期に来るかということ、それぞれの組合ごとの年金財政がどういうふうになってくるかということでございますが、現在におきましても実は単年度収支はすでに赤字という共済組合もございます。ただ、この場合積立金はなおございますから、直ちに連合会から資金を交付するという事態にはなりません、しかし 60 年代においてはその組合に対しては連合会から資金を交付するという必要は出てくると思います。また、そのほかの共済組合につきましても、先ほど来今後の年金財政の見込みという話でございましたけれども、余り遠くない時期と申しますか、年金財政はちょっと幅が長い、時間のとり方が少し長うございますけれども、それほど遠い先ではなくてそういう必要性が出てくるだろうと思います。

ただ、その金額がどれだけのものになってくるか。それはいまの連合会の積立から比べますと、そんなに当面出てくる問題としては大きな金額ではないということではないかとは思っておりますけれども、しかしながら、連合会からそういう資金の交付の必要を生じてくるという時期がそういうぐあいにやってくるものというふうに見ております。

○**神谷信之助君** そういう交付する時期というのは 3 年や 5 年や先の話じゃないです。いずれにしても来年の暮れには財源率再計算するのですから、だから単年度赤字のところ、その次には 60 年度には単年度収支は黒字になって転化をする、そういう可能性もありましょう。いま財源率をどう見るかによって、どうするかによって違いますけれども。ですから、これそれぞれの拠出する側から言うたら、その 30%の運用利益というやつは言うたら取り上げられるわけです。元金は責任準備金 30%地方債なり公営企業債を持っていないければいかぬのだから、だけれども、運用益は連合会の方に取り上げられるわけでしょう。

それで、今度は実際もらうのは一体いつか、助けてもらえるのはいつかと言ったら、あなた遠くない時期とおっしゃるけれども、私は 10 年ぐらいたっても、恐らくその間には財源率によって、いわゆる組合員の負担に転嫁をするということで、実際には使わぬでいい金、そういう状況になるのじゃないですか。だから先ほど午前中の答弁聞いていますと、財政単位にはそんな影響ないです、いままで積み立ててあるやつをこっちにもらうだけの話ですと、もう盛んにおっしゃるけれども、運用益は少なくとも中央に召し上げられるの

ですよ。

たとえば、これは京都市共済の例ですが、57年度の積立金の運用状況を見ますと、一般職員住宅の貸し付けに約150億円、それから預金、貸付信託、有価証券、これに330億円、それで57年度全資産合計が680億なんですね。その運用利回りを見ると、一般職員の住宅貸付は京都市の場合は5.5%、東京都の共済ですと5.75%の運用利回り、この部分の構成比は37%です。それから、いわゆる預金なり信託なり有価証券、それから地方債その他、これの方が利回りは7.708で63%なんですよ。だから、この利回りが大きいわけですね。それで、その他のいろいろな福祉事業なり、あるいは単年度収支を補う財源にもなってきます。そういう使い方ができている。

今度30%取られていきますと、これは50%、50%になってしまうのですよ。で、運用利回りの高い方が取り上げられるのですから、だから京都市共済の場合ですと、いま言ったように30%、それは地方債や公営企業債持つことに義務づけられておってというようにおっしゃるけれども、実際上はその運用益でいろいろなことを賄っているわけでしょう。だから、これだけ影響を与えるわけですよ。こういう点はどのようにお考えですか。

○政府委員（坂弘二君） そのような問題もございまして、まずさしあたりこの大きな部分でございまして、すでに積み立てている部分につきましては30%を原則としつつも当初はまず15%にいたしたいという、そういう経過措置を設けておりますことと、それからこの運用利益、利息の連合会の方に移ってしまうという部分の問題でございまして、たまたま京都市を例に挙げられましたが、京都市の場合は成熟度で見ればこれは40.4と最高でございまして、仮にこのままでいけば今後財源率は非常に高いものになってしまう。そういうものをならすために今回の連合会をつくるわけでございまして、そのときに同じ財源率を用いれば年金財政上から見ますと不足を来してくることがある。長い目で見ればそれに対して財政調整をして、その点を調整するというのが今回の仕組みでございまして、そういう大きな目的から見ましてこの連合会に一定の資金の拠出をいただいて、それを運用することによって連合会も財政調整を果たしていくものであるということが大目的で、その点をよく御理解いただきたいと思うわけでございまして。

なお、さらに今後の年金財政の状況等によりまして、共済組合によっては福祉事業等の事業運営に影響を受けるものが御質問のようなことであるかもしれませんが、そういう点につきましては、その場合の対応といたしましては、連合会の積立金の活用などに関しましても関係者の意見を聞きまして、今後さらにそのような状況を見ながら検討してまいりたいと思っております。

○神谷信之助君 あなたの説明は自分のところに都合のいいようにばかり説明しています

ね。

いま京都市共済のやつは、おっしゃるように財源率は一番高いですよ。だから掛金も高いですよ。だけれども、今度はおまえのところ 30%、とりあえずは 15%出したらいざというときには助けてやるぞと言うのですよ。いざというときとはどういうときですか。それは財源率全国で決めるから、財源率を上げぬようにしてくれるかもしれぬ。そのかわり単年度の赤字はすぐ出てくるわけだ。積立金をどんどん崩すわけです。積立金がゼロになったら交付してやるよというのですよ。単年度収支で赤字になったら、いわゆる財源率を普通ならば 130 なら 130 まで上げなければいかぬ、それを 126 と抑えなさい、だからその差の 1,000 分の 4 の分については、それはこっちから基金として補てんしてあげましようというなら出した値打ちがありますよ。自分のところをまず食いつぶしなさいよ、ゼロになったらこれしてあげましよう、こうなってくるのですよ。

そのときに一体何が起るのですか。あなたのところの賃金が高過ぎるからだとか、先ほどもおっしゃっていましたが、いろいろな問題が出てくるのでしょうが。賃金をできるだけ抑制を、まあこれは別のもので、公務員部長としてやられるわけだ。だから、交付税やあるいは地方債や、そういう面での賃金抑制のこと、今度のもう一つ、基金をつくることによって、おまえのところの退職金が高過ぎるのだ、すなわち、たとえば退職時に一号俸昇給するとか二号俸昇給する、そんなことをするからだ。それはそうなりますね。退職時になって上乘せすれば、それで仮に掛金を払っても 1 ヶ月分だけですから、それは退職金、年金はふえますよ。だから、そういうことをやっておるからだと言うて結局は賃金を抑えてくる。賃金水準全体が高いからだ、そういうてこにもなるわけでしょう。

だから、一体どういうメリットがあるのだろうか。30%をとりあえず 15%にしたけれども、どっちにしたって、後からにしても 30%とられるわけ。それはまけてやるとは言っていないわけでしょう。どうしてもとられる。それで、とって集めた基金、運用益までそっちの方で都合よくやられる。出した方は一体何がどんなメリットがあるのですか。確かにデメリットはあります。それを使っている運用益は減ります。せっかく出しても単年度収支赤字になって積立金がゼロになるまでは貸してもらえません。ほかにどんなメリットがあるのですか。

○政府委員（坂弘二君） 仮にこのような仕組みをとりませんでこのまま推移いたしますと、現在 16 ございます財政単位の中には非常に成熟度もどんどん高くなり、その年金の支払いを維持していくためには非常に過大な負担を組合員がしなければならぬということか、あるいは年金財政が破綻する、そういう危険があるわけでございます。しかるに、今回の地方公務員全体で一つのグループにするということになりますれば、そういう財政単

位が小さく、しかもたまたまいろいろな所与の状況によって年金財政が苦しい、将来見通しが非常に危険であるというようなものが、破産するとかあるいはとてつもない掛金を払わなければならぬということが回避される、これが一番大きなメリットでございます。

○神谷信之助君 それじゃ、今度はそれ抛出したら財源率は下がりますか。

○政府委員（坂弘二君） 財源率は5年ごとに計算いたしますので、従前の財源率に比べれば上がる、そういう別の問題、上がるであろうという問題でございますが、そうじゃなくて、相互の、そういう動的にとらえたのじゃなくて静的にとらえますれば、今後は財源率が一本化、全体で計算されますから、高かったグループはその意味では低くなるということでございます。

○神谷信之助君 どういう意味で低くなるのかわからないけれども、いま1,000分の121から1,000分の126の財源率になっているのでしょうか。それで、これが一本化すると、そうしたら126は125になりますか。121は123になるけれども、あるいは125のところは全部もう一本になる、だから126のところは125になるという、そういう意味ですか。

○政府委員（坂弘二君） 幾つかのグループに分かれて、それぞれ計算して高いものもあり低いものがございますが、それを全部一つのグループで計算いたしますから、これは算術計算といたしまして平均値になりますから、平均より高かったものについては安くなる。ただし、それは現在でございますが、今後財源率の再計算しますときは新しい要素にして計算いたしますから、その平均値そのものが上がるということはございますが、それを除外して申せば平均より高いものは平均並みに下がるということなんです。

○神谷信之助君 だから、結局上がり幅が少なくなるぞというだけの話でしょう。だから、いま121から126だ、その間だけれども、一本化したら全部プールしてやるから、その平均値は130になるかもわからぬ。そうすると130になりますよと。126のところの人は一本化しなければ135までもっと上がるのですよ、しかしそれは130でおさまりますと。しかし121のところはぱっと上がりますよ。それならこっちの方はどういうことになりますか。ものすごく財源率それから掛金も少なかったのが一本化すればぱっと上がる、高いところもいままでより掛金は下らない、上がるのが少なくなるというだけでということになるでしょう。

○政府委員（坂弘二君） そこで、現在いろいろな経緯から16の財政単位に分かれておりますが、その財政単位によりましてはいろいろの所与の条件によりまして高くなったり低くなったりいろいろのことございますので、この際地方公務員全体としていわゆる共助の精神にのっとりまして皆一本に計算して同じような計算をいたしたいということがございます。したがって、低いものは高くなるし、高いものは低くなるという現象がある

わけです。

○**神谷信之助君** 高いものは低くなるという、具体的に言うてください。126のところは125になる可能性はありますかというのです。

○**政府委員（坂弘二君）** それは理論上の問題でございまして、今度財源率を再計算いたしますときはその根っこから変わる可能性がございまして、ですから現在と今度の一本化した後の財源率の再計算の対比というのはそのベースが違うわけでございますが、それで、そういうベースの相違を除いて申し上げますれば、先ほど申しましたように全体の平均よりも高かったものは平均並みに落ちるといふことです。

○**神谷信之助君** それじゃ、いわゆる掛金の率で言えば率は下がるということですか。いわゆる絶対値、金額にすれば上がるけれども率は下がりますよ、こういうことですか。

○**政府委員（坂弘二君）** 掛金は率で出るわけでございますが、その率そのものがどうなるかは新しい算定の要素によって、算定の要素と申しますのは職員の退職率であるとかいろいろございまして、そういう新しいデータをもとに計算いたしますから、額でなくて、財源率は率で常に計算いたしております。

○**神谷信之助君** 私はそこのところが問題だと思うのですよ。だから、高齢化社会にどんどん進んでいきますと成熟度が強まっていくわけだ。プール化してみても、それで財源率が財政単位でぱっと上がることを平準化する、一本化する、それで平均のところを抑えようとする、しかしそれにしても高齢者がふえてきますから、だから年金の支出はふえてきますが、いずれにしてもどんどん上がっていくのですね。これは先ほど朝から問題になったように展望がないのです。今度こういう措置をやってそれで将来はずっと財源率は下がってきますよ、あるいは高齢化社会になってもこれ以上もう財源率は上がることはありませんよという、そういう展望は何もない。出している組合員の方から言うたら、メリットがないのですよ。それはどこに問題があるのですか。

○**政府委員（坂弘二君）** 今回お願いしております改正は、地方公務員共済組合の年金の過去の経緯等から現在16の財政単位に分かれてしまっておる、その中には小さなものが非常に多い、そういう問題を解決しようということが主眼でございまして、これをもって今後の地方公務員の共済年金が全体として好転するとか、そういうことでございせん。そのためには他の公的年金、厚生年金も国家公務員共済年金も同じでございまして、給付、負担の面の根本的な検討を加えなければ、年金財政そのものとしての将来の見通しと申しますか、安定というものは図れないことは、これはもう事実でございます。

ただ、それではこの財政単位の統合をいたしました後に、一元化いたしました後に、給付、負担の面をどうするかという問題になりますが、その点につきましては、現在政府の

方で公的年金の将来の一元化を展望しながら、まさにその問題について厚生年金、国民年金、共済年金すべてにわたって検討を加えるということで準備いたしておりますから、その過程の中において当然地方公務員共済組合年金の問題も検討してまいることになります。

○**神谷信之助君** どうもわからぬですが、もう一遍聞きますが、プールされますと、たとえば東京都共済がこれは財源率が最も低い 121 でしょう。1,000 分の 121 ですね。これは、ここは少なくとも結局来年の再計算によって、プールされて一本化されれば掛金上がるわけでしょう。そうなるのと違いますか。

○**政府委員（坂弘二君）** 全体のプール計算をいたしますから、全体でならされるということでございますから、詳細は計算をいたさなければどの程度ということとはわかりませんが、傾向としてはそういうことでございます。

○**神谷信之助君** そうでしょう。だから 30%、とりあえずは 15%だけけれども、それを出して、その運用益はそっちの方へ取り上げられて、召し上げられて、それで掛金はふえるわ、それじゃこの組合員は二重パンチ、ダブルパンチですね。そういうことになるのですよ。

だから、このやり方は一体どこに問題があるのですか。私は、これは政府の方が一文も出さぬで、そして組合員にだけ犠牲を強いて一本化をやろうという、そのやり方がえげつないですよ。そのえげつないやり方に問題があるのですよ。いま公的負担分は 15.85 でしょう。これに対して参議院の地方行政委員会では、これは私が出てきてからの話ですけども、72 国会以来毎回、公的負担の改善、これは 72 国会、76 国会は公的負担割合の引き上げ、77 国会は公的負担の拡充と負担区分の検討、80、84 国会同じですね。それから公的年金間の均衡を図れ、毎年この共済組合法を審議したときには公的負担の改善あるいは割合を引き上げると、これは与野党一致でやっておるのですよ。それで、それはちゃんとその歴代大臣は尊重しますと言うておられるわけですがね。

だから問題は、この 15.85%に指一本触れないで、そして財源率が上がるやつを抑えようとする。これをやれば、そういうやり方をとろうとすれば、結局プールしたことによって先には延びるけれども、いつまでたってもこの年金財政が安定化し健全化することになってこないでしょう。このところは一体どういようにお考えなのか。この点の公的負担の割合をもっとふやせということをして自治省としてはどういように取り組んでこられたのか。この点をまず聞きたいと思いますね。

○**政府委員（坂弘二君）** 地方公務員共済組合年金に対する公的負担を引き上げるべきであるということにつきましては、この当委員会におきましても再々附帯決議をいただいておりますこととございます。それはよく存じております。

それで、当省といたしましてもいろいろと検討、努力いたしておるわけですが、基本的なこと、考え方の問題でございますが、この社会保険、これは地方公務員法によって、やはり地方公務員の共済年金は社会保険方式によるということになっておりますから、これは基本でございますが、その社会保険に対する公的負担のあり方というものにつきましては、やはりいろいろな考え方と申しますか原則があるわけございまして、たとえば保険料のみでは適当な給付水準を確保することができないとか、あるいは被保険者の範囲が低所得者層に及ぶものであるとか、あるいはその支払いのもとになります保険事故と申しますか、事故の性質上、被保険者あるいは事業主だけに費用を負担させることが必ずしも適当でない場合、こういうような場合におきまして、公的負担の必要性の緊急度に応じて決めるべきである。また、社会保険制度全体の均衡も考慮しなければならない。さらには、公的負担は税負担、税金の負担は公経済になりますから、公経済の財政力に応じて重点的に効率的に財源を使わなければならぬ。そのようないろいろな基本的な考え方があるわけでございます。

そのような考え方を念頭に置きまして、基本に置きまして、地方公務員共済組合の公的負担の割合を引き上げることにつきましては、各公的年金制度間のバランスとか、あるいは高齢化社会を迎えての将来の年金財政の健全化等の問題を含めまして、これはひとり地方公務員共済組合だけの問題でございませぬので、国家公務員等の取り扱いも見ながら総合的に検討してまいっているわけでございます。

○**神谷信之助君** ひとり地方公務員だけではどうにもなりませんので、よそと一緒に、こういうことでしょうか。結局結論は。よそはふやさぬでいいと言っているわけですか。国家公務員の共済組合も現行の 15.85 でよろしい、公的負担をふやす必要はない、こういうことになっているのか。どうなんですか。ただ、少なくとも地方行政、われわれここの地行の委員会の結論としては、公的負担をふやさない、負担区分を明確にしないと、こういうことを毎年やっているわけですよ。よそはどんな決議したか知りません。してないところと、しているところと、同じことを横にらみで見とおったのでは、国会が何遍決議したって無視しているということになりますよ。国会軽視もはなはだしいということになりますよ。どうなんですか。

○**政府委員（坂弘二君）** この地方公務員の共済年金も大きく申し上げますと、これは公的年金制度の一つでございまして、社会保障制度の一つでございまして、それらの、ことに国家公務員等類似のものと、いわゆる制度といたしましてはこれは当然整合性を保つということは必要があるわけでございます。ただ、もちろんそのような御決議を再々いただいているわけございまして、われわれといたしましては関係省庁との話し合いをし

ているわけですが、現在のところ、いろいろそういうような問題で実現には至っていないということですが。

○**神谷信之助君** 大体こういう年金制度をつくっている根本というのは一体どういうことなんですか。根拠法規というのは何ですか。憲法ではどういうことになっていますか。

○**政府委員（坂弘二君）** 直接的には地方公務員法の第……

○**神谷信之助君** そんなの聞いてない。だから憲法をもっと勉強しておかなければいかぬというのですよ。

25条に健康にして文化的な生活を保障する国の義務、責任が明記されております。だから、それに基づいて社会保障制度というのはいろいろつくられてきているのですよ。これもその一つです。だから、国が責任があるのですよ。憲法は国に義務を課しているのですよ。その一つの事業としてこの共済制度、年金制度というやつはできているわけです。それを受けて地方公務員法でいろいろ決めているのでしょ。だからこれは、このところを無視して、そして年金制度が財政的に破綻するのを防ごう、何とかごまかそう、ほころびを縫おうという、そういうことを考えるから、いま提案されているようなものが出てくると私は思うのですよ。

ですから、ヨーロッパ諸国でも、たとえばフランスは労働者と事業者の負担割合というのは3対7.5ですよ。イタリアは6.9対13.75です。イギリスは5.75対8.75という、そういう負担区分ですね。ところが、いまわれわれのこの共済は労働者負担が42.075で、それから負担金というやつが57.925ですか、そのうち公的負担分が15.85で事業主負担が42.07、いわゆる組合員の掛金と同じなんですね。そういう割合でしょう。ここにメスを入れなかったら、もともとそういう公的負担の割合が低いところに、労働者と地方公務員と自治体とのこれは折半です、それに若干国の方はあなた先ほど言ったような基準に基づいて足らぬ分は助けてあげましょうという形になっているのですよ。この仕組みは恵む思想から出ているのですよ。

しかし、本来は私どもは、だから労働者の負担は3で事業主負担は7、その事業主負担の7の割合は国が4で自治体の方が3ということをかねてから提案しているのだけれども、問題はそこにメスを入れようとしない。だから厚生年金や国民年金を含めて、そういう負担制度というものを根本的に変えるという、メスを入れるということをしなかったら、もちろんそれだけでは済みませんよ。そのほかのいろいろな医療体制その他を含めた総合的な対策も必要ですけども、高齢化社会を迎える現代に、本当に老後の保障を、あるいは人間として生きる権利を保障するこの憲法25条の精神を生かす国の責任を果たせない、私はそういうふうに思うのですが、この点大臣どうですか。

○**国務大臣（山本幸雄君）** 先ほど来の御質問を承っておりまして、まずその共済組合の単位組合を一体化するという、これは一つ一つのそれぞれの組合はそれぞれの何といえますか、内部事情になっておる。それはそうは言うものの、やっぱり全体が一体になってお互いに助け合う、あるいは危険分散を将来にわたってしていこう、やっぱりその辺にはスケールメリットというものはやっぱり出てくるだろう、だからやはり一つ一つの組合について言えば、いろいろ御事情はおありでしょう、しかし全体は地方公務員という立場、あるいは公務員全体という立場でお互いに手をつないで、お互いの生活の安定、あるいは福祉の確保を図ろう、こういう私は精神に出たものだと思うのです。

ですから、個々の組合については私はそれぞれの内部事情はもちろんあるでしょうけれども、大きければ何でもいいというわけではもちろんありません。ありませんが、やはりある程度のスケールのものでなければ、行き当たったときはもうどうしようもない、こういうことになるので、そういうことを考えながら、今回の問題を私は審議をお願いをしている、こう私は思っております。

それから年金の問題は、私はやはりどうしてももう高齢化が進んできて、だんだんに年金を受けられる方がふえてくるだろう、そうしますと、その年金を一体国民経済的に見てだれが負担をしていくのだということになれば、これは現代に生きている人たちの負担においてやっていく、こういうことになる。租税負担率ということをよく言いますが、租税負担率と同時に、社会保障の負担は幾らかというのは、やっぱり一体的に考えていく問題であろうと思います。

ですから、公的負担をふやすというのも確かにいままでもいろいろお話があったというふうに聞いておるわけですが、公的負担をここまで国民的な年金、全体の年金というものにこれからやはり高齢化社会を迎えて考えていこうとするときには、租税負担というものと、それから社会保障の負担というものはやっぱり一体的に考えて、どういうふうにやったら一番国民として、いわゆる国民経済的に望ましい仕組み、制度になるかということ、私は全体を見ながら考えていかなければならぬのではなかろうかと、こう思っておるのです。

したがいまして、いまいろいろお話がありまして、公務員部長がいろいろ具体的な問題についてお答えをいたしました、将来のわが国における公的年金制度のあり方という問題を長期的に考えて、それをにらみながらやはり問題を考えていかなければならぬのではないかと、こう思っております。

○**神谷信之助君** いまの大臣の答弁で私は二つの問題があるのですね。

一つは共済組合の認識ですよ。大臣はこれを自助組織というようにおっしゃっているの

ですけれども、自助組織というのは生活協同組合とか、あるいはそれぞれの職場に互助会とか親睦会とか、いろいろな形、名称はあります。厚生会とかいうものをつくっていますよ。これはお互いに自助のためにある。ここで言われた共済組合の制度とか、国民年金の制度とか、あるいは生活保護に対する保障の制度とか、いわゆる生活困窮者に対する保護の制度とか、これらはいま言ったように、憲法 25 条に基づく国の責任として、国が健康にして文化的な生活を保障し得る、そのものを国民に保障する、そのための制度としてつくられてきているのです。だからそこが違うのです。

今度の出ている臨調答申、臨調路線というのは、いま大臣がおっしゃる自助自立ですか、これに基づいて、そういう考え方に立っているから、これはもっと給付水準を下げろとか、負担をふやせとかいう、そういう内容を含んでいるということですよ。それに基づいて、お考えになって出されてきたのが今度の私はこの提案だと思います。

それからもう一つは、確かに税金と社会保険料の負担とあります。この比率が大きくなるようにしていくというのは当然のことです。それは出された税金が正しく国民の生活の安定に使われるかどうかということと深くかかわってくるのですね。要りもしない軍事費にどんどん使われて、そのためにこのようにおまえら持っている金を出せ、運用益も取り上げてしまう、いつになったらお世話になることができるのですか。東京都の共済が積立金パンクするというのは、もう大体全部パンクしていますね。そうでしょう。そんなときにならぬと東京都の共済組合員はこれは恩恵にあずからないのですからね。そういう矛盾がなぜ起こるかと言えば、公的負担をふやそうとしない、政府が一銭も出そうとしない、自分の腹を痛めようとする、そこに私は根本問題があるというように思うのです。

そこでもう一つ、この 58 年末までに 15%の地方債、それから公営企業債、これ積立金として出さない、こうなるわけですね。これは債券で出すわけですか。キャッシュにして出すわけじゃないのですね。債券で出すわけですか。

○政府委員（坂弘二君） 具体的にまだ細目決めているわけではございませんが、すでに積み立てのそれらに回している分は債券で出していただくということを考えております。

○神谷信之助君 これはたとえばそれぞれの財政単位で持っている地方債、公営企業債、この所有権はどこにありますか。

○説明員（秋本敏文君） 58 年度末までに各共済組合がっております責任準備金の一定割合につきましては、いま御答弁申し上げましたように、地方債とかあるいは公営企業金融公庫の債券とか、そういうものを連合会の方に出していただくということになるかと思っております。これは債券を出していただくにしましても、現金を出していただくにしましても、いずれにしても共済組合が所有しておる長期給付のための責任準備金を拠出し

ていただく、したがって、その所有権と申しますか、連合会に拠出していただきました後においては、連合会の所有財産として管理をしていくということになるろうと思っております。

〔委員長退席、理事松浦功君着席〕

○**神谷信之助君** だから、それぞれの単位共済組合の組合員から言うたら、一定のそれだけ自分の出した、まあ掛金を含めて地方債なり何なり債券取って資産がある。それは所有権はあっちに移転している。これ、取り上げられるわけですよ。所有権の移転が行われるわけでしょう。そうすると、組合員の権利というのはどうなりますか。

○**説明員（秋本敏文君）** 所有権がどうなるかということは、もとをたどりますと、この仕組みの考え方でございますけれども、いわば連合会をつくって、そこに共済組合からの資産の一定割合を拠出して、そして連合会で共済組合全体としての財産の一部を共有しようという、そういう思想であろうと思っております。したがって、そういう方式をとることによって、地方公務員の共済組合全体として年金制度が安定的に運営されていくようにしよう、そういう考え方でやっておりますので、そういう点についての御理解をいただきたいと思えます。

○**神谷信之助君** この点もひとつ、それぞれの組合員の権利にかかわる問題があいまいにされたままで出されてきているという点を問題点として指摘しておきたいと思うのです。

それから、これは午前中にもありましたが、いわゆる公的負担の 15.85、これは交付税の中に組み込まれている、したがって、不交付団体や公営企業には、それは地方財政計画全体として財源を保障してあるので、それは交付税もらってないところにはいかない、こういう話ですね。しかし、これはおかしな話じゃないですか。公的負担 15.85%はやりませ、それは言うなれば、個々の共済組合に対する公的負担でしょう。あるいはそれぞれの組合員の給付に対する給付財源の割合でもあるわけでしょう。東京都は不交付団体だから、おまへのところは余裕財源の中にありますよと勝手に言われたって、人の財布の中を勝手に調べられてしまっても困るわけです。これはそういう理屈じゃないですか、そういう考え方は。

〔理事松浦功君退席、委員長着席〕

○**政府委員（坂弘二君）** 公的負担でございますが、公的負担を本来負担すべきものは何かというので、これは国が負担する場合もございますし、地方公共団体が本来負担するもの、あるいは公共企業体が本来負担するもの、いわゆる公経済の主体と申しますか、公経済の主体が負担するものが公的負担でございますから、地方公務員につきましては地方公共団体が元来公経済の主体といたしましてその公的年金制度の一部であります共済年金に負担

をする。ただ、それと財源措置の問題からしますと、そこで本来地方公共団体の負担する経費でございますから、それを財政計画において需要に入れて、そして財政計画全体として、地方財政全体としての財政の財源保障を行う、それから具体的な地方団体につきましては地方交付税法の調整によりまして行う、そういうことでございます。

○神谷信之助君 大体これ交付税で見るとということ自身がおかしいのですよ。こうなると、東京都に回らない部分は、ほかのところに 15.85 よりよけいいきますよ、不交付団体もあるわけだから、この公的負担分だけという、こうなりますね。だから、そういう考え方自身がおかしいのじゃないですか。おまえのところの地方団体は財政が豊かだから、おまえのところだけで持ちなさい、財政の困難なところに対しては公的負担分として 15.85 を見てやりますよと。だったら、財政の困難なところも強弱がありますからね。それが一律 15.85 というようなことで見るというのもおかしい話で、これも筋が通らぬ。どっちから考えても交付税で見るというのはおかしいですよ。

だから、本来これは総額がそれぞれの団体ごとに決まってくるから、組合員が何人おるか、給与がどれだけかということで、掛金に対してそれぞれ計算したらできるわけですからね。その分が公的負担分として国からそれぞれの団体に回される。これならすっきりしますよ。そして、ほかの金にも使われる。国民にもわかりやすい。だから、公的負担、あなたいろいろ理屈おっしゃるけれども、財政事情困難なところにはめんどろ見てあげますよ。財政事情困難の理由はどこで決まるのかということも問題出てくるわけでしょう。そうじゃないのです。

地方公務員共済については、共済組合の組合員の財源率の 15.85% は公的負担として国が見ましよう、負担をしましよう、残りは組合員とそれぞれの自治体あるいは経営主体、これで半分ずつ持ちなさい、こういう仕組みじゃないですか。だから、そこも一つ根本的に私は問題だというように思うのです。これはもう言うてもあなた方の見解を変えるわけじゃないですから、ひとつ私の見解を申し上げておきますから、その点で検討してもらいたいと思うのです。

それからもう一つ、57年から59年の間の財政再建特例期間中に4分の1カットをされました。これも午前中同僚議員が聞いていますが、これは結局この期間が過ぎたら、政府の財政状況に応じてということで、すぐ返すという当時の大蔵大臣の答弁ではないですね。しかし年金財政に困難をもたらすようなことはしませんよという趣旨の当時の渡辺大蔵大臣の答弁になっていますね。国の財政状況を勘案しながら、減額分の借り入れその他適切な措置を講ずる、適切な措置というのは利息相当分ですという趣旨の答弁をなさっているから、国の財政が立て直らぬ限りは返してもらえないわけでしょう。いかがですか。

○政府委員（坂弘二君） 大蔵大臣が御答弁申し上げましたのは、そのとおり国の財政状況を勘案しながらということをございまして、国の財政状況を勘案しながら適切な措置がとられるものとわれわれはもちろん信じておりますので、そのような措置がとられるであろうと思います。

○神谷信之助君 公務員部長はそう言って期待しておられるのだけれども、大臣、国の財政状況というのはよくなりますか。いつごろよくなりますか。

○国務大臣（山本幸雄君） 国の財政状況というのはいつよくなるかは、これは政府も国会の皆様方の御論議をいろいろ伺いながら、これから真剣に取り組んでいく、こういう問題でありまして、いま直ちにここでいつごろというようなことは申し上げる段階ではない、こう思うのです。ただ、いまのお話の中では、確かにカットをした分についてはいずれ国の方は何とか措置をする、こういう考え方でおることは間違いないので、そういう国の措置が考えられた場合は、もちろん地方公共団体についても同じ考え方でやるということだと思っております。

○神谷信之助君 私はその点が非常に心配なんです。こうやってとりあえずは 59 年度には 1 兆円余りの財源が集まる、そして、64 年度ぐらいになりますと 2 兆 3,000 億ぐらいになってくる、さらに残りの 15% といったら 3 兆円を超える財源ができるわけですよ。

それで、これをすぐ使わないのですよ。財源率をうまく上げていけば、ずっと将来使わぬでいいわけです。単年度収支ぐらいではこれ使わないのだから、この財源は言うたら自治省の意思のとおり使えるわけですよ。形は運営審議会の議を経てとなりますよ。だが、運営審議会見てみなさい、あなた。理事者側の代表が半分おって、労働者側の組合員代表が半分いたって、そんなもの、あなた、いかんと言って、けんかになりはしませんね。そうすると、これ自由に使えるわけですよ。財源率の決定、基金の管理運用、これは運営審議会だという形をとっているけれども、任命権者は自治大臣ですから、反対するやつは次任命しなかったらいいだけですからね。だから貫徹できるわけです。

そうすると、国の方はまだまだ軍事費ふやしますと言うているのですから、そういう極道すると、また金足らぬから貸せ、こうなりますよ。返すのは出世払い、まあ返すことは返すから、もう一遍貸せ、こうなる。問題は結局何のためにこれだけの基金をつくってやるのか、そこが問題だと見るのです。だから、まさにいまの国の財政がやりにくくなっているし、財投資金も窮屈になってきている。ここに新たな財投資金に匹敵するやつが 1 兆円から 3 兆円も 5 年ほどの間にできるわけですよ。もっとふやそうと思ったら早いこと 15% 取り上げたらいい、こうなっているのですよ。これは運営審議会で決めるのだから、そこでぱっと決めさしたら終わりです。

結局いまの国の財政事情に使う、そういうことも可能な財源ができるし、それで片一方、組合員の方にとってはメリットは一つもない。だから、私どもも共済事業というのはこれは財布が大きい方がいい、さっき部長言うたように、大きければ大きいほどいい、それはあたりまえだ。それから財源率も掛金も同一の方がいい、同一給付、同一水準、同一負担の方がいいに決まっている。で、その水準はできるだけ上げなさい、負担はできるだけ下げなさい、こういうことを可能にするようにするには一体どうしたらいいのかということ、これを抜きにして、それこそ臨調路線の自助自立の方針に基づいて、憲法 25 条の規定に基づくこういう事業をやっていこうとするのではなしに、まさにそれは自助組織、自立をなささい、そう言いながら持っている財源は全部召し上げていくという、そういう仕掛けにしかなっていないというように私は思うのです。

もう時間がありませんから、最後に、これは去年私は既給一時金の控除問題中心にいろいろ質問しましたが、あれ、その後どうですか。あのとき世耕大臣は、これはこれからも研究し、検討する機会もあるだろうから研究もしていこうという答弁なさっているし、実態はどうなっているかについて調査を私はお願いしておいたのだけれども、この調査はやられておりますか。一体どれだけの人たちが既給一時金を控除されているか、その控除総額は一体どれぐらいになっているかというような点はいかがですか。

○政府委員（坂弘二君） 既給一時金の控除方法の問題につきましては、昨年の委員会で御審議いただきまして、その際大臣の方から、正確には記憶しておりませんが、将来要するに大改革と申しますか、年金制度の改革の大きな大改革をする際の中において、いろいろとよく検討してみたいという御答弁を申し上げたと記憶しております。また、その調査につきましては同様そのとき御質問ございましたが、私どもの方から申し上げましたのは、これは理論的にあるいは制度的に、あるいは他の制度との均衡、いろいろな問題ございますので、まずそういう点をよく詰めてまいりたいと御答弁申した次第でございます。

○神谷信之助君 理論的によく研究をしてとか、よその方はどうなっているか調べてというのは、いまさら調べぬでもわかっているのですよ。いままで研究してなかったとしたら、それこそ怠慢きわまる問題だと言わなければならない。もう 6、7 年前からこの問題ずっとやっているのですからね。問題は、これは重大な問題だということをほかの関係のところにも、あるいは大蔵省、政府部内でも認識させなければならない。それを認識させようとすれば実態調査せぬことにはわからぬじゃないですか。

去年私がやったときも、京都府で幾つかの例を示して、わずか 15,000 円しかもらっていないのに、もうすでにいままでに 150 万を超えるような控除をされている、これは遺族年金も控除されますから、死んでからも続くのだ、サラ金の取り立てよりひどいじゃない

かといって言ったわけでしょう。そういう実態が全国的に見てどのぐらいあって、どれぐらいの被害を与えているのか、これは余りにもむごいじゃないかということ認識させなければ、これ変えることできないわけですよ。私は今度のこういう年金制度の変更に当たって、あのときも言っていましたけれども、そういうことあるのだから、したがって、そのときに変えられるように、改善できるように調査もしてもらいたいということをしたのですよ。

これは大臣、私はやっぱり担当の者が幾ら知っておっても、ほかの省の人たちなり、あるいは大蔵省なりにわからなければいかぬ。実態こんなことになっています。年金受給者の何割が、恐らく全国的に言うと四割ぐらいが控除を受けておると思いますが、それが幾ら金もらったためにどれだけ引かれているか、やっぱり実態調査して、これは余りにもひどいじゃないかということ議論を提起していかなかったら、年金これからいろいろ変える話が出てきますから、そういうときにやっぱり出せないと思うのですよ。だから、この点ひとつ少なくとも調査ぐらいは私はしてもらいたいと思うのですが、大臣どうですか。

○**国務大臣（山本幸雄君）** 年金というのはだんだんに私は重大な問題になってくるという認識で、今後対応をしていきたいと思っております。

○**神谷信之助君** いや、調査してくれますか。少なくとも検討してください、調査を。

○**国務大臣（山本幸雄君）** 私も余り調査の内容について熟知していませんので、よく事情を聞いてみます。

○**神谷信之助君** それじゃ、終わります。

○**委員長（宮田輝君）** 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（宮田輝君）** 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○**神谷信之助君** 私は、日本共産党を代表して、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

反対理由の第一は、本改正案は、地方公務員共済の年金財政の悪化に備えて新たに全国的な連合会組織をつくり、各共済組合に積立金の30%を拠出させることとしていますが、これは問題解決に決して役立つものではないからであります。本来、財源率の増加や年金財政難の原因がどこにあるかと言えば、それは労使負担の折半に公費負担を若干プラスするという現行制度に由来することは明らかであります。だからこそ、当地方行政委員会は

毎年年金財政が遠からず困難に陥らざるを得ないことを予期して、公費負担の改善を附帯決議で各党一致して要望してきたのであります。この点に対するわが党の見地は、公的負担 4、事業主負担 3、合わせて労使の負担割合 7 対 3 とする改善を提起してきました。今回の改正案はこうした問題解決にメスを入れるものとはなっていないのであります。

第二に、この改正案は、共済事業の規模を増大させることによって財源率の格差の解消など、同一負担、同一給付を口実としていますが、それは問題の本質を隠蔽するものにほかならないということであります。なぜなら、この改正案は、政府の負担は 1 円も行わず、各単位組合の積立金の一部とその運用利益を取り上げながら、財源率の一元化によって労働者負担が軽減されるかと言えば、何らその保障はないというものであり、まさに労働者の犠牲によって政府の自由に左右し得る資金源を確保しようとするものだからであります。

第三に、この改正案は財源率の決定や積立金の運用管理を運営審議会にゆだねることとしていますが、その委員は自治大臣の任命により、政府の意思が容易に貫徹し得る仕組みになっており、地方自治体の実情に沿った民主的な運営の保障がないことであります。

第四に、この改正案は、以上の指摘からも明らかなように、国民に健康で文化的な生活水準を保障した憲法第 25 条に基づく社会保障制度充実の方向ではなく、第二臨調の答申で強調された自立自助の精神の押しつけにほかならないからであります。こうしたやり方はまさに政府の責任を回避するものであり、わが党の決して容認することのできないものであります。

最後に、定年制導入によって生ずる年金受給資格のない人に対する特例については、それは当然必要なことであり、賛成できるものではありませんが、公務員共済制度の基本的な改悪であるこの法改正の中心点に反対せざるを得ないことを表明して、私の反対討論を終わります。

○委員長（宮田輝君）他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮田輝君）御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（宮田輝君）多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮田輝君）御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時 22 分

(2) 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会

法案番号	閣法第78号	
法案名	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案	
提出年月日	平成24年4月13日	
衆議院	付託	5月8日(本)
	審査月日	6月26日
	委員会議決	6月26日
	本会議議決	6月22日
参議院	付託	7月11日(本)
	審査月日	8月10日
	委員会議決	8月10日
	本会議議決	8月10日
備考		
公布月日・番号	平成24年8月22日 法律第63号	

① 衆議院地方行政委員会

第 180 回 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 20 号
国 会

平 24 年 6 月 22 日 (金曜日)

午前 9 時 1 分開会

出席委員

委員長	中野 寛成君		
理事	武正 公一君	理事	鉢呂 吉雄君
理事	古本伸一郎君	理事	松本 大輔君
理事	和田 隆志君	理事	逢沢 一郎君
理事	伊吹 文明君	理事	西 博義君
	石井登志郎君		泉 健太君
	磯谷香代子君		稲富 修二君
	江端 貴子君		岡田 康裕君
	勝又恒一郎君		岸本 周平君
	近藤 和也君		篠原 孝君
	白石 洋一君		永江 孝子君
	長尾 敬君		長妻 昭君
	早川久美子君		藤田 憲彦君
	三村 和也君		宮島 大典君
	室井 秀子君		湯原 俊二君
	柚木 道義君		渡部 恒三君
	石田 真敏君		加藤 勝信君
	金子 一義君		鴨下 一郎君
	田村 憲久君		竹下 亘君
	野田 毅君		馳 浩君
	町村 信孝君		竹内 譲君
	佐々木憲昭君		宮本 岳志君
	小林 正枝君		豊田潤多郎君

中島 隆利君 山内 康一君
中島 正純君

議員 長妻 昭君
議員 柚木 道義君
議員 白石 洋一君
議員 鴨下 一郎君
議員 加藤 勝信君
議員 西 博義君
議員 和田 隆志君
議員 泉 健太君
議員 江端 貴子君
議員 田村 憲久君
議員 馳 浩君
議員 池坊 保子君
議員 石田 三示君
議員 渡辺 義彦君

国務大臣

(社会保障・税一体改革担当)

岡田 克也君

総務大臣 川端 達夫君

財務大臣 安住 淳君

厚生労働大臣

国務大臣

(少子化対策担当) 小宮山洋子君

財務副大臣 五十嵐文彦君

内閣府大臣政務官 大串 博志君

衆議院調査局社会保障と税の一体改革に関する特別調査室長

佐藤 治君

委員の異動

6月21日

辞任

田嶋 要君

田村 謙治君

補欠選任

長妻 昭君

泉 健太君

6月22日

辞任

渡部 恒三君

宮本 岳志君

豊田潤多郎君

補欠選任

磯谷香代子君

佐々木憲昭君

小林 正枝君

同日

辞任

磯谷香代子君

佐々木憲昭君

小林 正枝君

補欠選任

渡部 恒三君

宮本 岳志君

豊田潤多郎君

6月21日

社会保障制度改革推進法案（長妻昭君外五名提出、衆法第二四号）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（和田隆志君外五名提出、衆法第二五号）

6月15日

中小業者の営業を破壊し、景気を悪化させる消費税増税反対に関する請願（佐々木憲昭君紹介）（第二一〇九号）

同（赤嶺政賢君紹介）（第二二一一号）

同（亀井静香君紹介）（第二二一二号）

同（小林正枝君紹介）（第二三一五号）

同（穀田恵二君紹介）（第二三一六号）

同（佐々木憲昭君紹介）（第二三一七号）

同（志位和夫君紹介）（第二三一八号）

同（塩川鉄也君紹介）（第二三一九号）

同（高橋千鶴子君紹介）（第二三二〇号）

同（宮本岳志君紹介）（第二三二一号）

国民生活を破壊する社会保障と税の一体改革と消費税の税率アップ、庶民大増税の中止に関する請願（佐々木憲昭君紹介）（第二一一〇号）

国民生活を破壊する社会保障と税の一体改革と消費税の大増税・共通番号制の中止に関する請願（塩川鉄也君紹介）（第二一一一号）

同（赤嶺政賢君紹介）（第二二一三号）

同（志位和夫君紹介）（第二二一四号）

同（高橋千鶴子君紹介）（第二二一五号）

同（宮本岳志君紹介）（第二二一六号）

同（赤嶺政賢君紹介）（第二三三一号）

同（笠井亮君紹介）（第二三三二号）

同（塩川鉄也君紹介）（第二三三三号）

同（高橋千鶴子君紹介）（第二三三四号）

同（志位和夫君紹介）（第二四二五号）

消費税増税を行わないことに関する請願（亀井静香君紹介）（第二二〇九号）

消費税の増税反対、食料品など減税に関する請願（笠井亮君紹介）（第二二一〇号）

同（赤嶺政賢君紹介）（第二三〇七号）

同（穀田恵二君紹介）（第二三〇八号）

同（佐々木憲昭君紹介）（第二三〇九号）

同（志位和夫君紹介）（第二三一〇号）

同（塩川鉄也君紹介）（第二三一一号）

同（宮本岳志君紹介）（第二三一二号）

年金の改悪・消費税増税反対、安心の年金制度に関する請願（高橋千鶴子君紹介）（第二二一七号）

同（高橋千鶴子君紹介）（第二三四四号）

保育を産業化する子ども・子育て新システムは撤回し、安心して保育・子育てができる制度の実現を求めることに関する請願（赤嶺政賢君紹介）（第二二一八号）

同（笠井亮君紹介）（第二二一九号）

同（穀田恵二君紹介）（第二二二〇号）

同（佐々木憲昭君紹介）（第二二二一号）

同（志位和夫君紹介）（第二二二二号）

同（塩川鉄也君紹介）（第二二二三号）

同（高橋千鶴子君紹介）（第二二二四号）

同（宮本岳志君紹介）（第二二二五号）

同（吉井英勝君紹介）（第二二二六号）

同（赤嶺政賢君紹介）（第二三四五号）

同（笠井亮君紹介）（第二三四六号）

同（穀田恵二君紹介）（第二三四七号）

同（佐々木憲昭君紹介）（第二三四八号）

同（志位和夫君紹介）（第二三四九号）

同（塩川鉄也君紹介）（第二三五〇号）

同（高橋千鶴子君紹介）（第二三五一号）

同（竹本直一君紹介）（第二三五二号）

同（宮本岳志君紹介）（第二三五三号）

同（吉井英勝君紹介）（第二三五四号）

消費税率の引き上げや大衆増税反対に関する請願（志位和夫君紹介）（第二三一三号）

同（塩川鉄也君紹介）（第二四二四号）

消費税増税をやめ、暮らしと経営を守ることにに関する請願（志位和夫君紹介）（第二三一四号）

消費税大増税の反対に関する請願（笠井亮君紹介）（第二三二二号）

同（志位和夫君紹介）（第二三二三号）

同（宮本岳志君紹介）（第二三二四号）

消費税の増税に反対し、公正な税制実現を求めることにに関する請願（佐々木憲昭君紹介）（第二三二五号）

同（志位和夫君紹介）（第二三二六号）

同（高橋千鶴子君紹介）（第二三二七号）

同（宮本岳志君紹介）（第二三二八号）

暮らしと経済を壊す消費税率一〇%への大増税反対に関する請願（志位和夫君紹介）（第二三二九号）

安易な消費税率引き上げ反対に関する請願（渡辺義彦君紹介）（第二三三〇号）

消費税一〇%へのアップと社会保障の切り捨て中止に関する請願（赤嶺政賢君紹介）（第二三三五号）

同（笠井亮君紹介）（第二三三六号）

同（穀田恵二君紹介）（第二三三七号）

同（佐々木憲昭君紹介）（第二三三八号）

同（志位和夫君紹介）（第二三三九号）

同（塩川鉄也君紹介）（第二三四〇号）

同（高橋千鶴子君紹介）（第二三四一号）

同（宮本岳志君紹介）（第二三四二号）

同（吉井英勝君紹介）（第二三四三号）

消費税の増税中止に関する請願（高橋千鶴子君紹介）（第二三五五号）

消費税増税をしないことに関する請願（穀田恵二君紹介）（第二四二一号）

消費税の増税反対、医療・介護施設へのゼロ税率に関する請願（佐々木憲昭君紹介）（第二四二二号）

消費税の大増税反対に関する請願（塩川鉄也君紹介）（第二四二三号）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第七四号）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第七八号）

子ども・子育て支援法案（内閣提出第七五号）

総合こども園法案（内閣提出第七六号）

子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第七七号）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第七二号）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出第七三号）

社会保障制度改革推進法案（長妻昭君外五名提出、衆法第二四号）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（和田隆志君外五名提出、衆法第二五号）

○中野委員長 これより会議を開きます

長妻昭君外五名提出、社会保障制度改革推進法案及び和田隆志君外五名提出、就学前の

子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者から順次趣旨の説明を聴取いたします。長妻昭君。

社会保障制度改革推進法案

〔本号末尾に掲載〕

○長妻議員 おはようございます。

ただいま議題となりました社会保障制度改革推進法案について、提出者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付に要する費用の増大や生産年齢人口の減少に伴い、社会保険料に係る国民の負担が増大するとともに、国及び地方公共団体の財政状況が社会保障制度に係る負担の増大により悪化しております。

このような状況に鑑み、所得税法等の一部を改正する法律附則第百四条の規定の趣旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図ることが求められております。

そのため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、総合的かつ集中的に推進することとした次第であります。

以下、本法案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、社会保障制度改革の基本的な考え方として、自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと、社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること等を定めること。

第二に、社会保障制度改革の基本方針を、公的年金制度、医療保険制度、介護保険制度及び少子化対策のそれぞれについて定めること。

第三に、政府は、社会保障制度改革の基本方針に基づき、社会保障制度改革を行うものとし、このために必要な法制上の措置については、本法施行後一年以内に、社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえて講ずるものとする。

第四に、平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱

その他既往の方針のみにかかわらず、幅広い観点に立って、社会保障制度改革についての基本的な考え方にのっとり、かつ、社会保障制度改革の基本方針に基づき社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に社会保障制度改革国民会議を設置すること。

また、社会保障制度改革国民会議は委員二十人以内をもって組織し、委員はすぐれた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命するほか、委員は国会議員であることを妨げないこと等、国民会議の組織に関する規定を設けること。

第五に、政府は、生活保護制度に関し、不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しなどの措置等を行うものとする。

なお、本法は、公布の日から施行することとしております。

以上が、本法案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○中野委員長 次に、田村憲久君。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○田村（憲）議員 ただいま議題となりました就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

本法案は、小学校就学前の子供に対する教育及び保育を必要とする子供に対する保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園等に関する制度を拡充しようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、目的規定を改正し、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記すること。

第二に、幼保連携型認定こども園は、学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びに保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子供に対する学校教育並びに保育を必要とする子供に対する保育を一体的に行うとともに、保護者に対する子育て支援を目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいうものとする。

第三に、幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができるものとし、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の資格の登録を受けた者である保育教諭等を置かなければならないものとする。

第四に、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、都道府県は条例で基準を定めなければならないものとする。

第五に、幼保連携型認定こども園について、国及び地方公共団体以外の者により設置され、都道府県の条例で定める基準を満たした施設に関して、その設置者が欠格事由に該当する場合及び供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。その際、都道府県は、市町村に協議しなければならないものとする。

第六に、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実を図るため、都道府県の条例で定める要件を満たした施設について、その設置者が欠格事由に該当する場合及び供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定するものとする。その際、都道府県は、市町村に協議しなければならないものとする。

第七に、この法律の改正後の主務大臣を、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣とすること。

第八に、この法律は、原則として、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものとするなどであります。

なお、附則において、政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしております。

以上が、本法案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○中野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○中野委員長 内閣提出、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、子ども・子育て支援法案、総合こども園法案、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一

部を改正する法律案及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の両案に対し、長妻昭君外五名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三派共同提案による修正案がそれぞれ提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。長妻昭君。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○**長妻委員** ただいま議題となりました両修正案につきまして、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨について申し上げます。

修正の趣旨は、第一に、低所得である高齢者等への年金額の加算に関する規定、高額所得による老齢基礎年金の支給停止に関する規定及び交付国債の償還等に関する規定を削除すること。

第二に、短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大について、拡大の対象となる者の月額賃金の範囲及び厚生年金保険の標準報酬月額の下限を七万八千円から八万八千円に改めるとともに、本改正の施行期日を平成二十八年四月一日から平成二十八年十月一日に繰り下げること。

第三に、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、低所得である高齢者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度を実施するため、同法の公布の日から六月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする旨の規定を追加すること。

第四に、高額所得による老齢基礎年金の支給停止について、引き続き検討する旨の規定を追加すること。

第五に、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲をさらに拡大する旨の規定について、平成三十一年九月三十日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第六に、国民年金の第一号被保険者に対する出産前六週間及び出産後八週間に係る国民

年金保険料の免除措置について検討が行われるものとする旨の規定を追加すること。

以上であります。

次に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨について申し上げます。

修正の趣旨は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、子ども・子育て支援法案等に対する修正に伴い、必要な技術的な修正を加えることであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○**中野委員長** 次に、子ども・子育て支援法案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案に対し、和田隆志君外五名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三派共同提案による修正案がそれぞれ提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。西博義君。

子ども・子育て支援法案に対する修正案

子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○**西委員** おはようございます。

ただいま議題となりました両修正案につきまして、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、子ども・子育て支援法案に対する修正案の趣旨について申し上げます。

修正の趣旨は、第一に、教育・保育施設の定義を置き、認定こども園、幼稚園及び保育所をいうものとする事。

第二に、市町村が、資産または収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧を求めること等ができる者を、小学校就学前子供、子供の保護者または扶養義務者に限定すること。

第三に、市町村は、支給認定に係る小学校就学前子供が、市町村長が確認する教育・保育施設から当該確認に係る教育、保育を受けたときは、保護者に対し、施設型給付費を支給するものとする事。

第四に、市町村は、支給認定に係る小学校就学前子供が、市町村長が確認する地域型保

育事業者から当該確認に係る地域型保育を受けたときは、保護者に対し、地域型保育給付費を支給するものとする。

第五に、教育・保育施設の確認は、設置者の申請により、教育・保育施設の区分に応じ、小学校就学前子供の区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行うこと。また、地域型保育事業者についても、教育・保育施設に準じて、確認に関する規定を整備すること。

第六に、地域子ども・子育て支援事業に、子供及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子供または子供の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業を追加すること。

第七に、政府は、平成二十七年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第八に、政府は、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための施策のあり方並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第九に、政府は、公布後二年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織のあり方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十に、政府は、教育、保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

第十一に、市町村は、児童福祉法第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、支給認定に係る小学校就学前子供が、確認を受けた民間立の保育所から保育を受けた場合は、保育費用を当該保育所に委託費として支払うものとするとともに、当該市町村の長は、保護者等から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響等を考慮して定める額を徴収するものとする。

第十二に、施行日に確認があったものとみなされる対象に、この法律の施行の際、現に存する認定こども園を追加することであり。

次に、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案の趣旨について申し上げます。

修正の趣旨は、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備

等に関する法律案の全部を修正し、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律とするものであります。

その内容は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法など五十五の関係法律について規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

そのうち、児童福祉法の子な修正点について御説明申し上げます。

第一に、子ども・子育て支援法案に対する修正案の提出に伴う修正として、

一、事業所内保育事業を、児童福祉法に規定するよう改正規定の整備を行うこと、

二、国、都道府県または市町村以外の者が家庭的保育事業等を行う際、市町村による認可制とすること、

三、保育所及び家庭的保育事業等の認可について、社会福祉法人、学校法人以外の多様な主体が参入する際の基準を規定すること、欠格事由を設けること等の所要の整備を行うこと、

四、保育所及び家庭的保育事業等の認可について、都道府県等が条例で定める基準を満たした施設について、その設置者が欠格事由に該当する場合及び供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする、

五、その際、保育所の認可に当たっては、都道府県は、児童福祉審議会の意見を聞くとともに市町村に協議しなければならないものとするほか、家庭的保育事業等の認可に当たっては、市町村は児童福祉審議会その他児童福祉に係る当事者の意見を聞かなければならないこととする

であります。

第二に、市町村が担う保育に対する責任に関する規定の修正として、

一、児童福祉法第二十四条第一項に基づき、市町村は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働等の事由により、児童が保育を必要とする場合において、二に定めるところによるほか、当該児童を保育所において保育しなければならないこととする、

二、また、市町村は、認定こども園または家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じなければならないこととする、

三、市町村が行う保育の措置について、対象範囲を拡大し、あっせん、要請による円滑な利用ができない場合にも対応することで、保育の実施に関する市町村の権限と義務を強

化すること、

四、市町村が、待機児童が発生している場合に実施することとされている利用の調整、要請の事務を、当分の間、待機児童の有無にかかわらず実施することとすることとあります。

第三に、保育所の定義に関する規定を修正し、保育所を、現行どおり、小学校就学前の子供に保育を行うことを目的とする施設にすることなど、所要の規定の整備、修正を行うこととあります。

以上、両法律案の修正の趣旨について申し上げます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上です。

○**中野委員長** 次に、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の両案に対し、古本伸一郎君外五名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三派共同提案による修正案がそれぞれ提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。野田毅君。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案に対する修正案

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○**野田（毅）委員** ただいま議題となりました両修正案につきまして、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案に対する修正案の趣旨について申し上げます。

修正の要旨は、第一に、題名を、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律とすること。

第二に、趣旨について、所得税及び資産課税の改正に係る規定を削除する等の修正を行うこと。

第三に、所得税法、相続税法及び租税特別措置法の一部改正に係る規定を削除すること。

第四に、税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置に係る規定を次のとおり修正すること。

一、低所得者に配慮する観点から、番号制度の本格的な稼働及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理とあわせて、総合合算制度、給付つき税額控除等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含めさまざまな角度から総合的に検討するものとする。

二、低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含めさまざまな角度から総合的に検討するものとする。

三、平成二十六年四月の消費税法改正の施行から給付つき税額控除等及び複数税率の検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施するものとする。

四、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び下請代金支払遅延等防止法の特例に係る必要な法制上の措置を講ずるものとする。

五、扶養控除、年齢二十三歳以上七十歳未満の扶養親族を対象とする扶養控除、配偶者控除に係る規定を削除すること。

六、年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し、実施するものとする。

第五に、消費税率の引き上げに当たっての措置に関し、税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引き上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討するものとする。

第六に、消費税率の引き上げの規定の施行に関し、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずるに当たっては、第五の措置を踏まえるものとする。

第七に、所得税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、最高税率の引き上げ等による累進性の強化に係る具体的な措置について検討を加え、その結果に基づき、平成二十四年度中に必要な法制上の措置を講ずるものとする。

第八に、資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点からの贈与税の見直しについて検討を加え、その結果に基づき、平成二十四年度中に必要な法制上の措置を講ずるものとする。

次に、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨について申し上げます。

修正の要旨は、第一に、地方消費税率の引き上げに当たっての措置に関し、税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、地方消費税率の引き上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討するものとする。

第二に、地方消費税率の引き上げの規定の施行に関し、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずるに当たっては、第一の措置を踏まえるものとする。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○中野委員長 これにて各修正案の趣旨の説明は終わりました。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前九時三十分休憩

午後一時開議

○中野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案及びこれに対する長妻昭君外五名提出の修正案、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案及びこれに対する長妻昭君外五名提出の修正案、子ども・子育て支援法案及びこれに対する和田隆志君外五名提出の修正案、総合こども園法案、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及びこれに対する和田隆志君外五名提出の修正案、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及びこれに対する古本伸一郎君外五名提出の修正案、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正す

る法律案及びこれに対する古本伸一郎君外五名提出の修正案並びに長妻昭君外五名提出、社会保障制度改革推進法案及び和田隆志君外五名提出、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案の各案及び各修正案を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐々木憲昭君。

○佐々木（憲）委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

きょうは、三党合意、そしてそれに基づく修正案、新法、これを中心に質問させていただきたいと思います。

今、各種の世論調査を見ますと、国民の五割、六割が、消費税増税は反対である、こう答えております。また、今国会で法案を成立させる必要はないという声は七割に上っております。私は、国会はこの声に耳を傾けるべきだというふうに思っております。三党が合意したらすぐ通せ、こういうやり方は認めるわけにはまいりません。

社会保障制度改革推進法案と認定こども園改正案というのは、一昨日の夜九時に提出されたばかりであります。とりわけ社会保障制度改革推進法案は完全に新しく提案された新法であります。また、一体改革関連法案の修正案に至りましては、昨日提出をされて、きょう午前中に提案理由の説明が行われたばかりでございます。この修正案の内容を十分に検討する余地さえないという状況であります。

これらの法案は、検討時間を含めて十分に時間をとって、充実した審議を行うというのは当然であります。短時間の質問で採決するというようなことは絶対にやってはならない、このことを初めに強調しておきたいと思っております。

そこで、まず初めに確かめておきたいことがございます。

ここに、申し入れという文書がありまして、これは昨日、六月二十一日付で、民主党幹事長輿石さん、政調会長前原さんの名前で自民党幹事長石原さんと政調会長茂木さんに申し入れがなされた文書であります。

これを見ますと、実務者合意の後の石原幹事長、茂木政調会長の御発言中において、実務者合意及び合意文書とは異なり、事実と反する点があります、撤回、訂正されたい、こういうふうにかかれていてございます。

民主党の提案者にまずお聞きをしたいと思っておりますが、なぜこんな文書を出したのか、何を撤回し、何を訂正することを求めたんでしょうか。説明をしていただきたいと思っております。

○長妻議員 お答えを申し上げます。

この申し入れ書、私も拝見いたしましたけれども、輿石幹事長、前原政調会長の名前で

自民党石原幹事長、茂木政調会長に申し入れたということでございまして、今概要を言っていたいただきましたけれども、そういうような趣旨で出されたものだということで、私もこれを後から見させていただいたということでございます。

○佐々木（憲）委員　　こういうような趣旨というのはどういう内容なんでしょうか。

この文書を見ますと、石原幹事長は六月十九日の記者会見において、閣議決定の効力はなくなった、最低保障年金もなくなった、あるいは、国民会議で考えていきたいと思いますと民主党の側から頼んできたと言われたとされているわけです。

　　こういうことに対して抗議をしたということじゃないんですか。

○長妻議員　　これは、先生もう既に今お持ちのペーパーだと思いますので中身を細かくは説明しませんでしたけれども、ここに、申し入れの文書でありますのは、おっしゃるように、石原幹事長の会見について、閣議決定の効力はなくなった、あるいは、最低保障年金もなくなった、あるいは、国民会議で考えていきたいと思いますと民主党の側から頼んできた、こういう御発言について、これはそういうことではないというようなことについてここで文書として申し入れをされたものだというふうに承知しております。

○佐々木（憲）委員　　そうすると、これは事実ではないというふうな御説明でありました。

自民党の提案者にお聞きしますけれども、この中で書かれている、閣議決定の効力はなくなった、最低保障年金もなくなった、国民会議で考えていきたいと思いますと民主党の側から頼んできた、この発言というのは、これは事実ですか。

○鴨下議員　　今、この申し入れというのを初めて拝見しましたけれども、この中に書いてある、石原幹事長、六月十九日の会見において、閣議決定の効力はなくなった云々、こういうような話については、我々実務者の間ではそういうようなことを議論したことはございません。

　　そして、三党合意に至ったわけでございますので、先ほど長妻さんからお話ありましたように、我々はあくまでも、現行法、特に、今回閣法で提出されているこういうような法案につきまして、極めて精力的に議論をして合意に至った、こういうようなことございまして、それ以外のことについては一切実務者としては議論しておりませんので、お答えするすべもありません。

○佐々木（憲）委員　　これは、幹事長、政調会長というのは、党を代表して、民主党から自民党へと申し入れたわけでありまして、そういう文書なんですね。

　　今、長妻さんに確認したように、こういう内容について抗議をした。自民党は、こういう発言をしたというこの事実を踏まえて、一体どういう対応をされたんでしょうか。こんな抗議はけしからぬ、こういう対応をされたんでしょうか。そのことを確認したいと思

ます。

○**鴨下議員** 今拝見したことで、我々にとっては、このことについての詳細、把握しておりません。

さらには、この申し入れというのは、何か答えを返せ、こういうようなことでもなさそうでありますので、多分、これをお受け取りして、これで終わり、こういうことになるんだろうというふうに思います。

○**佐々木（憲）委員** 鴨下さん、文書を読んでいないでしょう。この中にはこう書いているんですよ。真摯な対応を要請します、こう書いているんですよ。

自民党から真摯な対応はありましたか、長妻さん。

○**長妻議員** お答えを申し上げます。

これについて、文書を出したということは私も承知しておりますが、その後の経緯については、今の段階で私は承知をしておりません。

○**佐々木（憲）委員** これは、解釈がこういうふうに大きく割れる内容の合意をしたということでありまして、合意にはなっていないんですよ、実際上は。それを玉虫色にして、何か合意があったかのようなやり方をしている。

では、具体的に確かめていきましょう。

社会保障制度改革推進法の第五条一項では、今後の年金制度については、「社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。」とされております。

ここに書かれている「今後の公的年金制度」というのは、民主党がこれまで掲げてきた最低保障年金制度を含むというふうに理解してよろしいですか。

○**長妻議員** お答えを申し上げます。

これは、公的年金制度のみならず、医療保険制度等々、幅広い形で議論になりました。当然、メインはここに提出をさせていただいている五法案、この修正でございます。

この公的年金制度につきましては、これは各党それぞれ、いろいろな御主張がある。我々は、今おっしゃっていただいたような最低保障年金、これは国民年金も含む報酬比例の年金とセットでございます。自民党には自民党のお考えがある、公明党には公明党のお考えがあるというようなことで、それぞれについて、ここに書いてあるとおりでございます。今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、社会保障制度改革国民会議において議論し、結論を得る、この文字のままでございます。

○**佐々木（憲）委員** 最低保障年金制度を含む公的年金制度ということについて、今後検討するという話でありました。

第六条四項には、「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、」

「社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。」となっております。

ここに書かれている「今後の高齢者医療制度」というのは、民主党がマニフェストで言ってきた後期高齢者医療制度の廃止というものも含んでいるのでしょうか。

○長妻議員 お答えを申し上げます。

これも先ほどと同様でございますけれども、我が党には我が党の考え方がございます。当然、自民党には自民党の考え方がございます。公明党には公明党の考え方がございますので、それらについて、今後の高齢者医療制度について、状況等を踏まえ、まさに文字どおり、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において議論し、結論を得る、こういうことでございます。

○佐々木（憲）委員 後期高齢者医療制度の廃止、これは当然この中の検討の対象になるということですね。

○長妻議員 これは先ほども申し上げましたとおり、各党の御主張があります。

このことについては、だからこそ、必要に応じて国民会議となったわけでございますが、我々が申し上げているのは、後期高齢者医療制度の廃止ということ、当然、廃止のみならず、その後の姿とセットの政策ではございますけれども、それは我が党の考え方であるということでございます。

○佐々木（憲）委員 三党の確認書にはこう書かれているんです。「今後の公的年金制度、今後の高齢者医療制度にかかる改革については、あらかじめその内容等について三党間で合意に向けて協議する。」と書かれていたわけでありまして。

これはそのとおりですね。

○長妻議員 お答えを申し上げます。

今おっしゃっていただいているのは、法案ではなくて、確認書というのを三党で結ばせていただいたわけでございますが、ここに、おっしゃったように、「今後の公的年金制度、今後の高齢者医療制度にかかる改革については、あらかじめその内容等について三党間で合意に向けて協議する。」ということで、これは法律ではございませんけれども、三党間の確認ということがなされたということでもあります。

○佐々木（憲）委員 では、三党協議と国民会議の関係についてお聞きしたいと思います。

社会保障制度改革国民会議の二十人のメンバーは、「総理大臣が任命する。」「委員は、国会議員を兼ねることを妨げない。」第十条であります。そうされていますね。

したがって、確認書で「三党間で合意に向けて協議する。」と書かれていましたけれども、具体的には、社会保障制度改革推進法案の「国民会議において検討し、結論を得ること。」この規定に沿って行われるということになると思うんですが、そう理解してよろしいんで

しょうか、それとも、これとは別個に三党協議というものがあるのか、この点を確認したいと思います。

○長妻議員 お答えを申し上げます。

先ほども申し上げましたように、確認書というのは法律の外でございまして、法律は国民会議ということですので、そういう意味では、この確認書にあるとおり、今後の公的年金制度や今後の高齢者医療制度にかかる改革は、「あらかじめ」とありますので、これは三党間で協議をするというふうに理解をしております。

○佐々木（憲）委員 ということは、国民会議で決める前に三党間であらかじめ協議をして、合意を得た上で国民会議でそれを検討する、こういう形になるわけですか。

○長妻議員 これは、今おっしゃっていただいたように、まず初めにこれがあって、それがクリアしたらその次というような厳密な取り決めとかそういうことは話し合っておりません、それは、三党協議というのはもちろんあるわけでございますけれども、同時並行か、前後関係は別にして、国民会議というものでもいろいろな議論をするというふうに理解をしております。

○佐々木（憲）委員 これはどちらが決定権を持っているのでしょうか。鴨下さん、どうなっているんですか。

○鴨下議員 三党協議をしつつ、最終的に国民会議が設置されれば、これはどちらがというよりは、むしろ、三党協議の合意をあらかじめ得つつ、国民会議は国民会議として、これは有識者が中心でありますから、必ずしも政治的な部分だけではない、いわば有識者の見解というものを尊重しなければいけないわけでありましてけれども、大枠についての制度設計等については、これはこれからやっていくわけでありまして、三党協議がしっかりと合意に至るという努力の後に、国民会議の中でさらに詳細なことを決めていく、こういうようなイメージを持っておりますが、これは、これから法案が成立して、その後に設置されてから具体的なプロセスは決まっていくんだろう、こういうふうに思います。

○佐々木（憲）委員 そうすると、三党間の協議があらかじめ行われて、それが前提となって、国民会議にそれがのせられて、専門的な検討が行われてという筋道をたどる、こういう答弁でありました。

我々の立場から見ますと、民主党の最低保障年金制度というのは、財源が消費税だということでありまして、制度が四十年先の遠い将来でしか実現しないという点でいうと、根本的な欠陥があるというふうに思っておりますし、後期高齢者医療制度の廃止も、実際には看板倒れであります。

それにしても、今答弁ありましたように、三党間で合意しない限りは最低保障年金制度

も実現しないし、後期高齢者医療制度の廃止も実現しない、そういうことになるということは明らかだと思うんです。

つまり、民主党がこれまで言ってきた主張は、自民、公明が了解しない限りこれは実行できない、そういう合意内容であります。

自民党にこのことを確認したいと思いますが、野田さん、うなずいていらっしゃるけれども、こういう内容だということですね。

○野田（毅）委員 そのとおりです。

○佐々木（憲）委員 となりますと、結局、民主党のこれらの、今まで目玉政策とも言われてきた、我々から見ると問題があると思いますけれども、その二つの、後期高齢者医療制度の廃止とか最低保障年金の制度をつくるとか、こういう点は、自民党や公明党が了解しない限りはこれはもう実現をしない、これが三党合意の内容だということが確認をされました。

そうなりますと、この申し入れで書かれていた、最低保障年金もなくなりましたという自民党の主張は、これは事実ではないのでしょうか。野田さん、いかがですか。

○野田（毅）委員 なくなったと言い切るのは気の毒かなと思います、これから協議するわけですから。そこは、それ以上攻撃しない方がいいんだろうと思いますね。

○佐々木（憲）委員 いや、別に、攻撃というか、事実を確認しているわけなんですよ。最低保障年金制度は、自民党や公明党がオーケーだと言わない限りは実現しない、これは合意内容からいうとそれしか考えられないんですね。公明党の西さん、どうですか。

○西議員 お答え申し上げます。

自民党、公明党と民主党との協議を経て決まることですから、その順序というのはこれからの手続によるというふうに思います。今後の三党の協議の結果として、どうなるかということは最終的に決まるというふうに考えております。

○佐々木（憲）委員 確認しますが、公明党は最低保障年金制度というのは容認するのでしょうか。後期高齢者医療制度の廃止は容認するのでしょうか。

○西議員 お答え申し上げます。

そういう意味では、現行制度を中心とした改革というものを基本としております。

○佐々木（憲）委員 結局、最低保障年金制度というのは自民党も公明党もそれは認めないと今言っているわけなので、それを幾ら今後の検討課題だと言っても、合意しない限りは実行しないと書いているんですから、したがって、この二つの柱というのは、完全に自民党、公明党によって民主党の案が棚上げされた。もっとはっきり言えば、否定された、こういうことだということが確認できました。

次は、新しい社会保障制度改革推進法案、突然提出されましたけれども……（発言する者あり）違うんですか。

○中野委員長 では、答弁してもらいましょうか。

○佐々木（憲）委員 では、答弁してください。

○長妻議員 佐々木先生にお答えを申し上げます。

やはり、私はこれはかねがね申し上げていることなんですけれども、年金制度にしても医療制度にしても、これからの政治は政権交代が可能な政治体制になったと思っておりまして、しかも、ねじれ国会ということで、我が党だけが主張をして、それが一〇〇%無傷で、通そうと思っても通らない現実もありますし、あるいは、政権交代のたびに制度が変わっていては、やはりこれは国民の皆様が御迷惑をこうむるところでありますので、そういう意味では、本当に協議をしていかないと社会保障が前に進まない、こういう危機感もあるわけございまして、そういう意味では、いろいろな各党の御意見を聞いて、それで、それを着地させていく、今回、そういう仕組み、仕掛けとこのうのができているというふうには私は考えております。

○佐々木（憲）委員 何かさっぱりわけのわからぬ話でね。

民主党の主張がある、自民、公明はこれと全く違う主張をしている、合意をしない限り実現しない、そうすれば、民主党の主張は実現しない、そうじゃあうんじやないですか。そういうことがいよいよ明確になった。それを、何か、三党で合意して、さあこれから協議しましょうという話じゃないでしょう。そういう全く違う主張が棚上げされたまま、もっと言いますと、そういうことでもあります。

次に……（発言する者あり）棚上げされたのは事実でしょう。では、今度実現するんですか、容認したんですか。

だから、これは要するに棚上げされた。自民党の主張、公明党の主張と全く違うわけですから。そうじゃないんですか。自民党の答えをちょっとお聞きしたい。検討の余地があるのかどうか、お答えいただきたい。

○鴨下議員 今お話ありましたように、それぞれの主張は主張として持っているわけがあります。

ただ、今回の三党の合意というのは、これは協議をしていって、最終的に、それぞれの立場をお互いに尊重し合いながら、ある方向性を協議して努力していこう、こういうようなことでもありますので、それぞれの主張がかなり異なっている、矛盾することではありません。より国民にとってふさわしい持続可能な社会保障制度をつくっていく、こういうようなことで協議していこうということが合意されたわけでもありますので、ここから先は、

我々が努力をして国民のためにしっかりとしたものをつくっていく、こういうようなこと
でございますので、決して矛盾するものではございません。

○佐々木（憲）委員 わけのわからぬ拍手が出ておりますけれども、大体、全く違う内容
の主張を、事実上、これは撤回されたわけであります。

要するに、対立していることはこれは事実なんですね。矛盾しないと言っているけれど
も、矛盾しているわけですよ。矛盾しているから、これを自民、公明は否定しようとして、
合意しない限りは実行しないんだよ、こういう文書になっているわけでしょう。そのこと
は、民主党の主張がそのまますつと通ることではないということなんであって、うなずい
ているから、全くそのとおりだと思っんです。

新しく提案された社会保障制度改革推進法は、もともとこういうものはなかったんです
けれども、これは自民党から提案されたと聞きますけれども、これは事実ですか。

○鴨下議員 この法律は、もともと基本法というような形で、社会保障制度改革基本法と
いうことで、我々がかねてからずっと党内で議論してまいりました。これが骨格になって
いることは間違いございませんけれども、それを、今回の三党合意、約一週間、十日、我々
は、昼夜を分かたず、ずっと協議をしてまいりました。

その結果として、三党で合意を得たのが社会保障制度改革推進法、こういうような形に
なって、内容についても、それぞれの立場をそれぞれ主張し合いながら合意に至った、こ
ういうことでありますので、名実ともに三党が提案している、こういうようなことにほか
なりません。

○佐々木（憲）委員 なぜ、こういう法案を自民党はつくれと言ったんでしょうか。その
理由を説明していただきたい。

○鴨下議員 社会保障制度そのものが、我々にとってみると、これから日本の国のいわば
一番重要な政策になります。そういう中で、国民の負担それから受益、こういうものをき
ちんとバランスをとって持続可能なものにしていこう、こういうようなことが自民党のか
ねてからのいわば考え方であります。

こういうような考え方に沿って、この法案の一番の骨格部分は我々として起草したわけ
でありますけれども、その後は皆さんのそれぞれの御意見があって、最終的には推進法、
こういうようなことに相なったわけであります。

自由民主党が考える、いわば受益と負担、こういうもののバランスをとった持続可能な
ものに社会保障とはあるべきだ、こういうようなことの哲学は十分にこの中に貫かれてい
る、こういうふうに考えております。

○佐々木（憲）委員 その考え方なんですけれども、推進法案には、社会保障の基本理念、

医療、年金、介護など各分野における改革の基本方向が規定されております。ここには極めて重大な内容が私は含まれていると思うんです。

例えば、社会保障の基本的考え方として、自助自立、公助、共助、こういう言葉があります。法案の中にこのような用語が入ったのは、これは初めてでしょうか。

○鴨下議員 自助、共助、公助という言葉が法案に入ったということについて、初めてかどうかというのは私は承知しておりませんが、少なくとも、この法案については、自助、共助、公助、こういうようなものが、先ほど申し上げました、例えば受益と負担、こういうようなことのバランスにおいては、お互いに、まずみずからを助け、ともに助け合い、なおかつ足らざる部分は公、公助、こういうような形でしっかりとバランスをとっていきこうというようなことが法律として書かれた、こういうことでございます。

○佐々木（憲）委員 この内容は、いわゆる共助あるいは公助、これを後退させて、自立自助を基本に据える、そういう方向を意味するんじゃないんでしょうか。

○鴨下議員 それは佐々木先生と私どもの根本的なところで多分差があるんだろうというふうに思っております、確かに、我々は、自助、共助、公助、このバランスをとってやっていきこう、こういうようなことでありますから、公助だけでやれて、そして負担がきちんとしてできるんだとしたら、そういうような考えも一方にはあるんでしょうけれども、今、大変なこういう負担の多いときに、それぞれ自助、共助、こういうバランスの上で持続可能な社会保障をつくっていく、こういうようなことが最も重要だと思っております、これについて、今までになく、三党がこうして、こういうような方向で協議をして、そして合意に至ったということは、ある意味で、憲政史上で歴史的なことなんだろうというふうに思っております。

○佐々木（憲）委員 歴史的な大後退だと私は思いますけれどもね。

公助だけでやれと言っているんじゃないんです。公助をふやせと言っているんです、我々は。

税法の第一条、趣旨規定を見ますと、「支え合う社会を回復すること」というのがありましたね、最初。これが削除されたんですが、何で削除されたんですか。

○古本委員 佐々木委員にお答えします。

その前に、この間、三党で協議をさせていただいております、大変国会の方も御協力いただきましたことに、冒頭、感謝申し上げます。

支え合う社会の回復という、この言葉につきましても、三党協議の中で種々御議論がございました。最終的には削除と相至ったわけでございますけれども、御案内のとおり、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築していくということが我が国の

直面する重要な課題であるということに改めたわけであります。今回の社会保障・税一体改革の重要な考え方は、ただいま読み上げましたこの条文の中にしっかりと残っているものだと承知してございます。

さらに、三党で提出させていただいております今回の社会保障制度改革推進法案、先ほど委員御指摘の部分でありますけれども、その中に、自助、共助、公助の最適バランスに留意をして、自立を家族相互さらには国民相互の助け合いの仕組みを通じて支援していくということを明記いたしましたので、これは各党それぞれ哲学、理念がある中で、私は、ぎりぎりの合意に至ったし、何より社会保障の安定財源を確保していくということの大きな目的は、その範囲の中であるというふうに承知してございます。

○佐々木（憲）委員 社会全体で支え合うという部分を削除しなさいと言ったのは、どの党でしょうか。

○古本委員 お答えいたします。

三党の協議の中で至った結論でございます。

○佐々木（憲）委員 私が聞いたのは、どの党かと聞いたんです。

つまり、政府の提案は、これは基本的には民主党は合意して出されているはずでありますから、自民党か公明党の方が「支え合う社会を回復すること」を削除しなさいという主張をして、削除されたんだろうと思うんですが、西さん、公明党はそういう主張をされましたか。

○西議員 私は存じ上げておりません。

○佐々木（憲）委員 結局、自民党ということですね。それでよろしいですね。

○野田（毅）委員 社会のあり方として、やはり自分の人生についてまず第一義的に自分が責任を持つ、これは当然のことだと思います。だけれども、自分ではそれだけのリスクをしょい切れない、それが実は、みんなでやろうというのが共助の世界であります。そういう意味で、支え合うというのはむしろ共助的な精神を言っていることだと思います。

そういう意味で、我々は、自助、共助、公助という、この順番も言ってきたわけですから、両々相まって社会をみんなで支えるわけです。そういう意味で、みんなで支える。国家を支えるし、社会保障も支えるし、そういうことですから、格別、支え合うという表現というのは、私は、ここでそれを前面に出すということは必ずしも適切かどうかということとはございます。

以上です。

○佐々木（憲）委員 自民党の提案によって、社会全体で支え合うという部分が削除をされた。それは、自立自助という考え方が基本であるから、こういう文言は必要がない、こ

ういう趣旨の答弁でございました。

私は、これは極めて重大だと思うんですね。国の責任で社会保障の増進を図ることを義務づけているのは憲法二十五条であります。それを真っ向から否定するものでありまして、また、社会保障への公費の投入を減らそうという意図が見え見えであります。

この推進法案では、こう書かれているんです。「国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。」こうされております。

国というのは、この中のどこに入るんでしょうか。

○**鴨下議員** 「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。」この全てに国はかかわるわけでございますから、行間に、全てに国はかかわっていく、こういうようなことの意味だろうと思っております。

○**佐々木（憲）委員** 国の責務というのはありますけれども、この一番基本のところで国が出てこないというのは、公助とか共助というその考え方を否定するということがここににじみ出ているわけであります。

しかも、社会保障の公的負担の財源を、消費税収を主な財源とすると明記しているわけでありまして。これは、わざわざ社会保障を消費税とリンクさせて、消費税の増税も社会保障の削減も実行する、こういう仕組みになっていると言わざるを得ない。

国、地方の社会保障四経費は、二〇一五年で三十四・八兆円ですね。その時点で、消費税は二十四・三兆円であります。社会保障を全額消費税で見るとすれば、社会保障を削らなきゃならぬ。社会保障を充実したいとなれば、さらに消費税を引き上げる、こういうことになる。そうなるんじゃないですか。

○**野田（毅）委員** 今御指摘のとおり、今現在の社会保障に要するお金とそれから調達される財源との間に非常に大きな開きがありますね。今日でさえそれだけの開きがある。今後、将来を展望すれば、なおさら高齢化が進んでいく。これはみんな常識だと思います。

その中で、どういうところにその財源を求めていくのかということを考えれば、主な所要財源というのはやはり、保険料の値上げももう限界に来ているんじゃないんでしょうか。ほかの予算を削って持ってくることもかなり限界に来ているんじゃないんでしょうか。そしてさらに、借金をどんどんふやしてその穴を埋めてきたというのが今日の偽らざる姿じゃないんでしょうか。

そういったことを考えると、いよいよこれからますます団塊世代が成熟していく、そういったことを頭に置くと、きれいごとじゃなくて、やはり給付をその分だけ減らすわけに

いかないわけでしょう。現状を維持するだけでも容易なことではない。みんなわかっているじゃないですか。

それを前にして、やはり基本的な原則を持っておかないと、給付が先にあって、後から何でもいから財源は勝手にやれというわけにいかない。そういう意味では、ある程度、財源の調達の方法を、基本的に社会保障は社会保険を原則として賄っていこうということであるならば、その社会保険とは一体何ぞやということを考えてもらわなきゃいけない。その社会保険の中での公費の背景は、やはり消費税以外には、もちろんあるとは思いますが、だけれども、主要なものはそこに求めるということをあの中に書いてある、こういうことです。

○佐々木（憲）委員 大体、社会保障を消費税だけにリンクさせるということが間違っているんですよ。

社会保障はその時点で消費税の税収より多いわけでありまして、今でも多いけれども。全部社会保障に充てようとしたら、消費税をもっと上げなきゃいかぬ。社会保障に足りないからといって、今度は社会保障の方を削る。どっちかの選択しかないじゃないですか。

そうではなくて、消費税に頼らない別な方法を考えなさいと我々は言っているわけですよ。無駄の削減、一体どのぐらいやったのか。それから、法人税の減税、今必要なのか。大金持ちの減税、必要なのか。そういうことを検討もしないで、ただリンクさせて、両方とも国民負担だけが残るといのはやめた方がいい。

法案には一体改革という言葉がないんですけれども、これはどこに行ったんでしょうか。

○長妻議員 お答えを申し上げます。

今の御質問でございますけれども、社会保障と消費税、この委員会も一体改革という名前だと思っておりますけれども、これについては、それぞれ法案が一緒に提出をされております。その中で推進法というような法律があるということで、そういう意味で、消費税収を一つの当てにした社会保障の五法案ということでありますので、これは言わずもがなのところでもありますので、法律上それが書いていないんだというふうに承知しております。

○佐々木（憲）委員 この経緯の中で、各法案がかなり本質的な修正が加えられている。新しい法案も出てきた。したがって、当初の一体改革というのはいくらもなくなってしまっていて、一体という言葉さえ使わなくなった、こういうことでもあります。

まず、税制改正案の中身でそれを確認したいんですけれども、法案名を変えましたね。法案の名前、何が変わったんですか。

○古本委員 お答えいたします。

このたび、法案の名前の、消費税法等の一部を改正する等の法律案から、消費税法の一

部を改正する等の法律案ということで、消費税法等の等が落ちました。これにつきまして、所得税、資産課税の見直しにつきまして、二十五年度改正における検討事項ということで、関連する箇所を削除した、これに伴うものと承知しております。

○佐々木（憲）委員 要するに、修正案では所得税、相続税の規定が削除されて、残った主な柱は消費税の増税だけが残った、こういうことであります。三党協議の結果、消費税大増税を押しつけることだけが残ったんだ、こういうことであります。

社会保障制度改革推進法の総則には、「所得税法等の一部を改正する法律附則第百四条の規定の趣旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ」と書かれておりますが、この附則百四条にはこう書かれているんです。「格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から」、「最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに」となっているんですね。これはどうなったんでしょうか、結果として。

○古本委員 今委員御指摘いただきました附則の百四条、こちらの中に、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直していく。とりわけ、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに云々と書いてございます。

今回、恐らく抜本改革という名に値しないんじゃないかということをお指摘いただいているというふうに思うんですが、この附則百四条による、税法も含めた一体改革のその要諦は、社会保障の安定財源、とりわけ年金の国庫負担二分の一引き上げに伴う財源確保等々、これは国民の皆様にも大変御理解いただく中で何とかやっつけようじゃないかという、今、野田毅先生からもありました、後代にツケ送りできないじゃないか、借金で社会保障を支えるというのはおかしいじゃないか、こういう議論から出発点はあるかと承知していません。

その意味では、今回の見直し、修正に伴いまして、二十五年度改正に先送るわけでありませうけれども、逆に、二十四年度中に成案を得るということで、今回の改正の二十条、二十一条、とりわけ二十条に、所得税の最高税率の引き上げ関係につきましては、時期のピンどめと改革の方向感をあわせて提起いたしましたので、これは言うならば、附則百四条によって今日の改革が始まっていることを鑑みれば、このたび改めて二十条にそのことを規定したというのは大変重たい事実だと承知しております。

○佐々木（憲）委員 いろいろな説明をしましたがけれども、所得税法の改正も相続税の改正も、これは削除しちゃったわけです。したがって、百四条でささやかに規定されていた高額所得者への税負担の引き上げというのは、これはなくなっちゃったんですよ。結局、所得再分配機能を高めるという内容がなくなっちゃった。

年金国庫負担二分の一という話が出ましたけれども、大体、数年前に行われた所得税、住民税の増税、これは国民が大変怒って、政権交代の一つの背景になったわけですが、あれは何のためにやったんですか。あれをやったのは、年金の国庫負担二分の一引き上げのためだと。それで所得税、住民税の引き上げとやったわけですよ。国民が怒った。

けれども、その財源は一体どこに行ったんですか。それがすっかりどこかに行っちゃって、いや、今度は消費税の増税でそれを埋めるんだ。とんでもない話だ。一枚の証文で二回も三回も増税するようなもので、本当に私は許せないと思うんですよ。

財務大臣、あなたは繰り返し、所得税は累進的だ、今回は最高税率を引き上げることにしたんですからと。これは前提が崩れたんじゃないですか。

○安住国務大臣 所得税と資産課税の見直しの方向性については三党とも合意に至っていた。しかし、具体的な案についてはさらに議論を尽くす必要があることも踏まえて、原案からは削除するものの、今提案者からありましたように、年度改正でしっかりやってみようということになっていますから、旗をおろしたわけでも改革をしないというわけでも全くございません。

そういう点では、今後、来年度の税制改正、再来年度の税制改正の中で、実質ここはどういうふうな累進性を持っていくかということをしかりやってみますので、そうした懸念には及ばないというふうに申し上げたいと思います。

○佐々木（憲）委員 大体、高額所得者の税率を引き上げるということを盛り込んでいたのを削除したんですよ。（発言する者あり）

○中野委員長 傍聴席、静粛をお願いします。

○佐々木（憲）委員 つまり、それを棚上げして、結局先送りしちゃった、今の話はそういうことなんですね。

低所得者のための給付つき税額控除あるいは複数税率の導入、これは何か具体化されましたでしょうか。

○古本委員 お答えします。

今回、三党での協議に伴いまして成案を見たところによりまして、いわゆる低所得者対策として、二〇一四年の四月に、八%引き上げ段階において、いわゆる簡素な給付をよりしっかりとやっていこうということで合意に至っております。

とりわけ、合意文書の中では、八%への引き上げに際しての、簡素な給付措置をやっていくということがその条件であるということまで三党で確認し合っておりますので、ぜひ、この簡素な給付の実現に向けて、御党におかれましても御理解をいただければありがたいというふうに思っております。

○佐々木（憲）委員 簡素な給付を聞いているんじゃないなくて、給付つき税額控除、複数税率の導入、これは具体化するに至らなかったということでしょう。

結局、所得税の最高税率の引き上げをやめました、相続税の問題もやめました。年末の議論に先送りする。

では、年金法案では、低所得高齢者、障害者等への年金加算の規定、これはどうなったんでしょうか。

○長妻委員 佐々木委員にお答えをいたします。

年金につきましては、原案では、低年金、低所得の方に一定額を上乗せする、こういうような原案を提示しておりました。これについて三党で協議をいたしまして、これはいろいろ考え方がそれぞれ異なるものがございますが非常に議論をしたところでございますけれども、結果としては、低年金、低所得の方に納付月数に応じて額を上乗せしていく、年金の法の中ではない形で着地をしたということでございます。

○佐々木（憲）委員 低所得者対策については、税制の面でも年金の面でも、これは今回は入らなかった、入っていたものが削除された。その反面、高額所得者のわずかな負担も、これも削除した。

こうなりますと、低所得者対策は、八%にした段階で現金給付を行うという方針を出したただけでありまして、結局、所得の再分配機能、これを何とか回復しようとしていたのかどうかわかりませんが、そのわずかな方向さえ、これが全部なくなってしまった。私は、これはもう本当に血も涙もない修正案だと言わざるを得ない。

次に、三党合意では、「転嫁対策については、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、独占禁止法・下請法の特例に係る必要な法制上の措置を講ずる旨の規定を追加する。」ということで入りましたね。

これは、何か新しいことはあるんでしょうか。今までと変わらないんじゃないですか。

○古本委員 これは、委員も御案内のとおり、平成元年、それから平成九年と、それぞれ、三%の消費税の創設、それから五%への税率の引き上げということを過去行ってきたわけです。その際に、中小事業者を中心に、消費税の転嫁の問題について、実態として転嫁し切れていないという問題が創設当初から惹起され、そして、五%引き上げ段階でさらに大きな問題となり、言うならば、平成九年以来の今回の改革になるわけであります。

これに際し、三党での協議以前の話として、当然に我が党の中でもこの転嫁の問題を大変議論してきたプロセスがございました。

その中で、改めてこのたび三党で相調った中身は、優越的地位の濫用による親会社から子会社に対する、いわゆる消費税分をかぶれというようなことがないようにやっていこう

ということ、独禁法の改正等々も視野に入れた、法改正も含めた対応をしていこうということ、具体的に盛り込んだことが大きな前進だと承知しております。

○佐々木（憲）委員　そういうことは今までも言ってきたんですよ。ところが、それが実際には転嫁ができない事態がますます広がっていて、しかも、5%から10%に税率を引き上げるとなると、その部分がさらに広がるということになるわけです。

中央公聴会でも、例えば日本商工会議所特別顧問が意見陳述をいたしました。その際に配付した資料には、「実質的に消費税を転嫁を認めない事例」としてこういう例を挙げております。「見積もり段階で税抜き金額で提出したが、最終的な支払い時点で見積もり金額を税込み金額とされた。請求書等の表面上は消費税額の価格転嫁が出来たように見えるが、実質的には価格転嫁できていない。」あるいは、こういう指摘もあります。「消費税引上げ時に、消費税額分の原価低減を求められた。」つまり、単価を下げなさいと言われた。これらが実際の姿なんです。「円滑かつ適正な転嫁を確保する」と条文上に書いても、これは全然改善されるようなものではありません。

下請は大変弱い立場にありますので、事実を指摘すると、親会社、元請との関係が悪くなって、法的に争うことを、そういう関係が悪くなるということを感じない限り、なかなか相談しづらいんだ、こういうふうに言っているわけです。幾らこのGメンをふやしても対応できないんじゃないかと私は思うんですよ。

日本に下請企業は何社あって、Gメンは何人つくるんですか。

○古本委員　今回の税率の引き上げが二段階にわたっているということがございます。中小事業者や、当然、農林水産事業者等々、消費税の価格転嫁について懸念が大変示されております。これはもう委員御指摘のとおりでございます。

その際に、例えば、消費税の導入時には実施されてまいりましたけれども、九年の引き上げ時には実施できなかった表示カルテルあるいは転嫁カルテルなど、独禁法の適用除外とするために法的措置を行うということまで踏み込んで整理してまいりたいというふうに思っています。

また、優越的地位の濫用、先ほど申し上げましたが、これまで以上に厳格に監視、取り締まりを行うということが肝要かと思えます。

例えばですが、事業者が優越的な立場を利用して、消費税の引き上げ分を、今先生がおっしゃった、値引きを一方向的に要求するような話があった場合に、原価低減とおっしゃいましたが、原価改善と称してそんなような話があったならば、これはもう言語道断でありまして、さらには、対価なしに店頭店員に、メーカー側から派遣を強要されて、九年の当時は、シールの張りかえ、紳士物のソックスのシールを張りかえたという話も聞いておりま

す。例えばそういうようなことが、当然に違反となる行為であって、具体的に、これまでのガイドラインでの対応に加えて、法律による規定ができないかということのをこれまで議論してまいりました。

最後、結論であります。これは当然、課徴金も含めまして、違反者に対するペナルティーを強化することで抑止効果を高めたい等々を考えてございます。

いずれにしろ、政府におかれても検討されていると思いますし、三党においても、このことはやっていこうということで合意に至っておりますので、また今後とも御党にも御指導賜りたい、このように思っております。

○**佐々木（憲）委員** 今の説明では、全く、この転嫁問題の解決がそれで始まるなどとは到底思えない。大体、日本に莫大な数の下請業者がいるわけです。その下請に対して、一体、Gメンを何人つくるつもりですか。その数字も答えられない。これで何か転嫁ができるかのようなことを言っても、これはもう話にならないと私は思います。

消費税を増税しないということがやはり一番の対策ですよ。そして、今やるべきことは、消費税に頼らない、そういう財源をしっかりと確保することです。これは先ほども指摘いたしました。

今回の修正の内容を見ますと、結局、今まで民主党がマニフェストで掲げてきた、本当にささやかな所得再分配の機能そのものも完全に否定された、そういうようなもので、消費税増税だけが残ってしまった。こういう法案を、何かすぐ採決しなさいというような話が聞こえてきますけれども、とんでもない。これは、修正案がまだ出たばかりでありますから、したがって、この法案については、今まで政府が出してきた法案に対する質疑の時間、約百時間だといいますと、当然、その倍ぐらいの質問をしなきゃおさまらない、そういう大改悪だと言わざるを得ない。このことを指摘して、終わります。

○**中野委員長** これにて佐々木君の質疑は終了いたしました。

次に、小林正枝さん。

○**小林（正）委員** 新党きづなの小林正枝でございます。

社会保障と税の一体改革関連法案並びに修正案につきまして質問をいたします。

まず、本題に入る前に、長妻先生にお伺いしたいことがございます。

二〇〇九年九月十七日、厚生労働大臣として初登庁された長妻先生は、幹部職員を集めた訓示の中で、民主党の衆院選マニフェストの冊子を手にしなから、マニフェストを、ある意味、国民と新しい政府との契約書あるいは命令書と考えてもよいと訓示され、厚生労働省所管の部分を熟読し、どうすれば実行できるか知恵を出してほしいと、約千人の職員を前に訴えられました。そのことは御記憶にございますか。

○長妻議員 もちろん、きちっと覚えております。

○小林（正）委員 ありがとうございます。

今でも、胸ポケットには民主党のマニフェストはお持ちでしょうか。国民との契約書はお持ちですね。

○長妻議員 きょうは持っております。ここに持っております。

○小林（正）委員 ありがとうございます。長妻先生が非常に正直な方ということがよく理解できました。

それでは、本題に入らせていただきます。

民主党、自民党、公明党の三党は、六月十五日に、政府提出の消費税増税関連法案と自民党が提出した社会保障制度改革基本法案の修正で合意をされました。当初、自民党と公明党は、民主党のマニフェストを撤回することが一体改革の法案修正の前提だとおっしゃっていました。その後、自民党のお考えが変わったようで、マニフェストを撤回しなくても、民主党との間で修正合意がなされました。

ところが、先週の土曜日、十六日の日に、谷垣総裁は、消費税関連法案で修正合意したのは、民主党のマニフェストのまやかしに歯どめをかけるためだと街頭演説で訴えられました。つまり、三党で修正合意をした後も、谷垣総裁は修正合意前のお考えを貫いていると私は思います。

まず、民主党にお尋ねしたいのですが、谷垣総裁がおっしゃるように、三党合意でマニフェストに歯どめがかけられた、つまり、事実上マニフェストは撤回したのだと理解してよろしいのでしょうか。

○長妻議員 お答えをいたします。

先ほど佐々木委員からも同じような質問がございましたけれども、我々は、今おっしゃっていただいたような民主党としての考え方というのがあります。当然、自民党には自民党の考え方がありますし、公明党にも公明党の考え方があります。

それらについては、いろいろな、今回の推進法あるいは三党の協議などなどの場面を通じて、それを一つにまとめ上げていく、こういうような作業をしなければいけない。これは、ねじれ国会でもありますし、ねじれていなくても、国家百年の計の社会保障は、政権交代のたびに大きく制度が動いてはいけないということでありまして、決められる政治をしないといけないという各党の思いがそういう結果になったんだというふうに思っております。

○小林（正）委員 マニフェストを常に胸ポケットに入れている長妻先生から聞いた御答弁とはとても思えません。

今御答弁をいただきましたが、実務協議の当事者でありました細川前厚生労働大臣も、メディアの取材に対して、マニフェストは撤回されていないと強調されています。ですから私は、当然今でもマニフェストは生きているものだと考えております。

そこで、自民党にお尋ねいたします。

最低保障年金と後期高齢者医療制度を社会制度改革国民会議に棚上げし、修正合意をしたのは、平たく言えば、民主党が主張している最低保障年金の必要性に気づき、また、後期高齢者医療制度の問題点にも気がついたということなのでしょうか。

○**鴨下議員** 今お話しになった話につきましては、実務者協議の中では具体的に議論はされておられません。今回の議論の中では、特に今回出ている法案、これについての修正について議論をしてきたわけであります。また、加えまして、先ほどから御議論があったいわゆる推進法、これについての修正をしてきた、これが実務者の中の議論でありました。

今、先生からの御質問でありますけれども、民主、自民、公明三党の確認書の中では、今後の公的年金制度、この中には場合によると最低保障年金も入るかもわかりません、それから今後の高齢者医療制度、これに係る改革については、あらかじめその内容等について三党間で合意に向け協議をする、こういうようなことを合意したわけでありますので、マニフェストをおろしたとかおろさないとか、こういう議論はこの中で行われていないというのが事実であります。

○**小林（正）委員** ただいまお二人から御答弁をいただきましたが、私にはどうしても、法案も合意されている二つの政党が同じ方向を見ているとは思えません。非常に矛盾を感じます。

そこで、法案提出者の公明党さんは、どのようにお感じになられたのでしょうか。

○**西議員** お答え申し上げます。

私どもは、税と社会保障の一体改革というものは、社会保障全般ということを課題にすべきであるという大前提で議論を進めてまいりました。しかし、現実には、この議論というのは、年金と子育て、これが中心ですね。そういう意味では、やはり早急に、その他の、特に医療とか、さらには介護、そういうさまざまなものを仕上げていく必要がある。

こういう意味で、今のこの民主党のマニフェストを撤回するとか撤回しないとかいうよりも、それは一つの民主党の政策といいますかお考えですから、三党がそれぞれこの内容について議論をした上で、国民会議とも並行して議論をしていただいて、早急に結論を得る、こういう考えでございます。

○**小林（正）委員** ありがとうございます。

今の御答弁を伺って、私は、自民党さん、公明党さんというのは、非常に広い心の持ち

主だということを感じました。

次に、少し角度を変えて質問させていただきます。

先般、五月三十日、私は本委員会で質問をさせていただく機会を持ちました。その際、私は、小宮山厚生労働大臣に、低所得者の方々に一律六千円を上乗せして、四十年間年金保険料を納付し続けた人が七万円の年金を受け取れるようにしようとするのは、マニフェストで言った最低保障年金の七万円という数字を根拠にしているのですかとお尋ねしました。それに対する小宮山大臣の御答弁は、近年の統計により、単身高齢者の基礎的消費支出が六万七千円から七万円であることを参考にし設定しましたとおっしゃいました。

今回の修正合意では、月額六千円の定額加算をやめ、月額五千円を基準に保険料納付期間に応じ福祉給付をするということになったようですが、そうだとするならば、厚生労働大臣がおっしゃられた趣旨の、高齢者の生活実態に基づく社会保障政策ではなく、足りない部分を福祉で補うということになります。一人の人間に対して、二つの制度を使って一つの給付をするようなもので、余りにも理念と哲学がないのではないかと思うのですが、厚生労働大臣はそのようにお考えになりませんか。

○**小宮山国務大臣** 提出しました政府案では、低所得者対策として一定の効果を出すという観点と、保険料の納付意欲に配慮する観点から、定額加算と免除期間への割り増し加算を組み合わせた加算制度を提案いたしました。

今回の修正案は、この特別委員会での御議論も踏まえて、民主、自民、公明の三党間で真摯に協議が行われた結果であると受けとめまして、これを尊重したいというふうに考え、別に矛盾をしているとは思っておりません。

○**小林（正）委員** 今大臣から御答弁をいただきましたが、年金の定額加算をやめて、福祉給付という全く別な制度をくっつけざるを得なかった理由を、それぞれ三党の方々からお聞かせください。

○**長妻委員** これについては、当初は、我々といたしましては、今おっしゃっていただいたように、低所得、低年金の方々に定額の上乗せをさせていただこう、こういう発想で、原案をここでも御審議をいただいていたところであります。

当然、野党の皆さんの御協力がないと、法案は参議院では一本も通らないという冷徹な現実がございます。今回、三党協議ということで、その中で、我々は我々の原案の主張をいたしました。当然、自民、公明さんは別のお考えがございまして、それを、かなりの長時間、一つ一つ積み上げの議論をしてまいりまして、これが壊れると今回その法案が成立しないということになって、その部分が先送りされる、こういう懸念もございましたので、そこは、我々は、趣旨を大きく崩さない形で、いろいろな御主張にも配慮をして、年金法

の枠外での、おっしゃっていただいた福祉的給付措置というような形で、かつ、納付月数に応じた上乘せというような形にさせていただいたところでもあります。

いろいろな考えがございましたけれども、一つは、やはり定額で上乘せをすると、未納が多い人も少ない人も同じ金額が上乘せになる、ここら辺も論点となったところがございます。今回、そういうような措置になったわけでもあります。

○加藤（勝）委員 私どもも、従前より、生活に困窮しておられる高齢者で、無年金あるいは特に低年金の方々に対する対応、この必要性というのは十分認識をしているところでもありますけれども、ただ、年金制度というのは、そもそも保険料に応じて年金が支給されるということが原則でございます。

そういう意味で、今回の措置は、保険料納付に基づかない給付ということでございますので、社会保険方式を中心とした今の現行制度には私どもはもともとなじまない、こういう考え方から、今、長妻先生の方からもお話がありました、議論の中で、年金関連法によって定められている年金制度の枠外において行われる福祉的給付措置ということで、こういう形にさせていただいたところがございます。

○西委員 お答えいたします。

我が党は、もともと加算年金という考え方を持っておりました。今回、必ずしも年金制度の中ではありませんけれども、納付月数に応じてその加算をしていくという考え方、これは、まだまだ私どもの考えている額とか理想には至りませんけれども、一つの方法であるということで、今回のこの協議については合意をさせていただいた次第でございます。

○小林（正）委員 次に、岡田副総理にお伺いいたします。

先般の委員会質問で、私が、国民の四割以上が加入していない国民年金を国民皆年金と言えるのでしょうか、今回の一体改革の法改正によって国民皆年金の本来の姿が復活するとお考えでしょうかとお尋ねしたところ、岡田副総理は、今回の改正のどこの部分が国民年金の不信解消に意味がないとお考えなのかというふうに、質問を私にされました。

私は、低所得者に定額六千円の上乗せをしたとしても、非正規社員への厚生年金適用を多少拡大したとしても、また、受給資格期間を十年に短縮したとしても、保険料が未納の四二%の人たちを説得して国民皆年金の姿を取り戻すことは難しいと考えていました。

しかし、それどころではありません。低所得者には、年金加算ではなく給付金にするとか、非正規社員の厚生年金適用を大幅に縮小するなど、さらに改悪をされた今、国民皆年金の姿は遠い夢のように感じざるを得ません。

岡田副総理は、先日、私の質問に正面から答弁されず、自信満々に逆質問をされましたが、ここまで自民党、公明党に譲歩した今でも、前回のように、なぜ国民の不信解消にな

らないのかと堂々と発言されるのでしょうか。

○**岡田国務大臣** 前回私が申し上げたのは、二点なんですね。一つは、国民年金について、基礎年金国庫負担分二分の一の恒久化、それから、今回、年金の持続可能性の確保のための特例水準の解消。この二つは、今回の三党協議によって中身が変わっておりませんので、何か後退したということはございません。

それから、今回、三党で御協議いただいて、今委員御指摘のところも、しかし、現状と比べれば明らかに前進しているわけでありまして。何もしないというよりは、前進させたということは、私は、年金制度に対する信頼感という意味で、非常に意味があったというふうに考えております。

○**小林（正）委員** 最低保障年金の創設というマニフェストさえ守れず、また、大企業の圧力に屈し、非正規社員を厚生年金に入りやすくしてしまい、さらに受給資格期間が十年に満たなければ掛け損になってしまうような制度で、国民が納得すると思われているのでしょうか。国民の生活が第一といった民主党の政権公約の哲学と矛盾するとは思われないのでしょうか。

○**岡田国務大臣** 最低保障年金を初め年金制度に関しては、これは、先ほど来ずっと議論がありますように、これから各党間でよく議論をしていくということです。

長妻さんも言われたように、今、自民党、公明党、あるいは民主党、それぞれが、単独あるいは二党で何か法案修正とか新しい法律をつくるということではできない状況。やはり、各党が、国民の立場に立って、どういった年金制度が望ましいか真摯に議論していく、そして合意点を見出していく、それこそが私は今の政治にとって求められる重要なことではないかというふうに考えております。

○**小林（正）委員** 時間が参りましたので、最後に一言申し上げたいと思います。

私は、マニフェストも政権公約も絶対的なものではないと思います。しかしながら、消費増税に関しては、やらないと言って総選挙をしたのです。もっと言えば、小泉構造改革に苦しんだ人たちが、格差社会のつらさに気づいて、生活が第一ということを選択したのです。貧困と格差が続く中、どうしてこの時期に逆進性の強い消費増税を選択するのでしょうか。高額所得者への所得税や資産課税など、ほかにも方法はあったと思います。三党の修正案はそういう意味で矛盾に満ちていると強く申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○**中野委員長** これにて小林さんの質疑は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

議員石田三示君から委員外の発言を求められております。これを許可するに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

石田三示君。

○石田（三）議員 新党きづなの石田三示でございます。

今、委員外質問を御許可いただきまして、ありがとうございます。

まず冒頭、過日の私のこの委員会での質問の中で、小宮山大臣に原発再稼働の御質問をさせていただきました。

厚労大臣として国民の健康を守る、まして少子化担当大臣として子供たちの将来についていろいろ考えなきゃいけない、そういった立場の中で原発再稼働をどうお考えですかというような質問を私はさせていただいたと思うんですが、その中で、私の所管外でございまして、所管の担当大臣がきちんと判断をされると思いますと。それは当然でございます。

小宮山大臣としての御所見をお伺いしたい。もう一度、ひとつよろしくお願いします。

○小宮山国務大臣 再起動の判断は、先日申し上げたとおり、所管の大臣がされると思います。

ただ、健康とか子供のことを考えたときに、例えば、私の所管の中でも、御自分のお宅で人工呼吸器を使っている方とか、いろいろ、医療関係でも、電気が動かないと命にかかわる方もいらっしゃるわけですので、そうした意味で、総合的な判断を所管の大臣がされるというふうに私は思います。

○石田（三）議員 国民の命を守っていく、そういった立場にある大臣として、今の御答弁は足りないというふうに私は思います。もう少ししっかり踏み込んで、御自分の本当の御意見を言っただけいたらありがたいなというふうに思いますが、もう一度、どうですか。

○小宮山国務大臣 それは、野田政権としても、将来は脱原発依存に向かっていくという、ただ、私の立場からしましても、医療などをお預かりしている立場からしても、徐々に減らしていくというのが現実的な考え方だと私は思っています。

○石田（三）議員 では、小宮山大臣も再稼働には賛成という立場でという判断をしてよろしいですか。

○小宮山国務大臣 それは、政権の一員といたしまして、所管の大臣が判断をされたことは、それが正しいというふうに思います。

○石田（三）議員 小宮山大臣は再稼働に賛成というふうに判断をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、早速質問に入りたいと思うんですが、この委員会、きょうまで百二十時間ぐらいやっているんですか。非常に原則的なことを伺いたいと思うんですが、修正協議が三党間でどのくらいの時間をかけて行われたのかわかりませんが、今までのここで議論した百二十時間というのは一体何だったんでしょうか。最初から三党協議をして御提案いただいたらよかったのかなというふうに思うんですが、どうですか。

○岡田国務大臣　ここで百時間を超える御審議をいただき、委員にも御協力いただき、本当にありがとうございました。

私は、ここで本当に真摯な御議論をいただいた結果として、いろいろな論点が浮かび上がり、どこが対立し、調整が必要かということが明らかになった、そのことを踏まえて三党間で協議が行われ、合意ができたというふうに思います。この長い議論、審議がなければ、そういった三党間での合意には至らなかったというふうに思っております。

○石田(三)議員　この百二十時間が必要だったというふうに判断をさせていただきます。

この委員会は社会保障と税の一体改革ということであります。今回、この修正案を見ますと、肝心なところは、各三党間で協議がうまくいかないところは全て棚上げ、先送り。何が何でも消費税を上げたい、そういうふうにししか見えないんですけども、これでは単なる増税審議じゃないですか。どうですか。

○岡田国務大臣　三党合意の中身は協議していただいた方々に御答弁いただきたいと思いますが、私は、非常にいい議論をしていただいた結果、合意点ができたというふうに思います。

増税だけではもちろんありません。中身をごらんいただければ十分御理解いただけるわけですが、重要な問題についてそれぞれ答えを出し、そして、国民協議会もつくって、これから政党間でも有識者も入れて議論していこうという方向性もはっきり出た。私は、社会保障制度について各党がしっかり協力してやっていこうということを確認したという意味で、非常に画期的なことではないかというふうに思っております。

○石田(三)議員　画期的な三党合意だったということでしょうか。

それでは、財務大臣にお伺いしたいと思うんですが、私は税制のプロではありませんので、基本的なことをお伺いしたいと思うんです。

税制度の本来の目的というのは、高所得者から税金を重い負担をしていただいて、それから低所得者へいろいろな社会保障をしていくということだ、そういう再配分をすることだというふうに思っています。税負担、そうした能力に見合う形で所得のある方から取るものだというふうに思います。そうではないでしょうか。それでよろしいですか。

○安住国務大臣　国それぞれ、どなたにどういう御負担をお願いするかは、やはりその国

の文化とかさまざまなライフスタイルとかがあるので一概には言えないと思いますけれども、先生の御指摘のことは、基本として、やはり累進税率があって所得課税というのが成り立ってきたということは事実でございます。

ただ、それだけで賄えない部分は、やはり世界的に見ても、水平的な税である、付加価値税と諸外国では申しているわけですが、こうした消費税のような、広く御負担をお願いするような税をもって、これは一律で課税をするということですね。こうしたもののバランスと組み合わせて、国民負担率をどれぐらいにするかというのは、やはりそれぞれの国で考えなきゃいけない。

ここで先生、一つ考えないといけないのは、そこだけでなく、やはり財政赤字の分をどう考えるかというのは一つ考慮点にあると思うんですね。それからいうと、日本の場合は、どうしても、国民負担率全体を考えても、税の負担というよりも将来の借金にある程度依存をされていて、国民負担率が低くなっている部分をどうするかというのが、一方で、今回の場合、大きな論点だったということは言えると思います。

○石田（三）議員 率的には、高所得者は非常に率が低くなっている、一般的な生活者は率が高い、あるいは大会社は、法人税を下げる、社内留保がふえているという状況の中で、やはり、一般の生活者に対する所得税というのは、私はこれは不公平な税制だというふうに思っています。

今回、消費税一％で二・五兆円ぐらい見えていますよね。今のデフレ下で、本当にこれだけ、二・五兆円の税収が上がるとお考えですか。

○安住国務大臣 今回は、二・七兆円ぐらいを一％で見積もっております。

ただ、先生、過去の例を見ますと、この十年間も我が国はデフレ状態だったんですね。そういう中でも大体二・五兆円前後で非常に安定した税収が入ってきておりますので、そういう意味では、税収が上がるのかという問いに対しては、決して根拠のない数字を出しているわけではございません。過去十年の平均で見ても、好不況の波はありましたけれども、消費税については安定した税収が確保できていると思っております。

○石田（三）議員 財務大臣、複雑に考えないで、ごくごくシンプルに考えていただきたいんですが、不景気で収入が少ないのに、税金が上がって、それでも購買意欲が湧くというふうにお考えでしょうか。

○安住国務大臣 付加価値税の特徴というのは、余り、むしろ、法人税や所得税の方が好不況の影響を受けやすいんですよ。それから比べれば、例えば二〇〇〇年代を見ましても、あのデフレ下の中でも好不況の波は非常にあったわけですね、二〇〇〇年代の半ばから七年ぐらいまでは非常に好況でしたから。しかし、その後、ぐうんとリーマン・ショックで

落ちていますがけれども、しかし、税収全体をならずと、毎年の一％に対する税収というのは、さほど消費税の場合は変わっていないということは事実でございます。

○石田（三）議員 それだけ、好景気、不景気にかかわらず、平たく取っているということだろうというふうに思うんですが、ということは、高所得者には税率的には負担が少なく、低所得者には負担が大きいということになりますよね。

それから、消費税は、利益が出ていようとまいと、赤字であっても売り上げに応じて負担がかかるわけでございます。そういったことから、いわゆる滞納リスクの高い税金だというふうに言わざるを得ないわけでありまして。

今回一〇％になるわけでございますけれども、まあ、なるかどうかわかりませんが、なるとするならば、これによって、無理な消費税の徴収によって、中小企業の運転資金ですとかいわゆる給与準備金、そういったものの枯渇、それから倒産、それから、最悪考えられるのは自殺とか、そういった非常に社会問題に発展する懸念があるというふうに私は思っております。

国税庁の平成二十二年度の租税滞納状況のデータですけれども、国税全体の滞納額は六千八百三十六億円、そのうちで消費税の滞納は三千三百九十八億円、滞納全体の四九・七％、五〇％を占めている。それほど滞納リスクの高い税金だということだろうというふうに思います。

そういった、消費税が経営的に相当支払いにくい種類の税金であることを示していると思うんですが、どうでしょうか。

○安住国務大臣 消費税全体のパイが大きいものですから、滞納額だと三千億という数字は大きいように見えますが、実は、全体でいうと九六％ちょっとであります。それを二、三年フォローしますと、九九％台まで上がってきていますから、そういう点では、私は滞納リスクという言葉は当たらないと思っております。比較的納税額が安定をして、そして一〇〇％に近い納税は行っているというふうに我々は理解をしております。

それで、先生の御指摘、不安というのは、やはり消費税の持っている特徴は、確かに同じ税率をかけるわけですから、そこで所得の低いの方が負担割合が高まるというのが逆進性なわけですから、それに対しては、十分三党間でも認識をした上で、早い段階から簡素な給付措置を含めてそうした逆進性対策をしっかりとることによって、いわば負担割合が比較的高いと言われる方々に対する対策をしっかりとすることは申し上げておりますので、そうしたことで対策をしっかりとっていけば大丈夫だと私は思っております。

○石田（三）議員 では、ちょっと視点を変えて話をさせていただきます。

消費税増税、不退転の決意と総理は言っております。今回、多分その原因の中に、少子

高齢化のために年々ふえ続ける社会保障費に対応するためには、もう増税以外にはないんだということだろうというふうに思っていますが、それでよろしいでしょうか。

○**安住国務大臣** 先ほど野田毅先生からお話がありましたけれども、保険料を中心にやってきても、社会保障の賄い切れない分は公費負担をしてきた。その公費負担の部分が非常にふえ始めているわけですね。そこを賄うのには、国民の皆さんで御負担をいただくという点からいえば、私はやはり、この消費税というものを中心に据えるというのは極めて適切な考え方だと思います。

ですから、お預かりした消費税というのはそのまま、今も高齢者三経費で使われていまして、それにプラスして、今回、目的税化をしっかりとした上で少子化を含めて使わせていただく。

先ほどの佐々木先生との御審議でもあったように、それでもまだまだ足らず前があるわけですから、そういう点では、社会保障をきちっと維持して、今のようなクオリティーの高いサービスを続けて維持をしていくという視点もぜひ持っていただければ、この消費税の意味というものは十分御理解をいただけるんじゃないかと私は思います。

単に、重税を課して、それで国民生活をきつくするだけではないという視点もあるということ、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○**岡田国務大臣** 消費税しかないという委員のお話ですが、そうではなくて、消費税も必要ですが、同時に、経済成長も必要だし行政改革も要る、全てをやっても、それでもなお残念ながら今の財政の状況というのは深刻だ、あらゆることをやっていかなければならない、その一環としての今回の増税であるというふうにお考えいただきたいと思います。

○**石田（三）議員** では、消費増税がまず最初だ、こうおっしゃっているわけですか。

○**岡田国務大臣** 委員も、与党民主党で何年間か過ごされたわけです。ですから、よくおわかりいただいていると思いますが。

例えば、我々、行革に一生懸命取り組んできたわけです。そして、成果も上がっています、事業仕分けもやりましたし。例えば、独立行政法人に関して言えば、その事業規模も、三兆円のうち毎年三千億減っているわけです。独立行政法人の持っている二兆円のお金を一般会計で使っているわけです。

ですから、あらゆることをやってきているので、もしやっていないというなら、具体的に言っていただきたいし、豊田さんも今いろいろやじっておられますが、もし何もやっていないというなら、あなたは何をしたんですかと私は問いたい。

○**石田（三）議員** 大変厳しいというか、挑戦的なのというか、意見をいただきました。

今回はこの消費増税が議論になっているわけですので、一般的には、まず消費増税あり

きというふうにとられても、これは仕方がないことだろうというふうに思います。

名目GDPが上がれば各種の税金は上がってくるわけで、そっちを目指すというのが方法論としては一つあるんだろうというふうに思うんです。そういった、消費税しか税収の道がないんだよということではなくて、そっちに視点を移していただいてしっかりやっていただくということが私はまず大事なんだろうというふうに思います。

それから、時間ももうなくなりましたので、総合こども園の撤回についてちょっとお伺いしたいと思うんです。

私は、過去二回、この委員会で、全てほとんど小宮山先生にこども園についてお話を伺ったんですが、修正協議で総合こども園を撤回、これについてどう思われますか。

○小宮山国務大臣 この委員会の審議の中でもずっとお話ししてきましたけれども、現在の認定こども園というのは、これは、学校教育、保育を一体的に行う先駆的な施設で、保護者にも施設にも御評価いただいていますけれども、二重行政ということと財政支援が不十分だという、この課題がありました。

総合こども園では、この認定こども園の趣旨を引き継ぎながら、幼稚園、保育所、それぞれの認可や指導監督の一本化、そして、こども園給付による財政支援の一本化などによって制度の充実を図ろうと考えていました。

今回の修正協議を経て、総合こども園の創設ではなくて、認定こども園制度を拡充することになったんですが、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の施設型給付を創設すること、また、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可、指導監督などを一本化するという、また、内閣府に改正後の認定こども園法を所掌する体制を整備することによりまして、課題だった二重行政と不十分な財政支援、こうしたものを解決して制度の充実を図るものになりましたので、提出した法案は、この修正された修正案によりまして、目指そうとしている事柄は実現をしていけるというふうに考えています。

○石田（三）議員 私も質問させていただいたんですが、株式会社の参入、その必要性和規制についていろいろとお話をいただいたんですが、これについても、今回、撤回されました。それについて、そのときの答弁を撤回されますか。

○小宮山国務大臣 撤回というか、私どもが出した法案では、株式会社にも参入していただくということで、その狙いということを申し上げましたが、今回、三党での修正の結果、幼保連携型認定こども園は株式会社による設置は認められませんでした。ただ、これまでも保育所には株式会社が入っていますので、保育所型の認定こども園はできます。そこへ同じように手当てをしていけば、私は、そのところは、狙いのかなりの部分は可能だと

いうふうに思っています。

○石田（三）議員 保育園型認定こども園は大丈夫なんですか。

○小宮山国務大臣 それは今保育所に入っていますので、保育所型の認定こども園には株式会社はなれます。

○石田（三）議員 では、小宮山大臣は、もともとお考えになられていたことは今回の三党合意の中でほぼ満足されて、この法案に納得されているわけですね。

○小宮山国務大臣 それは、出している法案が、今のねじれ国会のもとで、一〇〇%そのままいくということではございませんから、今回、三党で本当に子供たちのためにより協議をしていただいて、かなり、子供たちのためになる、前進する制度になるというふうに考えています。

○石田（三）議員 ありがとうございます。

最後になりますので、一つだけ。

○中野委員長 次の質問者の時間に食い込みますが、よろしいですね。

○石田（三）議員 はい。

民主党マニフェストの中で国民生活が第一ということを訴えてこられたと思うんですが、今もそれはしっかり守られているということで認識をしてよろしいですか。

○岡田国務大臣 今回のこの一連の決定も、社会保障制度を持続可能なものにする、そしてよりよくするという観点から行われたもので、国民の生活が第一というふうに考えております。

○石田（三）議員 本来、社会全体を見回してプランを立てていく、これが我々政治家の仕事だというふうに思うんです。ですから、どれだけ財務省だとか大企業が増税の必要性を説こうが、国民に一番近いところに位置する私たち、国民の代表が、こんな景気の悪いときに増税をするべきではない、こういうことを最後に申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○中野委員長 これにて石田君の発言は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

議員渡辺義彦君から委員外の発言を求められております。これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

渡辺義彦君。

○渡辺（義）議員 新党きづなの渡辺義彦でございます。

新党きづなとしてはきょう三人目でございますので、先ほどから御質問させていただいた中で、ちょっと聞き足りないなというところをちょっと補完させていただいて、まず最初に御質問させていただきます。

先ほど小林議員が、修正協議が合意されて、世論の評価でございますが、民主党は消費増税を実現するために社会保障関連の法案をほぼ棚上げしたんじゃないか、先送り、撤回した、こう言われておるわけでありまして。しかし、民主党の皆さんは、先ほど小林議員言われましたが、長妻先生はマニフェストの理念は生きてるとマスコミ取材やインタビューでお答えをされておられます、国民の生活が第一であると。

果たして、どの部分、どのように、この民主党の、国民の訴え、政権交代にいただいた理念が残っておられると、この合意された協議の中で思っておられますでしょうか。

○長妻議員 お答えを申し上げます。

よく社会保障先送りというような言葉がありますけれども、これはちょっと違うところがあると思うんですね。

つまり、今現に法律が出ているもの、これはこの委員会で、原案では七法案で、二法案が消費税、五法案が社会保障ということで、その五法案については、一部のパーツ、つまり高額所得者の年金カット以外は基本的には着地をして、これは合意ができていくということで、これは消費税とセットですので、先送りではない。これは、我々がかねてより申し上げている年金の下支え機能を強化する、現に今の受給者の方に、低年金、低所得の方に上乘せするということがありますし、あるいは子ども・子育て支援ということで、少子化の流れを変えたい、本当にそういう思いを我々は持っております、その子育て支援も、先ほど小宮山大臣御答弁されたとおり、その形はありますので、これはセットなんです。

そして、今お尋ねのものは、今、国会にまだ法案が出ていない医療制度や年金制度のことだと思いますけれども、これについては、繰り返しでございますが、それぞれ、我々にも我々の主張がありますし、自民党にも公明党にも主張がありますので、ねじれ国会、そして国家百年の計に立つと、政権交代のたびに制度が変わってはいけないうし、現実には参議院で法案が通らないということもあります、我が党単独では。

ですから、そういう意味では、それを議論して着地をさせる場を今回つくることのできたというふうに考えておまして、これは国民の皆様から見ると、議論を前に進めて現実の政治を動かす、決められる政治ということが本当に重要だと思っておりますので、その中で真摯に議論をして決めていくということでもあります。

○渡辺（義）議員 それでは、自民党と公明党の皆さんにお聞きしたいのでありますが、民主党さんが今言われたように、マニフェストの理念はこの修正案の中に生きてるとお

思いでありましょうか。マニフェストの議論はしていないということではございますけれども、御所見を西先生と鴨下先生にお伺いしたいと思います。

○**鴨下議員** 先ほどから申し上げましたように、今回の一体改革の関連法案、これについて三党で真摯な議論をさせていただいて、協議は合意に至ったわけでありまして、多分、先生がおっしゃっているような、民主党さんのマニフェストに書かれている公的年金の、最低保障年金だとか後期高齢者医療をどうするか、こういうようなことについては、これはいわば中長期的な話でありまして、今回はこの問題についての協議は実務者間では行いませんでした。

ただ、この問題は非常に国民的にも御関心もあるし、民主党にとってみればまことに重要なことなんだろうと思いますけれども、それについてはそれぞれの主張がありますから、これは我々が提案した推進法、この中で国民会議というものを位置づけて、そこでしっかりと議論をしよう、こういうようなことまでは実務者間では協議はいたしたというようなことでありまして、それが世間から見て、おろしたのか、おろさないのかというのは、それぞれの御評価なんだろうというふうに思っております、我々がそれをこう評価する、こういうような段階ではないと思っております。

○**西議員** お答え申し上げます。

今回の社会保障制度改革推進法案、これにおいては、新しい今後の公的年金制度について、これは国民会議で十分議論をしていただく、同時に、高齢者医療制度についても国民会議で議論をしていただく、こういうことになっております。

なお、その前に、三党の確認書がございまして、その中には、「公的年金制度、今後の高齢者医療制度にかかる改革については、あらかじめその内容等について三党間で合意に向けて協議する。」ということですので、今後それぞれ、民主党さんは民主党さん、自民党さんは自民党さん、私どもは私どものこの政策をぶつけ合って、そして合意に向けて協議をした上で、同時に国民会議にもお諮りをする、こんなことで今三党で合意をいたしました。

○**渡辺（義）議員** 私が聞きまして判断するのは、これは、国民と約束したことよりも先に増税だ、増税に命をかける総理の本懐を遂げるために民主党さんは旗をおろしたとしか、やはり私にはそうとしか思えないんですよ。

白旗を上げて自公の皆さんに助けを求めて、何とかこれを通して、今までの社会保障云々に関する、そのことはもう十分譲歩させていただきます、国民と約束したことを取り下げてですよ、撤回してですよ、選挙で勝った我々、我々というか、私も民主党におりました、そのときの公約を捨てて、選挙にお負けになった、支持が少なかった方の自

民党さんや公明党さんの案をのみ込んでいくということに関しては、やはりおかしいんじゃないかな、そのように私は思います。

そこで、そうしたら、消費税だけ先に、早急にしなければ、成立させなければならない、増税しなければならないというのはどうしてなんですか。これは先送りじゃないんですか。一緒に並行して、一体改革というんですから、一緒にやっていくべきものじゃないんですか。

○**安住国務大臣** 社会保障の関係の法律も出しておりますから、それも修正合意をして、こうして三党で御提案させていただいていますから、消費税だけが先に行っているという批判は私は当たらないと思います。

○**渡辺（義）議員** いや、所得税も資産課税も原案は削除されているわけですよ。課税所得の累進性を強化するというので、五千万超については四五%の最高税率をつくっていきよ、そういうことまでうたっておられたわけですよ。けれども、それは後や、先に消費税を上げていただいたら考えようかな、そういうことになるんじゃないんですか。

合意された修正案というのは、検討すること、必要な措置を講じること、そういう文言がずっと続いてくるわけですがけれども、これはやはり全て問題の先送り、社会保障と税の一体改革じゃなくて、その一体というのは、一体どこへ行ってしまったの一体改革ということだと私は思うんですけれども、そのことについてはいかがですか。

○**岡田国務大臣** 委員の今の御議論を聞いていまして、二つのことを言っておられて、論点をうまくすりかえておられると思うんです。先ほど言われたのは、税について、所得税や資産課税について、年末に送ったんじゃないかという話、その話と、社会保障が何もなくて消費税だけだ、これは違う話であります。

社会保障に関して言えば、先ほど安住大臣も言われたように、そもそも我々は五法案を出しております、それに新しい法案が一本加わって、全体、社会保障に関して大きな前進を見ているわけですから、その部分をなぜ委員が無視して、全く進んでいないとおっしゃって、消費税だけなのかと言っておられるのか、私には根拠がよくわからないんです。

では、それなら、社会保障関係の我々の出している法案というのは、年金やあるいは子ども・子育てに関する法案は、今ここで御議論いただいているわけですが、その法案についてはどう考えておられるんでしょう。それはなきものなんでしょうか。

○**中野委員長** 渡辺君の方がお答えになる必要はありません。

○**渡辺（義）議員** いや、そのことを言いたいんです。逆質問というのはおかしいんじゃないですか。そこは謝罪してください、副総理。

○**中野委員長** 岡田副総理、ちょっと言葉遣いの問題です。

○岡田**国務大臣** 謝罪する必要はないと思います。現実にあるものをないと言っておられますから、私はそれはどうしてなのかということを確認しているわけです。いや、それで、お答えにならないというのなら、それはそれで自由ですけども、それなら、やはりそういう議論を展開される根拠が示されないと言われても仕方がないと思います。

○渡辺**(義)議員** 委員長、注意してください。相変わらず、答えなくてもいいよどうのこうのという、おかしい質疑ですよ、これは。

○中野**委員長** いろいろな訴えかけをするときに、皆さん、そう思いませんかというような言い方をすると同じだと思います。よって、注意はいたしますが、お答えになる義務はありません。

○渡辺**(義)議員** それでは、デフレの問題にちょっと、デフレといいますか、税の方の問題について質問をさせていただきます。

前には、旧自由党の野田先生や西先生もおいでになります。

私、手元に、税制問題等に関する特別委員会、これは議事録でございます。平成八年のものでございます。このときに、消費税を上げるよというときに、反対する、そういった法案を提出されておられます。そのときに、当時の新進党を代表して、野田先生が御発言されております。

今消費税を上げることはいかぬぞということをつつの理由で挙げておられます。消費税を上げると、消費を低迷させて、経済を一層停滞させることは明らかだと、まず一点目、おっしゃっておられます。二点目は、消費税の据え置きなくして財政再建の達成は不可能だ、そうもおっしゃっておられます。三つ目、これは、社会保障ビジョンも明確に示していません、いないのに消費税を上げることはだめじゃないかということをおっしゃっておられます。

その当時、橋本政権でございました。その当時の経済状況等々と比べて、今増税が必要である、こうおっしゃっておられます。

もうお一方の野田さん、これは総理でございますが、総理も、選挙前には、政権交代前には、まずは行財政改革が必要であると力強く語っておられました。しかし、気持ちを百八十度転換されました。

何を誰に言われてそう気持ちがお変わりになっておるのか、そのことのヒントにもなると思いますので、野田先生に御高説をお伺いしたいと思います。

○野田**(毅)委員** 大変いい御質問をいただきました。ありがとうございます。

あのときは、消費税だけじゃないんですね。客観的に見れば、トータルとしてはレベニュー・ニュートラルだったかもしれませんが、実際、その上げた年は、消費税の

引き上げによる五兆円ぐらい、そのほかに、特別減税を二兆円ぐらいその前にやったんですね。ところが、その年はそれを打ち切ったんですよ。特にボーナスに大きく影響した。ですから、その引き上げは四月からだったんだけど、六月のボーナスに非常に響いていますね。

それから、もう一つは、大事なことは、社会保険料の引き上げをやったんですね。それから、医療費の自己負担の引き上げもやったんだ。

そういう意味で、個人所得にもろにかぶってくるという、合計九兆円の増税効果ですね。社会保険料といえども税と同じですから、強制徴収するんですから、言うなら、所得税の変形なんですよ。だから、そういう点でいうと、所得税の増税が約四兆円、消費税の増税が五兆円です。これぐらい大きなダメージがある。

それだけじゃなくて、私が一番心配したのは、橋本内閣で金融ビッグバンをやったんですね。これが実は非常に大きく影響したんですよ。貸し渋り、貸し剥がしの根本原因になったんだね。つまり、不良債権の早期処理をやったわけです。特に、当時は、マスコミもみんな含めて、まだ査定が甘い、まだ査定が甘いと何遍も何遍も強烈に、不良債権を厳しい査定をなさいと。ということは、当然、金を貸した側はその分だけ損金が増えるんですね、ロスが。そうすると、その分だけ自己資本が下がるんですよ。一方で、B I S規制に伴う自己資本比率による金融行政をやった。これがダブルで来たんですね。

ですから、いろいろな金融機関がみずからの存立が危なくなっていて、そのことが貸し渋り、貸し剥がし旋風を発生してしまいました。つまり、お金を貸せば分母が増えるわけですね。だから、回収すれば分母が減るんですよ。そういう意味で、この金融行政、金融政策じゃないんですよ、この金融行政が強烈に響いた。そんなことが背景になって、山一、拓銀という破綻につながっていつているわけですね。

この貸し渋り、貸し剥がし旋風が強烈に信用収縮をもたらしたことは事実ですよ。その信用収縮が結果として設備投資を押し下げる。そういうもろもろの経済への悪影響があったということですから、ぜひそのところを、単なる数字の上のGDPだけで比較するような話じゃないんです、経済の実態というのはもっと幅広くいろいろな角度からチェックしてみなきゃいけませんねということです。

以上です。

○渡辺（義）議員 ということは、その当時よりも、いろいろな項目も鑑みて、今が増税する時期であるということで解釈させていただいてよろしいわけですよ。

もう質疑時間が終わりましたので、質問してはいけないということですから、最後、まとめさせていただきますが、私も小さい会社の経営者でございました。消費税を払うこと

に四苦八苦しておりました。予定納税云々で、結局は税金を払うために借り入れをする、また、銀行は税金を払うためには融資をしてくれない。ということを考えますと、やはり今の経済状態を考えますと、中小零細企業にはこの消費増税というのは大変痛手である、もっともっと失業者や倒産がふえるんじゃないか、その懸念を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○中野委員長 これにて渡辺君の発言は終了いたしました。

次に、中島隆利君。

○中島（隆）委員 社民党の中島隆利でございます。

きょうは四野党の質問で、消費税反対の立場での質問が続きますので、重なる部分があるかと思いますが、お許しをいただいて、質問させていただきたいと思います。初めて一時間という時間をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

まず質問の前に、最初に、修正協議の質疑のあり方について、これまでのあり方について一言指摘をさせていただきたいと思います。

修正協議は、民主、自民、公明三党で行われました。修正の話し合いをすること自体に我が党は批判を加えるわけではありませんが、修正決議で政府案が大幅に変わる、あるいは新規の法案も出てくるということであれば、修正前にどれだけ長く審議をしたのかに関係なく、一旦政府案を廃案にし、全く新しい法案を出し直して審議をやり直すくらいの必要があるのではないか、こういうふうに申し上げたいと思います。

さて、今回の修正案合意によって、政府が閣議決定した大綱に盛り込んでいた後期高齢者医療制度の廃止案そして最低保障年金制度創設法案などの扱いは、次の、社会保障制度改革国民会議に委ねることになっております。また、税制の分野では、高額所得者の所得税率引き上げや資産課税の強化などが年末の税制改革まで先送りされる、こういうことにもなります。それから、先日、当委員会で棚上げという言葉を使いましたところ、岡田改革担当大臣からは強く否定をされました。やはり、一体改革大綱の閣議決定内容からは棚上げされた項目がさらにふえ、結果として、消費税率五%引き上げだけが際立っているように思います。

世論調査を見ましても、この間、約一カ月、百時間以上の審議をしてまいりました。消費税率引き上げに賛成する国民の支持がふえているようには思えません。そして、私も、地方公聴会、あるいは参考人、あるいは中央公聴会等お聞きいたしました、そのほとんどの中で、反対の意見、今やるべきではない、こういう危機感を訴えられた方が多くございました。世論調査でも、今国会での成立にこだわるべきではない、こういう回答が七割

を超える中であります。消費税だけを先行して決めることに国民の理解が得られるのかどうか、大変疑問であります。

この点、どのように受けとめておられるか。まず、この修正合意の経過も含めて、修正案提出の民主党さんから御答弁をお願いいたしたいと思います。

○**長妻議員** お答えを申し上げます。

これは、仮に今回の推進法の枠がなくても、社会保障の医療制度やあるいは年金制度というのは、政権交代がこれから起こる可能性もある政治になったわけでありますので、一つの党だけでそれを進めていくということは現実にはできない。しかも、今参議院がねじれているということもありますので、現実には、仮に今回のこういう枠がなくても、与野党で話し合って着地をしないと社会保障の制度が前に進まない、これはもう現実があると思います。その中で、よりよい知恵を出し合って、そして何よりも国民の皆さんの立場に立って御理解をいただくような案をつくっていくということが我々に課せられた使命だと思っております。

その中で、今回、消費税を上げさせていただく。一〇%というのは、これはもう本当に、倍増でありますので、大変なことでありますので、そのときに、社会保障の下支えプラス充実策についても、必要最小限でありますけれども、我々は考えていかなきゃいけない。

そういう思いで、この五つの法案は原案でこの委員会に出ておりましたけれども、これも現実には野党の皆様の御協力がないと一步も実現できない、こういう冷徹な事実がございますので、それについて真摯に議論をして、今回、こういう修正案を、また本当にお手間でありますけれども、この委員会で御議論いただくということで御提起をさせていただいておりますので、ぜひ御指導いただきたいと思いますと思っております。

○**中島（隆）委員** 次に、社会保障制度改革国民会議と自公民三党協議の関係で、まず、修正案提出の自民党さんにお尋ねをしたいと思えます。

今回の修正協議を通じまして、社会保障制度改革推進法が共同提出されました。内閣に二十人以内の委員から成る改革会議であります。国民会議において、年金、医療、介護、少子化対策が幅広く議論されることになっております。

他方、十五日に三党の実務者の方々が合意された際に、年金と高齢者医療制度改革については、あらかじめ内容などについて三党間で合意に向けて協議するとした確認文書を交わしたと報道されています。

そうしますと、年金、高齢者医療制度については三者協議と国民会議の双方が議論する形になるわけではあります。どういう関係になるのでしょうか。どちらかの結論が優先されるのでしょうか。その点について、まず自民党さんにお尋ねをいたします。

○**鴨下議員** 今先生のお尋ねの社会保障制度改革国民会議、これにつきましては、その前に、あらかじめ、民主、自民、公明三党の確認書がございます。その中で、「今後の公的年金制度、今後の高齢者医療制度にかかる改革については、あらかじめその内容等について三党間で合意に向けて協議する。」こういうようなことになっておりまして、これを受けてといたしますか、これと同時進行で、社会保障制度改革推進法案の中で、今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得る、こういうふうになっていて、多分同時進行していくものなんだろうというふうに思っております。

結果的には、どちらが先に結論を出しても、最終的には一つのところでは成案に至らないということになるんだろうというふうに思っております。具体的には、多分、三党協議がやや先行して、最終的に国民会議の中で有識者によってより詳細な制度設計が行われていく、こういうようなプロセスを踏むんだろう、こういうふうに考えております。

○**中島（隆）委員** 今の説明ですが、まずは三党協議の合意をした上で、同時進行というお言葉があったんですが、三党協議の合意が前提にあるようで、国民会議が一体的なものになるのかどうか、非常にそこを危惧するわけでありまして。

具体的に質問をしていきたいと思うんですが、後期高齢者医療制度の廃止と最低保障年金制度の創設は断念したのかどうか、この点を含めまして、公明、民主の提出者の方にまずお尋ねしたいと思います。

そこで、社会保障政策の協議に参加されていた公明党の石井政調会長が、年金制度と高齢者医療制度については、三党間であらかじめ内容を協議する、さらに国民会議の議論がある、したがって、事実上、民主党のマニフェストの取り下げに等しいと理解していると述べられています。これは、後期高齢者医療制度の廃止と民主党の年金改革のことを指しているものと思います。石井政調会長のこの認識どおりでよろしいのかどうか、まず公明党、民主党の修正提案者にお尋ねいたします。

○**長妻議員** お答えをいたします。

今、後期高齢者医療制度廃止、あるいは、最低保障年金とこれはセットでありますけれども、国民年金も含めた年金の一元化の比例報酬年金ということではありますが、これにつきましては、先ほどもお答えをしたように、それぞれ各党、主張が違うわけでありまして。法案を通す、あるいは制度はこれから国家百年の計でありますので、やはり一党だけで前に進めるということができない現実の中で、まず三党で御議論をいただいていくということは重要だと思っております。

そのときに、我々の案をそのままそこで合意がなされる、全く一〇〇%その形のまま合

意がなされるというふうには、私は今は考えておりません。当然、そこでいろいろな党の意見、国民の皆さんの意見も聞いて、そして、目的は三党共通していると思います、年金の下支え機能を強化していく、医療制度の安定化を図っていく、この目的に向かって、どういうルートが最適なのかということを経験して最終的に決めて、そして着地をして制度を前に進めていきたい、そういうふうを考えております。

○西議員 お答えいたします。

大体、長妻さんのお考えに近いんですけども、確認書にありますように、公的年金制度それから高齢者の医療制度については、あらかじめその内容について三党の合意に向けて協議する、こういうことが文書として決まっております。

しかし、現実には、それぞれの政党が固有の政策を持っていることは事実です。民主党は民主党のマニフェスト、私どもはそういう意味では私どものマニフェスト、自民党は自民党のマニフェストを持っているわけです。その三党が今後協議をすることによって、ある意味では、まとまるということは、一〇〇%どこかの政党のマニフェストに合致するということは残念ながらないということが前提でこれから進んでいくのではないかというふうに思います。

そんな意味で、いずれにしても、三党が、いずれの政党が中心になろうとも、一つの大きな長期的な政策において合意をしておくということは、私たちは、その過程の中で、党としてはまだ小さいですけども、それなりの主張をして、そして私たちの理想に一步でも近づける、そういう努力をしていく場である、このように理解をしているところです。

○中島（隆）委員 それぞれの立場の主張をして、合意が前提で今後の国民会議の議論をする、こういう答弁があったわけでありましたが、この問題については、新聞報道でいろいろ、三党協議に入られるときに、大変な議論があっているという報道もあっております。

民主党の衆議院のマニフェスト、政権公約の撤回をまず求める、こういうことから始まって、最低保障年金創設と後期高齢者医療制度の廃止がこの中で協議をされた。その中で、この確認書の中でお互いが確認された、これは自民党の茂木政調会長が言われているんですか、我々の勝利だとか発言されております。看板が撤回された、こういう認識もされております。それから、前原政調会長は、各党がばらばらの答弁をする、みっともない、こういう言い方もされているようで、今の答弁もずっと聞きますと、それぞれの主張はそれぞれこの中の議論でやるということですけども、自民党さんはこのことについてどうでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○鴨下議員 それぞれ、民主、公明の提案者からお話ありましたように、それぞれの党の主張というのは我々はみんな持っているわけでありまして。

ただ、今回、ここで議論して、実務者で協議したことというのは、今足元で出ている閣法あるいは我々が申し上げてきた、社会保障制度改革推進法についての協議を実務者でしてきたわけでありまして、そういう中で、改革の推進法の中に国民会議というのがあって、中長期的なことについてはそこで議論しましょうというところまで合意ができた、こういうようなことであります。

それが、先生が主観的にごらんになって、民主党のマニフェストについて、なかなか実現が難しくなったというふうにお考えになるかどうかというのは、これはまた別の次元の話でありますけれども、我々実務者の中での話としては、中長期的にこの問題については議論していこう、そういう場を国民会議というところで設置しましょう、こういうことでありますので、先生がどうお考えになるというようなことについては我々は妨げませんけれども、現実にはそういう場をつくったということが合意されたということでもあります。

○中島（隆）委員 今回の社会保障と税の一体改革、消費税増税も含めて議論される過程の中で、やはり国民が一番期待しているのは社会保障の一体改革で、将来の社会保障がどうなるのか、そこが一番危惧をされるし、一番それが関心事であったわけですね。それが国民会議に先送りされる。しかも、マニフェストで、さきの二〇〇九年の総選挙で一番期待をした民主党の最低保障年金、それから後期高齢者の廃止、これが大きく支持をされていたと思うんですね。

ですから、この問題が、先送りして国民会議でみんなで議論するということは、位置づけとしてはいいんですが、しかし、消費税と同時で議論されるということが国民の期待であったわけでありまして、非常にその点を私は危惧をいたしますし、それから、今後の、先送りされた、国民会議で議論される前段の三党協議の合意、これを非常に私は危惧するわけありますので、先ほど鴨下議員が言われましたように、捉え方の違いであろうと思いますが、そういう点を危惧しているということを申し上げておきたいと思います。

それから、税制に関連して、趣旨の規定について、まず修正案提案の民主党さんにお尋ねをしたいと思います。

もともとの政府案の第一条に、趣旨規定では、「世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題である」、これは冒頭に書かれております。ところが、修正案では、「支え合う社会を回復する」という部分が削除されています。

社民党は、もとの政府案にも賛成しがたい立場ではありますが、公平性が確保された社会保障制度のもとで支え合う社会を回復するという考え方は極めて重要であるという認識があります。

この「支え合う社会を回復する」という部分が、何が問題で、なぜ削除されたのか、先ほども質問があったかと思うんですが、もう一度、民主党提出者の方からお尋ねしたいと思います。

○古本委員 お答えいたします。

趣旨規定に対してのお尋ねでありますけれども、そもそも今般の改革の目的は、社会保障の安定化、さらには充実化のための財源をどのように全世代的に支え合うかということから来ていると思っております。特定の者だけが負担し、特定のところにだけ分配する、そういうものではなくて、いわば普遍的なものでなければならない。そういう意味で、消費税が、すぐれて全世代型で支え合う、言うならば赤ちゃんからお年寄りまで全員がお互いに支え合う、こういうことだと思います。

そのことを実現するという意味においては、修文案、このたび修正をかけさせていただきます案でありますけれども、「世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することが我が国の直面する重要な課題である」、ここが今般の改革の要諦かと承知しておりますので、この中で先生が御指摘の部分は包含しておるというふうに理解しております。

加えまして、今回三党で提出いたしました御案内の社会保障制度改革推進法の中で、自助、共助、そして公助も入っておりますので、この最適バランスに留意する中で、自立を家族相互、国民相互の助け合いの仕組みを通じて支援していく、このように明記してございますので、御懸念には当たらない、このように思っております。

○中島（隆）委員 非常に危惧するのは、この文言が消えたということによって、社会保障制度改革推進法案、今申されました自助、あるいは家族の支えが前面に押し出される、考え方がそういう方にシフトしていくのではないかと、もしそうなれば、やはり、これらの修正協議によって、増税や社会保障の仕組みが、制度設計のみならず理念や目的も変更されるのではないかと、こういう極めて大きな問題ではないかということをお指摘しておきたいと思っております。

次に、消費税の国分の使途について、民主党の提出者にお尋ねをいたします。

修正案の中で、「国分の消費税収の使途のうち年金、医療、介護に係るものについては、平成十一年度以降、国分の消費税収は高齢者三経費に充当されてきた経費等を踏まえるものとする。」とされております。この文章をわざわざ確認した意味は何でしょうか。

もともと政府案は、従来の高齢者三経費、すなわち老齢年金、医療、介護に加えまして、今回、少子化対策の四経費を消費税で充当する、いわゆる目的税化だったはずであります。少子化対策の費用、消費税で充当するはずだった七千億円、〇・七兆円の扱いはどうなる

のでしょうか、目的税化をやめたのでしょうか。この点についてお答えをいただきたいと思えます。

○古本委員 お答えいたします。

このたびの、政府原案であります、第二条の中に、消費税の使途の明確化ということで条項がございます。念のため読み上げますと、「消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。」この今申し上げたところは何ら変更がございません。

その上で、先生御指摘の部分でございますけれども、今般の三党合意文書の中で、国分の消費税収の充当先となる社会保障四経費に関しまして、年金、医療、介護の三経費について、平成十一年度以降、予算総則において、消費税収を基礎年金、そして老人医療、さらには介護、いわゆる高齢者三経費に充てるとしてきた経緯等を踏まえるということを確認しました。

その心は、率直に言えば、高齢者三経費、十一年度以降、予算総則の中で消費税収を充てるということになってきていますけれども、このことは踏まえた上で、それに加えて、この少子化対策の経費を含めた消費税の目的税化を実行していくということであり、第二条が、そのまま三党でさわらない、全くそのままやっていくということで合意している中で、あえてこのことを書いたその本質は、高齢者三経費にまずは充ててきた経緯を踏まえるということであり、言うならば、医療費の発散もきちんと見ていかなきゃいけないということは、これは当然のことだろうということで合意に至ったことがむしろメインでありまして、御心配の、少子化対策の経費を何やら落とされたのではないかとこの御懸念には一切当たらない、このように承知してございます。

○中島（隆）委員 次に、課税所得五千万円超の税率上げについて、提出者の自民党さんにお尋ねをします。

政府案では、課税所得五千万円を超える高額所得者の所得税率を五％引き上げることを盛り込んでいました。給与所得者のわずか〇・一％であります。税収増もわずか四百億円程度にとどまります。所得再配分機能を回復する所得税の抜本改革にはほど遠い内容だと、本委員会でも私、再三御指摘をいたしました。課税所得で五千万円を超えるわずかな高額所得者にそれほど大きくない負担を求めたものであります、この措置すら修正協議の中で年末の税制改正へ先送りされてしまいました。

そこでお聞きをいたしますが、修正協議の結果では、政府案に加えて、課税所得三千万円超について四五％、それから課税所得五千万円超には五〇％の税率を適用する公明党案

を踏まえつつ検討を進めるとされています。これは、政府案とそれから政府案よりも少し厳しい公明党案のどちらか、あるいは両案の間をとって税率上げを行うものと理解してよいのかどうか、税率引き上げを見送ることも想定されるのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

○野田（毅）委員 今回の政府案は、基本的には、平成二十一年度の所得税法改正の附則百四条をベースにつくってあるわけですね。その二十一年度の税制改正は自公政権時代があります。その附則の中に、消費税を含む税制の抜本改革のある種のプログラムのな手順と同時に、所得税なり相続税等についての考え方、方向性を示しております。そういう意味で、我々も基本的にはその方向性を、我々もむしろ言った方ですから、否定するものではありません。

ただ、今回の法案の中に、今御指摘のあったように、税率の刻み方、あるいは、ここには出ておりませんが、控除のあり方等についてももう少し詰めるところがあるだろう、けれどもいつまでも先延ばしというわけにいかないの、今年末には来年度の税制改正作業があるわけですから、そのときまでにはやはりきちんとした結論を出して対応しなければいけない。そういう意味で、少し細目について詰めるところがあるということでもありますので、いわゆる先送りということでは全くない、こう思っています。

○中島（隆）委員 それでは次に、資産税のあり方の見直しについて、修正案提出者の民主党さんにお尋ねをいたします。

同様に、政府案では、相続税の定額控除部分を引き下げると同時に、税率構造を見直して最高税率を引き上げることなどを予定していました。資産課税の見直しでは、所得税の最高税率引き上げで予定した四百億円をはるかに超える約二千八百億円の税収増を期待していたはずであります、これも年末の税制改正に先送りをされました。

そこでお伺いしますが、具体化に当たって、政府案を踏まえ検討するのであれば、わざわざこの見直しをする必要はなかったのではないかというふうに思うんですが、もし政府案に盛り込まれていた資産課税の強化を見送ってしまうのだとすれば、穴があくこの二千八百億、この分はどのような扱いになるのかをお尋ねしたいと思います。

○古本委員 お答えいたします。

先ほどの野田毅先生も御答弁いただいた所得税に係る措置とあわせてであります、今回の衆法で修正をかけたいただいた第二十条、そして第二十一条を委員の先生方にも机上配付しておりますので、少しごらんいただければありがたいと存じますが、私にいただきました資産課税に係る措置で申し上げますと、第二十一条になりますけれども、このように記載しました。

「資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点からの贈与税の見直しについて検討を加え、その結果に基づき、」ここがポイントだと思いますが、「平成二十四年度中に必要な法制上の措置を講ずる。」ということでございます。

ただいま野田毅先生からもありましたとおり、全く先送りではなくて、方向感をこの条文の中でお示ししておりますし、所得税についても、お尋ねではない、範囲を超えますけれども、同様に、「所得再分配機能の回復の観点から、最高税率の引上げ等による累進性の強化に係る具体的な措置について検討を加え、その結果に基づき、平成二十四年度中に必要な法制上の措置を講ずる。」というところまで法律の第二十条に書いてございますので、方向感は明快に示した上で、年末の議論に少しその場を移したいということでございます。

なお、実は、率直に言えば、大衆増税の色彩が否めない面はあると思います。そういう消費税ということをする際に、やはり富める方には応分の負担をしていただくべきではないかという議論は、当然に私どもの平場の議論でも随分ございました。

そういう中で、三党合意文書の中には、「具体化にあたっては、バブル後の地価の大幅下落等に対応して基礎控除の水準を引き下げる等としている今回の政府案を踏まえつつ検討を進める。」ということで、バブルピーク時に比べますと路線価が今三分の一ぐらいに下がっております。にもかかわらず控除がそのまま残っておりますので、やはりその控除を圧縮するという今回の政府原案を踏まえつつ、三党で検討を進め、やっていくということが今回の合意事項でありますので、何ら先送り、棚上げには当たらない、このように承知してございます。

○中島（隆）委員 三党とも先送りではないとおっしゃるんですが、今国会では消費税を5%引き上げる法案が可決をされるということでもありますので、当然、消費税だけを上げる、こういうことになるわけでありまして、特に、政府案で盛り込まれました所得税、資産税の見直し、規模が大きくはないものでありますけれども、やはり消費税の、この不公平な税制を、若干、所得税や資産課税をするというのは大きな意味があったと思うんですね。それが先に議論されるということですから、我が党としては、消費税増税が先行して、あとの課題は先送りされる、こういう認識であります。

それから、特に低所得者層にこそ負担の多いこの消費税税率上げをまず決めて、高額所得者への負担増が先送りされる、これについては非常に国民の批判もございます。三党協議においても高額所得者に負担増を求めることは否定する意見があったのかどうか、その点を確認してみたいと思うんですが、民主党さん、この協議の中でどういう議論がなされ

たのか、お尋ねいたします。

○古本委員 三党とも、いわゆる資産の格差の固定化のようなことについては議論としてありました。その中で最終的に成案を見たわけでありませけれども、先生の御指摘のような観点はお互いに共有し合いながら議論したわけでございます。

○中島（隆）委員 それでは次に、中小企業の価格転嫁対策について、これも修正案提出の民主党さんにお尋ねをいたします。

中小企業にとっては、税率引き上げ分の価格への転嫁は非常に厳しいと言われていています。とりわけ、デフレ、価格引き下げ競争が顕著な中で、もともと下請企業に対する部品や中間製品の納入価格引き下げの圧力はすさまじいものがございます。

今回、修正合意の中に、独占禁止法、下請法の特例に係る必要な法制上の措置を講ずる旨の規定を追加することが確認されています。この具体的な内容について、わかる範囲で結構であります。御説明をお願いいたします。

○稲富委員 お答えいたします。

先生から御指摘いただきましたように、公聴会等でも、中小企業の皆様からそういった強い声をいただいてまいりました。特に今回、税率が二度にわたって一年半の中で引き上げられるということ、そのことから、中小企業や農林水産業者の方々から転嫁に対する懸念の声をいただいてまいりました。したがって、過去の消費税導入時あるいは引き上げ時を上回る十分な転嫁対策が不可欠であるというふうに考えております。

そこで、今御質問にありました法制上の措置としては、例えば、消費税の導入時に実施をされ、そして平成九年の引き上げ時には実施をされませんでしたけれども、表示カルテルや転嫁カルテルを独禁法の適用除外とするということが一つ考えられるのではないかと考えております。

以上です。

○中島（隆）委員 今、答弁の中でも申されましたが、中小企業の消費税増税に対する危機感は大変なものがございます。

私も、先日、六月四日の福島の地方公聴会に参加をいたしました。その中で、中小企業の方が言うておられました。今の消費税五%でも消費税は取れない、そして倒産に追い込まれる方が非常に多いと。今後、一〇%に上がったら、恐らく消費税は取れないし、お客さんも来られないだろう、こういう悩みをされています。先ほども前段に質問ありました、中小企業、建設業者を含めて大変な状況がございます。

問題は、業界団体の価格カルテル、法であります。これについてはざる法ではないかというふうに思うんですが、この点について再度民主党さんにお尋ねをいたします。

製品やサービス価格に適切な消費税引き上げが上乘せできるような、業界団体の加盟企業が横並びに値上げを可能とする、いわば価格転嫁カルテルを容認するために、独占禁止法の改正あるいは特例を視野に入れていとされています。

しかし、先ほど指摘をされましたように、日本の場合は、中小企業の多くが下請という極めて弱い立場に置かれています。元請の大企業からの圧力を排除しにくくなっています。仮に消費税率引き上げ分の価格転嫁カルテルが可能になったとしても、元請の大企業から本体価格自体の値下げ圧力が加わった場合には対応できません。最終的な小売価格に増税分を反映できなければ、中小企業に全ての負担が転嫁をされていきます。

大企業から中小企業への圧力を厳しく監視できるような制度が必要ですが、消費税の価格転嫁に限れば、大企業と中小企業の取引の実態が目に見えるようにするためには、現在の帳簿方式ではなく税額票方式、いわゆるインボイス方式であります。こういう新たな方法、有効な手段を考えるべきではないかというふうに思うんですが、三党の協議の中でこのことが検討されたのかどうか、お尋ねいたします。

○**稲富委員** お答えいたします。

委員が今御質問いただきましたインボイスについて、これは議論があったかと思えます。それに加えて、やはり法制上の措置として、転嫁カルテルの適用除外のみならず、考えていかなければいけない、決して十分ではないという認識でございます。

例えば、先ほど御指摘がありましたように、下請事業者に対する優越的地位の濫用についてでございますけれども、この監視体制を強化するというのは当然でございます。事業者が優越的な立場を利用して消費税の引き上げ分の値引きを一方向的に要求する行為や、あるいは、転嫁を受けるかわりに手伝いの店員を派遣せよというような強要する行為など、違反となる行為をこれまでガイドラインとして定めてまいりました。

しかし、それを法律に規定することによって一つ格上げをすべきではないか、あるいは、課徴金を含めてペナルティーを科すことによって抑止効果を高めていくこと等々、その他さまざまな実効性ある立法措置を考えていくことを、今後も三党において協議をしていきたいというふうに考えております。

○**中島（隆）委員** 次に、年金制度改革について、低年金者に対する福祉措置について、提出者の自民党にお尋ねをいたします。

当初の政府案は、低所得者である老齢基礎年金受給者に対して月額六千円の福祉的な加算を行うとしていました。修正協議の結果は、月額五千円を基準額にして保険料納付期間に応じた福祉的な給付措置を行うものとしています。

政府案にある福祉的な加算が、修正合意では福祉的な措置となっておりますが、これは年

金制度の枠外で行う福祉であると考えていいのでしょうか。また、財源は、消費税収を活用することが盛り込まれていますが、だとすれば、これは対象が低年金者であったとしても、消費税増税の負担緩和措置であって、年金関連の法案で処理する内容なののでしょうか。この点についてお尋ねをいたします。

○加藤（勝）委員 お答え申し上げます。

まず、私どもは、そもそも低所得者、特に高齢者で低所得者、かつ年金の無年金あるいは低年金の方に対する対応の必要性ということは十分認識しつつも、そうした対応については、いわゆる年金制度の枠内ではなくて、いわゆる福祉的な措置で対応すべきだ、こういうふうに従前から考えてきておりました。今回もそういう議論の中で、三党協議の結果として、年金制度の中における加算ということではなくて、いわゆる年金制度の枠外における福祉的給付として今回の措置を位置づけていくということにいたしました。ただ、法案等々の準備にはかなり時間がかかりますので、今回はその分は考え方だけを述べさせていただいている、こういうことをございます。

それから、消費税の関係については、そこには消費税を、今回の引き上げに伴う増収分を充てるということを明記しておりますけれども、これはあくまでも年金の周辺という位置づけであって、年金制度そのものということではないという理解の上で、その消費税の増収分を充てる、こういうふうにさせていただいたところをございます。

○中島（隆）委員 次は、年金給付加算の特例的な措置の中の、福祉の中の消費税の逆進性対策がよくわからないわけでありましたが、これについて、報道ベースですけれども、公明党さんが主張していたと思われ低年金者への定率二五%加算の方がわかりやすかったような気がいたします。

さらに関連して質問いたしますが、この給付措置の対象が、住民税が家族全員非課税かつ年金収入などの所得合計が基礎年金満額以下の者となっておりますが、なぜ家族全員が非課税という家族単位にしたのでしょうか。これでは、保険料を同じく支払い、給付額も同じなのに、同居している家族の中に一人でも住民税を払っている者がいれば給付措置の対象にならないという不公平さが生じますが、なぜ家族全員が住民税非課税という条件にしたのか、この点を提出者の自民党さんにお尋ねいたします。

○加藤（勝）委員 今回の支給方式について、一つは、二五%ということではございませんけれども、上限五千円で、あとは納付期間等に応じて比例的に支給される、こういうような仕組みを想定しているところをございます。

その上で、対象者でありますけれども、もともと政府案でも御指摘のような形になっていた。また、先ほど申し上げた福祉的な措置ということをございますから、家族内である

程度扶養していただけるという場合においては対象にしなくてもいいのではないかと。こういう措置は、一般的にはほかの保険制度でも、家族全体が住民税非課税というような条件を付しているという事例もございます。

ただ、今回、年金収入及びその他の所得の合計額が老齢基礎年金の満額以下ということで切りますと、満額をちょっと超えると逆転現象があるということもございましたので、それに対する補整もあわせて対応していくということにさせていただいております。

○中島（隆）委員 その点については、保険料を同じく支払って給付を受けるわけですので、ちょっと我々としては不公平ではないかというふうに感じております。

それから、この対象者の人数、支給額について、提出者の自民党さんにお尋ねいたしますが、給付措置で月額五千元、基準額を決めたわけでありましたが、保険料納付期間に応じて決定することとなっています。そもそも低年金の問題は、保険料の未納期間が長いために起きているわけでありますから、実際には月額五千元をもらう人はかなり少ないのではないかとこのように思います。

この給付措置の対象となるであろう低年金者は全体でどの程度存在し、そのうち基準額の五千元を受給できる人はどのくらいになるのか、給付措置に必要な額はどの程度になるのか、この点についてお尋ねいたします。

○加藤（勝）委員 あくまでも、私どもが数字を持っているわけではございませんから、政府から確認した数字などをベースに答弁をさせていただきたいと思っております。

今回の福祉的給付の対象人数につきましては、先ほど申し上げた低所得高齢者の範囲は政府案と同じということもございますから、基本的に約五百万人を見込んでおります。ただ、先ほど申し上げた逆転現象を防止するというので、少しそこから上の収入層も対象としておりますので、若干それにプラスアルファされるということになります。

なお、福祉的給付の対象となる障害者等も、政府案と同じく約百九十万ということもございます。

それから、今御質問のございました基準額、五千元を受給される者ということになりますと、残念ながら、そうした統計がございませんので、私どもも把握をしておりません。

なお、全体として今回の新たな福祉的給付措置に要する費用は、制度の発足段階で約五千六百億円と想定をしております。

○中島（隆）委員 次に、今回の移行の事務費の関係で、修正提出者の自民党にお尋ねします。

対象となる家族全体が住民税の非課税世帯、これは介護保険の第一号被保険者の保険料区分で使われている考え方ですが、だとすると、この家族全員住民税非課税世帯の情報は

自治体が保有していることになります。ところが、今回の修正合意によりますと、事務は日本年金機構に委託することになっています。自治体と年金機構との間で情報のマッチングをさせる必要が生じて、二重の手間になるのではないかというふうに思うんですが、この点についてお尋ねをいたします。

○加藤（勝）委員 御指摘のように、事務をこれからどう進めていくかという具体的なことは調整をしていかなきゃいけないと思っておりますけれども、もともと、今回の福祉的な給付措置におきましても、年金受給者を基本的には対象としているというようなことを含めて、年金をベースに給付される仕組みということになっておりますので、年金の支給を取り扱っております日本年金機構において事務を行うということが一番効率的ではないか、こう判断したところでございます。

○中島（隆）委員 自治体が一番情報を持っているわけですから、年金機構ではなくて、こういう自治体の窓口の中でやるべきではないかという我々の考え方であります。

それから次に、パートなど短時間労働への厚生年金あるいは健康保険の適用の問題について、提出者の民主党にお尋ねをいたします。

週二十時間以上働く短時間労働者が三百七十万人存在するのに対し、政府案では、企業規模五百人以上という条件を設けて、対象者を四十五万人にまで減らしました。勤める先の企業規模によって制度の恩恵を受けられる人あるいは受けられない人が生じるのは、まさに制度的に不公平だと本委員会でも指摘をしてきました。

にもかかわらず、修正合意は、月額賃金を七万八千円から八万八千円に引き上げることで、対象者をさらに二十五万人に減らしてしまいました。さらに、施行期間を半年おくらせて、三年後の適用範囲拡大の規定を一般的な検討事項に加えてしまいました。これは、短時間労働者の処遇改善という観点からすると、政府案からも一層後退をした内容ではないかというふうに思いますが、この点についてお尋ねをいたします。

○長妻委員 お答えを申し上げます。

今おっしゃっていただいたとおり、原案につきましては、適用拡大、人数で申し上げますと四十五万人程度の皆様が対象でございました。そして、今回の修正案は二十五万人というふうになっているところであります。

いろいろな議論がございましたが、これは、一つは、月額賃金が今は九万八千円という基準がございます。これを原案では七・八万円まで引き下げるということでございますが、そのときに議論になりましたのは、七・八万円まで引き下げた場合、その方が払う保険料プラス事業主負担を入れるトータルの保険料が、国民年金保険料、約一万五千円よりも低くなってしまいます。そして、給付は基礎年金プラスアルファ、上乘せ、厚生年金があるとい

うことで、逆転が起こるといような論点もございまして、それについて、これもいろいろな議論の積み重ねをした結果、金額としてはある程度逆転が起こらない八・八万円といようなことにいたしまして、その結果、人数が少なくなったわけでございます。

これは、今現在は、それが二十時間ということではお一人も実現していないものを実現していくということでございますので、まずは一步を踏み出して、その後、おっしゃっていただいたように三年後、これは検討の規定がありますので、ここで、経済状況なども見ないといけないと思えますけれども、拡大をしていくといようなことも含めた検討をぜひしていきたいというふうに思っております。

○中島（隆）委員 特にパート、短時間労働といのは、中小企業の中で働く方が多いと思えます。しかし、その中でも、厚生年金を掛けて、事業者も含めて努力をして、掛ける努力をするわけですので、三百七十万人とい多くの方がいらっしゃるわけで、逆転といのものもありますけれども、ぜひそういう非正規の方々の年金制度の拡充を検討すべきではないかという点で指摘をいたしました。

それでは、次に、子ども・子育て支援の問題について、保育の受け皿、待機児童解消の見込み等について、法案提出者の自民党さんにお尋ねをいたします。

修正によって関連三法案のうち総合こども園法案がなくなりました。かわって認定こども園設置法案が新たに提出をされました。新たな幼保連携認定こども園では、既存の幼稚園または保育園からの移行は義務づけないことが確認をされています。これで政府が当初考えておりました一元化は達成されるのでしょうか。その点についてお尋ねをいたします。

それから、既存の幼稚園、保育園からどの程度が幼保連携認定こども園に移行すると見込んでいらっしゃるのか、また、待機児童はどの程度解消すると想定されているのか、その点についてお尋ねいたします。

○田村（憲）議員 お答えいたします。

まず、この一体化といいますか、総合こども園から我々は幼保連携型の認定こども園といのものに、今回、法改正の中でこれに対応していこうといふふうにしておるわけでありませけれども、まず第一に、給付の一体化という意味では、学校教育、保育に係る財政措置の一体化を図るとい幼保の一体化、これに対しまして、我々も、この認定こども園、幼稚園、保育所、これを通じた給付の一体化といものは今回実現をさせていただいております。施設型給付という形になるわけでありませ。

それから、幼保連携型認定こども園に関しましては、単一の施設といことでもありますので、また、認可でありますとか指導監督等を一本化するとい意味では、これも一本化をされておるといこと。そしてまた、内閣府に子ども・子育て支援法と改正後の認定こ

ども園法を所掌する体制を整備するということで、総合こども園というわけではないんですけれども、今回の認定こども園においても一本化をしていくという形になっておるような次第であります。

それから、総合こども園の場合は、保育園は義務づけをしておりました。幼稚園は義務づけをしておりませんでした。それに対しまして、今回の幼保連携型の認定こども園は、保育園もいたしておりません、それから幼稚園もいたしておりません。そういう意味では、どれだけが移るかというのは、ちょっと今、現状では我々把握はできていないわけでありましてけれども、ただ、いずれにいたしましても、待機児童という意味からすれば、保育所が義務化されておろうがされていなくても、結果的には、保育所の数という意味ではそれは一緒なわけでございますので、待機児童の解消という意味では、余りこの点では関係がないということでございます。

株式会社の参入という意味で、待機児童の解消に対して、ある意味、一定の期待はあったんであろうと思いますけれども、それに関しまして、今回、保育所、もともと株式会社が参入することができておったわけでありましてけれども、新たな認可要件を加えました。

一つは財政的な基礎、それから社会的な信望、さらには知識経験、こういうものを新たに認可の基準として、要件として加えたわけございまして、そういう意味では、質のいい株式会社の参入というものをさせていただきながら、待機児童の解消というものをしたいというふうに思っております。

なお、大体、七千億円の消費税の内訳の中で四千億円分がこの待機児童の解消ということでありまして、そういう意味では、これも政府が示しておる中ではありますけれども、大体三十六万人ぐらい、これを原案の方で示しておられますので、大体同じぐらいのことは我々もこれはやっていかなきゃならぬというふうに思っております。

○中島（隆）委員 時間が参りましたので、最後に申し上げたいと思います。

この社会保障と税の一体改革の特別委員会、これまで百時間以上審議をされてまいりました。六月十一日までは、現在提案されてまいりましたこの七法案の審議で行われてきたわけでありまして、六月十一日からは、三党協議が始まりました。法案の中身が多く変わりました。新たな二法案も、修正をされました。しかも、きょう、午前中その趣旨説明で午後に質問だということで、我が党としては、六月二十六日採決ということについては強く反対をしておきたいと思っております。

特に、地方公聴会、参考人質疑、あるいは中央公聴会でも、大変な消費税反対の声が起っております。我が党としては、修正されたら、再度、地方公聴会等々を含めてさらに審議をするべきではないか、こういうふうに思っております。

今回の修正案は社会保障一体改革になっていない、私どもはこういうふうに思っております。多くの社会保障制度の改革が国民会議の中で議論をされるわけでありますが、当然、消費税も先送りをして同時に議論する、私どもは、こういうことが国民が一体改革を期待した狙いではないかというふうに思いますので、そういうことを主張して、私の質問を終わりたいと思います。

○中野委員長 これにて中島君の質疑は終了いたしました。

次に、山内康一君。

○山内委員 みんなの党の山内康一です。

これまで、四人の大臣の方には何度も質疑をさせていただきましたので、きょうは、主に修正案の提出者の皆さんに質問をさせていただきたいと思います。大臣の皆さん、もし必要があれば、適宜休憩をおとりください。

それで、修正案提出者の皆さんに質問させていただきます。

今、社民党の中島先生もおっしゃいましたが、きのうの夜の六時半の理事会できょうの質疑が決まりまして、きのう八時に質問通告しました。余り準備をする時間もなかったので、若干、事前通告していない質問も一部させていただきたいと思いますが、皆さんの政治家としての御見識で、アドリブでお答えいただければと思います。

最初に、三党協議の進め方について質問させていただきたいと思います。

三党協議に入っていない我々のような部外者からすると、どういう議論がなされているかということは非常に興味があります。

例えば、法案の議論をされるわけですから、当然いろいろなデータが要ると思います。役所のサポートなんか必要でしょう。あるいは、学者とか業界団体とかNPOとか、いろいろな人の意見も聞かれているのかもしれませんが、どういうふうに協議を進められているのか、高尚な政治哲学、理念のお話が多いのか、それとも、ごりごり党利党略の交渉事が多いのか、わかりません。

そういったことも含めて、外の人間にわかりやすく、どういう形で協議が行われてきたのかを教えていただければと思います。

○長妻議員 お答えをいたします。

三党協議の現場ということ、現場の協議の中身ということでございますけれども、やはり、いろいろなバックデータをいただくということで、役所の皆さんあるいはそれぞれの御関係の学者の皆さんなども個々に連絡をとっておられる方もいらっしゃると思います。そういうような形、いろいろなサポートをいただいた上で、各党の主張をぎりぎり判断をして、そして今回、修正案というふうに出させていただきました。

ブラックボックスのような話ではなくて、これは、報道についても、必ず毎回、終わった後にブリーフをさせていただいて、進捗状況などなどについても、随時、透明度を高めようというようなことを心がけて議論をさせていただいたつもりであります。

○**鴨下議員** 今御質問ありましたけれども、社会保障のパーツと税のパーツと二つありましたものですから、今、長妻さんからもお話ありましたように、社会保障については三党の協議がなかなか簡単には進みませんでしたから、結果的に十五日の深夜に至ったわけがあります。

そういう中で議論をしたことは、先ほどから申し上げていますが、まず、今提出されている閣法について、あるいは私どもが申し上げてきた、社会保障制度改革基本法と言っておりましたけれども、これについての議論が専らでございました。

特に、我々は、この社会保障制度改革基本法、最終的に修正になりまして推進法という形になりましたが、この法律をしっかりと御理解をいただく、こういうようなことが大前提ですよというようなことで協議を進めてきました。

実際には、三党で合意をするということでもありますから、それぞれの立場、それぞれの主張がいろいろとありましたので、それをすり合わせていくというのは極めて困難な作業であったというふうに思っております。

少なくとも、今提出されている修正あるいは新たに提出されたこの法案についての合意をするための協議であった、こういうふうに申し上げます。

○**池坊議員** 子ども・子育て支援法に関しましては、私は公明党の子どもの育成支援委員会の委員長をしておりますので、保育所、幼稚園、市町村、認定こども園、そういうような現場の方々とは何回も何回も勉強会とか、現場のお声を聞きまして、公明党としては、こういうのが一番いい姿ではないかというものをつくり上げてまいりました。

それを、まずは自民党と御一緒にいろいろ修正をさせていただきました。自民党にも自民党のお考えがございますから、それを酌み取りながら、ここは譲歩できるとか、ここはこういうふうにした方がいいのではないかというようなものをつくり上げてまして、そして民主党にも入っていただきながら、三党で、よりよいものということで詰めてまいりました。

子ども・子育てに関しましては、みんな、子供の最善の利益を優先すること、そして、保護者の方々が使いやすい環境をつくり上げて、待機児童をどうやって解消したらいいのかという思いが同じでございましたので、そんなにぶつかり合ってしまうようなことがなく、登っていく過程というのはそれぞれプロセスは違っても、目指します山頂が同じでございまして、スムーズに、いい方向で行ったのではないかと私は思っております。

それで、認定子ども園協会とかいろいろなところがパネルディスカッションなどをいたしておりまして、そのときも、民主、自民、公明党それぞれが代表として出席して、いろいろな意見を言い合いましたが、そこでも、きちんとお互いが尊重し合いながら、発展的にいい意見を交わし合うことができたというふうに私は考えております。

○**山内委員** 大変仲よく、麗しい協力関係があったということがわかりますが。

委員会審議であれば、相場観として、百時間やると採決みたいなものがありますけれども、今、社会保障のパーツと税のパーツとおっしゃいましたけれども、大体、何時間ぐらいその担当者の皆さんは会って、打ち合わせというか、議論をなさっていたんでしょうか。後学のために教えていただければと思います。

○**長妻議員** 今お尋ねがあつて、ぱっと何時間というのは、これは調べれば、当然、正確な時間というのはお出しできるとは思いますが、かなり夜遅くも含めて、非常に長時間の議論をさせていただいたというふうに思っております。

○**鴨下議員** 始まりからは一週間ぐらいでありますけれども、日曜日から始めまして十五日までに至るわけではありますが、その間、やはりそれぞれの主張がぶつかり合いますから、暫時休憩を入れながら、それぞれ党に持ち帰り、また調整をして、もう一度会議に臨む、こういうようなことを断続的に続けてきました。

日曜日などは夜の十一時ぐらいまでかかって、その後また党内で報告をするというようなことも含めてやってまいりましたので、ほとんどかかり切りで約一週間かかったという認識であります。それにほぼ全ての時間を我々は費やして、やっと十五日の夜の十一時過ぎに、国民会議も含めてでありますけれども、短期的なもの、中長期的なもの、こういうようなものについて、結論が出たもの、結論を出すに至らないものについては中長期的な課題としてもう一度協議をしていく、こういうようなことも含めて合意に至った、こういうようなことであります。

○**池坊議員** 子育て支援に関しましては、それぞれの党がもう既にしっかりと、例えば公明党でしたら、本当に二週間ぐらい毎日毎日それをやってまいりました。自民党も民主党もそうでいらしたと思います。

ですから、三党が集まりましたときには、多少違いますところは、自分たちで決めるわけにはいきません、実務者だけで決めるわけにはいきませんので、途中、中断いたしまして、それぞれが政調会長やいろいろな方々に御相談しながらまた持ち寄るということでございましたので、何回も回を重ねながらそれを積み重ねてまいりました。

そのことにおいては、ここが違うんじゃないか、こうではないかなどという議論はもちろんございましたけれども、速やかに、そしていいものにといいことの目的は達せられた

というふうに思っております。

○**山内委員** なぜこんなことを聞くかという、外にいてよくわからないということもありますし、これだけ重要な法案を決める会議ですから、やっているときはなかなか全部は公開できないかもしれませんが、そのプロセスを残すということは大事なことだと思いますので、きちんとした形で残していただきたいと思います。将来の政治学者なんかも一生懸命研究されると思いますので。

ぜひ、そういった国会の外の政党間協議というの、今後の検討課題として、どうやって国民に対して開かれたものにしていくか、あるいはわかりやすいものにしていくか、そして、何よりも、経緯がわからないと、なぜこの項目はこうなったんだろうと、ブラックボックスはいけないと思いますので、ほかの党も含めて、わかるように、今後お示しをいただきたいと思います。

私の感想としては、これだけ多くの修正が一週間でなされたというのは、非常に驚いたところもあります。どれだけ二十四時間をうまく使ったかということもありますけれども、これだけ多くの修正をやるとなると、恐らく、表の委員会の相場観でいうと、二、三週間はかかるだろうなど。それを一週間で一気にやってしまったというところ、それを考えると、本当は、三党協議をもっとゆっくりやりなさいと言うのも変な話なんですけれども、じっくり時間をかけてやっていくということが必要ではないかなと思います。

今聞いていると、まず自公ですり合わせて、その後、三党ですり合わせてと。二段階でやっていくと、相当、プロセス、時間がとられていると思います。本当は、そういったことも含めて、もっと長い時間、ゆっくり議論をしたいなと私どもは思っているわけです。ぜひ、来週火曜と言わずに、もう少しゆっくり審議をしていただきたいと思います。

そのプロセスの中で、今私が聞いたかったのは、特に役所の関与ということなんです。よく、いろいろな分野で、事務局を役所に任すと、いつの間にかレポートがその役所の思う方に行ってしまう、そういう傾向があると思います。恐らく長妻さんはそういうのが一番嫌いな方だと思いますけれども、皆さんの三党協議の中ではどういにかかわり方を各省庁はされていたのか。

もう一度、どなたかお答えいただける方がいらっしゃったら、お願いします。

○**田村（憲）議員** 役所のかかわり方という話でございました。

実は、子ども・子育て、少子化対策の方でいろいろな協議をする中において、やはり、この委員会で議論をしてきたことが大変意味がありました、厳しい議論の中で問題点が浮き彫りになってきたものでありますから。よりよい保育を、よりよい幼児教育をという意味で、子育てをどうやっていくかという、先ほど池坊先生おっしゃられましたけれども、

到達点は一緒であったわけではありますが、そのプロセスがかなり違っていた。そして、その問題点がこの委員会である程度わかってきましたので、その部分というものを、やはり役所がうまく、法制度の中でどう変えていけばいいのかということを我々と協議していたというような話であります。

言われたように、気がついたら何か役所のつくったものというふうなお話がありましたけれども、それぞれ各政党が真剣に議論してきておるものでありますから、そのような部分があれば当然それはすぐにわかるわけございまして、今回、そういうふうなごまかしのような部分は、我々の殺気立った目の中で、役所は一切入れてこなかったというのが実態だというふうに思います。そういう意味では、よくやってくれたなというふうに思っております。

○山内委員 ありがとうございます。ぜひ次回は私どもも入れてほしいものだと思っております。

次に、軽減税率について、三党それぞれのお考えを聞きたいと思っております。

消費税の増税に伴って、逆進性を緩和するために、軽減税率という意見もあります。それについて、三党のスタンスと、この三党協議の中でどういう議論があったのか、教えていただければと思います。

○古本委員 お答えいたします。

もともと、私どもの考えは、民主党の考え方は、低所得者対策として、いわゆる消費税の持っている逆進性的な性質に対する対策としては、給付つき税額控除が大変有効である、このように考えています。今もそう思っています。

その理由は、例えばですが、食料品だけ軽減するというふうにした場合、可処分所得の多い方が、より高額なあるいは高級食材を食料品では買うんだらう。そうすると、結果として、その分が軽減税率、複数税率ということになると、結局、お金持ちほどより軽減されるという皮肉なことになってしまうということがまずございます。

さらには、軽減税率に対するお考えということのお尋ねでありましたけれども、財源の問題は大変大きいと思っております。例えば食料品に対して軽減を入れた場合には、〇・六兆円オーダーで、一ポイント当たり、見込む税収が減ってしまいます等々、この財源の問題も大変大きいという中で議論になりました。

さらに、御案内のとおり、かつての物品税の時代に、例えば電化製品だけに着目しても、洗濯機は一〇%だった、ところがストーブは一五%だった、クーラーは二〇%だったと、どの商品を、あるいは、どの財・サービスを軽減するか複数にするかというのは、恐らく仕分けが困難をきわめるんだらうという問題意識も持っています。

最後に、インボイスの問題がやはり不可避でありまして、中小、小規模事業者に対する事務負担という観点もあると思います。

以上の観点は、実は、今回の合意文書の中に、確認し合う中で、軽減税率を併記するという事で最後合意に至るに当たり、一方で、給付つき税額控除の持っている課題も幾つかございますので、例えば、所得の把握の問題、資産の把握の問題なども併記をお互いにしていくということで、これを尊重し合うということで複数税率も併記したというプロセスを交渉の中で経たということでございます。

以上です。

○野田（毅）委員 軽減税率の議論の前提は、多分、低所得者への配慮という角度の切り口だと思うんです。

そもそも、消費税の性格上、消費についてパラレルに課税されるということが、低所得者から見れば、負担額は別として、消費水準に応じて負担額が決まるわけですから、収入という側面から見たら、負担率からいえば、率からいえば少し違うねというのが原点でしょう。

ただ、大前提として、私はぜひ今回の議論の中で認識をお互い政治家として共有しておきたいのは、なぜ社会保障との連動の中で消費税の話をするか。それは、加齢に伴ってみんな病気にもなるし介護のお世話にもなるというときの例えば医療費。サービスはみんな同じなんですよ。保険料をたくさん払う人、余り払わない人、だけれども、受けるサービス、そして同時に、自己負担も高額医療という頭打ちの制度もあるという中で、どんどんどんどん加齢に伴ってそのお世話になる人はたくさんふえるわけだ。そのお金をどうやって賄うかということを考えれば、そもそもそのこと自体が、ある意味では低所得者への配慮をした現在の社会保障の給付の中身になっているという、まずそこを前提として考えてみなきゃいけない。

そういう意味で、単なる財政需要をどう賄うかというだけの話じゃなくて、その中で考えましょうねというのが、実は軽減税率。その中でも、やはりあるね、できれば低所得への配慮というのは必要ですねということ。と同時に、もう一つは、特に食料品なんかは、それだけじゃなくて、いわゆる痛税感というのがあるんですよね。お買い物のたびに毎回毎回かかるということに対する痛税感。そういうことを考えると、結果的に、税率が、二桁になり、上がっていったときに、これは世界共通のテーマだと思いますが、単に一律だけでできるでしょうかということがあると思いますね。

そういう点で、私どもは、そういった納税者への配慮、負担への配慮をいろいろ考えながらやっていくんですよということが一つあります。ただ、これをやる場合には、当然の

ことながら、対象をどうするのか。あるいは、たくさん取り過ぎたりすると、得べかりし税収そのものが大幅に欠落して基本税率の方が高くなっていく、これをどう考えるのか。あるいは、事業者が途中で事務的にどれだけの負担があるのか、あるいは転嫁がどうだとか。つまり、それを具体的にやるための検討、準備というのが必要だろうと思います。

一方で、後ほど出るんでしょうね、給付つき税額控除の話が、別途そういった配慮は必要があるという話もあるわけですが、当然これも、後で出ると思うが、収入の捕捉をどうやってやるんですかという話だとか、さまざまな技術的な課題もあるわけですね。そういった中で軽減税率のあり方ということを考える。

そういう意味では、二桁になる手前の段階では、それは引き続き勉強していく課題であるけれども、一桁の段階では、できるだけ簡素な、バランスを失しないような臨時的な給付を考えるということは過去二回においても行われていることですから、とりあえずその点においては合意をしているということだと思います。そこから先は、さらに検討を重ねていきたいと思います。

○竹内委員 お答えいたします。

私ども公明党といたしましては、従来から、マニフェスト二〇一〇の中でも、消費税率が見直しされる場合には、給付つき税額控除制度もしくは複数税率など、低所得者への配慮措置を講じるということを明記しております。

いわゆる逆進性対策でございますけれども、この両者のメリット、デメリットは今お二人の先生からお話があったとおりで思っておりますが、やはり消費税の場合は国民の理解ということが大変大事であろうというふうに思っておりますので、そういう意味では、給付つき税額控除は、なかなか今のところ国民の理解は進んでいないのではないかなど。それに比べて複数税率は、ヨーロッパでも先行事例がありますので、やや理解は得やすいのではないかと、こういうふうには思っておりますが、いずれにいたしましても、総合的に考えないといけない。

その際には、私どもといたしましては、今回の合意の中でも了解されているとおりでございますが、この八%への引き上げ時からの導入も検討されるべきであるという理解でございます。

○山内委員 ありがとうございます。

この点に関しては民主党と自公との隔たりが全然埋まっていないようで、どちらになるのかわかりませんが、後で問題になるのか、あるいは、大分先のことなので、とりあえず臨時の給付措置でつないで、選挙が終わってからまた考えようということなのかわかりませんが、こういった点も、国会の場でぜひゆっくり審議をさせていただきたいと思っております。

次に、厚生年金保険の短時間労働者への適用拡大、これまでも何人か質問されておりましたが、月額七万八千円から八万八千円になりました。この数字の根拠についてお尋ねをしたいと思います。

○白石委員 お答え申し上げます。

適用拡大対象者の要件、どうして月額七万八千円以上を八万八千円としたかということでございます。

修正協議では、企業が消費税引き上げに加えて社会保険料を折半で負担することになるということは、中小企業に対して悪影響、負担増ということになるので、さらなる配慮が必要であるということ。そして、もう一つは、月額七万八千円まで政府案どおり引き下げた場合、国民年金保険料の場合に比べて、厚生年金の保険料が、事業主負担分と加えてみますと低くなる。一方、将来の給付は、一階部分に加えて二階建てが加わるという逆転現象が生じることになるという意見がございまして、このような形になりました。

以上でございます。(山内委員「八万八千円だと逆転しないということですか」と呼ぶ)はい。

○山内委員 わかりました。

次に行きます。

消費税の転嫁について質問したいと思います。

これまでの委員会で、私、民主党の方で御提案されています転嫁Gメンについて何度か質問させていただきました。民主党としては消費税の転嫁問題の解決策を提案されているわけですが、自民党と公明党の両党は、この消費税の転嫁問題を解決するためにどのような手が必要だとお考えでしょうか。

○野田(毅)委員 政府案でも転嫁への配慮の規定があったんですが、今回、特にこの問題、我が党も重要視いたしておまして、あえて独禁法あるいは下請法という固有の法律名をも掲げながら、特例的な立法が必要であるということを明記したわけです。

言うなら、ある意味では転嫁カルテル的なものを認めるようなことをやらなきゃいかぬでしょう、あるいは買ったとき防止的なことも必要でしょう、優越的地位の濫用もよくないですねというだけでなく、ここでは明記しておりませんが、いわゆるBツーBというんでしょうか、事業者間取引の中で税額を表記するようなやり方、ある意味ではインボイスの変形という見方もあるわけですが、そういう意味で、そういった具体的な転嫁がしやすい仕組みをどういうふうにビルトインしていくのかということも大事なことでと思います。そういったことを総合的に対応措置していきたい。

これは決して消費税のことだけでなく、今日のさまざまないわゆるデフレ的な要素の

背景の一つに、やはり川下からどんどんどんどん買ったたきが川上まで行っちゃう、こういったことがかなりあるのではないかということを含めて、もう一遍、流通全体に対して、力の強い者が弱い者にしわ寄せをするようなことをできるだけ排除していくようなことを考えなきゃいけない、我々はそう判断をいたしておりますので、特に消費税の引き上げというタイミングではしっかりとやる必要がある、こう思っております。

○竹内委員 お答えいたします。

価格転嫁の問題は非常に重要な問題であるというふうに考えております。その意味では、今回の修正案にありますように、事業者の実態を十分に把握して、独占禁止法及び下請法の特例に係る必要な法制上の措置は不可欠であるということがまず第一点だと思います。

その上で、我が党として検討しているのは、やはり、野田先生からもお話ありましたが、いわゆるインボイス、この方式ですね。インボイスと言うと何か外国用語なのでなじみがないかも知れませんが、請求書に税額をきちんと書いていただければそういう転嫁というのはかなりやりやすくなることも事実でありますし、そういう請求書方式というのもございます。その辺、よくよく国民に周知徹底すれば、意外に事務負担が軽減されるのではないかという検討も党内ではいたしております、この辺、トータルに、そのメリット、デメリットをよくよく考えて判断をしていきたいというふうに思っております。

○山内委員 ありがとうございます。

インボイスに関しては私も今おっしゃったことと同感でありまして、これまでの委員会の質疑でもインボイスについて政府に質問させていただきました。そのときに野田毅先生が、やじというか不規則発言の中で、インボイスを導入してもデメリットはないというようなことをやじでおっしゃっていたように記憶をしておるんですが、これまでの中央公聴会などで税理士さんに聞くと、インボイスを導入したら五千億ぐらい徴収漏れがなくなって、それだけで収入がふえるんじゃないかというような意見もありました。私が聞いた学者によると、一兆ぐらい出るんじゃないかということもありました。

いろいろな人が、インボイスを導入するだけで税収増にもつながるし、消費税の転嫁を容易にするということでも価値があるというふうにおっしゃっています。私もそうじゃないかと思えます。野田先生にその点について詳しく教えていただければと思います。

○野田（毅）委員 まあ、やじであったかどうか。大体、メリット、デメリットという表現は余り好きじゃなくて、問題点と言うのならいいんですけども。

今回、このインボイスというものを扱うことによって、今お話がありましたよね、そういう意味で転嫁もしやすくなる側面があるんですよとか、あるいは複数税率を入れやすくなりますねという話とか、幾つかの長所のところもあります。

それから、もう一つ、逆に言えば、これを出すところと出さないところによって、特に小さな事業者、簡易課税を適用されているところとか、あるいは免税点以下のところ是非課税ということになっていますから、出さなくていい、それは今でも出さなくても取引してもらえるけれども、これを必要とすることになれば、排除されるんじゃないかという話もある。

逆に言うと、日本の場合は、最初、いわゆる免税点が外国よりも少し高目に設定されたものですから、非課税、免税点が当たり前だということが必ずしもいいことであるかどうか。みんなが当たり前に帳簿をつけて、そういうことをやっていけば、逆に、そういう仕組みの中に自動的にビルトインされていくことになれば、結果としては、その方が御本人のためにもプラスになるという側面も一方であるわけですね。

ただ、日常、実務的に煩雑だということで、それだけ事務負担が大きいという話がたくさんあります。これは、事実、そうでしょうね、事務コストがかかる。これをどう乗り越えるかということで、消費税の導入の際にいわゆる帳簿方式をとったのは、まさにその点を配慮して帳簿方式ということになったことの経緯もあるわけです。

ただ、もう大分、そろそろ消費税そのものにもみんなが慣れてきたということ、それからもう一つは、インボイスも、昔みたいな伝票方式ばかりなのかどうか。今、かなり、請求書も、伝票だけじゃなくて、電子取引と言うとなんですが、そういったこともかなり広がってきているわけで、そういう場合のインボイスというのは、昔と同じような前世紀的な伝票方式だけをインボイスと言っていいのかどうか。

もう少しそういった工夫ができる余地もあるのではないかと、そんなことを含めて要検討だろう、今から断定することは少しまだ先走っているかもしれませんが、検討する余地は十分にある、私はそう思っております。

○山内委員 この点に関しては、広く、党派を超えて同意できるところは多いと思いますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次に、一つ飛ばしまして、消費税増税と財政再建について、法案提出者の方どなたかにお尋ねをいたします。

消費税増税が財政再建に必要であるというのは理解ができます。しかし、問題は、消費税を増税しても、せつかく増税して収入がふえても、支出がどんどんふえていったら財政再建には役に立たないんじゃないかということがあります。

この委員会の中央公聴会で、何度も引用させていただいていますけれども、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の五十嵐敬喜さんの意見を聞いて思いました。

今、日本の国債がまだ信用されているのは、増税の余地が大きいからまだ日本国債は信

用できるというふうに言われていると。ところが、もし、増税したのに、その増税の税収分を財政再建に使わずに、またばらまきに使うてしまったりすると、そのときこそ日本の信用がなくなってしまって、財政破綻になるんじゃないかというようなことをおっしゃっていたと思います。

今回の消費税増税で収入がふえたとします。そうすると、財政規律が緩んで、また余計なものをつくったり余計な支出がふえる、そういう懸念にどう応えていくか、どうやって歳出がふえないように、肥大化しないようにするのか、その点についてどのような議論があるのか、お聞きしたいと思います。

○古本委員 御指摘をいただいておりますのは、恐らく、附則の第十八条に二項が追加されたことも念頭に御指摘いただいているものだと承知してございます。

元来、今般の改革の出発点は、この附則百四条にございます。附則百四条、改めてその部分を確認いたしますと、「基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、」以下云々と、こういうことでございます。

したがって、議論の発射台として、景気回復なくして消費税率の引き上げだけが先行するということはあり得ないし、もともと附則百四条はそういう立場に立っていないし、そして今回の私どもが提案している内容についても、そこにそごを来していないという中で、今回、実は第二項として新たに挿入されたわけではありますが、これは、財政による機動的対応が可能となる中で消費税率引き上げによる経済への影響等も踏まえなどとされておりまして、これは基本的には消費税率引き上げ後の措置を念頭に置いたものでありますけれども、同時に、景気ということでは、常に、景気でありますので、税率の引き上げ前にも、含めて、しっかりとした検討が行われることになっている、このように思っております。

いずれにしても、財政による機動的対応というのは、裏返せば、プライマリーバランスの赤字半減のめどである二〇一〇年代の半ばということももちろんありますし、その範囲の中でこの議論をしていく大前提だと思っております。

○山内委員 次に聞こうと思っていたところまでお答えいただきましたが、附則の十八条、今おっしゃった財政による機動的対応というのは、まさに、税収がふえたらそれを使ってやりましようねというふうに読めるんじゃないかと思えます。そして、そこで事前防災、減災といったような公共事業に使おうということがあるわけですが、せっかく財政

再建を目的にやる改革だったら、もう新しいことに使わずに全部借金の返済に回す、そういうことも一つの考え方じゃないかと思うんですね。

私は、たしか安倍政権のときに、税収の自然増が四兆円ぐらいあって、それを補正予算で、借金返済に半分ぐらい、半分ぐらいは別のことに使っちゃったような気がするんですけども、ああいうときこそ本当は全部借金の返済に回しておかなきゃいけなかったと思うんです。ちょっとでも使い道ができるとすぐ新しい用途というのを考えてくるいろいろな役所が、各省がいるわけで、やはり、これをやりたいという事業は誰しもあると思います。私も、ODA実施機関出身者としては、お金があったらODAをふやしたいと思っていますけれども、ただ、今の財政状況を考えると難しいと思います。

そういった意味では、こういう条項をつけて、税収がふえたら違うことに使いましょうということを許すようなことは本当は望ましくないんじゃないかと思えますけれども、その点について、先ほど手を挙げられていた野田毅先生、コメントをいただければと思います。

○野田（毅）委員 これは大変大事なことでして、財政再建原理主義と言うとなんですがけれども、ただ、その前に、経済ががたがたになっては、財政再建も何もないんですよ。

大事なことは、経済全体をどういうふうに改善するかというか、そこが一番大事なことです。つまり、資源の再配分をもう一遍やり直すということなんです。

消費税を上げて景気が悪くなるというのは逆に、消費税を上げられないから何もできなくて、せっちゃん詰めになっちゃって、より大事なところに、人材育成であったり研究開発であったり、より日本の金の卵を産んでもらわなきゃならぬような分野を育てるということへの資源配分ができない、このことが結果として全体に日本の経済の体温を低下させてしまっている。ある意味では、広く言えば、デフレの原因をつくっているかもしれない。やはり、雇用の確保をしていくようなところにどうやって重点的にお金を回すことができるのかということを考えないと、それは、日本の経済の再建がなければ、私は、財政の再建もおぼつかないと思います。

そういう意味で、今回、消費税の引き上げによって少なくとも社会保障分野がどんどんふえていく、その分野において、消費税である程度この所要額をカバーしていけるということであれば、その部分、別途成長分野に資源配分をする余力が出てくるわけですから、それは、例えば研究開発分野に対する重点的な手当て、税制上あるいは場合によっては予算上、いろいろな形でやってもいいでしょうと私は思うし、特にコンクリートを目のかたきにするといいものか。特に、やはり必要な防災、減災、今回で、もうみんな身にしみて感じたはずで。

そういう意味で、人間にとっての大事な安全、安心にかかわる分野、成長にとって大事な分野はもっと積極的な配分をしていかないとじり貧経済になっちゃうということを避けるためには、むしろ、今御指摘のあった条項をあえて加えることによってこれを前進させていきたい、こう思います。

そして同時に、財政収支バランスということについては、単年度ごとの帳尻だけを問題にするような視点じゃなくて、もう少し幅を持った年次の中で戦略的な対応をしていくということが大事だろうと思います。

そういう意味で、予算の配分先について、多少、あつものに懲りてなますを吹くという問題が少しあったのではないか。一律的に減らせばいいという話でもないし、一律的にふやせばいいという話でもないので、その辺をしっかりと、内容を見きわめて有効な配分をするということが一番大事なことだと思います。

○**竹内委員** 公明党からも一言、重要な御指摘がございましたので申し上げておきたいと思うんですが、山内先生のおっしゃった点は非常に重要な点であると思っております、やはり、この消費増税をした以上は、それが社会福祉、社会保障にやはりきちっと使っているということは極めて大事なことであると思っております。それが安易に他の目的に流用されることがあってはならないというふうに思っております。

その結果として、国債の新規発行額等が減少したということが市場、マーケットの皆さんにもはっきり見てとれるような姿を示さないと、非常に今後の評価は厳しいのではないかとということを私どもも痛感いたしております。

その上で、我が党は、デフレからの脱却、消費税増税の前から、さまざまな対策を打つべしということを上申しております、防災・減災ニューディール政策というのも掲げております。これは、単に公共事業をやれということだけではなくて、単に建設国債を大量に発行してやるということではなくて、官と民の総合的なプロジェクトとして、防災という観点から、非常に今危険な三連動地震等、首都直下型地震を含めて、そういうことが指摘されておりますので、やはり、人の命を守るという観点から、きちんとした官民にわたるプロジェクトを起こしていくということが結果としてデフレ脱却につながっていくのではないかとことを提唱しているわけでございますので、あえてきょうは答弁させていただきました。

○**山内委員** ありがとうございます。

時間がなくなってきましたので、ちょっと順番を変えて、認定こども園、総合こども園の法案について質問させていただきたいと思っております。

今回、修正の結果、新たな幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、

学校法人または社会福祉法人となりました。株式会社が参入できなくなった、このことはこれまでの委員会の質疑を聞いてよくわかります。民主党の方は株式会社もいいということですが、自公の方は、株式会社はお金もうけに走って、場合によってはよくないんじゃないかということでこれが外れたんだと思いますが、逆に、それであれば、株式会社ではなくてNPO法人、利益を配分しないNPO法人については許してあげてもよかったんじゃないかなと残念に思っているんですけども、なぜNPO法人まで制限がかかってしまったんでしょうか。

○池坊議員 今委員がおっしゃいましたように、私も、本会議で、この委員会でも、株式会社が入ることに対しては懸念を表しました。

おっしゃいますように、総合こども園においては、まず、現行の保育所は原則として全て総合こども園に移行するというのを義務づけておりました。それから、社会的要請として待機児童の解消というのを願うために、緩和措置として、規制を設けた上で、NPOを含む株式会社など多様な主体の参入を認めることというふうにされておりましたけれども、今回の修正では、幼保連携型認定こども園への移行は、設置者の判断として、保育所として存続することも可能としております。ですから、わざわざ株式会社とかNPOを入れる必要はないのではないかと。

なぜかといいますと、幼保連携型の認定こども園は、学校教育法、それから社会法人ということになっております。

御存じのように、学校教育については、教育基本法第六条において、公の性質を有するとされ、その提供主体は公共性、継続性、安定性を備えることが要請されております。ですので、国や地方公共団体がみずから運営するか、私人が行う場合、その教育や経営について公による監督を受ける必要があることから、学校法人制度というのが設けられております。

今委員がおっしゃいますようなNPO法人はどのような性質かといったら、自由な法人運営を尊重して、所管庁の関与が極力抑制されることを特徴とする制度であり、その制度設計が、学校法人と異なって、学校の設置主体として認められてはおりません。今までもNPOの学校というのはございませんでしたし、NPOの幼稚園というのもございませんでした。

四つのうちの幼保一元型の認定こども園では、これは認めることはできませんし、それから幼稚園型の認定こども園というのも認めてはおりませんけれども、保育型の認定こども園、それから地方裁量型では、これは認定こども園として設置することが可能でございますし、また、認定こども園共通の給付を設けることができます。

ですから、これは、幼保連携型としては認めることはできなくても、同じように認定こども園として認めることができるようになっておりますので、株式会社もNPOも、その基準さえ満たしたら給付を受けることもできますし、認可をされることもできますので、変わりはないというふうに考えております。

○**山内委員** 民主党の提出者の皆さん、何か思いのたけがあれば、ぜひ言っていただきたいと思いますが、どうでしょう。

○**和田議員** コメントを求められましたので、一言だけ。

私、この委員会の委員として審議に参加しておりましたときからずっと感じておりましたが、今、山内委員の方からの問い合わせは、NPOに対して拒むような制度になっているのではないかという問題意識の問い合わせでしたが、むしろ、この委員会でいろいろな御質疑があった中では、今現在、子供の世話をしていただいている施設がいろいろある中で、それらの施設はできるだけ活用していこうという思想が、我が党にもありますし、他党の皆様方にも十分おありだということがわかったものですから、その中で現状の制度をできるだけ活用しながら、待機児童をなくしていったり、地域のいろいろな保育園、幼稚園の問題点を解消していったりすることを目指した結果、このような制度になっております。

認定こども園制度につきましては、先ほど先生の方から御答弁ございましたとおり、現状で保育所型それから地域裁量型につきましては、入っていただいて可能な制度でございますので、それをますます支援していきたいというふうに考えてのことでございます。

○**山内委員** 元NPOの専従職員としては非常に残念な決定なんですけれども、次の、別の質問に戻りたいと思います。

ちょっと順序が逆になりましたが、社会保障制度改革国民会議について質問させていただきたいと思います。

いろいろな会議がこれまで社会保障絡みでありました。福田政権のときに社会保障国民会議というのもありました。菅政権のときに社会保障に関する集中検討会議というのもありました。その後どうなったか、正直、私もよく知りません。そんなに注目を集めていないと思います、その後ですけれども。

今回設置される見込みの社会保障制度改革国民会議、非常に重要なテーマ、多岐にわたるテーマを扱うと思います。二十名のメンバーで、非常に広いテーマを扱い、しかも一年という限られた期間でやっていく。非常に難しいところもあると思います。あるいは、どういう形で会議を持つかというのは重要じゃないかと思いますが、事務局を役所に任せてしまうと、どうしても役所のこれまでの路線の延長線上みたいな意見しか出てこないとい

うこともあるかもしれません。

どういう会議の持ち方、どういう会議体になるのでしょうか。お尋ねします。

○長妻議員 お答えをいたします。

おっしゃっていただいたように、この国民会議は、委員二十人以内、そして、委員は内閣総理大臣が任命する、委員は国会議員を兼ねることを妨げない、あるいは、会議は会長を置いて、委員の互選により選任する、会長は国民会議の会務を総理するというので、今おっしゃっていただいたような事務局長は、会長の命を受けて局務をつかさどるといようなことになります。

おっしゃっていただいたように、この事務局機能というのは大変重要でございまして、これについては、きちっとした見識を持ち、そして社会保障に精通した方々についていただくようなことが私は必要だと思っております。あとは、互選により選出された会長等々が御判断をされることであるというふうに思っております。

○山内委員 あと、メンバーなんですけれども、国会議員が委員になることを妨げないという部分があるかと思えます。私は、個人的には、党派を超えた議論をやるためには、逆に国会議員はいない方がいいんじゃないかなと。あるいは、大臣とか政調会長みたいな非常に忙しい人がメンバーになってしまうと、その人のスケジュールがとれなくて、なかなか会議が開けないということもあり得るんじゃないかなと思えます。

どういう意図を持って国会議員を妨げないということにされたのでしょうか。どういう議論があったのでしょうか。

○長妻議員 お答えを申し上げます。

これは、実は前例がございまして、かなり前でございすけれども、社会保障を審議する審議会の中に与野党の国会議員も入って有識者とともに議論をしたというような前例もございまして。

今回、本当にいろいろ難しい制度設計あるいは制度の議論などなど、社会保障全般にかかわる議論をするというようなこの推進法の法律が今御審議いただいているところでありまして、その中で、国会議員も、「委員は、国会議員を兼ねることを妨げない。」こういうような表現で第十条ということで入れさせていただいております。

これは、いろいろ総合的に判断をして、そういう判断、つまり、国会議員による判断というのも妨げるということではないというような趣旨を入れさせていただいているところであります。

○山内委員 今の長妻委員のお話では、その与野党の国会議員が入った会議の前例が成功例だと認識されているのでしょうか。それとも、本当に国会議員が入ったことが、この前

例の場合プラスに働いたんでしょうか。その点、どう認識されておりますでしょうか。

○**長妻議員** 私も、その前例がある審議会の話聞いておりますけれども、当然、普通の、国会議員が入っていないいろいろな審議会と比べて、かなり、課題もある一方で評価する点もあるというようなことで、そういう会議の復活を望む声も私のところに届いているのも事実でございます。

ただ、いろいろ過去の先例がありますので、そこでの課題というのもよくよく我々も研究をして、そして、怠りなきように、この法律の趣旨にのっとって運営をしてほしいと思っております。

○**山内委員** まだ内容が余り詰まっていなようですので、しっかり、そのつくり方自体も含めて検討して、中身のあるものにしていただきたいと思えます。

五時になりましたので、以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○**中野委員長** これにて山内君の質疑は終了いたしました。

次回は、来る二十五日月曜日午前八時四十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時散会

② 参議院地方行政委員会

第 180 回国 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 14 号

平 24 年 8 月 10 日 (金曜日)

午前 9 時 0 分開会

委員の異動

8 月 3 日

辞任

磯崎 陽輔君
福島みずほ君
亀井亜紀子君

補欠選任

石井 浩郎君
吉田 忠智君
谷岡 郁子君

8 月 6 日

辞任

大河原雅子君
大久保潔重君
鈴木 寛君
徳永 エリ君
石井 浩郎君
小野 次郎君
田村 智子君
吉田 忠智君
谷岡 郁子君

補欠選任

岡崎トミ子君
安井美沙子君
難波 奨二君
大島九州男君
赤石 清美君
中西 健治君
紙 智子君
山内 徳信君
亀井亜紀子君

8 月 7 日

辞任

川上 義博君
赤石 清美君
紙 智子君
山内 徳信君
亀井亜紀子君

補欠選任

那谷屋正義君
磯崎 陽輔君
田村 智子君
福島みずほ君
行田 邦子君

8月8日

辞任

那谷屋正義君
難波 奨二君
安井美沙子君

補欠選任

川上 義博君
鈴木 寛君
大久保潔重君

8月9日

辞任

大久保潔重君
鈴木 寛君
田村 智子君

補欠選任

安井美沙子君
那谷屋正義君
大門実紀史君

8月10日

辞任

大門実紀史君
行田 邦子君

補欠選任

田村 智子君
亀井亜紀子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

高橋 千秋君

大久保 勉君
櫻井 充君
吉川 沙織君
石井 準一君
衛藤 晟一君
中村 博彦君
荒木 清寛君
中村 哲治君

委員

相原久美子君
梅村 聡君
大島九州男君
岡崎トミ子君
金子 洋一君

川上 義博君
那谷屋正義君
西村まさみ君
林 久美子君
安井美沙子君
蓮 舫君
磯崎 陽輔君
上野 通子君
片山虎之助君
高階恵美子君
塚田 一郎君
中川 雅治君
中西 祐介君
水落 敏栄君
宮沢 洋一君
山崎 力君
山谷えり子君
若林 健太君
竹谷とし子君
渡辺 孝男君
姫井由美子君
桜内 文城君
中西 健治君
田村 智子君
大門実紀史君
福島みずほ君
亀井亜紀子君
行田 邦子君

衆議院議員

発議者	長妻 昭君
発議者	柚木 道義君
発議者	白石 洋一君

発議者	加藤 勝信君
発議者	西 博義君
発議者	和田 隆志君
発議者	江端 貴子君
発議者	田村 憲久君
発議者	馳 浩君
修正案提出者	白石 洋一君
修正案提出者	長妻 昭君
修正案提出者	柚木 道義君
修正案提出者	加藤 勝信君
修正案提出者	西 博義君
修正案提出者	江端 貴子君
修正案提出者	和田 隆志君
修正案提出者	田村 憲久君
修正案提出者	馳 浩君
修正案提出者	稲富 修二君
修正案提出者	岸本 周平君
修正案提出者	古本伸一郎君
修正案提出者	竹下 亘君
修正案提出者	野田 毅君
修正案提出者	竹内 譲君

国務大臣

内閣総理大臣	野田 佳彦君
国務大臣	岡田 克也君
総務大臣	川端 達夫君
財務大臣	安住 淳君
文部科学大臣	平野 博文君
厚生労働大臣	

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (少子化対策))

小宮山洋子君

副大臣

財務副大臣 藤田 幸久君

大臣政務官

財務大臣政務官 三谷 光男君

事務局側

常任委員会専門員

五十嵐吉郎君

常任委員会専門員

塩見 政幸君

常任委員会専門員

大嶋 健一君

常任委員会専門員

松田 茂敬君

本日の会議に付した案件

- 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
 - 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
 - 社会保障制度改革推進法案（衆議院提出）
 - 子ども・子育て支援法案（内閣提出、衆議院送付）
 - 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
 - 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
 - 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）
 - 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
-

○委員長（高橋千秋君） ただいまから社会保障と税の一体改革に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、山内徳信君、難波奨二君及び田村智子君が委員を辞任され、その補欠として福島みずほ君、那谷屋正義君及び大門実紀史君が選任されました。

○大門実紀史君 高橋委員長の不信任を求める動議を提出いたします。

○委員長（高橋千秋君） ただいま大門実紀史君外一名から、賛成者と連署の上、文書により委員長不信任の動議が提出されました。よって、委員長は、この席を譲って理事櫻井充君に会議を主宰していただきます。

〔委員長退席、理事櫻井充君着席〕

○理事（櫻井充君） 社会保障と税の一体改革に関する特別委員長高橋千秋君不信任の動議を議題といたします。

まず、提出者から本動議の趣旨説明を願います。大門実紀史君。

○大門実紀史君 中村哲治君並びに私、大門実紀史は、社会保障と税の一体改革に関する特別委員長高橋千秋君の不信任を求める動議を提出いたします。

本委員会は、委員長高橋千秋君を不信任とする。

以下、動議提出の理由を申し上げます。

まず、八月七日、私たち参議院七会派が消費税増税反対の多数の民意にこたえるために問責決議案を提出したにもかかわらず、民主、自民、公明の三党が本日増税法案の採決を強行しようとしていることに嚴重に抗議をいたします。

委員長不信任の第一の理由は、本日の締めくくり総括、採決日程を、国民の生活が第一、みんなの党、日本共産党、社会民主党・護憲連合並びにみどりの風が反対をしたにもかかわらず、高橋委員長は、民主、自民、公明三党の意向だけに従い決定したことであります。そもそも三党合意で提案されている法案です。反対会派、少数会派の意見を特段に尊重するのは中立公平を旨とする委員長の当然の責務ではありませんか。

また、委員長が、過日の理事懇談会の場で中央公聴会を出口にしないと明言したにもかかわらず、本日の委員会の開催を決めたことも重大な約束違反と言わなければなりません。

第二の理由は、私たち七会派が野田内閣総理大臣に対する問責決議案を提出している下で、本日の採決を強行しようとしていることであります。

国民の切実な声を代弁し、七会派が提出した総理問責決議案はあらゆる法案に優先して

採決すべきであります。その扱いも不透明な下で、本日の委員会を開くこと自体が議会制民主主義に反するものです。この点においても高橋委員長の責任は重大であると言わざるを得ません。

以上が不信任案を提出する理由であります。

なお、本決議案に対する賛成討論について、先ほどの理事会において三党が認めなかったことについても嚴重に抗議をいたします。

以上です。

○理事（櫻井充君） それでは、これより採決に入ります。

社会保障と税の一体改革に関する特別委員長高橋千秋君不信任の動議に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○理事（櫻井充君） 起立少数と認めます。よって、本動議は賛成少数により否決されました。

委員長の復席を願います。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

〔理事櫻井充君退席、委員長着席〕

○委員長（高橋千秋君） 速記を起こしてください。

○委員長（高橋千秋君） 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、社会保障制度改革推進法案、子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案、以上八案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○櫻井充君 おはようございます。民主党・新緑風会の櫻井でございます。

今、高橋委員長の解任動議が出されましたが、議事進行のもし責めを負うとすれば与党

筆頭の私の責任だと思っております、私は、高橋委員長には瑕疵がないと、そう思っております。

それでは、まず総理にお伺いしたいと思いますが、先日の両院議員総会の中では、解散の時期については明示しない、それは当然のことなんだという趣旨の御発言をされたかと思いますが、今回のこれは三党での話合いになるのでしょうか、それとも二党間の話合いになるのか分かりませんが、近いうちに信を問うという趣旨の御発言をされたようですが、これについて、この近いうちというのは一体いつの時期を指しているのか、まずこの点について御説明いただきたいと思えます。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） おはようございます。

ただいま櫻井委員からの御質問でございますが、おととい党首会談を開かせていただきました。そして、様々な意見交換をさせていただいたときに、最終的に、三党合意を踏まえて一体改革関連法案を早期に成立をさせるということ、そして、一体改革関連法案が成立をした暁に、近いうちに国民の信を問うと、こういう形でお互いに確認をさせていただきました。

近いうちのの意味は、それ以上でもそれ以下でもないということでありまして、あの両院総会でもお話をしましたけれども、内閣総理大臣が具体的に明示的に解散の時期を明らかにするという事は、これは私は妥当ではないと思っております。そういう中で、近いうちにという表現をさせていただいた中で、それ以上でもそれ以下でもない、もうこれに尽きると思えます。

○櫻井充君 今総理からそういう御発言がございました。これはこれとして受け止めさせていただきたいと思えますし、このことについては、これは本当に国民の皆様もそうですし、それから国会議員も含めて大事な発言だと、そう思っておりますし、きちんとした御説明を、必要とされる場合にはきちんと説明をしていただきたいということをお願い申し上げます。

さて、本題に移りたいと思えますが、今回の改革というのは、もちろん社会保障と税の一体改革ではありますが、私はもう一方で、財政再建、このことも総理が常々おっしゃっていたことですから、財政再建のためという意味合いもあるんだらうと、そう思っております。そういう意味で、今回の改革は財政再建に資するものなのかどうか、この点について総理にお伺いしたいと思えます。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 今回の一体改革関連法案の目的は、社会保障の安定財源、

これを確保することと財政健全化の同時達成ということでございます。その意味では、当然のことながらこれは財政健全化に向けての大変大きな、一里塚に向けての大きな一歩

だというふうに思うんですが、一体改革で国民の皆様に消費税の御負担をお願いをする、そして、そこで出てくる増収分については、社会保障の充実に一%、安定化に四%ということでございます。そのことによって社会保障制度の持続可能性が確保されることとなりますが、同時に、子や孫の世代への負担の先送りを小さくすることとなりますので、基礎的財政収支の改善なども当然のことながら行われることとなります。

その意味で、さっき申し上げたとおり、社会保障の安定財源確保と同時に、財政健全化に向けても大きな一歩を踏み出すと、そういう位置付けだと認識をしています。

○櫻井充君 この場でも随分議論があったんですが、現在、例えば日本の十年国債の利回りは一%前後ぐらいであって、本当に危ないんだろうかと。つまり、マーケットから見れば世界で一番安全な国債だというふうに信認されているのではないのかという、そういう意見もございました。一方で、対GDP比で見れば二〇〇%近く、まあ超えているという話になっていて、この数字を見ればギリシャやポルトガルなどと比較しても相当危ないんだという話もございましたが、もう一度この場面で総理の方から、なぜ財政再建が必要なのか、そのことについて御説明いただければと思います。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 欧州の今の状態を見ても、財政に対する信認が薄らいだりなくなったときに、それが金融不安や経済不安につながっていくという状況が生まれています。一たび財政に対する信頼を失ったときには、その後、様々な努力をする、例えば年金等の給付をカットするとか大変厳しい行革をやるとか等々の国民生活に相当厳しい状況を生むような状況をやらざるを得なくなっているのが現状だと思います。

日本については、確かに今国債の金利については低位で安定をしている状況でございますけれども、財政に対する信認がなくなっていく、財政規律を守ろうとしていないということがまさに疑念として生まれたときには、私は日本とて緊張感を持った状況にならざるを得ないと思います。

今回も様々な局面がありました。曲折がありました。もしかするとこの一体改革の法案も成立しないかもしれないという状況に陥ったときの金利の動向を見ても、やっぱりそこは私は一定の証明がされるのではないかと思います。

したがって、何としてもこの法案を成立をさせていただき、社会保障を安定させる、充実させるとともに、財政健全化に向けてもきちっと日本は道筋をたどっていくんだということをしっかりお示ししなければいけないと考えております。

○櫻井充君 ありがとうございます。

ただ、その意味で、私は、この委員会での、大変申し訳ございませんが、安住大臣の答弁の中でちょっと腑に落ちないところがございました。これはみんなの党の中西委員の質

問に対してですが、今回の消費税の引上げによって国債の発行額を、公債の発行額を減らせるのかという質問があった際に、明確に、減額できるんだという、こういう答弁がございませんでした。仮に、これ、国債の発行額を減らせないということになると、今総理から御答弁があった財政再建に資するという点からしてみると、若干違うことになってしまうのではないのかと思います。

改めて安住大臣に、今回のこの消費税の引上げによって公債の発行額を減らすことができるのかどうか、明確に御答弁いただきたいと思います。

○国務大臣（安住淳君） おはようございます。

私の方から少し丁寧に話をさせていただきます。

結論を申し上げさせていただければ、国債の発行額は抑制をされていくということにはなります。ただし、若干の減少をするということを私はここで申し上げたのは、次の点からでございます。

今年一月に内閣府から公表をされました経済財政の中長期試算の慎重シナリオでは、国の一般会計における歳出と税収等の差額を見ると、二〇一二年で四十四・二兆円でございますが、一六年では四十四兆円、つまり約二千億程度、若干減少するという見通しでございます。

確かに、これだけを見ると国債は減らないのではないかというふうな誤解を受けるかもしれないですが、ここには一つ理由がございます。二〇一二年度から一六年にかけて、実は歳出の面で、社会保障の充実、基礎年金の国庫負担の二分の一の引上げ等によって財政的には支出増が七・三兆円増えます、このままでは。さらに、経済成長に伴う金利の上昇等を反映して、国債費が今よりもやはり七・三兆円ほど増えますので、足せば約十五兆円ほど増加を歳出が見込まれるということになるわけです。ですから、ほっておけばこの分増加をしてしまうと。

しかし、今回、歳入面で消費税の引上げや経済成長に伴う増収をすることによって約十五兆円、同程度の収入というものが見込まれるので、先ほど私がお話をさせていただいた数字になるということになりますから、結果的には、一体改革が行われぬ場合に比べ、国債発行額が抑制されることに加えまして経済成長に伴うGDPの数値を増加するわけですから、同じく二〇一二年から一六年にかけて、例えばGDPに対する国債発行額の割合からいけば九・二%から八・四%に、また公債依存度等も四九%から四二%に低下します。

ですから、そういう点では基礎的財政収支は、これについては二〇一二年度三角六%は二〇一六年度にはマイナス三・二%へと改善が見込まれますから、そういう意味では財政状況の大きな改善効果は見込まれるということでございます。

○櫻井充君　ちょっとこれは財務省の試算なのか内閣府の試算なのかよく分かりませんが、一点、まず、公債の金利負担分が七・二兆も増えるという試算になっておりますが、これが本当に適切な数字なのかどうか。かなりいつも多めに見積もっていますから、ですから、それが本当に適切なのかどうか。

なぜかといいますと、消費税法の附則の十八条の二のところではいろんな意見があったわけですが、つまり、今回、増税させていただくにしても、結果的にはそこで余裕が出たものがまた更に公共事業に、全ての公共事業が悪いと申し上げているわけではありませんが、それが膨らんでいって、結果的には財政再建という道筋を失ってしまうことになるのではないのかという、こういう疑念がございました。

この点についてもう一度、今のようなことであって、仮に、仮に金利の上昇がそうするとなければ、金利の上昇がなければ、逆に申し上げれば消費税の増税によって景気が冷え込むんじゃないかという、そういう指摘もあるわけですから、金利の上昇がなかったとこれ仮定すれば、この分については、その分は発行額を減額することが可能だという認識でよろしいのでしょうか。

○国務大臣（安住淳君）　御指摘のとおりでございますが、我々としては過去のデータを見て、高めという御指摘がございましたが、上回らない程度に設定をしておりますから、これは櫻井さん、副大臣もやられて御存じのとおりでございますので、もし我々が予想するよりも低い国債の金利の状況が続けば、今私が言った話から国債の発行額というものは結果的に減額ができるということになると思います。

○櫻井充君　きちんとした形で財政運営を行っていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

今回、消費税を一〇％に引き上げた場合には、国民負担率というのは一体何％まで引き上がるのでしょうか。

○国務大臣（安住淳君）　この件については何回か御指摘をいただきました。

今現在が約三九・九％でございますが、最近は四〇％前後で推移をしております。三％引き上がった場合の国民負担率は二・二％増、五％の引上げのときは国民負担率は三・七％増ということになります。

ですから、今現在一一・四ポイントほど財政的な負担、つまり借金で補っている部分がございますから、その部分がここに換わっていけば、財政出動、赤字国債でこの国民負担率をカバーしている下の分が減っていくということは試算としては言えると思います。

○櫻井充君　そうしますと、多分一〇％になると四三％を超える数字になるのかと思いま

すが、こうなってくると、イギリスが五〇%弱ですから、そこに近づいてくることになると思います。

これ、前の委員会でも指摘させていただきましたが、ヨーロッパと日本の違いは何かというと、教育コストとそれから住宅コストが全く違ってきていて、ここの負担を軽減しない限り更なる国民負担を求めていくということは私はかなり難しいことではないのかと思っております。是非総理にお願いでございますが、今の日本の家計からの支出をもう一度きちんとチェックしていただいて、今私が指摘した以外のことでヨーロッパとの違いがあって、今、低所得者の方々やそれから中小企業の方々に対しての問題点の提起はございましたが、全体として、社会全体としてのありようを改めて御検討いただきたいと思いますが、その点について御決意をお願いしたいと思います。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 今、教育とか住宅コストの違いとか御指摘ございました。そういうことをよく参考にさせていただきまして、検討させていただきたいと思います。

○櫻井充君 よろしく申し上げます。

要するに、なぜ負担感が強い、重いと感じるのかというのは、家計からの支出がやはり全然違っているからだと思っております。是非御検討いただきたいと思っております。

それから、先ほどGDPが伸びてというお話がありました。相対的な借金の割合になってきますから、本来は分子の絶対的な額を減らすことも一つですが、ここ十年間ずうっと経済成長を遂げてこなくてGDPが伸びてこなかったというのが、結果的にはその公債の割合が世界と比較したときに高くなってきたと。この経済成長を遂げてこなかったのは、先進国だからということではなくて、先進国の中で唯一日本だけが経済成長を遂げることができませんでした。

その中の原因は幾つかあるかと思っております。それは、成熟社会になって消費が落ち込んだとか、それから消費者世代が減ってきたとか、いろんなことがあるかもしれませんが、もう一つ、やはり何といたっても大きいのは物価が上昇しなかったことなんだろうと、そう思っております。このデフレからの脱却ということを随分言われておりますが、なかなか実現できてこなかったと。これをどうやって実現されるのか、総理にお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 御指摘のとおり、長い間デフレの状況に陥ったままでありまして、おとし、政権交代直後に改めてデフレ状態であることの宣言をさせていただきました。その後も様々な取組を行っておりますけれども、なお現在も緩やかにデフレ状況が続いているということでもあります。

ただし、若干ちょっと注目しなければいけないのは、このところ物価の下落テンポが緩

和をしてきているという状況でございます。したがって、今こそデフレという長年の、まさに積年の問題と決別するチャンスだととらえて、経済の再生は元々この内閣の最重要課題と位置付けておりますけれども、デフレ脱却の好機を逃すことなく、適切なマクロ経済運営政策とともに、デフレを生みやすい経済構造の変革に全力を尽くしていきたいと思っております。

具体的には、七月の三十一日に閣議決定をした日本再生戦略に基づきまして、デフレ脱却に向け、物、人、金を動かす観点から、平成二十五年までを念頭に、規制・制度改革、予算、財政投融资、税制など政策手段を動員することが不可欠であるというふうに思います。また、金融政策においても、日銀が物価安定のめどの達成に向けてしっかりと努力を行うことが重要であり、日銀に対しては、政府との緊密な連携の下、デフレ脱却が確実となるまで強力な金融緩和を継続するよう期待をしております。

○櫻井充君 ありがとうございます。

一般論としてそういう話になると思っておりますが、もう少し具体的に申し上げますと、例えばアメリカではリーマン・ショックの後に物価が下落いたしました。このときには政策金利は5%程度からゼロまで引き下げられましたが、それでも物価は下がっております。一方で、何が起こったのかというと、貯蓄率が上がりまして、要するに不安感があったから貯蓄に走り、そしてその結果、物価が下がるという現象が見られます。

我が国の場合には、将来の不安があって、高齢者を中心として相当額の金融資産を確保されていると。これが経済に回ってこないから、だからなかなかデフレから脱却してこないんだろうと思っていて、そういう意味において、この社会保障の制度を充実させて国民の皆さんから信頼感を得るということは私はデフレ脱却の一つにつながっていくものだと、そう思っております。

この点については、是非総理からいろんな場面で御発言をいただきたいと思っておりますし、それからもう一点は、過度な価格競争をどうやめさせるかなんではないのかと思っております。

小泉・竹中改革で、競争すれば幸せになれるんだと、歯を食いしばって頑張れと言われてきましたが、結果的に競争してきたのは何かというと、価格競争をずうっとやり続けてきたことであって、この同業他社との価格競争をどうやめさせていくのかというのはもう一つのデフレ脱却の道筋につながっていくのではないのかと思っておりますので、この点についても、これは答弁結構でございますので、御検討いただきたいと思っております。

最後に、私は、片山虎之助委員からこういう指摘がございましたが、今回何も社会保障と税の一体改革ということをやらなくても政府の信頼があったならばこれは財政再建のことだけ行ってくればよかったのではないかと、そのことが片山委員から指摘されましたが、私もまさしくそのとおりだと思っています。そういう意味で、今の政治に対する不信感を払拭するために、総理としての御決意をお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 政治不信を払拭するにはいろんな観点からの様々な取組が必要だと思いますが、一つは、やっぱり国民の皆様が不安に思っていること、関心を持っていることに対してきっちりとやっぱり情報を公開をしながら物事を進めていくという透明性の問題。それからもう一つは、今何が起きているのか、将来何を考えているかということ、これもしっかりと説明をしていくという、説明責任を果たすということ。それから、もう一つあえて言うならば、今回、一体改革、様々な観点から御議論いただきましたけれども、いつも申し上げていることは、やっぱりやらなければいけないこと、決めなければいけないことをしっかり決めるべきときに決めていくという、そういう先送りをしない政治。こういうものを通じて総合的に信頼感を獲得していく、そういう努力を地道にやっていかなければいけないと考えております。

○櫻井充君 ありがとうございます。

例えば、日本の医療制度を申し上げますと、これは世界で間違いなくナンバーワンだと思っています。所得五十三万円以下の方々であれば、月に百万掛かろうが、まあ二百万掛かると八万円というわけにはいきませんが、月十万円もあれば医療を受けられるわけです。こういったその制度を国民の皆さんが実は知らないのです、私、地域回ったときに、百万掛かるんでしょ、二百万掛かるんでしょかと、そんな掛かりませんよという説明をすると驚かれるんですが、そういったその制度がきちんとあるにもかかわらず十分説明されていない。それから、年金についても、破綻するのではないかと。だけど、これは政府に対する信頼感があれば、私はこここのところもきちんとした形で払拭できるのではないのかと思っています。

私は、大事な点は何かという、国民の皆さんを信用するかどうかだと思っています、例えば、これは野田政権のときではありませんでしたが、原発対応のときに、この情報を伝えたら国民の皆さんはパニックになるから伝えませんでしたと。要するに、政府が国民の皆さんを信用していませんよというメッセージを送っているわけです。そういうメッセージを送れば国民の皆さんが政府を信頼するというには私はならないと思っています、是非、国民の皆さんを信頼する政治を行っていただきたいということをお願い申し上げます、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(発言する者あり)

○委員長（高橋千秋君） 御静粛にお願いします。

○吉川沙織君 民主党の吉川沙織でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の締めくくり総括質疑を迎えるに当たり、社会保障の持続性と財政の持続性、税については地方分権を前に進めようとする我々の立場から質疑を行いたいと思います。

我が国における人口構成は大きく変容し、少子高齢化が一層進むこと、そして国の予算の約半分を赤字国債で賄う状況が続いているということに鑑みると、どの立場に立とうとも社会保障の持続性と財政の持続性に向けて取り組むということは避けては通れない道であると思います。

ここ数日、一体改革関連法案の先行きが不透明になったことに伴い、国債市場が神経質になりつつありました。仮に国債が売られるような事態になれば、財政はもちろん国民生活への影響は避けられなかったところですが、一体改革関連法案が成立しない場合の国債市場に与えるインパクト、そして何より国民の皆様的生活に与える影響について、総理にお伺いします。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 今、吉川議員御指摘のとおり、財政への信認と国債市場や国民生活との関係というのは、これ密接不可分だというふうに考えております。

例えば、今回の欧州債務危機の状況を見ますと、財政への懸念というものが深刻化する、そうすると、財政の持続性に対する市場の信認を失うという状況になりますと、急激な国債価格の下落、そして国債金利の上昇が生じています。そして、財政に対する信頼の回復のために、社会保障給付のカットなど極めて厳しい緊縮策の実施を余儀なくされ、その結果、経済や国民生活に大きな混乱が生じているところでございます。

したがって、一体改革は、国民の皆様にお負担をお願いをするものであり、困難な課題ではありますけれども、こうしたことを踏まえれば待ったなしの状況であります。その意味からも、今の我が国の国債金利が低位で安定をしているというこの状況の中で一体改革関連法案を是非とも成立をさせていただきまして、我が国財政に対する市場の信認を引き続き確保することが重要であると考えております。

○吉川沙織君 今回の一体改革は、少子高齢化が一層進む我が国において社会保障の持続性の端緒となるものであると思います。もちろん残された課題は数多くございますが、それでも、今取り組まなければ社会保障制度そのものの崩壊につながってしまうことになると思います。バブル経済崩壊後の右肩下がりの社会しか私は知りませんし、超就職氷河期を経験して社会に出ましたことから、若い世代の一人として切にそう思います。

本格的な高齢社会に対応するためには、社会保障費の安定財源の確保が喫緊の課題であ

り、社会保障制度の持続性の観点から、消費増税分を全て社会保障四経費に充て、全世代でその負担を分かち合うことは避けて通れなかったものであると思います。

今この選択をしなければ、社会保障制度そのものの崩壊につながる甚大な影響が出ることに相違ないと考えますが、総理、簡潔な答弁をお願いします。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） おっしゃるとおりでありまして、急速な少子高齢化であるとか社会経済状況の変化の中で、社会保障制度、これはまさに国民生活に直結をしています。これを持続可能なものにしていくためには、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という構図のままではこれは持続可能性は担保できないと思います。

高齢者三経費だけではなく、子育て世代、若者世代、現役世代に対してもしっかりケアする社会保障であるということ、支える側についてもしっかり光を当てていくということをもってまさに持続可能性が生まれると思いますので、一体改革の意義はそこにあると考えております。

○吉川沙織君 私自身もバブル崩壊後の日本社会しか知りませんので、本当にこれずっと安心して年を重ねていけるのだろうかというところはまだまだ疑問に思うところがあります。

ただ、今般の消費税率引上げに伴い、国民の皆様から納得を少しでも得るためにも、様々な立場にある国民一人一人にきめ細やかな対応が求められます。しっかりとした低所得者対策、逆進性対策を講じるべきと考えますが、今後どのように進めるのか、財務大臣に伺います。

○国務大臣（安住淳君） まず、やっぱり社会保障目的税化をちゃんとして、先ほどのお話の続きでございますが、総理の、お預かりした消費税をやっぱり年金、医療、介護、さらに少子化対策にちゃんと使っているという透明化を責任を持ってこれからやっていって、国民の皆さんに私は消費税を浸透していきたいと、理解していただくようにしたいと思います。

そして、御指摘のように、この委員会の中で再三御指摘がありましたように、やはり所得の低い方に対してしわ寄せが行くので、これについての配慮をしっかりとやれということでもございました。選択肢として、給付付き税額控除、それから複数税率、これらの問題が出てきましたので、消費税率八%の段階から、このいずれかの実施までの間、又は簡素な給付措置を実施するなど、実際にどうするかを早急に検討をして、具体化をして、三党のまた御議論に付したいというふうに思っておりますので、できるだけ早く私としてはその制度設計というものは政府として考えて、三党の実務者の皆さんにもまた相談をさせていただきたいと思っております。

○吉川沙織君 社会保障改革に関する有識者検討会で座長を務められた宮本太郎氏は、先月、七月に発表された論文で、「一体改革」は、まさに社会の持続可能性そのものを強めようとするものです。若い世代の苦境を受け止めることにポイントがあって、それによって高齢世代との共倒れを防ぐ、さらに財政の持続可能性も担保するのです。社会保障の大前提とは、皆が働いていることなのです。」と述べておられます。また、積極的労働市場政策を行うべきだとも主張されていますが、これを一体改革の項目に挙げようとしても、財務省の固いガードにはね返されたとしています。

若年層の雇用環境は、産業構造の変化のあおりをまともに受け、非正規雇用が増大しています。また、先日の質疑におきまして、若年層が正社員になれないことによる国税や地方税の収入に与える経済的損失も明らかになり、生活保護の被保護者数も若年層で残念ながら急増していることもお示しいたしました。

積極的労働市場政策を取ることでこそが社会保障制度の支え手を増やし、それがひいては社会保障制度の持続性につながると思いますが、厚生労働大臣、端的に御答弁をお願いします。

○国務大臣（小宮山洋子君） 委員がおっしゃるように、少子高齢化が進む中で、やはり社会保障を維持するためにも、この社会を維持していくこと自体のためにも、一人一人が能力を発揮して働ける社会のためにもっと力を入れなきゃいけないと思っています。

この社会保障改革の中でも、全員参加型社会ということで、今おっしゃった若者、そして高齢者、女性などが、意欲ある人が働けるようにということで政策を盛り込んでいますし、おっしゃったその非正規雇用のしっかりした処遇というのは大事ですので、この国会で有期雇用を無期に転換する労働契約法の改正とか、ここでも御審議いただいた短時間労働者への社会保険の適用などもしています。

とにかく働きがいのある、人間らしく働ける社会をつくるということ、そしてまた全世代対応型の、子ども・子育て支援も含めて、若い人も含めて、世代を超えて意欲ある人が働くことによってお互いに支え合っていく、そういう社会のためにも労働政策はもっと力を入れなきゃいけないというふうに考えています。

○吉川沙織君 今、積極的労働市場政策含め、全世代でやっていこうというお話ございました。ただ、若い人の戦略を見ますと、新卒者向けはそれなりにかなり拡充されているんですけれども、例えば前回の就職氷河期世代、私ぐらいの年代の既卒者対策についてはこれまでの施策の延長線上でしかないというものも散見されますので、是非リーダーシップ取って進めていただければと思います。

総理は、七月十三日の参議院本会議において、「社会保障の充実策として、保育の量的拡

充、質の改善等による子育て世帯に対する支援や、働く希望を持つ全ての人に対する就労促進策の強化、短時間労働者に対する厚生年金及び健康保険の適用拡大などを盛り込んでおり、」と答弁されていますが、この中で今回の消費増税分が充てられないのは就労支援ということになります。

また、給付と負担のバランスを世代間で見えていく必要があると考えます。ここ数年で見ますと、高齢層の貧困率は若干改善している一方で、子育て世代の貧困率は若干上昇しています。これはつまり、先ほども申し上げましたとおり、若年層の雇用状況が悪化し続けているということにほかなりません。また、健康保険料を払えずに医者に行けない若年貧困層の拡大にはなかなか光が当たりません。改正高年齢者雇用安定法においては、六十五歳までの雇用を義務付けようとする一方で、国家公務員の新規採用抑制を行い、これから社会に出ようとする若者の職の削減を行います。

確実に存在する世代間格差の是正に向けて、給付と負担の在り方、これらの議論は避けては通れない、今後必ず避けては通れない議論だと思いますが、総理の御見解をお願いします。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 新卒者の就職が難しいということであるとか非正規雇用が増大をしているということ、これまさに若者の生活を厳しくしているということだというふうに思います。それが、ひいては結婚、子育てを厳しくしているということにつながっていますので、これはまさに社会全体で対応すべき大変重要な問題だと認識をしています。

今回の一体改革の意義は、先ほど申し上げたとおり、給付は高齢者に、そして負担は現役中心に、場合によっては将来世代にツケ回しということを改めていくという、その世代間の公平を期していくということによってこれが変わっていくんだということ、特に子育て支援はまさに充実の部分の柱になっています。そのことと、今回の消費税の引上げの直接的な対象ではなっていませんが若者の雇用ということ、これは財政の機動性回復の中でしっかり対応していかなければいけません、そういうことをやっぱり若者にきちっとメッセージで伝わるようにすることが今回の一体改革の私は重要な意義であるというふうに思います。すなわち、これからまさに社会を支える人たち、支える側もケアをするんだということの方向性をこれから我々政府は責任を持ってたどっていくということをメッセージとしてお伝えをしたいというふうに思います。

○吉川沙織君 若い世代の一人として、消費税を上げなければいけない、避けては通れない道だということは実感を持って分かります。ただ、将来的に今回の改革で全てが、まあ年取ってこれから先どうなるか分かりませんが、そこまで本当に安心感が得られるかという、まだやっぱり不安があります。百年安心と言われた年金制度も今こういう状

況ですし、いろんな政治情勢見ますとやはり不安感を抱かざるを得ないのが私の世代でもありますので、是非今おっしゃった内容で前に進めていただければと思います。

さて、我々は地方分権を一丁目一番地にも掲げていましたので、地方分権を推進する立場から、今般の法改正で地方消費税の充実を行い、偏在性の低い地方税体系の構築を目指そうとしています。その中で今後の課題となっているのは地方法人課税の在り方であり、これも今後見直すこととされています。これは今後、地方にとって大変大きな問題になると考えられますので、今後の改革に向けて基本的な考え方を改めて確認しておきたいと思っています。

税制抜本改革法案第七条第五号では、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の抜本の見直しを行うこと、そして地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性の是正の方策を講じることとされています。この規定は、地方税には税源の偏在性があること、そしてその主要因は地方法人課税にあるということが大前提になっています。

しかし、地方税体系というのは、様々な特徴を持つ税目が組み合わさることによって構築されています。ですから、地方税全体として偏在度が少ないのであれば、その内訳として、相対的に偏在はしますが、伸長性に富んでいるという、そういう税目があっても差し支えないのではないのでしょうか。

ですので、取り立てて今回、地方法人課税の偏在性のみを取り出して是正しようとするものの意義は何かということ、これは先日総理にお伺いいたしましたけれども、この問いに対して真正面からの御答弁ではありませんでしたので、いま一度お願いできますでしょうか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 地域主権改革、まさに私も掲げる一丁目一番地だというふうに思います。そのためには、地方が役割を十分果たせるためには、地方税を充実をさせて、そして税源の偏在が小さくて、税収がしかも安定的であるという地方税の体系を構築することが重要であります。このような観点から、これまでも地域間の税源の偏在性の小さい地方消費税を導入をしたりとか個人住民税における比例税率の採用などを行ってきたところでございます。

今回の税制の抜本改革では、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえまして、地方消費税の引上げの時期を目途に見直しを行うとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとしております。

今後とも、地方法人課税のみならず、地方税全般、税制全般について税源の偏在が小さくなる努力をしてまいりたいと思います。

○吉川沙織君 現行の地方税財政制度では、地方税の偏在性の是正は地方交付税で対処することとしています。政権交代前の平成十九年十二月二十六日の民主党税制改正大綱では、「法人事業税の一部国税化は税制として矛盾しており、また地方分権の流れに反することから認めない。」と明記しています。なお、このときに掲げました公平、透明、納得が現在の租税原則となっているので、これは我が党にとって大事な大綱だったと思います。

これらの考え方に立つとするならば、今後、地方法人課税を見直すに当たっては、現行の制度、地方法人特別税、譲与税を存続するのではなく、交付税原資交換論を基本に検討するのがこれは筋ではないかと思いますが、総務大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（川端達夫君） このいわゆる法人課税の問題が偏在の中で一番大きな偏在性を持っているということで、かねてからこういう臨時特別の調整をやってきたけれども、税制を抜本改革するときにはもう一回見直しなさいということになっているということがありますので、我々として精力的にやっておりますが、やはり、様々な議論の中で、やはりあるべき部分でいうと、偏在性の背景として、やっぱり経済活力、それに伴う個人の所得、それから地価の問題等々がもう必然的にありますので、必ずしも一律に全部同じものになるということにならないという意味では、国税も含めた大胆な税源交換という議論が、我々としては提起もしておりますので、抜本的にそういうことに踏み込んで議論しないといけないと思っておりますので、専門的な分析も必要ですので、そういうことをしっかりやる研究をもうスタートをさせる準備をしておるところでございます。

○吉川沙織君 地方法人課税に偏在性があるという場合、人口一人当たりの税収や何かで測るんですけども、仮に地方で法人が活動を行おうとした場合、行政や財政需要も出てくることになります。それは、昼間の人口が増えることになって様々な行政サービスをつくっていかねばいけませんので、それをもって偏在性があるとかないとかというのはちょっとまた難しい問題だと思いますし、今総務大臣御答弁いただきましたような形で、元々我が党は地方分権を進めるという立場で反対をしておりましたので、交付税原資交換論、難しい議論にはなるとは思いますが、地方分権を推進するに当たって非常に大事な問題になってくると思っておりますので、是非前に進めていただければと思います。

さて、最後に、社会保障の安定化や財政再建は、先ほどから申し上げておりますとおり、若年層を含む将来世代の安心感のためにも必要であります。今般の改革を通じても十分な安心感は得られないというのが私世代の実感でもあります。ただ、これを一里塚として今後更なる歳出歳入改革そして社会保障制度改革に取り組む必要があると思っております。また、あわせて、先ほどからこれも何度も申し上げておりますが、社会保障制度の持続性の観点からも、支え手である若年層の雇用改善にもしっかり取り組むということを総理の口から

お伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 今回の改革の意義というのは社会保障の充実とそして安定化のための安定財源確保と財政健全化の同時達成でありまして、このことによって全て安心がもたらせるのか、特に若年層が納得するかというと、これゴールではありません。御指摘のとおり一里塚だというふうに思いますが、一里塚でも、これは前へ進めなければいけないというふうに考えております。

そして、特に若年層を含む国民が将来に対して十分な安心感が得られるように、これは歳入面だけではなくて歳出面も含めてもこれから最大限の努力を行わなければいけないと思います。特に社会保障の持続可能性を考えたときに、これいつも人口構成で申し上げますが、遠くない将来に支える側が一人、支えられる側が一人という肩車の社会になるときに、支える側が雇用環境が厳しいというふらふらした状況では、これは社会極めて不安定であります。

その意味からも、支え手である若年層をよくケアをする、そういう制度改革をしていかなければいけないと、特に雇用の問題、特に重要だと考えております。

○吉川沙織君 参議院は、国会情勢ねじれている状況の中で、本当に完璧な法律というのはできないと思います。ただ、今取り組まなければならない課題が今の法律であるということ、そして、将来世代に対して責任を持つ、そういう責任が我々にあるということをおし上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○衛藤晟一君 自由民主党の衛藤晟一でございます。

いよいよ締め総の段階に入りました。さて、最終的にこの締めをめぐって、総理そして我が党総裁との間に二つの話合いが行われました。法案の早期成立と、近いうちに信を問うということでございます。

先ほどからも質問ございましたが、法案については早期成立ということで、まさに約束をしてから二、三日の間にこれが実行される、二日の間に実行されるということになるわけでもございます。そんな意味で、早期成立という言葉は、もう我々はちゃんと守ろうとしているということは御理解いただけると思います。

さて、総理の方は、近いうちに信を問うと。当初出された言葉は近い将来ということのようでもございましたけれども、この近いうちというのはどういう時期を指すのか、常識の範囲でも結構ですから、是非はっきりと明示していただきたいと思っております。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） これは衛藤先生御指摘のとおり、おとといの党首会談のときに様々な意見交換をさせていただきましたけれども、お互いに譲り合って、そして国

民のために判断をして、三党合意をして、今一体改革関連法案大詰めを迎えています、三党合意に基づいて一体改革関連法案を早期に成立をさせること、そして、その暁に、近いうちに国民の皆様の信を問うと、そういうところの確認をさせていただきましたけれども、その近いうちについての解釈はいろいろあろうかもしれませんけれども、そのことを私が明示的にいつなんだと、特定の時期、こうなんだということ言うことは、これは控えるべきではないかというふうに思っておりますし、だから、近いうちには、まさにそれ以上でもそれ以下でもないということでございます。

○衛藤晟一君　まさにそれ以上でもそれ以下でもないという言葉がありました。

私ども、普通お話ししておりましたら、話をして将来はねと言ったときには、これは相当先のことで、やるかどうか分からないことも入れての言葉のようなニュアンスを持っています、常識的に言えばですね。それから、それ以下でもそれ以上でもないということ、近いうちという言葉を使いましたが、近いうちというのは、普通は二、三週間とか今月以内とか一か月以内とか、大体そういうものを常識的には我々使っていますので、ですから、是非私どもも、それ以下でもない、それ以上でもないと言うのであれば、そういう具合に理解をして進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

こんなにもめるようになったもう一つの理由は、私は、総理が就任されたときに、そのときに実は二つ問題を指摘させていただきました。一つは、小沢さん、既にある意味での政治生命というのは終わろうとしているのに配慮し過ぎだ、その象徴的な人事が幹事長人事ではないのかという話を一つさせていただきました。その幹事長が、常に何とかまとめようとしている与野党に対していろんな言葉を言っている。

今回も一番もめたのは、もうずっと審議も詰まってきたからぼちぼち採決をというときに、二十日の週から締めに入ればいいと。ということは、二十日の週から締めに入ればいいということは、それからほんの三、四日すると参議院に送られてきて六十日になるわけですから、いわゆる審議未了にして衆議院にまた再送付しようという腹かな、いわゆる参議院では審議を終了させないという腹だなという具合にどうしても思ってしまう。しかも、そのとき総理の発言も、次の予算編成はとか、あるいはいろいろなほかの法案についてはとか、大変、今度は、失礼ですけれども、与党の筆頭理事さんはそこで修正案を提案されましたので、あっ、これみんな一緒になって我々にちゃんとやれやれ言いながらその気がないんだな、だましたんだなという具合に我々は取ったということだけはちゃんと御理解をしていただかないと、今回の経過について恐らく総理は分からないと思うんですね。

我々はこつこつこつこつとちゃんと履行してきた。もちろん現場ではそれはやりましたよ。しかし、上の方で、民主党の幹事長や、あるいは総理自身の発言の中でも、あるいは筆頭理事さんからも、そういう意思ではなかったということかもしれませんけれども、そういうものが重なってくると、当然、ああ、何だ、我々をだましてきたのかという具合に取ったということだけは御理解をいただきたいと思うんです。

そういう中で、また御党の幹事長は今回に関しても、近いうちにこだわる必要はないとか、合意したすぐ後にこんなことを言うわけですよ。むちゃくちゃですよ、これは。それから、総理と総裁、二人がいなくなればこの二人の話は終わりでしょう、公党の党首としてちゃんと話し合ったのにいきなりこういうことを言う。もう本当におかしな話ですね。我々はよくもこんな方々と真面目に付き合ってきたと、本当にそう思っていますよ。普通であればこんなの、逆切れして爆発したってしかるべきときですよ。それでも我々は一旦約束したから、最後まで耐え難きを耐え忍び難きを忍んでちゃんとやってきたということだけはひとつ御理解をいただきたいと思います。

総理の見解を求めます。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） これは三党合意の際に幹事長会談もやったときに、三党合意を踏まえて一体改革は早期に成立を期すという文言が入っています。したがって、これは党執行部だけではなく党全体として早期に成立を期してきたところでもあります。

今、個々のいろいろな発言がございましたけれども、少なくとも本意は、私、幹事長の発言聞いておりませんが、仮定の話に対して仮定で答えても意味がないという文脈の中での私は説明だったというふうに思います。

私の発言に関して申し上げます、予算の話で誤解を生んだということでございました。これは是非誤解を解かなければいけないと思いますけれども、日本再生戦略を七月末に閣議決定をしました。それを踏まえて、これから八月というのはシーリングの時期になってまいります。予算を編成をしていくのがこれはやっぱり政権の務めです。八月にやるべきこと、九月にやるべきこと、年末にやるべきことあります。その一連のプロセスの中で日本再生戦略を踏まえた対応をしなければいけない趣旨の発言をしているわけでございますので、それは政権を預かる責任上の話でありますので、誤解のないようお願いをしたいと思います。（発言する者あり）

○委員長（高橋千秋君） 御静粛にお願いします。

○衛藤晟一君 その個々での対応をそういう具合にしたんだろうと言いますがけれども、少なくとも今までこつこつこつこつ積み上げてきた者にとってみると、完全な裏切りなんですよ。いいかげんに、ころころころころ手のひらで転がすようなことでそれが通じるなん

て、こんな具合に思ってもらったら私は大変なことだと思っていますので、その認識をちゃんとさせていただきたいと思っています。

総理とそれから自民党の野田先生にお聞きしたいんですね。

今回この消費税でこういう三党合意になったということの理由について、やっぱり国民の前に一回明らかにしておかなきゃいけないと思うんですね。

自民党は消費税一〇パーを約束していました。しかし、御党は約束をしていませんでした。しかし、そういう中で、言わば今の状況を見たときに、これは大変だ、将来的に何とか財源を確保しなければいけないということでここに踏み切られたということについては、総理の何度も皆さん方への御答弁をお聞きして強く理解するところであります。

しかし、片っ方でそういうことを言いながら、実は社会保障についての改革案は一体改革と言いながら全く示されていなかったんですよ。後期高齢者医療制度を廃止すると言っているけれども、何ら言及なし。それから、最低保障年金、これもよくよく聞くと最低保障年金ということについては看板に偽りがあって、中身と全然違う。それから、年金の一元化、これもよく分からない。それから、介護保険だってどうするか分からない。全て、言わば今回の一体改革と言いながら何ら示し得なかったんです。

そういう中で、我々は消費税の引上げを賛成と言っていましたから、やるべきだと言っていましたから、反対ができないから、ちゃんとやるべきところはやってくれないととても前に進めませんよということでここまで来たんだという具合に私は認識を持っていますが、まず野田代表にお尋ねします。

○衆議院議員（野田毅君） 二つほど御質問の中身の重点があるかと思えます。

最初は、そもそもこの内閣で消費税を含む抜本改革をやる資格があるかどうかということがあったと思います。私どもは、元々今まで政権与党としていろんな苦渋の中でやってきて、もう社会保障の財源をほかの予算を削って投入していくということだけでは限界がある、借金を増やすこともこれ以上は限界がある、そういう中からあえて消費税の引上げを含んだお願いをしなきゃいけないということで選挙でも公約をしてきた。したがって、ある意味では今回の社会保障と税の改革は我が党にとってみれば公約の実現であるということも言えると思います。

そういう中で、一方で与党の方からいえば、我々から見れば明らかに違うじゃないかと。そういう意味で、まず公約を正しい公約に切り替えた上で選挙して、そして有権者に対するその公約の実行としての改革をしてほしいと。まずそういう意味で選挙してくださいと、それから抜本改革に行きましょうと、私どもは長くそうやってきたわけです。しかし、もう国際情勢もあり、それから総理も、まあそうはいつでも今はもうそれだけの時間的余裕

もないと。私どもには解散権はありません。

そういう中で、膠着状態では何も決まらないということで、あえて私どもは一步進んで、まずその順序を逆転をして、この一体改革は我々も一緒にやりましょうということで踏み出したということで、まずは法案を通した後、そして速やかに解散をお願いしようというのが私どもの立場でございました。

それからいま一つ、社会保障についての問題について言えば、私どもが党で公約しましたのは、率直に言って、この5%を一〇%に上げようと、当面、ということでは長期にわたる根本的な抜本的な社会保障制度改革は無理であると。やろうとするならば、それ以上の消費税の引上げをも念頭に置きつつ根っこから議論しなければ長期にわたる安定したものを約束するには至らないんじゃないかということから、当面一〇ということでお話をしました。そういう点で、民主党の掲げている最低保障年金七万円、保険料の引上げだとか消費税の引上げだということを横に置いた上でおやりになるということは、とてもじゃないが財源なきばらまきにつながると。

そういう意味で、我々は、これから先の高齢化の更なる加速を考えた場合に、必要なお金はむしろ借金やらほかの予算を削ってくるんじゃないなくて、せいぜい保険料の更なる引上げあるいは消費税という範囲の中でお願いしようというこの基本的なことを新たな社会保障制度を考えるときの基本、我々は基本法、今回は推進法ということになりましたけれども、一番の原点は財源なきばらまきの給付の話だけが先行することは避けようということでした。

そういう点で、今回は我々の考えに理解をいただいて共同提案ということになりましたので、我々の考え方としては、財源を示さないままのあるいは医療の話であったり長期的な年金制度の構築であったりということはこれによって歯止めを掛けたと我々は判断をして今回の共同提案ということになったと、こう理解をいたしております。

長くなって恐縮でした。

○衛藤晟一君　じゃ、総理に。

○内閣総理大臣（野田佳彦君）　二月に政府として大綱を閣議決定をさせていただきました。その大綱は、社会保障の全体像と、そしてその後の工程をまとめたものでございましたので、社会保障のあるべき姿、全体像が我々も全く念頭になかったのかというと、そうではありません。全体像があって、その上で今回、年金であるとか子育て等々について法案を提出をさせていくと、そういう位置付けの中で財源は消費税ということでございましたので、元々全体像がなかったわけではありませんが、今回、三党間の合意によって生まれた推進法、今、野田毅先生お話があったとおり、これは御党の基本法骨子を土台にして

議論をさせていただきました。その基本法骨子を踏まえて議論をさせていただきながら、今申し上げた私どもが掲げているこれからの社会保障の姿についても、推進法に記載をされているような国民会議等々においてこれから議論の俎上に上ることができると思っております。

その意味では、単なる、よく言われている増税先行ではなくて、きちっと社会保障を裏付ける、支えるための安定財源確保であると、そういう位置付けのもので私は各党が認識を一致できたのではないか、その意味では大変意義があるというふうに考えております。

○衛藤晟一君　そうですね、自民党が出していた基本法にのっとって議論をしてくれたということでございますので、そのことについての評価はいただいたというように思っております。

さて、今お話もありましたように、実は社会保障をこれだけやるとしますと、例えば最低保障年金、最低保障年金をちゃんとやるとしますと、普通のイメージであれば、七万円の最低保障年金という、いわゆる基礎年金部分を全部保障するんだなというように当然取りますよね、これ、誰だって。そうすると、六万六千円のときの基礎年金、全額を国で負担しますと二十二兆ですが、七万円になりますと二十四兆ぐらいのお金になります。それが今、三分の一から二分の一になるということで、十一兆あるいは十二兆ということになるわけでありましてけれども、それを、最低保障年金という看板を立てた以上は、結局、なかなかやろうとしてもできない。現実的にそれを二十数%ぐらいにしなければ到底できる話ではないんですね。しかし、民主党は、財源を明らかにしないまま、最低保障年金という国民に誤解を与えるやり方をやったんですよ、現実には。

結局、詰めていくと、最低保障年金、保険料を払わなかった人には給付というか受益はありませんよ。これは、もっと詰めていくと、払えなかった人、あるいは少ししか払わなかった人も掛けた年数によってまた変えるんですよということを言い出した。ということは、最低保障年金という呼び名には全くふさわしくないんですよ。

大いに国民の皆様にも誤解を与えてきた、それが、いわゆる議論の歯車のかみ合わない部分がたくさんあったということについて、厚生労働大臣にそれに対する見解を私は求めたいと思っております。

○国務大臣（小宮山洋子君）　新しい年金制度は、払えるのに払わなかった、意図的にこの制度に加入しなかった人には払いません。ただ、制度に加入しているのに払えなかった人に対しては満額の最低保障年金を出すという形にしています。

今おっしゃったように、非常に大きな金額が掛かるというふうに言われますけれども、どこの部分にどれだけの最低保障をしていくかというのは、今制度設計を党内ですべてお

ますので、その制度設計次第によって、そんなに額を掛けないでやる方法もあるかというふうには思います。

現行制度のまゝいっても、二〇七五年のときには三%ぐらいは更に必要になりますので、そのところは今詰めているところでございますので、制度に……（発言する者あり）

○委員長（高橋千秋君） 御静粛にお願いします。

○国務大臣（小宮山洋子君） 加入している人には一定額以上の年金を保障するという意味では、最低保障年金という名称が必ずしも不適切だったとは思っていません。

ただ、幾つかの、自営業者にどうするかとか、中ぐらいの所得の方たちが減るとか、問題点が私どもが提案をする新しい年金制度にもございますので、そうしたことについては、御提案による三党での合意、また国民会議の中で、私どもはやはり無年金、低年金なくすためにこれが必要だと主張してきていますので、その主張をさせていただきながら、そこで合意を得るということだというふうに考えています。

○衛藤晟一君 いつまでもそんな詭弁を弄したって駄目ですよ。最低保障年金というのは、あらゆる人に七万円を保障しますって書いていたんですよ。しかし、もうその時点で、払わなかった人には払いませんと。もう最低保障年金じゃないんですよ、払わなかった人には払いませんと。

それから、払わなかった人の中にも、意図的に払わなかった人もいるでしょうし、払えなくて払わなかった人もいるんですよ。あるいは、今度は、いわゆる払わなかったけれども、ちゃんと手続を取って払わなかった人もいるんですね。それに対して今の年金制度は、各々ちゃんと手続を取った方は国庫負担分だけはお返ししますよ、そういう具合にしているんですよ。そういう具合にしていわれる保障機能を、最低の保障機能を付けようとしているんです。だから、最低保障機能をどこかで持とうかというのと最低保障年金というのは決定的に違うんですよ。そのことを意図的に誤解するようなことを与えたことは、混乱させたんじゃないやありませんかと。

ここは、だから大臣、はっきりとそういう混乱が生じたと思いますということを認めればいいんです。私どもはそれ以上のことを言おうなんて思っていないんです。だから、議論をちゃんとするためには、やっぱり誤解を与えるような表現になっていたことは事実ですと、それだけでいいんです。どうぞ。（発言する者あり）

○委員長（高橋千秋君） 御静粛にお願いします。

○国務大臣（岡田克也君） まず、最低保障年金というのは、それは独立したものではないんですね。所得比例年金と最低保障年金を併せて我々は年金の抜本改革ということで提案させていただいているわけです。

委員御指摘の全ての人に最低保障年金として七万円という話は、これは以前はそういう議論もありました。しかし、我々は今そういうことを言うてはおりません。七万円は……
(発言する者あり)

○委員長（高橋千秋君） 御静粛にお願いします。

○国務大臣（岡田克也君） 七万円は、これは保障するといっても、それは最低保障年金で保障している部分と所得比例年金で保障している分、それを組み合わせて出すということは、これははっきりしておりますので、我々の図を見ていただいてもそのことははっきりしております。

それからもう一点、先ほど厚労大臣も言われたところですが、制度に加入しながら、所得が少なく、そして保険料がそれだけ払えていないと、そういう方については七万円は保障するというのが我々の考え方で、これは現行制度とは異なるところでございます。

○衛藤晟一君 そんな言い訳ばかり言ったら駄目ですよ。最低保障年金については七万円、あなた方はマニフェストに書いている、そのことが多くの方に誤解を与えたんじゃないんですかと。そのことを突っ込まれて、今はそう言っていないと。確かにそうですよ。それは言えないですよ、そんなばかなことをね。言えるはずないじゃないですか。(発言する者あり) マニフェストには書いていますよ。書いていますよ。誰にでも七万円保障します、最低保障年金って書いていますよ。そんなばかなことを言うから困るんですよ。うそばかり言うから、看板に偽りがあったんだということだけ言っているんです。だからそのことだけ認めなさいと私は言っているんです。

じゃ、次に行きます。

総理、これだけの改革をやるに当たって、私ども非常に心配なところがあります。これ、財務省から太田さんもおられますけど、それから財務大臣もおられますけど、実は自民党の時代、平成六年に少子高齢化社会を乗り切るためにということで懸命に頑張ってきたんです。平均すると、麻生内閣のときまで平均七千五百億ずつのアップを続けてきたんです、社会保障国庫負担を。それで少子高齢化社会を乗り切ろうと思ってやってきたんです。そのために削ったものは、公共事業や、それから防衛費もマイナス〇パー、それから無駄も削る、それから剰余金もつぎ込む。皆様方がちょうど選挙のときに言ったことは、全部実は十五年間やり続けてきていたんです。

だから、実はこの社会保障をちゃんとしようと思ったら二つ要るんですね。

もうこれ以上ほかから財源を持つてくることはできないと、だから消費税をやるしかない。しかし今度は、消費税をやったときに、これは財務関係の方に聞いてもらいたいんですが、平成九年のときの言い訳が、結局最後はアジア危機だったということだけだった

ら、今ユーロの問題がこれだけ大変になっているときにまた言い訳に使って、もし増税をやっても増収につながらなかったらこの国は潰れるんだという認識をちゃんと持っているのかどうかと、その覚悟があるのかどうかということをもまず一点目として我々は聞かなきゃいけない。どうしても消費税を引き上げるといふこととセットとなつてやらなきゃいけない。

もう一つは、持続可能なためには、今言つた財源の確保と、もう一つは、実は効率化をしなければ、湯水のようにあるわけじゃないんです。だから、我々は懸命に七千五百億アップを努力してきました。しかし、あなた方の三年間は、あの国庫負担に対する二・六兆を除いても、三・六兆、三年間で国庫負担を引き上げてきた。毎年七千五百億の自民党の効率化しながらアップをするのから、一・二兆、合計で三年間で三・六兆引き上げてきた。

いわゆる効率化の努力を全くしないでこの消費税の引上げを要求したということについて、このところの覚悟と決意をちゃんと示していただかなきゃ、でなかったら、今度の消費税引上げでもし失敗したら、少なくともこの国の財政は決定的に破綻する、少子高齢化社会を乗り切れない、持続性のある社会保障制度とはならないということだけは本気で自覚し覚悟しているんでしょうね、そして、それを乗り切るだけの覚悟は、どんな立場になろうとも共にやろうという覚悟はあるんですねということを総理にお伺いします。

○内閣総理大臣（野田佳彦君）　これまで、自民党政権というか自公政権の時代に社会保障の財源確保をするために、様々な歳出削減も含めて御苦勞をされてきたということは私も事実だというふうに思います。実際、社会保障、毎年自然増で一兆円伸びるという中で、それを支えるためにほかの政策分野を削らざるを得ないということがあったと思います。あるいはそれでは足りないから将来世代の負担に付け回すと、そういう状況が続いてきたと思います。

政権を引き継いだ後に我々はそれ何もやっていないのかというと、そうではありません。事業仕分を含めて、政権交代があつたがゆえに、違う観点から歳出削減がどういう形でできるかということをも我々もこれ全力を挙げて取り組んでまいりました。これはこれからも続けなければいけないと思います。

効率化、重点化のお話ございましたけれども、やっぱり雑巾はきちつと絞っていくという努力は、これは不断の努力だと思います。どの政権でもやらなければいけません。でも、それだけで、それだけの努力によって毎年一兆円も自然増が増えていくような社会保障をきちつと支えていけるかということ、やっぱり困難です。困難であるがゆえに、したがって、今回のように安定財源をきちつと確保して社会保障に対する将来の不安をなくすという意味、歳出削減もやらなければいけないけれども、消費税という、国民の全ての皆さんが、

将来世代に負担を負わせないでみんなで今支えていくために税負担しようと、そういう改革はやらなければいけないということでございますので、その点は御党とも認識、危機感が一致したのではないかというふうに思います。

○衛藤晟一君　まだ認識は相当甘いと思いますね。

いきなり社会保障も一兆と言いましたけど、我々もこれだけの、介護保険制度の導入だとか高齢者の医療保険制度とかいろんなことをやりながら懸命に平均七千五百億に効率化してきましたんです。でなかったら到底乗り切れないと思ったからやってきたんです。

しかし、御党は、幾ら言おうが、努力をしたと言いますよ、それは。何もしなかったら恐らく一年間の社会保障国庫負担は一兆三、四千億ぐらい上がったかもしれません。だから、一兆二千億によくとどめたといえよよくとどめたんでしょけれども、それでも平均七千五百億に比べたら大変な上がり方なんです。財源のめどが付かないで、全部赤字国債に頼って上げてきたんです。

ですから、いつの間にか一兆円が当たり前だろうみたいな基調になって話をしていますけれども、これだって本当に財源の裏付けも何もないでやっているんですよ。だから、全体の話の基調が非常に甘過ぎると思っていますよ。そんなに甘いことではありませんよ。この少子高齢社会を乗り切るために、少なくとも恐らく八千億ぐらいの、効率化をしながらあと十五年間は要るんですよ。八千億を十五年間といたら、十二兆円のお金は要るんですよ。その冒頭で皆様方はいきなりもう一・二兆、一・二兆、一・二兆、三・六兆は、若干努力してきましたって、単なる言い訳でしかすぎませんよ。それは努力してきたことは認めますよ。しかし、そういうことだと。

そして、今度、消費税を引き上げながら増税を増収に結び付くことができなかつたら、もう削るものはないんですよ。大震災が起こってみて、いわゆる国土をもっと強くするためにもお金もある程度必要、それから将来に向けての投資も必要、それから周りの安全保障からいっても、いわゆる南西諸島に対する安全保障の強化も必要、これだけはっきり分かっているわけです。それから言わば公共事業のようなものも、国土を防災という立場から相当な投資もしなきゃいけないというのがめじろ押しにある中で、今度は社会保障も一緒にやっていかなきゃいけない。我々は共に二重の大きな荷物を背負ったんですよ。

そして、今度は、もうこれに失敗したらこの国が本当にどうなるか分からないというぎりぎりのところの決断であるから、我々もあえてこの案に乗らざるを得なかった、一緒に荷物を担ぐしかないという具合の決意をして乗ったということですから、今の認識ぐらいでは、総理、甘いですよ。そんなに日本の状況は甘くないですよということだけちゃんと申し添えておきたいと思いますが、総理、どうですか、本当に。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 何と言ったらいいんでしょうね、七千五百億でやってきたと、だから、毎年、本当、自然増のうち二千五百億は削っておくというやり方が、結果的には、あのころ、私どもは総選挙でもお話しさせていただきましたけれども、医療崩壊であるとか、あるいは介護の心配等々弊害も出ていました。その中で、お金の使い方のめり張りを付けることによってどうやって安心をつくっていくかという形の私は効率化もやりながら努力をしてきた結果が一兆二千億なんです。でも、そういう工夫だけではもはや足りない、それは、危機感それは委員と全く同じであります。

そうした様々な努力、それぞれの政権でやってまいりましたけれども、先送りをしてきたことはやっぱり安定財源を確保することでありました。その安定財源を確保していこうというところで認識が一致したと思います。この認識の一致点を踏まえて、これから責任を持って社会保障の安定化、充実、お互いに汗をかいていければというふうに考えております。

○衛藤晟一君 まだ、医療崩壊起こった、だから、医師の充実から何から、あるいは介護現場での給与が低い、これは全部自民党の時代に手を打ったんですよ。よく考えてくださいよ。

だから、別にそのこのところを、一部言われる中で、介護保険をつくることに私どもは大変な努力をしましたから、私は世界に初めてのこういう制度、よくできたと正直言って思っていますよ。で、まあまあ運営されている。ただ、その中で起こったことは、例えば介護現場の方の給料が安いということで、それは自公の中で四年前に実施したことです。それから、医療の問題も、これは大変だということで、後期高齢者医療保険制度、これは崩壊と言うかもしれませんけれども、結局、やったことによって、今皆さん方は誰も文句言わないじゃないですか。そういう手はそのときに打ってきたんですよ。

だから、ただ何かアジテーションみたいにそういうのがあったあったということ言われていますけど、そういう認識がやっぱり私は非常に甘くなっているという具合に思います。懸命にそういう手を打ってきたと。

そういう中に立って、今度、消費税の引上げに伴って、本当にちゃんとした増収になれば大変なことになる。それから、同時に相当な効率化をやっていかなければ、幾ら言ったってそんな財源に余裕があるわけではない。今回の5%にしても、本当に行くのは1%でしょう、あとは全部過去に対してでしょうということについてはよく御認識をされて、ちゃんと進めていただきたいというふうに思います。

それでは、改めて総理、こういう具合にして今回の三党合意ということになって、数々の政府提案の法案に対して三党合意によって修正、見直したところでありますけれども、

見直しの総体的な評価について、先ほどちょっとお話がありました、改めてお尋ねします。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 社会保障とその税の在り方について、衆議院の段階で百二十九時間という総質疑時間でかなり活発な議論を行って論点整理をし、それを踏まえて三党によって三党合意を行って、そして修正をする形で、今参議院で御審議をいただいています、この参議院における御審議も、地方公聴会、中央公聴会を含むと八十時間を超えるという総質疑時間、衆参合わせると二百時間を超えるという大変長い時間掛けて、様々な角度から密度の濃い御議論をいただけてきたこと、私は、これは日本の国政を考えたときに、国益あるいは国民の心配にこたえるためにそれぞれの党が歩み寄って、いい議論ができたと思います。

その中で、いろいろ評価があるかもしれませんが、社会保障の将来をどうするかということ議論をする国民会議等々、そういう場ができたこと、当面今すぐやらなければいけないことについてきちっと法律で提案をしているということ等々踏まえて、私は大きな前進があったと評価をしているということ、評価というか、大変感謝をしているとともに、国民の皆様の評価につながるようきちっと説明していかなければいけないと考えております。

○衛藤晟一君 ちょっとまた話は戻りますけど、結局、平成九年の消費税の引上げの段階から大幅な結果的には減収となったんですね。平成九年には税収の決算が五十四兆、それから十年度には四十九・五兆、十一年度には四十七兆という具合にですね。無駄遣いのカットや埋蔵金処理などをしてきたわけでありましてけれども、本当に思い切った先ほど言いましたように成長戦略がなかったら、言わば社会保障の効率化と成長戦略というのはもう絶対の車の両輪ですから、片っ方のこの成長戦略についてのイメージをどう思っているのか。

それから、やっぱり効率化について本気でどう考えているのか。でなかったら、これは持続あるものとして毎年のこの増大する社会保障をとても賄っていけないというように思うんですが、それについての見解を改めて総理に問います。二つ。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 社会保障を充実させなければいけない部分は充実させなければいけませんけれども、やっぱり社会保障と言いながらも、聖域化してその効率化の議論をタブー視してはいけないというふうに思っていますので、当然のことながら、効率化、重点化すべき分野というものについての議論も深めていかなければならないと思いますし、今回もそういう制度については念頭に入れた対応になっているというふうに思います。

あわせて、やっぱり財政の健全化と成長を同時に達成していくというのが、我が国のみ

ならず、今世界の主要国にとっての大きな命題だと思えます。したがって、きちっとした成長戦略の下に経済政策を講じていかなければなりません。

その意味からも、七月三十一日に日本再生戦略を政府として閣議決定をさせていただきました。この日本再生戦略というのは、柱が四つございます。一つは、これはグリーンイノベーションという形で、グリーン、すなわちエネルギー・環境分野でございます。加えてもう一つが、ライフイノベーション、ライフ、これ医療・健康分野でございます。

私も、先般、岡山県である会社を視察をさせていただきましたけれども、プロペラを作っている、そういう技術を持っている会社が、中小企業であります、様々な医療機関と情報交換をしながら人工関節を作っているとか、そういうまさに実業の分野と研究分野とを結び付けることによって、検査機器だけではなく医薬品においてもかなりマーケット拡大につなげるようなことができるだろうと思えます。

加えて、まさに日本の成長産業として位置付けていかなければいけないのは農林漁業であるとか、あるいは中小企業であるとか、こういう分野についてきちっといわゆるイノベーションを起こしていくということを柱にして日本再生戦略をつくらさせていただきますので、これに基づいて国内の需要を喚起し、デフレ脱却と経済活性化につなげていく努力をしていきたいと思えます。

○衛藤晟一君 今回、目標値として実質経済成長二パー、名目三パーということでありまして、私はもうちょっと上げて本気で頑張らなきゃいけないという具合に思っているんですけども、その総理の覚悟についてやっぱりもう一回お聞きしたいと思うんですね。どうぞよろしくお願いします。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 御指摘のとおり、法案の附則の第十八条第一項において、政策努力のこれ目標としてでありますけれども、平成二十三年度から三十二年度までの十年間の平均において名目の成長率三％程度、実質の成長率二％程度を目指すということになっています。

これ、もっと高くした方がいいという御意見かもしれませんが、過去十年の成長率であるとか人口減少、高齢化の継続による労働供給面における制約などを考えれば、これを三％、二％というのもこれは決して低い目標であるとは私は思っておりません。こうした政策目標の中で、様々な経済政策を講じながら、この数値を実現できるように全力を尽くしていきたいと思えます。

○衛藤晟一君 今、私どもやっぱり子供に聞かしても、このままほうっておいたら世代間戦争が起こると、三十そこそこありますけど。働いている若い人たちはやっぱりそう今思い始めているんですね。これは、私は本当に大変なことなんだろうという具合に思

います。国家が信頼を回復することと、それからやっぱり世代間の戦争にさせてはいけないというふうに思うんですね。そういう意味では負担の部分もちゃんとしなきゃいけない。

だから、やはり消費税引上げの前には、今はほとんど高齢者も、あるいは障害者なんかも、世帯で一緒のところでの費用分担決まっていますけれども、三世代だからねというようなことでの子が親の分を負担するとかいうような格好には全部していないんですよ、御承知のとおり。介護保険料もその世帯だけの、夫婦だけの所得に応じて。

昔は、例えば特別養護老人ホームに入るのに、息子さんの所得も合算してやるから、三世代で一緒に住んでいたら費用がたくさん掛かると、親孝行している人ほど費用が掛かるというようなことだったんですね。それを全部世帯には切り分けたんです。しかし、個人には切り分けたらこれは成り立たないんですね。だから、そういう意味では、家族という単位は大事にしていくと。しかし、そのときに、親孝行していればしているほど費用負担が増えるという逆のことだけはやめなきゃいけないということで、家族による負担だけはできるだけ軽くしていくようにしていきましょうということでやってきたんですね。

そういう意味においては、やっぱり今、高齢者に対するいろいろな費用負担もフローに対してですね。我々は介護保険をつくるときに、このストックに対して何とかできないかということで二年か三年ぐらい大変な議論をしたんですけれども、リバースモーゲージもなかなか完全には実現できませんでした。そうなりますと、当然、やっぱり相続というものに対して、だって国でみんなで見ているわけですから、それがやっぱり少しはその費用として国に返してもらおうというようなことを考えなきゃいけない。あるいは、家族で支えているのに、家族への扶養控除とか配偶者控除までこれなくすなんという案が民主党の中に出ていますので、ちょっと勘違いしているんじゃないでしょうかという具合に私は思うんです。

財務大臣の見解をお尋ねします。

○国務大臣（安住淳君） 日本の貯蓄を世代別に見ても、実はやはり高齢者の方の持っている貯蓄の方が現役世代よりも多いという傾向もあります。

そうした点からいうと、先生御指摘のように、やはりこれからの高齢者社会の中で若い人たちに不公平感を持ってもらわないようにするにはどうしたらいいかならば、当然、資産課税の見直しというものを現実的にやっていかないといけないと思います。

三党で合意をさせていただきましたけれども、今回、年度改正をこれから始めますけれども、相続、贈与等についてはやはり少し切り込ませていただいて、御負担をお願いをすることによって少しでも若い人たちに対して不公平感を持たれないようにすると同時に、今御指摘のように資産の移転、これを贈与しやすいような環境づくりというものもやっぱり

りしっかりやっていきたいというふうに思っております。

○衛藤晟一君 それでは、もう時間も短くなりましたので、子ども関係の三法について、原則、まあ不十分ながら私どもとしては賛成しているわけでございます。ただ、その中で二、三問題点を指摘をさせていただきたいというふうに思っております。

この子育ての関連法案が機能していくためには財政的な裏付けが必要であります。給付費、委託費等による長期に平準化された支援と組み合わせて地域における保育体制の充実を図るべきだというふうに考えています。

交付金による施設整備への支援についても、現在の安心こども基金からの支援が四分の三以内の補助率を明記した児童福祉法第五十六条の二の趣旨を体したものであるという具合に思っていますので、この水準を維持しなければ、なかなか保育所の維持、存続あるいは改築等ができなくなってくるわけでございますので、この安心こども基金について新制度移行直前まで延長し、認定こども園の認可外部分にも十分適用できるようにする等、改善充実を図る必要があると思いますが、この点について少子化担当大臣にお尋ねします。

○国務大臣（小宮山洋子君） 前段でおっしゃいましたように、地域での保育体制の充実を図るために、新しい制度では、保育所の整備などに関しまして、保育所の施設基準に基づく整備費用と減価償却費の全国的な状況を勘案いたしまして、その一定割合に相当する額を組み込む形で給付費、委託費を設定をして、長期にわたって平準化した形で施設整備を支援することにしています。

加えまして、新制度に移行する保育所については、当面緊急に対応する必要があるので、増加する保育需要に対応するための施設の新築や増改築、施設の耐震化その他の老朽化した施設の改築などに対しまして市町村が計画的に対応できるよう、交付金で別途の支援を行うことにしています。

これにつきましては、今おっしゃったように、現在の安心こども基金からの施設整備費、整備の補助が公費により四分の三補助されていますので、新制度の実施に当たりましては、現在の補助水準、維持することを基本に考えたいと思っています。

そして、この安心こども基金はいろいろな面で本当に役立ってきた基金でございますので、衆議院の附帯決議では、「制度施行までの間、安心こども基金の継続・充実を含め、子ども・子育て支援の充実のために必要な予算の確保に特段の配慮を行うものとする。」とされまして、また、参議院でも御議論いただいておりますので、そういう意味では、二十五年度以降の取扱い、これは予算編成過程で財源をしっかりと確保できるように努めていきたいと考えています。

○衛藤晟一君 ありがとうございます。

幼児教育や保育の無償化問題につきまして早急に検討を行って進めなければいけないと思っています。当面、幼児教育に係る利用者負担の軽減を図るとともに、新制度における幼児教育に係る利用者負担については保育に係る利用者負担との公平性を確保する必要があると考えますが、少子化担当大臣の認識をお伺いします。

○国務大臣（小宮山洋子君） 幼児教育、保育に関する保護者負担の軽減について、政府はこれまで、幼稚園につきましては、幼稚園に通う幼児を持つ保護者の経済的負担、軽減するために、市町村が保育料などを軽減する場合にその経費の一部を補助する就園奨励費補助金を充実をしてきました。保育所については、保育所運営費での所得に応じた負担軽減といった取組を行ってきました。こうしたことによりまして、低所得の世帯を中心に、保護者の負担、相当程度軽減されてきていると考えます。

この幼児教育、保育の無償化については、保護者負担の状況、財源の問題、また国、地方の役割分担などを考慮した検討が必要だと思っています。新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付の施設型給付を創設をすることにしていまして、幼児期の学校教育に係る利用者負担、保育に係る利用者負担の関係についても整合性を図って対応していきたいというふうに考えています。

○衛藤晟一君 今度の社会保障の子供のところにつきましては、幾分やっぱり少子化問題といろんなところの混線があったように思うんですね。そこだけはひとつ整理しておかなきゃいけないと思いますので、最後に総理の見解を求めたいと思うんですね。

元々、少子化が起きました。そうすると、地方における保育園や幼稚園は定員割れをじゃんじゃん起こしてきたんです。ですから、この枠を緩めて定員割れを起こさないように、それから、もう官の方はやめて民間委託してくださいとか、そういうことを通じながら、ちゃんと幼児の保育だとかあるいは教育ということが行われるようにという配慮をずっと続けてきたんです。

ところが、その最中に起こったことが、何と少子化という大きな流れがあるんだけれども、都会における待機児童問題が同時に起こっていたんですね。だから、普通であれば、少子化ということだから都会だって少子化で大変だなと思ったところが、逆の事象が起こってきた。この待機児童を今度は同時にどう解消するかということが我々に与えられた社会保障における一つの使命なんです。そうですね、もう提案者は分かっておられますので、皆さん。

そうすると、今度は都市における待機児童を何とかしようというふうに思いまして、何が一番の隘路かということ、一番の隘路は土地だったんです。地価の高いところ、大都市ですから、地価が高いからそこに簡単に保育所がつかれない。そうなりますと、都道府県

や、あるいは市町村や、市や、あるいは国が、できるだけこういうところに対して土地を安く払い下げたり、あるいは無償で特別の貸出しをやったりとかしながら充実してくださいよということをやらなきゃいけない。もちろん、この前に我々は、ライフサイクルとして育児休業保障制度とかいろんなものをつくりながらちゃんと充実してきたわけでありませうけれども。

これを同時にやらなきゃいけないということになったわけでありまして、そのところの認識をちゃんと、どうされているのか、どうもごちゃごちゃになっているんじゃないかという気がします。一言、総理に、このことの認識についてどう思われているか。

それからもう一つです。

そうすると、こども園につきましては、実はこの問題とも関連はするんですけれども、主たる本当の問題は、最近の育児、育児というのは保育と教育に分かれるわけですね、機能で分割させて考えると。この機能が各家庭や地域において極端に落ちてきたと。その認識の中で、このこども園というのは、その育児ということを保育と教育とに分けないで一本にして、そして地域や家庭をバックアップするものとしての位置付けをやる必要があるということやらなきゃいけないというように思っているんです。その位置付けはまだまだ不明確なんです。

それについて、まずは自民党の提案者と総理に対してその見解をお尋ねをしたいと思えます。

○委員長（高橋千秋君） 馳浩君。簡潔にお願い申し上げます。

○衆議院議員（馳浩君） 元々、認定こども園には地域子育て支援の機能がございまして、拠点ではありますけれども、受け入れるばかりではなく、出かけていっても、やっぱりそういう支援を拒む方もおられるわけでありまして、そういう包括的な支援をしていくんだということを今後明示していかなければいけないと思います。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 私ども、元々総合こども園という形で提案をしておりましたけれども、認定こども園というものを拡充をしていく形で今御指摘のあった課題を解決していこうと、こういう形で合意をさせていただきましたので、その趣旨にのっとりこれから取り組んでいきたいと思えます。

○衛藤晟一君 認定こども園につきましては、今、実は本当に、先ほど言いましたけれども、家庭や地域の育児能力の極端な低下というものを何とかしていく。ですから、この育児をですね……

○委員長（高橋千秋君） おまとめください。

○衛藤晟一君 国を挙げてどうバックアップしていくのかということは極めて大事になっ

てきます。

ただ物や金やいい食事を提供すれば福祉が成立するんだという時代ではないということをよく認識していただいて、その方向性をちゃんとやっていただきたいということを要望して、終わります。

どうもありがとうございました。

○荒木清寛君　まず、総理にお尋ねをします。

この特別委員会におきましては、質、量共に濃密な審議をしてきたわけではありますが、ただ、最終盤に至りまして八法案が廃案の危機に陥りました。これはひとえに政府・与党に責任があるということをもまず申し上げます。

特別委員会の中央公聴会が六日、七日に行われることが決定した段階においても、参議院民主党の幹部は二十日の採決を提案するなど、およそ政府・与党の方から法案成立に向けての熱意が当初伝わらなかった。誠に政治生命を懸けてこの国会中に成立をさせるという言葉と裏腹な政府・与党の対応が終盤の混乱を招いた。このことについての総理の反省の弁をまず求めます。

○内閣総理大臣（野田佳彦君）　採決の日程をめぐる話はちょっと国会の中での動きだったというふうに思いますけれども、少なくとも、三党合意を踏まえてこの一体改革関連法案を今国会中に成立をさせる、しかも早期に成立をさせるという意味においては、私ども執行部含めて全体としてこの問題意識は共有をしていたというふうに思います。

ただ、一時的に、この一体改革の採決の暁に、すぐ例えば問責が出るとか等々のお話もうわさでは出ておりました。そういうことを考えると、一票の格差是正を含む政治改革であるとか、あるいは特例公債とか、そういう審議はどうなるんだろうという中での、まさに日程協議をめぐるやり取りだったというふうに思います。

いろんな曲折はありましたけれども、最終的には、御党の山口代表も含めまして、やっぱり、政局的な流れにならず、何党のためではなくて、まさに日本のために、日本が崖っ縁でありましたので、こういう形で改めておととい合意ができたということは、私は大きな前進であったというふうに考えております。

○荒木清寛君　私も、八日の民主、自民、公明三党の党省会談は意義があった、このように考えます。

次に、子ども・子育て関連法案の財源について総理と財務大臣にお尋ねいたします。

いわゆる三党合意によりまして、幼児教育、保育、子育て支援の質、量の充実を図るため、今回の消費税引き上げによる財源を含めて一兆円程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力をするものとする、このように合意をされました。これに従って子ども・

子育て支援法の附則第三条の修正も行われたところでございます。

ところで、本委員会におきまして我が党の松あきら議員が、消費税引上げで確保する〇・七兆円以外の〇・三兆円の内容の確保と道筋について資料を要求をいたしました。提出をしていただきましてありがとうございます。ただ、その提出された資料では、この財源の確保の道筋、来年からあるいは再来年からどうするのかということについては示されておられません。

この財源確保の道筋について、財務大臣に示していただくように要請をいたします。

○国務大臣（安住淳君） 七月の二十五日に、内閣府、厚労省、文科省の連名の形で本委員会の理事会に資料を提出させていただきました。

六月十五日に、幼児教育、保育、子育て支援の質、量の充実を図るため、今回の消費税率の引上げによる財源を含め一兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するものとする旨盛り込まれております。

〇・七兆については今回の消費税の引上げ分により確保されておりますけれども、残りの三千億については、先生御指摘のように、道筋を早くしろということでございますが、現時点で私どもはこういうところから財源を確保するということまでは率直に言って至っておりません。

これは大きいお金でございますので、松先生にもお答えしましたが、まだ二か月のうちにこれをこうしてということにはなりません、私の気持ちとしては、決意としては必ず何とかいたしますので、この三千億はやっぱり立法府の意思でございますので、私としてはしっかりとこの手当てはさせていただきます。

○荒木清寛君 言うまでもありませんが、今大臣が言及された内閣府、文科省、厚労省名で本委員会に提出された文書、これは財務省も含めて政府全体で了承した内容だと、このように当然理解をしてよろしいわけですね。

○国務大臣（安住淳君） 私どもも確認しております。

○荒木清寛君 それで、今の答弁で、〇・三兆円の財源についてはまだ具体的にどこからというめどは付いていないということでした。

しかし、よもやこの子ども・子育て関連の予算を削減をすとか、あるいは社会保障予算の他の分野のものを振り向ける、いわゆる他の社会保障予算を削減をすということではないということは確認できますね。これは、財務大臣、また総理に確認をさせていただきます。

○国務大臣（安住淳君） 今具体的に本当に申し上げる段階にはありませんが、先生、ここは予算編成全体の中でやっぱりやりくりしていくしかないと思っております。

ですから、そういう点からいえば、予算編成の中で何とか三千億をやっぱり捻出をしなければいけないと思っておりますので、御趣旨は十分分かっておりますので、何かその、そっちをぐっと減らしてこっちに充当しましたというふうなことのないようにせよという御指摘は踏まえさせていただきますが、予算編成全体の枠の中でやっぱり効率化を図っていくと。つまり、そういう意味では、聖域を設けず、様々なところから財源を捻出して、これは工面をしたいというふうに思います。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） ○・三兆の確保は、今財務大臣が答弁したとおりであって、各年度の予算編成において重点化、効率化を様々な分野で図りながら全力で捻出をしていきたいと考えております。

○荒木清寛君 先ほどの衛藤委員の質疑にもございました安心こども基金の件でございます。

先ほど厚労大臣からお話ございましたが、財務大臣にも、この新制度施行までの間あるいは施行以降も、先ほどのお話でこの安心こども基金というのは非常に有用であるということですので、この予算の確保を要請したいと考えますが、財務大臣の考えをお尋ねします。

○国務大臣（安住淳君） 子育て関連法案に関する衆議院での附帯決議では、「制度施行までの間、安心こども基金の継続・充実を含め、子ども・子育て支援の充実のために必要な予算の確保に特段の配慮を行うものとする。」とされておりますので、この決議も踏まえ、安心こども基金の今後の取扱いについては予算編成の中で十分検討させていただきたいと思っております。

○荒木清寛君 次に、軽減税率の導入について、まず公明党発議者にお尋ねをいたします。

三党協議の中で我が党が強調したことの一つは、低所得者対策をきちんとするということとございました。これを踏まえての法案修正であったと考えますが、この法案修正の意義について、今日は最後ですから、改めて発議者から説明を求めます。

○衆議院議員（竹内譲君） 荒木委員にお答えいたします。

三党合意におきましては、低所得者対策は消費税率を八％に引き上げる段階から実施することといたしまして、低所得者対策を講じなければ増税ができない仕組みというふうになりました。

この理由でございますが、私どもといたしましては、何といたしても消費税の引上げには国民の理解が欠かせないと。しかし、二〇一四年四月からの増税とはいえ、まだまだ非常にデフレ経済の下、非常に景気が悪いと、また売上げも上がらず、給与も上がらず、可処分所得も向上していないと。こういう中では非常に国民の間にはまだまだ厳しい認識があ

ろうというふうに思っております。そういう意味で、やはり八%の段階からしっかりとした低所得者対策が必要であると。

現実には簡素な給付措置というのが盛り込まれておりますが、これだけでは不十分でありまして、国民の理解を得るにはやはり八%の段階から複数税率を排除すべきではないというふうに考えた次第でございます。ただし、もちろんこの軽減税率には様々な課題がございますので、早急にその内容を詰めて結論を出すべきであるというふうに思っております。

○荒木清寛君 私は、あるいは公明党はと言ってもいいと思いますが、消費税八%の段階からの軽減税率を導入すべきではないか、このように強く考えております。

当初の政府案では、給付付き税額控除あるいは簡素な給付措置のみが考えられていたわけでありまして。そして法案が修正をされました。そして、本委員会の参考人質疑の中で、淑徳大学の結城教授はこのように言われました。現金を配っても本当に必要な人にサービスが転換されるのか、現場を見ていて非常に不安である、このようなお話でした。

すなわち、特に高齢者世帯におきましては、家族力あるいは地域力が弱まっている中で、そういう給付があっても医療や介護に備えた預貯金に回ってしまうのではないかと、こういう可能性が非常に高い、結果的には生活必需品の消費が抑えられてしまう、その給付をサービスに転換する力が弱いのではないかと、こういうお話に、私は非常に示唆に富む、このように考えました。

そこで、これは総理に、私は、生活必需品の支出を保障する仕組みとしてこの軽減税率というのは非常に有意義である、真剣に政府は、当初の考えは考えとして、法案修正を受けてこの導入に向けての検討をすべきである。改めて総理の見解をお尋ねいたします。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 結城准教授は、七月二十六日の参考人質疑におきまして、認知症等の方を例に挙げて、家族力や地域力の減退により、年金などにより給付された現金を自分の必要とするサービスに転換することが難しくなっている、また、社会保障サービスについては、契約に基づくことになるため、利用者と事業主の契約関係をより円滑にするため公的な役割が必要である、こういった主張をされたことと承知をしております。

今般の一体改革におきましては、今後高齢化が進展する中で大きな課題となる認知症の方に対する支援を含め、医療・介護サービスの充実を図る施策も盛り込んでおり、高齢者に対しても適切な社会保障サービスが受けられるようにしていくということになっております。

福祉の現場の方々の声も受け止めながら改革を進めてまいりたいと思っておりますが、御指摘の複数税率につきましては、三党合意に基づく修正後の法案も踏まえ、財源の問題、対象

範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め、様々な角度から総合的に検討することとしております。

また、三党合意に基づく修正案においては、消費税率が八%に引き上げられる段階からの複数税率の導入が排除されているものではありませんが、その時期も含めまして、今後、三党合意の内容を踏まえ、給付付き税額控除や簡素な給付措置の在り方と併せまして幅広く検討する中で検討させていただきたい、その必要があると考えております。

○荒木清寛君 総理にそれではもう一つお尋ねしますが、EUの主要国の付加価値税は一五%から二五%と言われておりまして、一〇%になったとしてもまだEU諸国よりは低いということかもしれません。

しかし、食品に関する消費税で見ますと、イギリスは〇%、アイルランドは〇%、ドイツは七%、フランスは五・五%、ルクセンブルクは三%、ポルトガルは五%、チェコは二%でありますので、軽減税率を導入しないと、食品だけを見ればむしろ日本の方が高いというケースも出てくるわけでありまして、やはりこれは国際的に、国際的にというか、EU諸国では広く用いられているこの消費支出を保障する仕組みというのはもっと前向きに考えるべきではないのでしょうか。いかがですか。

○国務大臣（安住淳君） 十分検討させていただきたいと思います。ヨーロッパでどういうふうなことになるのか、率直に言うと、もうちょっと私どもも調べさせていただいて、その中で、給付付き税額控除とどちらがいいのか、またどういう段階からこの複数税率をもし仮にやるとした場合やるのかということも含めて、これは三つをテーブルに並べてやらせていただくということにしたいと思います。

ただ問題は、やっぱり、再三申し上げましたけれども、これは本当に率直に申し上げて、範囲をどうするかということは本当に国民的議論が必要になると思います。食料品だけという方もいれば、例えば、ヨーロッパにおいてはそうでない、新聞等に掛けて複数税率を用いている国等もあります。文化や芸術もそうだという方もいます。これを日本に当てはめたときに、どれぐらいの例えば分野にこれを適用して、しかしその場合、財政当局から言わせていただくと、税の侵食がどれぐらいあるのかということもやっぱり議論、率直にこれはしないといけないと思います。

ですから、そういうことも全て考え、また中小事業者の、このインボイスの導入ということになりますから、そうした言わば手続面でのことも含めて、複数税率のことについては決して私どももこれをネガティブに何か扱っているというわけではなくて、やっぱりメリット、デメリットをしっかりとテーブルに上げた上で国民の皆様の前でしっかり政府としても情報を提供いたしますので、そういう中で八%、一〇%という区切りがありますから、

そこで何をするかということをして是非三党の中でコンセンサスを得られるように私はしていただくようにしてもらって、また政府としての考えもそこでしっかりまとめたいと思っております。

○荒木清寛君 次に、住宅取得と消費税の負担軽減についてお尋ねいたします。

これは、当初の政府案の中に住宅取得時についての負担軽減が盛り込まれておりまして、さらに三党合意の中で八%の段階からこの対策を講ずるということが確認をされております。

そして、安住大臣も様々な言及をされておりますが、私はこの住宅取得についての負担軽減については、ストックを重視をするということであれば、新規の住宅取得に限らず、既存のストックを利用するという意味で、バリアフリーあるいは省エネ工事などのリフォームも、これは相当、何百万というお金が掛かっていくわけでありますから、新規の取得と同じくこの負担軽減の対象とすべきである、このように考えますが、大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣（安住淳君） 住宅の取得に係る必要な措置につきましては、三党合意を踏まえまして、八%への引上げ時、一〇%への引上げ時にそれぞれ十分な対策を実施すべく、平成二十五年度以降の税制改正及び予算編成の過程で総合的に検討してまいります。

今先生から御指摘がありましたことについて申し上げますと、一時の税負担の増加による影響を平準化及び緩和する観点に加え、バリアフリーそして省エネ性能の観点、もう一つ、良質な住宅ストックの形成を後押しするという観点も踏まえつつ、住宅ローン減税の在り方、予算上の支援措置の在り方、また登録免許税、印紙税、不動産取得税といった住宅の取得に係る取引課税の取扱いなどについても、財源も含め、検討させていただきたいと思っております。

また、今、バリアフリー改修工事ですか、それから省エネ改修工事等、住宅のリフォームですね、これについても少し考えたらどうだという御指摘でございますので、今でも一定の要件の下に住宅ローン減税の対象となっておりますけれども、御指摘をいただきましたので、このことについてもしっかり検討してまいりたいというふうに思っております。

○荒木清寛君 そして、住宅ローン減税で対応するともすれば、年収四百万から七百万円の世帯ではもう所得税から引き切れないと、住民税からも引かなきゃいけないし、それでも引き切れないということがあります。

そこで、もう住宅ローン減税だけでは限界がありますから、これも軽減税率なりあるいは税負担分の一部を還付をするなり、こうした対策も含めて検討すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（安住淳君） 具体的に私の方から今まだ申し上げる段階ではございませんけれども、住宅の市況を見ますと、やはり前の三%から五%では着工件数自体で三十万戸ぐらゐの変動がありまして、それが大きな景気に影響を与えているということは事実でございます。ですから、そういう点では、消費税が引き上がるこの八、一〇の中でそうした負担が言わば住宅着工をためらわせることがないような工夫というのはやっぱり必要だと思っております。

そういう中で、住宅ローンに関しては御指摘のとおり限界があることは事実でございますので、先ほど申し上げましたように、予算上の措置を含めて何らかの対応というものはしっかりやらせていただきたいというふうに思っております。

○荒木清寛君 この委員会で、我が党の防災・減災ニューディール政策についても俎上に上がりました。

我々が目指しているのは、何も箱物を造るということではなくて、命を守るためにソフト、ハード両面での対策を進めるということでありまして、今回の消費税法改正案附則第十八条第二項で前進をしたことはうれしく思っております。

それで、少し関連をしまして、命を守るということで申し上げますと、先月二十六日に、公明党のプロジェクトチームで藤村官房長官に対しまして総合的な通学路の安全対策の提言をいたしました。言うまでもなく、本年四月の京都府亀岡市での痛ましい登校中の事故を受けてでございます。

先日、警察庁が上半期の交通事故死者数を発表いたしました。六十二年ぶりに二千人を下回ったということは政府の取組の効果ではあります。しかし、歩行中の死者の割合は状態別死者数の三六・七%と最多であります。この割合は近年上昇しておりますし、歩行者の犠牲者が多いというのが日本の交通事故の特色でございます。

集団登校の子は、きちんとルールを守って、それで事故に遭っているわけでありまして、命を落としたわけでありまして。私は、ルールを守っている歩行者は守られるという思想を国民にしっかりとこれは共有する必要がある、歩行者優先、人間優先という理念を徹底することがこの交通事故対策として急務である、このように考えております。あるいは、子供を守る対策として急務であると考えます。

そこで、総理に二つ提言をいたします。中央交通安全対策会議・交通対策本部を早期に開催をいたしまして、本年秋の交通安全週間に先立って、歩行者優先の理念を徹底することをきちんと協議をすること。二つ目には、交通安全対策基本法の改正をして、こうした歩行者優先という理念を明確にすること。また、三つ目に、もう一つ、昨年策定されました第九次交通安全基本計画、五か年計画でありますけれども、この死傷者削減目標に子供

や歩行者の視点を踏まえた目標を追記することの検討を提言をいたしますが、総理に対応を求めます。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 荒木委員御指摘のとおり、交通事故死者を状態別に見ますと、歩行者の割合は三年連続で最多となっており、歩行者の交通安全対策は喫緊の課題であります。こうした状況も踏まえ、交通安全対策基本法に基づき昨年三月に策定した第九次交通安全基本計画においては、基本理念の一つとして人優先の交通安全思想を規定をさせていただいております。こうした理念の下、政府では、春秋の全国交通安全運動等を通じてこの人優先の基本理念を浸透させ、子供を始めとする歩行者の交通事故防止を図っているところでございます。

委員の御提案を踏まえ、本年九月の全国交通安全運動の前に交通対策本部を開催をし、歩行者の安全対策について関係省庁が連携して一層取組を進めるよう、私からも指示をさせていただきたいと思っております。

その後の交通安全対策基本法の見直しや交通安全基本計画における数値目標については、御意見として政府において参考にさせていただきたいと考えております。

○荒木清寛君 最後に、歳出の無駄の削減についてお尋ねをいたします。

先般、京都大学における物品調達をめぐる汚職事件において逮捕された元教授が、研究事業関係の補助金の預けという形で不正経理をしていた、そうしたことが発覚をいたしました。これはほかにも行われているという指摘もありますし、平成二十二年度決算検査報告でも国立大学、私立大学におけるこの研究費の不正経理の問題が指摘をされております。

そこで、今参議院で継続になっております不正経理防止法、自民、公明が両党で提案をし、各党の理解で継続審議になっております。これを早期に成立させるべきである、この決意を最後に総理に伺って終わります。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 御党及び自民党から提出をされています不正経理防止法案の趣旨のとおり、公務員等の不正経理の防止の徹底を図ることは重要な課題であると認識をしています。不正経理防止法案は前国会から継続審査であり、今国会に引き継がれているところでありますが、民主党においても引き続き検討がなされているものと承知をしています。

本法案については、今後政党間において御議論がなされることを期待をしており、政府としては、これらの議論も踏まえ、引き続きより一層の予算執行の適正化と不正経理の防止に向けて積極的に取り組む所存でございます。

○荒木清寛君 終わります。

○中村哲治君 国民の生活が第一の中村哲治です。

八法案の質問に先立ちまして、高橋委員長へ質問いたします。

まず、動議に対して討論の申出があつたにもかかわらず討論をさせなかったという先例は参議院にあるのでしょうか。

○委員長（高橋千秋君） ただいまの御質問に対してお答えを申し上げます。

第五十一回国会で運輸委員会江藤委員長に対して、それから第百回、第百七回、第百九回、第百三十四回の国会の中で討論をしておりません。

○中村哲治君 討論の申出があつたにもかかわらず討論をさせなかったという例があるのかという質問をしているんです。

○委員長（高橋千秋君） それについては不明でございます。

○中村哲治君 それは、ないんでしょう。

特に、委員長が御自身の不信任の動議の件で、理事会の協議では調わず、つまり全員一致の合意がなかつたにもかかわらず、委員長職権で討論や採決のやり方を決めたという先例はありますか。（発言する者あり）

○委員長（高橋千秋君） 御静粛にお願いを申し上げます。

中身については不明でございます。必要であれば、追って書類を提出させていただきます。

○中村哲治君 そんなこと、ないんですよ。

自分の不信任の案件が出ているときに、その討論について申出がある、しかし、それについて自分でその必要はないと決めるようなことは、先例はないわけです。そういうことを委員長はされたんですよ。

こういうふうなやり方で国民の生活に多大な影響を与える大增税が決められていく。まだまだ問題点は多いです。解決されていないところも多い。しかし、強行されていくと。

私は、高橋千秋委員長を民主党にいたときから人柄も存じ上げているつもりですし、決して個人的に動かれているのではないと思います。しかし、このやり方の危険性、恐らく自覚されていないのではないかと思います。私は、三党合意によって、まだまだ問題点が残されているにもかかわらず採決が強行されていく、私は全体主義の足音が聞こえます。

問題は、それを無意識にされているということです。意識されていれば、こういうふうな民主主義の在り方を踏みにじるような運営はされません。戦前も、空気が民主主義を破壊し、大政翼賛会をつくり、全体主義に進み、そして戦争へと突入していきました。そのときの反省をもう一度きちっと踏まえなければなりません。そのことは一言申し上げておきます。

委員長に対してこれ以上質問しても酷な話だということもよく分かっておりますから、

十分御認識いただきたいと思います。

それでは次に、野田総理に質問いたします。

野田総理、総理の任期はいつまででしょうか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 衆議院の任期自体は来年の八月末までであります。ただ、民主党の場合は代表選挙がございますので、当然のことながら九月、代表の任期というのは、だから残された一か月ということであります。

○中村哲治君 民主党代表の任期というのは九月の何日まででしょうか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） たしか九月いっぱいまでだと記憶しています。

○中村哲治君 そうすると、総理の任期中にということを考えるのが普通だと思うんですね。

代表選挙というのは必ず再選されるものでしょうか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 必ずしもそれはそのままなとは思いません。

○中村哲治君 では、そうすると、近いうちにとおっしゃって、今の民主党としての代表の任期が九月末までということになりますと、解散ができるのは国会開会中ですので、九月八日の今国会の会期中に、御自身の任期中だということで、解散をされるというふうに考えるのが普通だと考えられますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 解散の時期について、特定の時期を明示的に言うことはふさわしくないというふうに考えております。

○中村哲治君 自公との交渉のときに、自分の任期中を越えるとそれはできるかどうか分からなくなるわけですから、当然前提として、自分の任期中に信を問うということを前提にして話しになったんじゃないんですか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 代表選がどうなるか等々は、これはまだ分かりません。分かりませんが、自分の任期中というか、当然これは公党の党首間の合意であります。私が引き続き党首で総理を務めるのだったら、合意を踏まえての対応を当然重くさせていただきます。代表が替わって仮に総理が替わるという状況だったら、公党間のこういう合意をしたということをしっかり次の方にお伝えをする、そういうことだと思います。

○中村哲治君 ということは、近いうちにすると。しかし、自分が任期中のときには自分が最終的に決めればできるわけですね。しかし、次の人だと、それは別に先延ばしにされるわけじゃないですか。

今日の朝日新聞には面白い記事が載っていました。シチズン時計がビジネスマン四百人を対象にした意識調査で、食事に誘うときの近いうちにを一か月後と受け止める人が四三%、一週間後という人が二五%だそうです。一方、実際にはしない、社交辞令と考える

人も一八%いたということなんですね。

これはどうなんですか、自分の任期中にきちっと判断をするということを前提として自民党、公明党との交渉に臨まれたんではないんですか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 国民に信を問う話と一緒に食事をする話は全く別だと思いますが、公党間の党首間の合意であると、そういう位置付けであって、その近いうちについては、私は解釈を一つ一つコメントするということはふさわしいとは思っていません。

○中村哲治君 自分の任期中に信を問うという、その信を問うというのは御自身が主体ではないんですか。次の代表として選ばれる方の判断も、三党間の合意だからそれも引き継がれるということを前提として交渉されていたということによろしいんですか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 自分が総理大臣にあるという場合において、当然のことながら、自分の責任として相手の党首とお話をさせていただいております。それが基本でありますけれども、当然、総理の解散権というのはそのときの総理の判断だというふうに思います。したがって、そういう公党間の党首間の合意、確認はさせていただきました。

もし私が代表ではなくなった場合、これについては、その後の総理大臣の解散を当然縛れる話ではありませんけれども、公党間の党首間のこういう合意があったということは、三党合意を踏まえてしっかりそういう場合にはお伝えをするということになると思います。

○中村哲治君 そういうことだということも自民党や公明党の皆さんは御認識の上で三党の党首会談が行われたということで理解しておいてよろしいですね。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） どういう御認識かどうかは、それは各党のそのお話は分かりません。そういう詰めたお話をしたわけではありません。

○中村哲治君 ということは、御自身の任期は九月いっぱいまでしかないけれども、そのときまでに決めるかどうか分からない。そして、そのことについては詰めた話もしていないので、次の方がもし選ばれた場合には、それは三党間の合意だから守ってくださいねと申し送りをしてこの案件について処理をするというようなことによろしいですね。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） だから、詰めた話はしていないということであります。

○中村哲治君 次に、法案の中身の質問に入らせていただきます。

社会保障国民会議についてでございます。

七月三十日の社民党福島議員の質問に対する答弁と、前回、八月三日金曜日の私の質問に対する答弁では、どのようなメンバー構成とするのかという質問について、柚木議員からは今後の検討課題だと答弁するだけでございました。全く中身は詰まっておりません。そして、次に私が長妻議員にお尋ねをいたしました。社会保障国民会議のようなスキームをつくるのであれば、本来、衆参合同の協議会を国会内につくるべきではないですか、な

ぜ政府の中につくる形にしたのですかという質問をさせていただきました。これに対して長妻議員は、いや、その政府の中につくるという以外の検討はしていなかったんですということを答弁でおっしゃったんですね。しかし、私の質問には答えられていないんですよ。

国会内になぜ衆参合同の形で超党派で議論する協議会をつくらなかったのか、その議論をもし提案していなかったとすれば、なぜ長妻議員は生来の持論を覆して提案されなかったのかということについてお尋ねをさせていただきたいと思います。

○衆議院議員（長妻昭君）　今回は消費税を5%上げさせていただくときの裏打ちとなる法律について限定して三党で協議をしたと。その中で、三党で合意できるだろう最大公約数を話し合うというようなことがあらかじめ我々の念頭にあったところでありまして、その意味では、自民党からも提案があった国民会議というようなものをベースに議論をして、その中で国会議員が入ることも妨げないということで着地をしたところでありまして、国会の中で各党がそういう協議体をつくる、それは国会の御議論を当然我々も妨げるものではありませんので、国会で御議論をいただければということをして別に否定をしているわけではありません。

○中村哲治君　長妻さんは野党のとき、政権交代前のときから、政権交代の一番大きな意味は何があるのかという点を御主張されるときに、スウェーデンでは政権交代をしたときに政権交代した政党が中心になって原案を出して、そして超党派の協議会をつくってそこで社会保障改革に取り組めたんだ、だからこれを政権交代後にしなくちゃならないと、そうおっしゃっていたと私は記憶しておりまして、だからこそ長妻先生と一緒に社会保障改革に取り組もうと私も努力してきたつもりであります。

だからこそ、ずっと前からそういう主張をされていたのですから、今回もやはり、政権交代したからにはそういうふうな姿勢で国会内に協議会をつくるべきそのタイミングをずっと探しておられたというのが政権交代後の長妻当時大臣のお気持ちであったのではないですか。そのことについて今どのようにお考えなんでしょうか。

○衆議院議員（長妻昭君）　これは、先ほども申し上げましたとおり、三党協議ということでありまして、国会の中で幅広く協議体をつくるには、三党だけで決めるということではなくて、やっぱり幅広く国会のしかるべき委員会あるいは理事会等々で議論されるべきことだと思っております、今後そういうような議論をもちろん妨げるものではないというような三党合意であります。

○中村哲治君　ここの答弁にすごくポイントがあるわけですよ。

結局、本来であれば、社会保障のような大きな問題を議論するのであれば三党の枠組みだけで議論すべきではないわけです。しかし、今までのこの委員会の答弁を総合いたしま

すと、今回の三党合意、また推進法案で定められたスキームは、今後の税制だけでなく、今後の社会保障の内容についても三党協議で決めていくという枠組みでありまして、そのことを国民会議が追認していくという仕組みになっている、こういう答弁でありました。その点でも、私が前から申し上げているように、実質的な三党大連立政権だと言えます。

自民党、公明党は早期の解散・総選挙を主張されております。しかし、これらのスキームで進めていくということと相矛盾いたします。この点について、自民党、公明党はそれぞれどのようにお考えなのでしょうか。

○衆議院議員（野田毅君） 今までの御議論の中でも申し上げておりますけれども、少なくとも社会保障あるいは財政の健全化、そういったテーマは、与党、野党という変わるたびに対決型になったのでは日本も潰れるぞ、これではよくないということで、他の政策課題は別です、だけど、この一点に関しては少なくともどっちが与党であろうと野党であろうと、このテーマについてはしっかりと三党でこれからも中身を詰めていこう、これが今回の大事な柱であります。

そのことと、それ以外の、連立といえば安全保障問題からそれ以外の様々なテーマを全部包括的に入るわけですから、それはまた違う話であると。この点は何度も申し上げておるとおりですから、何ら矛盾することはあり得ないと、こう思っています。

○衆議院議員（西博義君） お答え申し上げます。

野田先生おっしゃったことと基本的には同じでございます。今回の三党合意は、社会保障と税の一体改革、この社会保障四分野に関する合意、これを国民会議それから三党の中で進めていこうと、こういうことでありまして、政党全体の政策、これは様々な政策がありますけれども、そのことについてはそれぞれ当然、各党の考え方がある。もちろん、解散・総選挙についても私たちは野党として、今、現与党について厳しく対処していき、そのことの要求もしかるべきときにはするということも十分可能性は持っている、こういうことでございます。

○中村哲治君 よく分からないんですよ、なぜ今解散・総選挙を求められているのか。

社会保障と税、二つだけおっしゃいましたけれども、そうでもないんですよ。附則十八条二項が挿入されまして、そして古本議員の答弁からすると、この成長戦略や公共事業に関しても、どのような形でやっていくのかについては三党協議を行っていくということをお答えされておりました。だから、これは社会保障と税の一体改革だけじゃなくて、公共事業も成長戦略も社会保障も税も四分野一体改革で三党協議で進めていくということになっているわけですよ。

自民党にお聞きしますが、一年以内に衆議院解散・総選挙があり衆議院の構成が変わって

もこの枠組みは維持されるのでしょうか。具体的には、もし民主党が野党になって第三会派、第四会派になったとしても三党協議で社会保障制度改革を進めていくのでしょうか、いかがですか。

○委員長（高橋千秋君） 野田毅君。時間が迫っておりますので、簡潔にお願いします。

○衆議院議員（野田毅君） 大変失礼な物の言い方は避けたいと思います。どういう結果になろうと、選挙の結果、この三党が引き続いて、誰が政権を取ろうと、どっちが政権を取ろうと、この三党の路線はしっかりと守っていくということだと思います。

○委員長（高橋千秋君） 中村哲治君。時間が来ております。おまとめください。

○中村哲治君 いや、そんなことを、非常に面白い答弁でしたね。第三会派になっても第四会派になったとしても、この三党で進めていくと。

本来、社会保障にしても税制にしても……

○委員長（高橋千秋君） 時間が来ておりますので、おまとめください。

○中村哲治君 これは、超党派で進めていかないといけないわけですよ。にもかかわらず、三党で進めていく、選挙が終わっても三党で協議を進めていく、これはもう大連立政権そのものじゃないですか。

○委員長（高橋千秋君） 時間が経過をしております。おまとめください。

○中村哲治君 だからこそ、私たちは、問題が明らかになっていないと言っているんですよ。

今日も、質問通告している質問項目、二十項目、これからも残っています。そういった意味では……

○委員長（高橋千秋君） 時間が経過しております。おまとめください。

○中村哲治君 まだまだ……

○委員長（高橋千秋君） ルールを守ってください。

○中村哲治君 議論をすべきというのが当たり前ですよ。（発言する者あり）時間、時間ということ言われますけれども……

○委員長（高橋千秋君） もう時間が経過しております。おまとめください。

○中村哲治君 これだけたくさん議論をすべきことが残っているにもかかわらず、数の力で、大連立で物事を決めていこうとする……

○委員長（高橋千秋君） 時間が経過をしております。

○中村哲治君 そういうふうなやり方を続けていくのであれば、日本から民主主義がなくなってしまう……

○委員長（高橋千秋君） おまとめください。

○中村哲治君　そういうことを強く申し上げまして……

○委員長（高橋千秋君）　ルールを守ってください。

○中村哲治君　私の質問を終わります。

ありがとうございました。

〔委員長退席、理事大久保勉君着席〕

○中西健治君　みんなの党の中西健治です。

まずは冒頭、野党七会派が提出した首相問責決議案はつるしておいて、そそくさと増税法案だけを通してしまおうとする国会運営に再度、強く抗議するものであります。

しかし、我々は審議拒否などはせず、国会審議を通じてただすべきところはただしていく、そういう覚悟でやってまいります。

増税法案を推し進める談合三党の方々と違い、限られた時間しかありませんので、是非、私が指名した方が最初から直接答弁をされるよう委員長には御指名をしてくださることをまずはお願い申し上げておきます。

質問に入らせていただきます。

一昨日の夜に行われました野田総理と谷垣総裁の党首会談では、二人だけで約三十分ほど膝を詰めて話をされたようでありますが、総理は、衆議院の選挙制度改革や特例公債法案に関しては確認をしていないと記者の質問にお答えをされています。それは事実でしょうか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君）　おとといの党首会談、正確に言わなければいけないと思いますけれども、二人きりになる前に、両党の幹事長そして幹事長代行がいるときには、私は、特例公債あるいは一票の格差是正、定数削減を含む政治改革、これについては、早期にこういう懸案についても結論が得るように協力を是非お願いしますということはお話をしております。

ただ、その後の意見交換の中で、そこで何か合意、いつまでに合意をしたということではないという意味で、最低限合意したことが、先ほど来ずっと出ていますように、三党合意を踏まえての一体改革関連法案の早期成立と、その成立の暁には近いうちに国民に信を問うという最低限の合意事項、確認事項というのがザッツオールなんです。その前に申出はさせていただいております。

○中西健治君　ということは、二人でいるときには話はしたけれども、何らこれについては確認はしなかったということだというふうに理解いたします。大変、事実だとすれば、随分間の抜けた話なのではないかというふうに思います。そして、そうした確認もせずに、近いうちという言葉で合意した自民党にも全く理解ができないということを申し上げてお

きます。

さて、これまで総理は、衆議院選挙制度に関して解散権は縛らないと繰り返し発言をされています。ということは、現在の状態のままで衆議院選挙を行った場合、裁判所が選挙結果の無効の判断をする可能性も全く否定はできないものの、それでも今回総理は、今の状態のままでも近いうちに国民の信を問うという決断をされたということによろしいでしょうか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 今の状況については違憲であり、違法であるという、そういう状況であります。この状況は一日も早く脱却しなければなりませんし、これは立法府の責任において、これはもうどの党がどうのじゃなくて、国会議員としてそういう強い意識を持って対応しなければいけないと思います。

その上で、我々は、自民党さんが提案をしている○増五減については賛成です。ただし、あわせて、それぞれの党が定数削減もこれまで訴えてまいりました。その定数削減をするためには選挙制度改革もやらなければいけません。それを一体的に議論をして結論を出そうというのが、これまで各党間のいわゆる集大成というか最大公約数だったと思います。

今、我々は一つの案を衆議院に提出をしておりますけれども、是非各党の御理解をいただいて、早急にこの結論が出るようにしていきたいというふうに考えております。

○中西健治君 早急にというのは国会議員共通の思いなのではないかと思いますが、私が聞いているのは、一票の格差について今国会でできるのは区割り審設置法の改正までです、実際に違憲状態が解消されるまでには、区割り審を動かして勧告を受けて、さらに公職選挙法を改正する、そうするのであれば少なくとも四か月程度は掛かる、下手をすると半年以上掛かる。私が聞いているのは、まさかそこまで待つことはないということによろしいですね。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 違憲、違法状態は一日も早く脱却しなければなりません。実務を考えると、区割り審設置法を改正をしてから一定期間、作業に、周知に掛かるということは事実だと思いますが、一方で、私は総理大臣の解散権は縛られるものではないと思います。今の一つのお話であります、それをもって、でも明示的にその時期を特定をするということも、これも妥当ではないというふうに思います。

○中西健治君 一体的な改革ということを先ほど総理おっしゃられましたけれども、自民党が○増五減法案を提出している中、野党の多くが、違憲状態解消のために、各党の主張は横に置いて合意をするともう意見表明をしています。しかしながら、民主党がまとまらない、独自の法案に固執しているのが今の姿なのではないでしょうか。党代表である野田総理、どうして固執しているのか、お考えをお伺いいたします。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 固執しているとは思いません。一票の格差を是正しなければならぬは、それぞれの問題意識はあると思います。共通していると思います。定数削減もしなければならないということは、それぞれ各党がこれまで国民の皆様にお約束してきたことじゃないでしょうか。

その中で、どうしても選挙制度改革と関連をすることが出てまいります。一体的に対応するために、それはなかなか全ての党が、万人が合意するという状況ではありませんが、特に今回の私どもの御提案は民主党にとって決してプラスの制度ではありません。すなわちゲリマンダーではないわけですので、むしろ少数会派について配慮をした内容になっています。したがって、これから、御理解をいただける努力をこれからもしていきたいと思っております。

○中西健治君 定数削減は約束しているからということでありましたけれども、その答弁はおかしいのではないのでしょうか。

では、お聞きします。なぜ民主党は参議院の選挙制度については定数削減を全く行わない案を野党に示しているのでしょうか。四増四減です。民主党の代表として話に全く整合性がないと思いますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 衆議院においては、いろんな経緯がございましたけれども、元々私どもは比例の部分を八十削減という、そういうマニフェストを掲げてまいりました。

今回は、小選挙区〇増五減ですから五減らす、その上で比例については四十減らすという、トータルで四十五減らす定数削減で、八十という目標はまだ失っていません。段階的に進めていく上で八十を目指すという、そういう意味で、衆においては、私も衆議院議員でございますので、その方向性でまとめさせていただきました。

参議院においては、参議院の中でのハウスとしての御議論があった中で、今現在は四増四減という、そういう今考え方を取らせていただいているということでございます。

○中西健治君 総理は民主党の代表ですよね。衆議院議員だからという答えはおかしいんじゃないかというふうに私は思います。

四十議員定数を削減する、これは参議院でも民主党はマニフェストに掲げていたことじゃありませんか。どうしてやろうとしないんですか。

〔理事大久保勉君退席、委員長着席〕

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 政治改革推進本部の中で御議論をさせていただきながら、今現時点においては、そういう方向性の中で何か解決できないかという、現状打破のまず第一歩として議論がされているというふうに思います。

○中西健治君 来年の夏までには選挙があるということでは衆議院も参議院も同じです。というよりも、来年の夏までは選挙がない参議院の制度改革のハードルは低くしておいて、反対に、いつ選挙が行われるかもしれない衆議院改革のハードルを高くする、やっていることが全く逆なのではないでしょうか。

民主党内でどういう力学が働いているか分かりませんが、党の意思として意図的に衆議院総選挙を遅らせようとしているとしか説明が付かないと思いますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 別に意図的に何かの、そういうことはありません。

○中西健治君 今申し上げたとおり、衆参に関して民主党が提案していること、これはやっていることが逆なんではないかというふうに私は思う、そして多くの方が思っているのではないかと思います。

野田総理にお伺いします。引き続きお伺いします。野田総理にお伺いします。

財務大臣は、特例公債法案を成立させなければ十月中にも財源が枯渇すると主張しておられます。そうだとすると、では、野田総理はいつまでにこの特例公債法案を成立させなければいけないとお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 予算は成立をさせていただきましたけれども、その裏付けとなる財源の中の大宗を占めるとも言っている特例公債、これが成立をしなければ、財務大臣が御説明をしているように、だんだん予算執行が窮屈になっていきます。窮屈になっていくということは、どこかの段階で抑制をせざるを得ない、それは国民生活や経済に悪影響が出てくる可能性があります。ということは、その状況を一日も早く脱することが大事です。デフレ脱却、経済活性化といっても、予算執行できないんだったら、そんな経済が好転するわけがありません。窮屈な予算運営ではそれは無理です。だから、一日も早く、一日も早く多くの党の御理解をいただいて成立をさせていただきたいというふうに思います。

○中西健治君 いつまでという期限をどれぐらいに考えているかという質問でしたが、それに対しては正面からのお答えいただけませんでした。

附則十八条第二項についてお伺いいたします。

これまで何度もこの附則十八条第二項の財政の機動的対応が可能となる中でという文言について議論をしてまいりましたが、理解に苦しむことが幾つもあります。先々週の本委員会で自民党の発議者は、十年間で二百兆円というからみんなわあっと言うけれども、今だって、過去十年間で二百三十兆円ですよと答弁をされました。ということは、自民党はわざわざ国土強靱化法案を提出して、今後の公共事業などへの資金投入を二百三十兆円から二百兆円へ減らすということを提案しているのでしょうか。時間の制約があるので、簡

潔にお答えいただきたいと思います。

○衆議院議員（野田毅君） 二百兆という数字がどこから出てきたか分かりません、ざっくばらんに言って。我が党として正式に決めているわけでもありません。これだけは明確に言うておきます。

ただ、物の考え方として、何か社会資本整備とかそういった話をすると、すぐに無駄な公共事業ということに結び付けがちです。しかし、私が申し上げている数字のいわゆる相場観ということから申せば、これはGDP統計の中で政府投資に入っている数字です。この政府投資という中にはどういうものがあるかという、大事なのは、あるいは上下水道、大学から小学校に至るまで学校の校舎あるいは国立病院等々、そういった生活関連施設あるいは市町村の行う廃棄物処理の施設、様々なものが実は入っているんですよ。だから、そういう全体の相場観から見てごらんなさいと、生活環境施設であったり文教施設であったり、それを特定の、何かすごく別のところに意図的に結び付けて議論されるからおかしいのであると。

特に、更新投資だけでも、随分もう古くなっているじゃないですか、橋梁だとか。そういったことを頭に置いてお考えいただければいいのであって、ただし私どもは、法案が出してはおるけれども、法案は通過しておりません。幾らこれからお金を使うかは、法案ができ上がった後、しっかりした長期的な視点での計画を作って事業ごとの配分を決めると、こういうことであります。

○中西健治君 簡潔にとお願いを申し上げましたので、そのように答弁をしていただきたいと思います。

では、財源についてのお話をします。

年間五兆円国費を投入するという財源についてただしたところ、野田毅衆議院議員は、建設国債はあって当然だというお答えをされました。そして、安住財務大臣はこれを受けて、今年も約六兆円だから、五兆という数字が大きいということではないとフォローを入れました。

では、安住大臣にお尋ねしますけれども、五兆円は今年の六兆円に含まれる数字、内側の金額ということを前提にそうした発言をされたということではよろしいのでしょうか、確認をさせていただきたいと思います。これも端的に、内側か外側か、認識をお答えください。

○国務大臣（安住淳君） 私は答弁を補充したわけではございません。今年の建設国債の額を申し上げただけで、野田先生の答弁に関連して私が答弁したわけではないわけでございます。

野田先生は、たしかその答弁の中で、二十兆のうち、いわゆる国の出す分という財政出動のところに関しては、たしか私の記憶では五兆円程度になるのではないかと。その規模がどれぐらいかということですから、私は、例えば今年六兆ですということをおっしゃったわけで、そうしたことからいけば、桁外れに五兆というのが大きいわけではないという、その六兆に継ぎ足すとか継ぎ足さないとか、例えば足して十一兆は大きいですか小さいですかとか、外ですか内ですかという議論に私は入って答弁したつもりはございません。

○中西健治君 野田毅議員がおっしゃったことに間髪を入れずに、今年も約六兆円だから数字が大きいということではないということは付言させていただきます、こういうふうに安住大臣はお答えになったんです。ということは、やはり内側か外側かの認識ぐらい持っていていただかないと、持っているもしないのに、大きな数字ではないだろうと答弁をすること自体が大変不誠実なんではないかと思えます。内側だと明言できないのであれば、コンクリートから人へどころか、コンクリート倍増計画になってしまうのではないのでしょうか。

財政法四条で公共事業の調達財源として規定されている建設国債の発行額は増やさないと明言できるのでしょうか。

○国務大臣（安住淳君） 予期せぬ経済変動とか様々ありましたから、この十年間の国債の発行や建設国債の発行を見ていただければ分かるように、できるだけ国債の発行を抑えて税収を上げながらやっていくというのが基本でありますから、その基本を守りながらやりますけれども、絶対という言葉を使うのがなかなか難しいほど今の状況というのは厳しいということだけは理解いただきたいと思えます。

○中西健治君 民主党の方針が、今や自民党の片棒を担いでやはり大きく変質しているのではないかとしか言いようがないというふうに思います。

次に、岡田副総理にお伺いいたします。

政府は、財政健全化待ったなしと説明をして消費税増税をしようとしているのだから、消費税増税で税収が増えるのであれば、その一部は政府債務圧縮に使われるのは当然だということを私は申し上げてまいりました。

安住財務大臣との議論では新規国債発行金額を減らすことはないということでありましたけれども、岡田副総理は、私の質問に対する答弁で、そのまま全部国債の減額につながるわけではない、こういうふうにおっしゃられました。一部は国債発行金額を減らすとも取れる発言となっておりますし、現に七月二十日、岡田副総理の記者会見では、基本的には国債の発行を減らすということが基本であるということであると、はっきりとおっしゃられております。

財務大臣にはいろんな立場がおありのようですけれども、岡田副総理自身のお考え、政治的スタンス、お伺いできないでしょうか。

○国務大臣（岡田克也君） 以前に申し上げたように、基本は国債の発行を抑制するために使うということでもあります。

もちろん、予算はこれ全体で見なきゃいけませんから、ほかの要因で増えたりすると、その結果としての国債の発行という議論はあると思いますが、基本的にはそれは抑制に充てるということが基本であります。

○中西健治君 最後に、総理にお伺いいたします。

財政健全化待ったなし、だから消費税増税待ったなしということなのであれば、増税後は国債発行金額を減らす、公共事業予算は増やさないと国民に向けて約束をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） この今回御審議いただいている法案の目的は、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成です。財政健全化の同時達成ということは、我々がまとめている財政運営戦略を基本に置くということですので、二〇一五年の段階でいわゆる基礎的財政収支の赤字対GDP比が半減をするということを目標にしながら、一方で、じゃ成長とどう両立させるか、そういう観点の中で取り組んでいきたいと思えます。

○中西健治君 今の答弁で国民が納得するのかどうか、一刻も早く約束どおりに国民の信を問うことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○大門実紀史君 日本共産党の大門実紀史でございます。

まず改めて、我々七会派が問責決議案を提出しているにもかかわらず、この後この増税法案の採決が強行されようとしていることについて、厳しく改めて抗議を表明しておきたいというふうに思います。

最後の質疑、九分しかないということですので、政治家、政党として最も大事な政策公約の問題について絞って質問をいたします。

七会派で問責決議を提出したその理由は、一つは、今回の消費税増税が民主党の公約に違反しているということです。二つ目は、国民の半分以上が反対、今国会で成立させるべきではないが六割、七割にも達しているにもかかわらず、強行されようとしていることですので。三つ目は、三党で決めれば何でもまかり通るとこの国会運営が、議会制民主主義をじゅうりんしているということですので。

さらに、審議の中で、三党合意そのものが大変曖昧な中身であるということも明らかに

なりました。こんなものをゴリ押しする総理は信任できないということで提案をしたわけでございます。

我々の問責決議について、総理はいかが受け止めておられますか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 参議院の七会派において私に対して問責決議案が提出されたことに対しては、これは厳粛に重く受け止めなければいけないというふうに思います。

ただし、この後いろいろ御議論があるかもしれませんが、社会保障と税の一体改革については、私はやり遂げていかなければいけないと考えています。

マニフェストに書いていなかった、その分、しっかりなぜ必要かということは説明していかなければなりません。それは、自民党、公明党以上に我々は説明責任があるというふうに思います。

加えて、国民の皆様、これは御負担をお願いをする話でありますので、それは多くの人が御賛同いただける状況ではありません。国論を二分するテーマ、むしろ慎重、反対の人が多いと思います。だからこそ、これもきちっと説明していかなければいけないと思います。

問責決議案については重く受け止めさせていただきます。

○大門実紀史君 その姿勢そのものに問責が出されているわけでございます。

ここまで来ても不明なことはたくさんあります。その一つが附則十八条二項の問題でございます。今日も三党の中の一党から、附則十八条二項で公共事業ができるようになって良かったと、こんなことが言われております。これは、総理は聞かれるたびに、今回の消費税増税の増税分は全額社会保障に使うんだということを繰り返し繰り返し答弁されてまいりました。公共事業には使われないということをおっしゃってまいりました。しかし、お金は色が付いておりませんから、ぐるぐる回って、建設国債に回ってこちらの赤字がこちらに回って、ぐるぐる回って使えるという解釈もあるわけです。

絶対に公共事業に使わないということだったら、公共事業には使わないんだという、そういう保証ができるんですか。はっきりとお答えください、最後ですから。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 今回引き上げていただく消費税について御負担をいただく分については全額これを社会保障に充てるということ、社会保障の充実に一%、安定化に四%充てる、これが今回の改革案の趣旨であります。

予算を重点的に、効率的に配分をする中で、例えばこれは今回のこの法案の一つのテーマでありましたけれども、経済と両立させなければなりません。経済の好転をさせるときに、あの十八条の中で、成長戦略であるとか事前防災とか減災とかそういうものに資する

ということでもありますので、今回引き上げる分については社会保障に全額充てるということでもあります。

○大門実紀史君 いや、最後にそうおっしゃられますと、結局、その分は社会保障、じゃ、そこにあつた分はほかに回って公共事業に使われるという話を今おっしゃっているわけですよ。今まで公共事業に使わないとはっきりおっしゃっていたんですよ。その保証は何ですかということをお聞きしているわけですよ。そこをはっきり言ってくださいよ。何を言っているんですか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 先ほど申し上げたとおり、消費税引上げ分については、これはあくまで全額、全額社会保障です。全額社会保障に充てるということでもあります。

○大門実紀史君 最後までそういう詭弁の答弁を繰り返されるわけだから、本当にこんな法案通すべきじゃないですよ。

最大の問題は、公約違反、また民意を踏みにじってきていることにあるわけでございます。本来なら、国民の信を問うてから、これだけの重要課題ですから、それから実施の判断をすべきものを、これも総理は、法案を通してから信を問うんだと、こんな逆さまなことを繰り返し繰り返しおっしゃっております。これは私、過日のこの委員会で、じゃ法案を通してから審判を仰ぐとして、次の選挙で民主党が敗北したらこの消費税増税法案を撤回するというところもあるのかとお聞きしたら、総理は、選挙の結果どうするかは予断を持って答えられないとおっしゃいました。

しかし、国民に信を問うと……（発言する者あり）うるさいな。国民に信を問うということは、その結果を受けて政策判断をするということじゃないんですか。予断を持って答えられないってどういう意味ですか。じゃ、何のために信を問うんですか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） なぜ社会保障と税の一体改革が必要なのか。社会保障を充実、安定化させるための安定財源確保するためにこれは国民生活に不可欠でありますので、そのためにやるんだということを国民の皆様にお訴えをするということでもあります。その結果については予断を持ってはお答えすることができないということでもあります。

○大門実紀史君 選挙で負けても勝っても増税は変えないということならば、何のために信を問うのかということになるわけでございます。

民主党のマニフェストというのはもうぼろぼろの状態、自民党から取り下げろ取り下げろと言われてもう跡形もないような状態でございます。私は、やっぱり政党にとって公約、マニフェストというのは貫くべきだと、仮にそれが国会のいろんな事情で貫かれなかったとしたら、それはまた野に下って、国民多数を結集してまた政権を目指すをやればいいのかでありまして、今の民主党みたいにことごとくことごとく投げ捨てていったら、何の

ために政権にいるんですか。それこそ政党の自殺行為だと私は思いますが、総理はいかが思われますか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 政権交代を実現してから約三年になりましたけれども、マニフェストできていない部分もあります。だけれども、やれた部分も相当あります。総崩れであるとか次々とできていない状況という御指摘は、私は全く当たらないと思っておりますし、自分たちが任期にいる間はマニフェストでお約束したことは実行できるようにこれからも全力を尽くしていきたいというふうに思いますし、信を問う際には、何をやれてきたのか、何がどういう理由でできなかったということは御説明したいと思います。

○大門実紀史君 せっかく民主党のために警告したわけですけれども、お分かりにならないんだっつらば、これはもう選挙で決着付けるしかないというふうに思います。

自民党の方に伺いますが、今年一月二十六日の衆議院本会議では、自民党の谷垣総裁は野田総理に対して、公約違反の民主党政権に消費税増税法案の提出の権限は国民から与えられていないと、野田政権の取るべき道は、有権者に謝罪した上で、謝った上で解散・総選挙を行い、国民に信を問い直すしかない筋の通ったことをおっしゃったわけでございます。ところが、春ごろになって暖かくなるとだんだんおかしくなってきた、六月には三党合意を結んで、それまで責めていた民主党の公約違反をけしかける方向になると。とうとうこの夏の盛りになったら、解散・総選挙を迫るためにこの消費税増税法案を取引材料にすると。もうここまで来ると、マスコミにも言われておりますが、自民党のやってきていることというのは党利党略と言われても仕方がないんじゃないですか、いかがですか。

○委員長（高橋千秋君） 野田毅君。時間が迫っておりますので、簡潔にお願いします。

○衆議院議員（野田毅君） 先ほどどなたかの質問にもお答えしましたけど、今、谷垣さんの発言を引用されました。それはそのとおりです。

少なくとも、まずは正しいマニフェストに基づいて一体改革を訴えた選挙をした上で取りかかるというのが本来だと思います。しかし、どうしても時間的な制約、国際環境等々の中、しかも、私どもには解散権はありません。そういった中で、改めてしんから反省をされて……

○委員長（高橋千秋君） おまとめください。

○衆議院議員（野田毅君） 国民にもおわびを申し上げて、政治生命を懸けておやりになるというのであれば、それは我々としては、一体改革は我々自身の公約でもあることですから、ほかのことは別として、これだけは一緒にやるという以外はないと。

言うなら、解散の時期とそれからこの一体改革の順序が前後になっておることは事実です。けれど、我々は、少なくともこの法案を通した暁には……

○委員長（高橋千秋君） おまとめください。

○衆議院議員（野田毅君） できるだけ速やかに信を問うということになっていただくということだと思えます。

○大門実紀史君 消費税増税だけではなく、こういう政治の進め方そのものも早く衆議院を解散して国民に信を問うべきだということを申し上げて、質問を終わります。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

まず、問責決議案を議論せずに、本委員会で採決しようとすることに社民党として強く抗議をいたします。

先ほどもありましたが、社民党も含めた野党七党から問責決議案が出されていることを総理はどう受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 社会保障と税の一体改革の意義についての見解の相違があるとはいいながらも、七党派から私に対して問責決議案が出ているということは厳粛に重く受け止めたいというふうに思います。

ただ、その扱いについてはこれは国会の運びでございますので、政府の立場でお答えをすることはできないと考えております。

○福島みずほ君 昨日の衆議院での野田政権不信任決議には、民主党内から造反の動きがあり、自民党からも賛成の票が投じられております。これについてどう考えますか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 我が党から、残念ながら、不信任について私どもと同一の行動が取ることができずに、また離党の申出があったと聞いておりますが、大変残念なことであります。極めて遺憾に思います。

自民党のことについては、他党のことを私が申し上げるのは、これは失礼かと思えます。

○福島みずほ君 総理、民主主義とは何かということをお話をしたいというふうに思います。

まず、国民の六割、七割がこの消費税増税に反対をしている。それから、総理は自民党と組みさえすれば他の野党の話を聞こうとはしない。三点目は、民主党内のいろんな反対の意見をきちっと聞こうとはしない。民主主義とは対話であり説得じゃないですか。でも、総理にとっての民主主義というのは多数決、自民党と数で上回れば、過半数取ればいいと、そう思っているんじゃないですか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 対話と説得が基本だと思います。その意味では、私どもの考え方をまとめる際には、一昨年の暮れからですからもう一年以上掛けてこの社会保障と税の一体改革の議論をしまいいりました。昨年六月に成案をまとめて、今年の初めに素案をまとめて、そして二月に大綱として閣議決定をして法案提出をしまいいりました。

この間は相当多くの方が参加をして長い議論をしています。議論をしてまいりましたけれども、待ったなしの改革については一定程度やっぱり時期というものがが必要です。ずっと議論をしたまま何も結論が出ないというのは、これは逆に私は国民に対して無責任だと思っております。

対話と説得はずっとやってきたつもりでございますし、国会審議においても、衆議院において百二十九時間、そしてこの参議院においても公聴会を含めると八十時間以上、二百時間を超える御議論があったと思います。三党だけが議論しているのではなくて、様々な党から様々な角度からの御議論をいただいてきたと承知をしています。

○福島みずほ君 もし本当に対話ということであればこのような事態は生んでないんですよ。民主党の中から多数の離党者も生んでないんですよ。そして、国民を説得できていないんじゃないですか。六割、七割の国民が今消費税増税することに反対だということは、国民を説得し切れてないじゃないですか。きちっと納得するような形では進んでないんですよ。

○委員長（高橋千秋君） 安住財務大臣。

○福島みずほ君 いや、違う。時間がないので総理と一問一答でやらせてください。結構です。

総理。

○委員長（高橋千秋君） それでは、野田内閣総理大臣。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 時間を掛けてもずっと万人が納得する形ではできないかもしれません。だけど、時間を掛けて丁寧に民主的なプロセスはたどってきたと思っております。

その上で、国民の皆様の御理解を得るために、万が一、万が一じゃないですね、もうこの採決の時期ですから、成立をさせていただいた暁には更にしっかりと皆様に御説明をしていかなければいけないと思います。国論を二分するテーマ、国民に御負担をお願いをするテーマであります。中小の事業者の皆さん、家計を預かっている皆さん、こうした皆さんに御負担をお願いすることはつらいことです。誰も喜んでやるとは思いません。でも、その中でも将来の国民のことを考えて決断しなければいけない場面があります。そういう御説明をこれからしていきたいと思っております。

○福島みずほ君 違いますよ。今日採決をするということはこの委員会が決めているわけですよ。そして、みんなが納得していない、国民も納得していない、他の野党も、自公以外は納得していない。そして、民主党の中でも納得していなかった人がたくさんいるんですよ。自民党と組みさえすれば多数決でやれると突っ走ったところがこのひどい状況、

民主主義を踏みにじる事態を招いています。

では、消費税についてですが、今の景気状況で消費税を上げれば景気が悪化し税収が減る、生活を圧迫する、本当に消費税を上げることができる状況なのか、総理、どうですか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 当然のことながら、デフレ脱却、経済活性化に向けて政策の総動員をしていきたいというふうに思いますし、今回御審議いただいている法案の十八条の附則にも経済の好転という、そういう大変重要な考え方が出ています。

それを実現をするための環境整備に向けて政策の総動員をして、成長と社会保障とこの財政の一体的解決に努力をしていきたいというふうに思います。

○福島みずほ君 二〇一五年に一〇%ということがあるわけですが、今と同じような経済状況だったら消費税増税しないということですか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） あくまで、名目であるとか実質であるとかという成長率であるとか、あるいは物価の動向等、様々な経済的な指標を総合的に判断をして、そのときの政権が判断をするということでございます。

○福島みずほ君 総理はそのことについてどう責任取るんですか。

現に、今消費税を上げれば、予言者ではありませんが、国民の皆さんの生活を圧迫します。中小企業の問題についても、今朝の東京新聞に民間調査で、消費増税すれば中小の六七%に悪影響、仕入価格の上昇、税負担、価格転嫁が難しい、廃業に追い込まれると出ています。

総理、消費税上げて、本当にこの事態が起きますよ。本当にこの事態が起きる。総理はこのことについてどう責任取るんですか。総理。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 中小零細企業者の皆さんが一番御心配をされている転嫁については、これは転嫁対策をしっかりと講じていかなければいけないというふうに思います。これは大きな課題だというふうに思いますし、下請等々、こうした法改正も含めて対応しなければいけない、これまでの消費税の導入時や前回の引上げ時以上に徹底した対策を行っていきたいというふうに思います。

逆に、消費税の負担のお話だけでありますけれども、負担をしていただくことは全部社会保障に回すということであって、これは国民生活を守るためであります。この財源が今しっかり確保されていないことが問題であって、それを将来の世代に御負担をお願いをするような形、そういう財政規律のない形でこのまま日本が続くかという問題であって、逆にその決断をしなかったときの責任の方が私は大きいと思っています。

○福島みずほ君 総理、責任取れないんですよ。中小企業の転嫁策だつてできないですよ。社民党がずっと言ってきた富裕層への増税はやらないじゃないですか。必ずやるんですか、

これは。つまり、今回、消費税増税だけが残って、富裕層への増税、不公平税制の是正も軽減税率も、そういうのはもう先送りじゃないですか。先送りで、今回、消費税増税だけなんですよ。パックで議論するならまだ分かります。どれも決まってないんですよ。ちゃんとやるんですか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 消費税の最初の引上げ時期は二〇一四年のこれは四月であります。それまでに当然のことながら軽減税率かあるいは給付付き税額控除か、もちろんそれまでに簡素な給付措置やりますけれども……（発言する者あり）いや、低所得者対策をやるんです。いや、それをやらないで実施、引上げをするということはありません。間違いなくそういう対策を講じるということ、この順番はあるということ、これを逆にするなんていうことはあり得ないということでもあります。

○福島みずほ君 富裕層への増税をまずやってから、それから消費税の議論をする、消費税の議論が最後なら分かりますよ。でも、今日の時点で消費税増税だけ決めて、あとのことは決まってないじゃないですか。何にも決まってないんですよ。この状況で消費税増税だけやるから、これがまた問題です。

東京電力は、電気料金のうち家庭用の電気料金で九割を占めていました。大企業はダンピングもあったわけです。これ、消費税一緒じゃないですか。庶民に甘えるのもいいかげんにしろと言いたいと思いますよ。黙っているところから取って、大きいところの富裕層への増税などはやらないじゃないですか。

○委員長（高橋千秋君） おまとめください。

○福島みずほ君 今日の時点で何も決まってないんですよ。

野田総理、これで……

○委員長（高橋千秋君） 時間が参りました。おまとめください。

○福島みずほ君 消費税を増税すれば、本当に国民も中小企業も困ります。

○委員長（高橋千秋君） おまとめください。

○福島みずほ君 逆進性対策もしてなくて消費税を上げることに断固反対です。

そのことを申し上げ、社民党の質問を終わります。

○行田邦子君 みどりの風に行田邦子です。

野田総理に対して問責決議案が出たにもかかわらず、今日にも法案の採決がされようとしている、この事態に対しまして改めて強く抗議を申し上げたいと思います。

それでは、質問に移ります。

まず、公的年金制度について、民主党の法案提出者に伺います。

民主党の年金制度の改革案は、税を財源とした最低保障年金と納めた保険料に応じて年

金を受け取れる所得比例年金の二本立てとなっていました。これは、三党合意の後もこの主張は変わらないのでしょうか。

○衆議院議員（白石洋一君） 民主党が提案する新年金制度というのは、拠出建ての保険方式としての所得比例年金、これを基本としまして、それでは給付が少ない方に対して補足的に税を財源とする最低保障年金を給付するものであります。この骨子は変わっておりません。そして、今党内で具体案を鋭意検討しております。

今回、三党合意で提出した社会保障制度改革推進法案、この枠組みの中で新年金制度を提案し、理解が得られるよう努力してまいりたいと思います。

○行田邦子君 税を財源とする最低保障年金といった主張は変わらないということでした。それでは、総理に伺います。

民主党の二〇〇九年のマニフェストでは、消費税を財源とする最低保障年金を創設して、全ての人七万円以上の年金を受け取るようにするというふうに書いております。この場合の、この最低保障年金を導入した場合に必要な財源についてお教えいただけますでしょうか。

○国務大臣（岡田克也君） 今委員が正確に言われたように、最低保障年金で七万円とは言っていないんですね。全ての人七万円受け取れるようにする、そのために最低保障年金制度というのがあるということであって、それは所得比例年金と最低保障年金合計して全ての人七万円受け取れるようにすると、そういう趣旨でございます。

具体的な制度設計については、今党の方で行われているというふうに承知をしております。

○行田邦子君 私の質問は、財源についてお教えいただきたいということです。いかがでしょうか。

○国務大臣（岡田克也君） 財源がどのぐらい必要かということについては、制度設計いかんによります、最低保障年金の大きさをどの程度にするかということによって。つまり、どのような所得層の人まで最低保障年金というものを出していくかということによって変わりますので、その計算は現在党の中で行われているということでございます。現在の、一〇%に引き上げたその消費税の中でその最低保障年金を賄うという考え方には立っておりません。

○行田邦子君 最低保障年金を導入するというのは、これは抜本改革に当たります。こうした議論をするに当たっては、やはり詳細な制度設計と、それから財源を示さなければ検討ができません。ですから、早期にこれは提示するべきだと思います。

それでは、自民党の法案提出者に伺います。

社会保障制度改革推進法案の第二条三号には、年金においては社会保険制度を基本としというふうになっております。この法案を提出したお立場として、税を財源とする最低保障年金を検討する余地はあるのでしょうか。

○衆議院議員（加藤勝信君） 今御議論があったように、私どもの認識は、全額税を財源とするそうした年金というものは明らかに、ここに言うております社会保険制度を基本とするという、これには全く反するものであると、こういう理解でございます。ただ、具体的な議論あるいは姿がまだ示されておられません。そして、今御指摘があった財源もよく分かりません。したがって、そうしたものを含めた御提案があれば、今回の推進法あるいは三党合意に従って対応していくと、こういうふうに考えております。

○行田邦子君 今の答弁でも分かるように、公的年金制度については、この三党の、野党それから与党の民主党、そしてまた政府の間でまとまっていません。ばらばらのままであるということがよく分かりました。

それでは、高齢者医療制度について伺いたいと思います。総理に伺います。

これからの高齢者医療制度の議論の中で、政府・民主党として後期高齢者医療制度の廃止を主張していくのでしょうか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 後期高齢者医療制度の廃止に向けましては、高齢者医療制度改革会議の取りまとめについて全国知事会を始めとする関係者の理解を得るため検討、調整を進めてまいりましたけれども、これまでのところ理解を得るには至っておりません。こうした中で、先般の三党合意や、三党で提出をしています改革推進法案に盛り込まれている国民会議において、今後、先ほど御議論があった公的年金制度とともに医療保険制度についても議論を深める、そういう枠組みというか道が開けたというふうに思っておりますので、後期高齢者医療制度廃止についても引き続きこの枠組みの中で提案をし、理解を求める努力をしていきたいと考えております。

○行田邦子君 それでは、自民党の法案提出者に伺います。

後期高齢者医療制度は廃止すべきでしょうか。

○衆議院議員（加藤勝信君） これまでのこの委員会でも御議論がありましたけれども、この後期高齢者医療制度導入時にはいろんな確かに議論がございました。混乱もございました。高齢者の方々にもある意味ではいろんな意味で御迷惑を掛けてきたわけですが、私どもとしては、基本的に現時点ではかなり定着をしてきたと、こういうふうに認識をしております。高齢者医療制度については現行制度を基本に、そうはいつても必要な見直しを行っていかねばならない、こういうふうに考えております。

ただ、いずれにしても、廃止というだけでは物が進まないわけですから、この件

については、もしそれに代わる具体的な案があるならばまたそれをお出しいただく中で、この三党合意、またあるいは推進法に従って検討していくと、こういうふうになると思います。

○行田邦子君 六兆円の公費が投入されている高齢者医療制度についても、これもまた野党、それから民主党、また政府の間で考えが全くまとまっていません。ばらばらの状況というふうに言えます。

私は、社会保障の財源として消費税の増税ということ国民の皆様には提示するのであれば、やはり少なくとも社会保障給付の約半分を占めている年金制度そしてまた高齢者医療制度、少なくともこの二つについてはその改革の絵姿をしっかりとお示しをして、そして給付と負担の関係はどうなるのか、財源はどのぐらい必要になるのかといったことをお示しした上で消費税の増税ということ提示するべきではないか、それが筋であるというふうに強く訴えたいというふうに思っております。

それでは、最後の質問になります。

総理は、行革なくして増税なしといった趣旨の発言を何度もされています。その意を受けまして、民主党は、行政改革実行法案という与党の議員立法を四月十三日に国会に提出しました。そしてまた、さらに特別会計法改正案は三月に、それから独立行政法人通則法改正法案は五月に閣法として提出しています。これらはまだ審議すらされていません。消費税増税の三党協議を行うのであれば、歳出改革につながるこのような行政改革に資する法案についてもなぜ協議ができなかったのでしょうか。

○国務大臣（岡田克也君） 委員御指摘の法案はそれぞれ重要であります。是非、この国会の中で御審議いただきたいというふうに思っております。

特に、行革実行法案は民主党の中で議論し、そして作り上げられたものでございます。行田先生も中心メンバーとしてお作りいただいたわけですから、できれば党の中で一緒に法案成立に向けて努力できればというふうに思いましたが、党は替わりましたけれども、是非、この法案の実行に向けて一緒に御協力いただければというふうに考えております。

○行田邦子君 総理から、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣（野田佳彦君） 社会保障と税の一体改革という法案でありますけれども、経済の再生もしなければいけない、今御指摘のように、行政改革、政治改革、国民の皆様にとってはまず身を切る改革をやってみろという、これが国民の声だと思えます。そういう声を受け止めるためにも、今提案をさせていただいている行政改革に絡む法案の審議というものは是非お願いをしたいと思えますし、御協力を私からもお願いしたいと思えます。

○行田邦子君 残念ながら、その同じ御答弁を二か月前にも総理から伺っております。

○委員長（高橋千秋君） 時間が参りましたので、おまとめください。

○行田邦子君 総理は、事あるごとに決められない政治からの脱却と発言していますがけれども、今回の一体改革の三党合意というので決まったことというのは消費税の増税のみであります。

○委員長（高橋千秋君） おまとめください。

○行田邦子君 そして、肝心の社会保障制度については決められないままの政治となっています。また、行政改革についても残念ながら進まないままとなっています。

このような状況の中で、この今回の一体改革の法案は到底賛成できるものではないという意見を申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○委員長（高橋千秋君） この際、お諮りいたします。

八案に対する質疑は終局したものと認めることに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（高橋千秋君） 多数と認めます。よって、八案に対する質疑は終局したものと認めます。

○委員長（高橋千秋君） この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、大門実紀史君及び行田邦子君が委員を辞任され、その補欠として田村智子君及び亀井亜紀子君が選任されました。

○委員長（高橋千秋君） これより八案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○姫井由美子君 国民の生活が第一の姫井由美子です。

私は、国民の生活が第一を代表して、消費税増税法案を含む社会保障と税の一体改革関連八法案に対して断固反対の立場から討論をいたします。

まずそれ以前に、当委員会の運営に対して一言申し上げます。

民自公談合三党以外の純粋野党七会派による野田総理への問責決議案の処理を先送りにして、このような形で消費税増税法案を含む関連八法案が本委員会で採決されること自体が不当だと断言いたします。

したがって、私たち純粋野党は、委員会の冒頭に高橋千秋委員長の不信任動議を提出いたしました。しかし、討論の申出があつたにもかかわらず認められなかったことに強く抗議をいたします。委員会において、討論の申出に対してこれを認めず、前代未聞の言

論封鎖、すなわち議会制民主主義の否定の暴挙が行われました。良識の府である参議院において二度とこのようなことがなされないよう猛省を促すものであります。

以下、関連八法案の問題点を指摘し、反対の理由を申し上げます。

まず第一に、そもそもこの法案は、社会保障と税の一体改革と言いながら、事実は単なる増税先行法案であることです。

つまり、消費税の増税以外の内容については衆議院での修正により先送りとなり、また消費税増税以外の税制改革は何ら具体策がありません。政府原案では、所得税や資産課税の税制改革を行うこととなっていました。しかし、この点について、三党合意により、来年の税制改正に先送りとなっています。

本来、社会保障と税は所得の再分配機能となるべき政策です。それを先送りにして消費税の増税のみが先行し増収を図るということでは、まずもって納得ができません。

さらに、消費税については逆進性対策や転嫁対策など様々な問題があります。にもかかわらず、簡素な給付措置の内容も将来想定している給付付き税額控除の姿も政府・与党から示されていません。加えて、中小企業が増税分を価格に上乗せできない転嫁の問題に対しても、有効な対策は現時点で示されていません。これらの解決策も提示されず、大衆増税である消費税増税のみが先行されたことは、今回の法案がそもそも社会保障と税の一体改革でなかったことの証明であります。

第二に、民自公の談合による三党合意、実質的には三党大連立政権による消費税増税は、二〇〇九年衆議院総選挙で民主党が託された民意に反し……

○委員長（高橋千秋君） おまとめください。

○姫井由美子君 正統性がありません。

審議の中で明らかになったことは、今回の関連八法案は、社会保障と税の一体改革と言いつつも、三党合意により追加された附則十八条二項により……

○委員長（高橋千秋君） 時間が来ております。おまとめください。

○姫井由美子君 公共事業への流用を実現しようとしていることです。

また、法案に関して、衆議院での修正という形で民自公の三党のみで秘密裏に進められ、さらには、法案の取扱いや今後の政治日程までもが三党の談合で合意されたことは……

○委員長（高橋千秋君） おまとめください。

○姫井由美子君 議会制民主主義の否定であり、到底国民の皆さんは納得するわけがありません。

このように、あらゆる点で問題のある社会保障と税の一体改革……

○委員長（高橋千秋君） おまとめください。

○姫井由美子君 関連八法案は否決し廃案にすべきであると申し上げ、私の反対討論いたします。

○金子洋一君 民主党の金子洋一でございます。

会派を代表して、賛成の立場から討論をいたします。

賛成の理由の第一は、消費税引上げ分の五%が全て社会保障に充てられるということです。特に、社会保障の充実に約二・七兆円が使われ、子育て支援を始めとする多くの事業が強化をされます。また、附則十八条二項の規定につきましても、無駄な公共事業にはびた一文使えない、使わないということが明らかとなりました。

第二に、経済成長への配慮があることです。何ら対策を打たなければ、五%分の消費税率の引上げはデフレ下での我が国経済に大変大きな悪影響をもたらしてしまいます。しかし、今回の法案では、景気条項として十年間の平均で年間名目三%、実質二%の経済成長を目指し政策努力を行うことや、緊急の事態が起きた場合には税率引上げ停止を含んだ措置をとるということになっております。

第三に、消費税引上げに伴う転嫁対策や駆け込み需要などへの対策が検討されているということです。この点について私の質疑の中でも取り上げましたが、中小企業では税率引上げ分の転嫁が大変難しい問題、社会保険診療が非課税である医療機関について損税の問題があること、住宅などの駆け込み需要とその取得課税の問題、あるいは自動車関係諸税の抜本的見直し、揮発油税などのタックス・オン・タックスの問題などにつきまして、こうしたものへの対応を必要な法制上の措置を含めて精力的に検討をする旨の御答弁をいただきました。

もちろん、今回の消費税引上げが我が国経済に与える影響は大変大きなものであることには疑問の余地がございません。賛否を迷っておられる方も多いと思います。お気持ちお察しいたします。

しかし、参議院での与党過半数割れなどの複雑な状況に対応する上で完全無欠な法案というものはございません。力を合わせてできるだけ悪影響を減らし、政策効果を強化していくことが我々国会議員に課せられた使命です。私は円高・デフレ脱却を目指し、金融緩和の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

以上、皆様の御賛同を心からお願い申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

○桜内文城君 みんなの党の桜内文城です。

私は、ただいま議題となりました消費税増税関連八法案に対する反対の討論を行います。

我々が消費税増税関連八法案に対し反対する理由は以下の三点です。

第一に、失われた二十年とも呼ばれるバブル崩壊後のデフレ不況が続く中、究極のデフレ政策である増税を強行するのは、日本経済そして国民の生活をぶち壊しにするものではないかとありません。確かに、GDPの二倍にも達する巨額の財政赤字をいかにしてコントロールするのかという問題意識は共有しますが、増税のみによって財政再建を果たせるわけではありません。民間主導の経済成長に伴う増収、無駄の削減による歳出の圧縮を組み合わせるこそ財政再建の道筋が見えてくるはずで

す。歴史に学ばない者は過ちを繰り返すと言います。昭和恐慌の折、浜口雄幸総理、井上準之助大蔵大臣は、男子の本懐と称して文字どおり自らの命を懸けてデフレ政策である金輸出解禁を強行しました。政治家の生きざまとしては尊敬すべきものがありますが、誤った経済政策によって日本経済がどん底にまで落ち込んだことは歴史に刻まれています。同様に、野田総理の言う決められる政治も美しい響きがありますが、デフレ不況下の消費税増税という間違った経済政策を強行することを決められる政治と呼ぶならば、再び歴史は繰り返し、かえって国民の生活が台なしになることでしょう。

第二に、みんなの党は、三年前の結党以来、増税の前にやるべきことがあると一貫して主張してきました。増税の前にやるべきこと。まず、税金で給料をもらっている我々国会議員や公務員が自らの身を削る。次に、シロアリがたかるような無駄な歳出を徹底して削減する。

我が党は、一般会計、特別会計合わせて二百二十八兆円の総予算を全面的に組み替え、行政コストを約二十兆円削減する修正動議を提出しました。これを実現するため、国の財政制度を現在の大福帳方式から複式簿記化し、バランスシートを始めとする財務諸表を作成、開示する財政透明化及び責任明確化法案も提出しています。さらに、我が党は、長く続くデフレ不況から脱却するため、財政、金融一体のマクロ経済政策を実現する手段を日銀及び政府に与える日銀法改正法案も提出しています。これら増税の前にやるべきこと、やれることを何一つやろうともせず、増税一本やりで突き進むことを我々は決して許すことはできません。

第三に、国民に増税の負担を求めるのであれば、本法案の採決の前に国民に信を問うべきです。マニフェストで国民に約束した高速道路無料化、子ども手当、ガソリン税の暫定税率の廃止、最低保障年金、後期高齢者医療制度の廃止等、目玉政策を何一つ実現することなく、マニフェストにない消費税の増税は強行する、憲政の常道に反する増税一本やりの政策には我々は断固として反対します。

以上……

○委員長（高橋千秋君） おまとめください。

○桜内文城君 消費税増税関連八法案には経済政策の面でも民主主義的な手続の面でも何ら正当性がないことを指摘して、私の反対討論を終わります。

○石井準一君 自由民主党の石井準一です。

私は、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会を代表して、ただいま議題となりました一体改革関連八法案に関し、賛成の立場から討論いたします。

衆議院で当初審議された政府提出法案は、我が党との考え方の違った極めて問題の多いものでした。衆議院における審議の中で浮かび上がった問題点について修正協議を行い、三党の合意がなされました。関連法案の成立に向け環境が整備されたことは、将来への責任を自覚した心ある政治家の方々によって党派を超えた議員による決断として、これまで特別委員会にお越しをいただきました参考人、公述人の方々からも高い評価をいただいております。私自身も大きな意義を感じているところであります。

政府の当初案は、社会保障の全体像を国民に示さず、国民に税負担を求めるばかりの増税先行法案でありました。特に、民主党の看板であった後期高齢者医療制度の廃止や最低保障年金制度についても具体的な姿は何ら明らかにされませんでした。本法案の審議を通じて、社会保障と税の一体改革をめぐり、多くの件で与野党が議論を尽くした上で、我が党が求めた修正を行い、是正、確認がされたことは大きな進歩であります。これによって、我が党の考え方が全面的に反映をされ、我々が賛成できるものとなりました。

社会保障制度改革推進法案については、自助、共助、公助が最も適切に組み合わせられるよう留意すること、負担の増大を抑制しつつ、制度の持続性を高めること、年金、医療、介護は社会保険制度を基本とすることなどの考え方が示されました。また、社会保障制度改革国民会議で、閣議決定された大綱にこだわらず、幅広い観点から社会保障制度改革についての議論が行われることとなりました。

年金制度については、社会保険制度の基本原則に反するような低所得者等への年金額加算、高所得者への年金額調整などの規定が削除され、別途、福祉的給付に関する規定が追加をされたこと、子ども・子育てについては、政府・民主党が提案をした総合こども園制度を撤回をし、株式会社の参入要件を適正化するなど、現行の認定こども園制度を基本に制度を拡充することとなりました。

消費税につきましては、複数税率の導入に関する検討規定、景気条項の中の成長戦略や事前防災への重点配分が規定をされたこと、住宅や自動車取得に関しては十分な対策の検討が盛り込まれました。

これらはいずれも法案の根幹にかかわる重要な修正であります。逆に言えば、元々の政府案はこんな基本的なことすらもできていない、極めて不完全なものだったということに

なります。

政権交代以降、民主党の国家運営能力の欠如によってどれだけ多くの国益が損なわれ、どれだけ多くの国民が苦しみ、どれだけ多くの時間が無駄に費やされたのか。この三年間でどれだけ国家的な損失を被ったのか。

○委員長（高橋千秋君） おまとめください。

○石井準一君 失った時間は取り戻せませんが、民主党に良心のかけらがあるならば、閣僚以下全員が猛省をすべきであります。

八月八日の党首会談において……

○委員長（高橋千秋君） おまとめください。

○石井準一君 社会保障と税の一体改革関連法案が成立した暁には近いうちに国民に信を問うことで三党が合意をいたしました。

○委員長（高橋千秋君） おまとめください。

○石井準一君 この約束を誠実に守り、野田総理は直ちに解散・総選挙を行い……

○委員長（高橋千秋君） おまとめください。

○石井準一君 国民の審判を受けることを切に申し上げ、私の討論といたします。

以上です。

○田村智子君 日本共産党を代表し、社会保障と税の一体改革関連法案に反対の討論を行います。

まず冒頭、本日の委員会での委員長不信任動議について、当の委員長が小会派の討論を認めないという運営を行ったことに重ねて強く抗議いたします。

今国会での消費税増税法案の採決はやるべきではない、これが国民の圧倒的多数の世論です。民主、自民、公明の増税連合による採決の強行は断じて認められません。消費税増税は、国民生活も日本の経済、財政も危機に陥れる愚の骨頂ともいうべき政策です。

先月発表された国民生活基礎調査では、生活が苦しいという世帯は過去最多、六割を超えました。この声に耳を傾けず、消費税を一〇%に引き上げたらどうなるか。個人消費が冷え込み、国内経済は更に低迷、税収も回復どころか一層落ち込むことは誰の目にも明らかです。

また、消費税は余りに欠陥の多い税制です。中小企業が価格に転嫁できない、逆進性が強く、低所得者への対策が必要、医療機関は損税を強制されているなど、本委員会でも繰り返し深刻な問題点が指摘されましたが、政府からも、民主、自民、公明の発議者からも何一つ抜本的な対策は示されていません。

社会保障のためという増税の目的も、本院での審議で完全に崩れました。

三党の修正によって、消費税法の附則には、社会保障財源を消費税とすることで機動的な対応が可能となり、成長戦略及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分する旨が明記されました。

現に、政権交代後、予算執行が凍結されていた八ツ場ダム、東京外環道などの大型事業が一気に息を吹き返し、今後十年間で自民党からは二百兆円、公明党からは百兆円の大型公共事業プランまで提起されています。これでは、消費税増税は大型公共事業のための打ち出の小づちではありませんか。

社会保障のためどころか、国民にとっては、消費税増税に加え、社会保障の切捨てが襲いかかることも明らかになりました。

本委員会の質疑では、適正化、効率化、重点化の名の下に、介護保険料、国民健康保険料の一層の引上げ、介護サービスの新たな抑制、混合診療解禁の検討などが行われることを政府も法案発議者も否定しませんでした。

現在、金融審議会では、保険会社による医療や介護の現物給付についての議論も行われており、保険会社など営利企業の医療、介護への参入を狙っていると言っても過言ではありません。自助、家族相互及び地域の支え合いが社会保障の基本という社会保障制度改革は、憲法二十五条が定める健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、その権利を保障するための国の義務を著しく矮小化するものであり、断じて認められません。

子ども・子育て新システムに関する法案は……

○委員長（高橋千秋君） おまとめください。

○田村智子君 保育の市場化を進め、公的保育制度を後退させるものとなっています。保育施策への予算増を消費税増税の口実としながら、その額は七千億円。国の基準の低さから、現に地方自治体が単独で負担している一兆円にも届きません。しかも、保育所の建設費補助の規定が削除されており……

○委員長（高橋千秋君） おまとめください。

○田村智子君 待機児童対策などが安上がりな保育施策に傾倒する懸念があります。

政府の言う社会保障と税の一体改革では、日本の社会が良くなる道は見えません。我が党は、消費税に頼らず社会保障充実の道があることを対案として示してきました。

○委員長（高橋千秋君） 時間が来ております。おまとめください。

○田村智子君 消費税増税を許さず、国民とともに真の改革の道を歩む決意を述べ、反対討論を終わります。

○竹谷とし子君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました八法律案に対し、賛成の立場から討論いたします。

我が国は、少子高齢化が急速に進展する中、真に国民が安心して暮らすための社会保障制度の構築が喫緊の課題であり、加えて、その制度の信頼を確保するためにも安定財源を確保することは不可欠であります。

残念ながら、政府の一体改革案は社会保障制度の全体像が示されず、増税による国民負担を求めることを優先し、現下のデフレ不況に苦しむ国民、特に低所得者に対する配慮に欠いたものでした。

こうした政府案に対し、公明党は、自民党とともに真摯に修正協議に臨み、年金、子育て、税制の各分野について必要な制度の見直しに合意するという決断をいたしました。

まず、子ども・子育て支援関連法案は、認定こども園法について改めて議員立法で改正を行い、幼保連携型認定こども園等に関する制度を拡充させるとともに、保育の質や量を拡充させるものとなっており、賛成であります。

また、社会保障制度改革推進法案は、社会保障制度改革国民会議において年金、医療、介護、子育ての全体像を増税前に明確化するということになりました。

政府案の年金関連法案は、公明党が主張してきた低所得者への年金加算措置や被用者年金一元化などが盛り込まれたもので、公明党の定率加算を参考に福祉的給付で対応する等の修正が行われており、より現実的なものと評価をいたします。

さらに、財政関連二法案では、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分するなど景気・経済対策の検討条項を明記し、加えて、軽減税率の導入も含め、消費税率八%引上げ時から低所得者対策を実行できるよう検討規定を設ける修正等も行われております。

最後に、当委員会における質、量共に濃密な審議も尽くされた中で、改革を前に推し進めるための課題も明確になった今、法案を速やかに成立させた上で国民に信を問い、国会が決められない政治を脱却して次の改革に踏み出すことを国民は真に望んでいるということをお願いし、私の討論を終わります。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

私は、社民党を代表して、社会保障と税の一体改革に関連する政府提出法案及び民主党、自民党、公明党提出の社会保障制度改革推進法案の全てに反対の立場から討論をいたします。

最初に、野党七党によって提出された野田政権への問責決議が参議院にて討議されなかったことに強く抗議をいたします。与党は何を問われているのか、真摯に向き合うべきです。

野田首相は、自民党政治を変えると訴え政権交代したにもかかわらず、自民党と手を結

び自民党の政策を実現しようとしており、国民の信頼を完全に裏切っています。原発再稼働、原子力規制委員会委員長及び委員の人選、オスプレイの配備など、国民の声を無視し続ける野田政権の判断には大きな問題がありますが、その最たるものが消費税増税です。

社会保障と税の一体改革と言いながら、社会保障制度改革も不公平税制の是正も全て先送りです。結局、法案は、ただの消費税増税だけです。毎年賃金が下がり、デフレが続き、非正規雇用労働者が増大し、年収二百万円以下の生活者が増え続ける国の中で逆進性の強い消費税を増税することは、国民に自ら訴えた国民の生活が第一とは真反対で、国民の生活を破壊することにほかなりません。社民党が主張し続けた富裕層への増税は、今回削除をされました。このような不公平、不公正を許すわけにはいきません。

また、民主党、自民党、公明党の三党は、三党合意と言いながらも、最も重要な社会保障像についても、社会保障制度改革国民会議についても、消費税の用途についても、国会での三党の答弁はばらばらです。

自助が強調され、社会保障費の抑制を内容とする社会保障制度改革推進法案は、国民が今最も求めているセーフティーネットを更に壊すことは明らかです。その新自由主義的発想は、現在の社会不安を醸成した構造改革の再来であり、断固として認めるわけにはいきません。

また、附則十八条にあるように、消費税増税分を公共事業において使っていく動きも出ている始末です。

また、生活保護の適正化も、委員会では予算の削減を意味しないとの答弁でしたが、生活保護の申請を却下された人たちが餓死する現状の中で、削減ではなく、生活保護が日本国憲法二十五条を真に担保したものにしていくことこそが問われています。

国民が強く求めているのは社会保障制度改革です。その全体像があり、それを実現する不公平税制の是正を始めとした税制改革を行うという財政案が提示されるべきです。国民は社会保障像を全く示されることなく、税金だけを取られていくような法案に賛成をするわけにはいきません。

消費税増税法案を国民の信を問うことなく成立させることは、民主主義を踏みにじるものです。

二〇〇九年九月九日、三党で、この選挙で負託された期間内は消費税を上げないと決めました。国民への約束をなぜ踏みにじるのでしょうか。

○委員長（高橋千秋君） 時間が参りました。おまとめください。

○福島みずほ君 以上の理由から、全ての法案に反対することを申し上げ、社民党の反対討論といたします。

○亀井亜紀子君 私は、みどりの風を代表し、一体改革関連八法案について反対討論を行います。

本法案は、手続にも内容にも問題があります。

まず、手続については、与党民主党内の合意形成において多数決を取らず、ごく少数の執行部に一任させるという独裁的手法で押し進めたため、民主党から六十人近い離党者を出すという混乱を招きました。

また、民主党と国民新党の連立合意文書に今回の選挙で負託された政権担当期間中において消費税率上げは行わないという公党間の約束があり、本法案は連立政権の正統性を証明する連立合意文書に違反しています。

国民新党の代表であった亀井静香氏は、法案提出前に野田総理と党首会談を行い、その直後、閣議前に連立解消の会見を行いました。閣議後に官房長官が連立解消を否定するという前代未聞の事件が起きました。党首会談で決まったことをなぜ官房長官が覆せるのか、その理由はいまだに示されておりませんし、当事者である総理が知らぬ存ぜぬで通すことは余りにも無責任だと思えます。

つまり、本法案は、国民新党側の連立解消の会見と民主党側の連立維持の会見との間に挟まれた法的位置付けが曖昧な閣議、言わば政権の空白期間に国会に提出された法案です。立法府はこの点を追及せず、解散をめぐる党利党略で審議が進められ、本日採決を行うことは国会の歴史に汚点を残すと思えます。

連立合意は一方向的に破棄し、三党合意は公党間の約束だから守れと強要する野田総理の身勝手な論理、見識のなさに愕然とします。

以上のことを鑑みれば、野田総理に対する野党七会派の問責決議案の提出は至極当然だと思います。野党であるはずの自民党、公明党とその認識を共有できないことは大変残念です。

本法案は内容においても大いに問題があり、枚挙にいとまがありませんが、一言で言うなら、社会保障制度改革と消費税一〇%という数字に何の関連性もないことです。一体改革とは名ばかりであり、本法案の基礎をつくった政府の社会保障改革に関する集中検討会議、また税制調査会において、制度改革と財源が一体で議論されたことは一度もありません。

例えば、最低保障年金、後期高齢者医療制度の廃止は政権交代の原動力となった政策ですが、実現の見通しはありません。本法案は、現行制度の維持を前提とした赤字補填にしかならないのです。

低所得者対策も軽減税率か給付付き税額控除かという具体策は全て国民会議に先送りさ

れて、増税だけが先行します。

一般財源であるため、国債償還や公共事業で使うこともできます。法律の目的に財政再建の文言があれば幅広い流用が可能であり、区分会計にしないことは問題です。

さらに、デフレ下での増税は更なる景気後退を招くことも多くの経済学者が指摘しています。

以上のように、本法案は、手続、内容共に重大な問題があり、国民の信に堪えられるような代物ではありません。

二〇一四年四月の……

○委員長（高橋千秋君） おまとめください。

○亀井亜紀子君 消費税引上げまでに少なくとも二回の国政選挙があります。郵政民営化法がそうであったように、時の総理が強引に進めても、法案の中身がひどい場合は凍結、修正せざるを得なくなります。

○委員長（高橋千秋君） おまとめください。

○亀井亜紀子君 消費税問題が第二の郵政となり、拙速な採決が今後、更なる国会の混乱を招くかもしれません。

以上の理由から、本日の採決には反対いたします。

○委員長（高橋千秋君） 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋千秋君） 御異議ないと認めます。よって、八案に対する討論は終局したものと認めます。

これより順次採決に入ります。

まず、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（高橋千秋君） 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（高橋千秋君） 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、社会保障制度改革推進法案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（高橋千秋君） 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、荒木清寛君から発言を求められておりますので、これを許します。荒木清寛君。

○荒木清寛君 私は、ただいま可決されました社会保障制度改革推進法案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

社会保障制度改革推進法案に対する附帯決議（案）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、社会保障給付とこれに要する費用の負担の在り方については、受益と負担の適切な関係の確保、社会保障給付における均衡の確保及び国民の負担の適正化と負担の公平を図り、全体として均衡と整合性がとれたものとする事。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（高橋千秋君） ただいま荒木清寛君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（高橋千秋君） 多数と認めます。よって、荒木清寛君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、岡田国務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。岡田国務大臣。

○国務大臣（岡田克也君） ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配意してまいりたいと存じます。

○委員長（高橋千秋君） 次に、子ども・子育て支援法案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（高橋千秋君） 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（高橋千秋君） 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（高橋千秋君） 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、石井準一君から発言を求められておりますので、これを許します。石井準一君。

○石井準一君 私は、ただいま可決されました子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。

二、施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外

部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の普及に努めること。

三、施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の〇から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとする。

四、施設整備に対する交付金による支援については、現行児童福祉法第五十六条の二の規定に基づく安心こども基金からの施設整備補助（新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内。耐震化その他の老朽化した施設の改築を含む。）の水準の維持を基本とすること。また、給付費・委託費による長期に平準化された支援との適切な組合せにより、それぞれの地域における保育の体制の維持、発展に努めること。

五、保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとする。

六、大都市部を中心に待機児童が多数存在することを踏まえるとともに、地方自治体独自の認定制度が待機児童対策として大きな役割を果たしていることを考慮し、大都市部の保育所等の認可に当たっては、幼児教育・保育の質を確保しつつ、地方自治体が特例的かつ臨時的な対応ができるよう、特段の配慮をすること。

七、市町村による地域の学校教育・保育の需要把握や、都道府県等による認定こども園の認可・認定について、国として指針や基準を明確に示すことにより、地方公共団体における運用の適正を確保すること。

八、新たな幼保連携型認定こども園の基準は、幼児期の学校教育・保育の質を確保し、向上させるものとする。

九、現行の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園からの新たな幼保連携型認定こども園への移行の円滑化及び支援に配慮すること。

十、特別支援教育のための人材の確保と育成により幼児期の特別支援教育の充実を図ること。

十一、安心こども基金については、その期限の延長、要件の緩和、基金の拡充等を図り、新制度施行までの間の実効性を伴った活用しやすい支援措置となるよう改善すること。その際には、現行の幼稚園型や保育所型の認定こども園における認可外部分に対して、安心こども基金が十分に活用されるよう、特に留意すること。

十二、新制度により待機児童を解消し、すべての子どもに質の高い学校教育・保育を提供できる体制を確保しつつ、幼児教育・保育の無償化について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。当面、幼児教育に係る利用者負担について、その軽減に努めること。

十三、施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとする。

十四、施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする。

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に図るためには、一兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する〇・七兆円程度以外の〇・三兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。

十六、放課後児童健全育成事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。

十七、放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。

十八、妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。

十九、ワーク・ライフ・バランスの観点から、親が子どもとともに家族で過ごす時間や地域で過ごす時間を確保できるよう国民の働き方を見直し、家族力や地域力の再生と向上に取り組むこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○委員長（高橋千秋君） ただいま石井準一君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（高橋千秋君） 多数と認めます。よって、石井準一君提出の附帯決議案は多数

をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小宮山内閣府特命担当大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。小宮山内閣府特命担当大臣。

○国務大臣（小宮山洋子君）　ただいま御決議がありました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重していきます。

○委員長（高橋千秋君）　次に、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（高橋千秋君）　多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、荒木清寛君から発言を求められておりますので、これを許します。荒木清寛君。

○荒木清寛君　私は、ただいま可決されました社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議（案）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、社会保障制度に対する国民からの信頼と納得を得るため、社会保険と税との関係及び国の財政と地方財政との関係を含め、社会保障に関する総合的な収支を区分して管理するとともに、社会保障給付の内容ごとに受益と負担の関係を国民に対して透明性をもって明確に開示するための取組を行うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（高橋千秋君）　ただいま荒木清寛君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（高橋千秋君）　多数と認めます。よって、荒木清寛君提出の附帯決議案は多数

をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、安住財務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。安住財務大臣。

○国務大臣（安住淳君）　ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配意してまいりたいと存じます。

○委員長（高橋千秋君）　次に、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（高橋千秋君）　多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、八案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋千秋君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十七分散会